

令和5年度版

澁川の環境

令和4年度施策及び調査結果の年次報告



澁川市

本報告書は、渋川市環境基本条例第7条の規定に基づき、環境の状況並びに良好で快適な環境の保全及び創造に関して講じた施策を取りまとめたものです。



第1章 渋川市の概要

1	位置	1
2	人口	1
3	地勢	2
4	気象	2
5	汚水処理状況	3
6	産業	4
7	交通	5

第2章 第2次環境基本計画

1	策定の背景	7
2	位置付け	7
3	計画の期間	7
4	環境像及び基本理念と6つの基本方針	8
5	基本目標と環境施策	8
6	進行管理・推進体制	9

第3章 渋川市の環境

第1節 生活環境

第1項 良好な生活環境を守る

1	大気	10
	(1) 概要	
	(2) 大気汚染監視体制	
	(3) 一般環境大気測定局による測定結果	
	(4) 自動車排出ガス測定局による測定結果	
	(5) 有害大気汚染物質	
	(6) ダイオキシン類	
	(7) PM2.5の監視体制	
	(8) アルカリろ紙法による大気汚染調査結果	
2	酸性雨	24

3	水質	25
	(1) 公共用水域の水質調査	
	(2) 地下水調査	
	(3) 排出水調査	
	(4) その他の水質調査	
4	騒音	37
	(1) 概要	
	(2) 環境騒音	
	(3) 自動車騒音	
	(4) 新幹線鉄道騒音	
	(5) 特定工場等騒音	
5	振動	43
	(1) 概要	
	(2) 道路交通振動	
	(3) 新幹線鉄道振動	
	(4) 特定工場等振動	
6	苦情	45
	(1) 概要	
	(2) 発生源別件数	
	(3) 用途地域別件数	
	(4) 月別件数	
7	特定施設	47
	(1) 大気汚染防止法に基づく届出状況	
	(2) 水質汚濁防止法に基づく届出状況	
	(3) 騒音規制法に基づく届出状況	
	(4) 振動規制法に基づく届出状況	
	(5) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく届出状況	
	(6) 群馬県の生活環境を保全する条例に基づく届出状況	
8	スラグ碎石の使用状況調査	54
	(1) 概要	
	(2) 調査及び分析	
9	放射性物質	58
	(1) 放射線量測定	
	(2) 食品放射能の検査	
10	指標進捗状況	63

第2節 自然環境

第1項 雄大な自然環境を守る

1	本市の森林資源	67
2	伐採及び伐採後の造林の届出書	68
	(1) 伐採及び伐採後の造林の届出書について	
	(2) 伐採及び伐採後の造林の届出等の提出実績	
3	森林整備	69
	(1) 森林整備の基本方針	
	(2) 森林整備事業	
4	森林環境譲与税	71
	(1) 森林環境譲与税	
	(2) 森林環境譲与税に係る事業	
5	ぐんま緑の県民税	76
	(1) ぐんま緑の県民税のしくみ	
	(2) ぐんま緑の県民税に係る事業	
6	林道整備	79
	(1) 林道	
	(2) 渋川市内の林道	
	(3) 林道占用の状況	
	(4) 林道関係事業について	
	(5) 林道専用道	
	(6) 林業作業道	
7	治山事業	84
8	渋川広域森林組合	86
	(1) 森林組合とは	
	(2) 渋川広域森林組合が実施する事業の概要	
	(3) 渋川広域森林組合に対する補助事業	
9	有害鳥獣対策に関する業務	87
	(1) 有害鳥獣対策事業	
	(2) 鳥獣による農作物等の被害の現状	
	(3) 豚熱、鳥インフルエンザについて	
	(4) 有害鳥獣対策事業の実績	
10	各種団体	90
	(1) 群馬県治山林道協会	
	(2) 渋川地区林業振興協会	

(3) 猟友会		
1 1 指標進捗状況	91
第2項 生物多様性を守る		
1 指標進捗状況	93

第3節 快適環境

第1項 歴史と文化をつなぐ		
1 指標進捗状況	94
第2項 良好な景観を守る		
1 指標進捗状況	96

第4節 循環型社会

第1項 資源を有効に活用する		
1 廃棄物	97
(1) 一般廃棄物		
(2) 産業廃棄物		
2 指標進捗状況	108

第5節 地球環境

第1項 地球温暖化防止活動を推進する		
1 渋川市地球温暖化対策実行計画	111
(1) 渋川市地球温暖化対策実行計画の概要		
(2) 地球温暖化対策実行計画の推進		
(3) 温室効果ガス排出量		
2 EV急速充電器インフラ整備	114
3 指標進捗状況	115
第2項 エネルギーを有効に活用する		
1 住宅用太陽光発電システムへの補助金交付	118
2 住宅用スマートエネルギーへの補助金交付	119
3 指標進捗状況	122

第6節 学習・参加

第1項 環境学習、環境情報の共有を推進する		
1 環境学習の実施	124
(1) 市民環境大学		

(2) エコ・リーダーズセミナー	
(3) 親と子の環境学習会	
(4) 環境学習支援事業	
2 環境まつりの開催	127
3 指標進捗状況	128
第2項 参加、協働を推進する	
1 指標進捗状況	130
資料編	131
測定結果	153
用語の解説	177

第3章に掲載した「指標進捗状況」は、第2次渋川市環境基本計画の各基本目標ごとに設定された指標(施策の達成度を把握するための数値目標)の進捗状況を表しています。



第1章 渋川市の概要

■ 1 位置

渋川市は、日本のまんなか（東経139度、北緯36度29分）にあり、赤城山や榛名山をはじめとするみどり豊かな山々に囲まれ、また、利根川と吾妻川が合流する「山紫水明」な土地といえます。雄大な関東平野はここから広がり、東京都心へ約120kmという位置にあります。

このような地理的な特性により、本市は、古くから交通の要衝として発展してきました。現在でも、上越新幹線やJR上越線、関越自動車道や国道17号が縦断し、また、JR吾妻線、国道353号が横断する、交通の利便性が高い地域です。

特に、JR渋川駅や関越自動車道渋川伊香保インターチェンジは、群馬県北西部の玄関口として重要な役割を担っています。

■ 2 人口

本市の人口は、72,219人（令和5年4月1日現在）です。世帯数は年度により増減がありますが、人口は長期的に見ると減少傾向です。

表1-1 人口の推移

（各年度4月1日現在）

年度	人口（人）			世帯数 （世帯）	一世帯 平均人数 （人）	人口 増加率 （%）	人口密度 （人/k㎡）
	男	女	計				
平成26年度	38,939	41,112	80,051	29,480	2.72	-1.39	333
平成27年度	38,561	40,662	79,223	29,638	2.67	-1.03	330
平成28年度	37,927	39,979	77,906	28,831	2.70	-1.69	324
平成29年度	37,501	39,496	76,997	28,939	2.66	-1.21	320
平成30年度	36,966	38,956	75,922	29,040	2.61	-1.40	315
令和元年度	36,495	38,362	74,857	29,111	2.57	-1.40	311
令和2年度	36,000	37,816	73,816	29,235	2.52	-1.39	307
令和3年度	36,101	37,941	74,042	29,155	2.54	0.31	308
令和4年度	35,562	37,435	72,997	29,208	2.50	-1.41	304
令和5年度	35,179	37,040	72,219	29,374	2.46	-1.07	301

（資料：群馬県総務部統計課「群馬県移動人口調査」）

■ 3 地勢

市域面積は240.27km²で、標高は139mから1,565mと標高差が1,400m以上あり、また、河岸段丘が多いなど起伏に富んだ地形を有し、市域の大半が自然的土地利用で占められています。

■ 4 気象

本市の気候は、夏は蒸し暑く冬に乾燥した晴天が多い太平洋型気候と、気温の変化が大きい内陸性気候の両面をもっています。夏には雷雨が発生しやすく、冬は北からの乾燥した冷たい季節風「からっ風」が強いのが特徴です。降雨や降雪は比較的少なく、地震や風水害などの自然災害が少ない、恵まれた自然環境にあります。

表 1-2 気象の状況

年	気温 (°C)			降水量 (mm)	平均風速 (m/S)
	平均	最高	最低		
25年	14.2	37.6	-5.6	794.5	2.7
26年	13.8	38.8	-5.9	997.5	2.7
27年	14.6	38.5	-4.6	930.0	2.5
28年	14.5	35.5	-7.6	1,330.0	2.6
29年	13.7	35.0	-5.0	1,233.0	2.9
30年	14.8	38.7	-6.7	957.5	2.8
令和元年	14.5	37.7	-4.1	1,422.0	2.9
令和 2年	14.6	39.8	-5.5	1,240.0	2.7
令和 3年	14.5	35.9	-6.6	1,080.0	2.8
令和 4年	14.4	38.7	-4.9	1,031.0	2.8
1月	1.9	12.1	-4.7	0.0	3.4
2月	2.4	13.4	-4.9	22.5	3.2
3月	8.2	22.1	-1.8	46.5	3.3
4月	13.8	27.9	-0.1	93.0	2.9
5月	17.3	32.7	4.6	105.5	2.8
6月	22.2	38.7	12.1	113.0	2.5
7月	26.6	37.6	20.4	273.0	2.2
8月	26.4	37.2	17.6	76.5	2.1
9月	23.0	32.5	14.4	191.5	2.1
10月	15.1	29.0	4.3	48.5	2.8
11月	11.6	22.0	3.7	47.5	3.2
12月	4.4	16.2	-4.3	13.5	3.0

(資料：渋川広域消防本部 消防年報)

注) 気温測定時間は午前9時

■ 5 汚水処理状況

公共下水道や合併処理浄化槽などの普及に伴い、本市の汚水処理率は年々増加しています（表1-3、図1-1）。農林水産省、国土交通省及び環境省が取りまとめた令和4年度末の全国の汚水処理人口普及状況によると、汚水処理人口普及率は全国で平均92.9%、群馬県が84.2%、本市が91.7%となっており、汚水処理率は群馬県が78.6%、本市が77.4%でした。

表1-3 汚水処理状況

(各年度末現在)

年度	人口 (人)	利用人口 (人)	汚水 処理 率 (%)	下水道		コミュニティ プラント		合併処理 浄化槽		農業集落排水	
				利用 人口 (人)	処理 率 (%)	利用 人口 (人)	処理 率 (%)	利用 人口 (人)	処理 率 (%)	利用 人口 (人)	処理 率 (%)
29年度	78,551	56,862	72.4	26,855	34.2	1,895	2.4	10,423	13.3	17,689	22.5
30年度	77,477	57,045	72.6	27,459	35.4	1,871	2.4	10,171	13.1	17,544	22.6
R1年度	76,429	56,923	74.5	27,822	36.4	1,847	2.4	9,883	12.9	17,371	22.7
R2年度	75,490	56,741	75.2	28,022	37.1	1,791	2.4	9,615	12.7	17,313	22.9
R3年度	74,448	56,371	75.7	28,711	38.6	1,327	1.8	9,273	12.5	17,060	22.9
R4年度	73,671	57,050	77.4	29,202	39.6	1,320	1.8	9,518	12.9	17,010	23.1

(資料：上下水道局)

注1) 汚水処理人口普及率：汚水処理を行える施設がすでに設置されている区域内の人口／総人口×100

注2) 汚水処理率：利用人口／総人口×100 (注1)、注2)とも小数点以下2位を四捨五入)

注3) 金井軽浜団地のコミュニティプラントは、平成25年度末に公共下水道へ切替えとなりました。

注4) 行幸田団地のコミュニティプラントは、令和2年度末に公共下水道へ切替えとなりました。

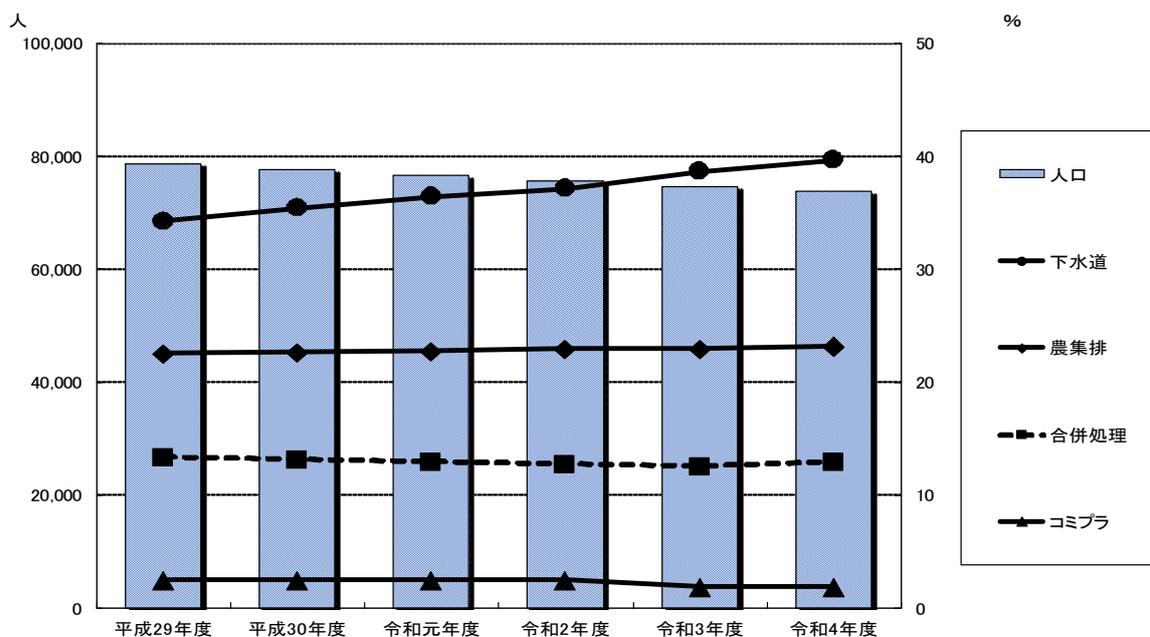


図1-1 汚水処理の推移

■ 6 産業

本市の事業所及び従業者の総数は、表 1 - 4 のとおりです。

表 1 - 4 産業大分類別事業所数及び従業者数

産 業 分 類	事業所数 (件)	従業員数 (人)
総数	3,468	30,822
農林漁業	47	389
鉱業、採石業、砂利採取業	7	67
建設業	521	2,945
製造業	256	5,210
電気・ガス・熱供給・水道業	21	246
情報通信業	17	40
運輸業、郵便業	54	1,242
卸売業、小売業	742	5,710
金融業、保険業	55	647
不動産業、物品賃貸業	294	675
学術研究、専門・技術サービス業	132	738
宿泊業、飲食サービス業	362	3,563
生活関連サービス業、娯楽業	330	1,228
教育・学習支援	75	393
医療・福祉	301	5,986
複合サービス業	21	356
サービス業 (他に分類されないもの)	233	1,387

(資料：令和 3 年経済センサス - 基礎調査)

注) この結果は、民営事業所を対象としています。

■ 7 交通

本市にある関越自動車道渋川伊香保インターチェンジ及び赤城インターチェンジの利用状況及び本市内を通る主要道路交通量は、次のとおりです。

表 1 - 5 関越自動車道渋川伊香保I.C. 車種別利用状況

(各年度3月末日現在)

年度	入車 (台)					
	総数	普通	特大	大型	中型	軽自
平成30年度	2,609,539	1,787,919	54,191	212,296	184,849	370,284
令和元年度	2,573,295	1,757,785	50,892	211,487	184,504	368,627
令和 2年度	2,093,204	1,386,390	31,675	197,120	167,303	310,716
令和 3年度	2,183,928	1,452,438	34,761	207,541	163,775	325,413
令和 4年度	2,352,326	1,598,594	40,404	200,885	155,070	357,373
年度	出車 (台)					
	総数	普通	特大	大型	中型	軽自
平成30年度	2,545,283	1,760,795	46,298	204,801	179,555	353,834
令和元年度	2,516,808	1,738,551	43,712	206,203	178,472	349,870
令和 2年度	2,058,753	1,377,757	27,086	191,471	162,406	300,033
令和 3年度	2,144,517	1,438,628	30,952	201,523	156,667	316,747
令和 4年度	2,302,643	1,573,941	36,585	199,070	146,878	346,169

(資料：東日本高速道路(株)高崎管理事務所)

表 1 - 6 関越自動車道赤城I.C. 車種別利用状況

(各年度3月末日現在)

年度	入車 (台)					
	総数	普通	特大	大型	中型	軽自
平成30年度	419,231	292,965	2,427	22,082	34,766	66,991
令和元年度	402,611	278,848	2,063	22,068	34,223	65,409
令和 2年度	346,927	237,731	859	19,827	30,922	57,588
令和 3年度	359,944	245,741	1,010	21,554	30,334	61,305
令和 4年度	381,086	261,820	1,493	20,339	32,075	65,359
年度	出車 (台)					
	総数	普通	特大	大型	中型	軽自
平成30年度	451,994	315,973	3,307	24,448	38,446	69,820
令和元年度	436,514	305,100	3,520	24,318	35,557	68,019
令和 2年度	368,994	253,693	1,941	21,608	31,891	59,861
令和 3年度	376,880	256,747	2,130	23,779	32,013	62,211
令和 4年度	405,723	274,010	2,668	26,601	34,760	67,684

(資料：東日本高速道路(株)高崎管理事務所)

表 1 - 7 主要道路交通量

路線名		関越自動車道	一般国道17号				一般国道 291号	
観測地点		渋川伊香保IC ～赤城IC間	半田 1884-11	中村 297	渋川 1125-1	上白井 (綾戸橋)	吹屋 422	
昼間12時間自動車類 交通量(上下合計) (台)	小型車	11,681	20,527	21,558	19,254	10,434	7,706	
	大型車	3,916	3,369	3,171	2,576	2,229	420	
	合計	15,597	23,896	24,729	21,830	12,663	8,126	
平日24時間自動車類 交通量(上下合計) (台)	小型車	14,030	26,694	26,459	23,209	13,748	9,673	
	大型車	7,220	5,327	4,596	3,860	3,474	891	
	合計	21,250	32,021	31,056	27,069	17,222	10,564	
混雑度		0.45	0.79	1.02	1.21	1.13	0.68	
平均旅行速度 (km/h)	混雑時	上り	93.1	32.0	25.6	35.1	40.3	21.6
		下り	91.7	23.1	21.4	35.2	31.3	24.4
	昼間非 混雑時	上り	91.4	36.4	28.3	37.9	42.2	26.6
		下り	88.4	30.3	25.5	40.1	40.6	26.3
昼間12時間平均旅行 速度 (km/h)	上り	91.9	34.6	27.3	37.0	41.4	24.4	
	下り	89.5	27.0	23.7	38.2	35.9	25.6	

路線名		一般国道353号						
観測地点		北橋町 上箱田 724	赤城町 持柏木 212-2	赤城町 三原田 600-1	吹屋 657-7	北牧 995	村上 11-5	
昼間12時間自動車類 交通量(上下合計) (台)	小型車	3,444	2,363	4,391	7,061	8,870	7,971	
	大型車	506	336	344	629	1,175	927	
	合計	3,950	2,699	4,735	7,690	10,045	8,898	
平日24時間自動車類 交通量(上下合計) (台)	小型車	4,101	2,912	5,345	8,923	11,446	10,120	
	大型車	591	462	574	1,074	1,914	1,447	
	合計	4,692	3,374	5,919	9,997	13,360	11,567	
混雑度		0.60	0.55	0.66	0.90	1.13	0.96	
平均旅行速度 (km/h)	混雑時	上り	43.2	41.5	42.0	23.9	32.4	46.0
		下り	43.8	43.0	37.6	22.6	33.0	44.9
	昼間非 混雑時	上り	39.6	41.8	42.1	23.9	33.5	46.3
		下り	45.1	44.3	38.8	24.8	35.2	45.8
昼間12時間平均旅行 速度 (km/h)	上り	40.7	41.7	42.1	23.9	33.1	46.2	
	下り	44.5	43.7	38.4	24.0	34.3	45.5	

(資料：令和3年度 全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査)



第2章 第2次渋川市環境基本計画

《第2次渋川市環境基本計画について》

本市では、令和元年度から『第2次渋川市環境基本計画』を推進しており、現在の本市における環境施策・事業は、この計画に基づいて推進されています。

■ 1 策定の背景

渋川市環境基本条例（平成18年2月20日条例第154号）に定める基本理念に基づき、平成21年度に「渋川市環境基本計画」を策定し、環境保全に向け様々な施策を総合的かつ計画的に推進してきました。計画期間である10年が満了となったことから、同計画の理念を引き継ぎながら、社会情勢の変化や環境行政を考慮し、市民・事業者・市が協力して取り組むべき、「第2次渋川市環境基本計画」を策定しました。

■ 2 位置付け

本計画は、第2次渋川市総合計画を上位計画として、まちづくりの考え方、方向性を共有し、環境面からまちづくりを推進します。

また、環境分野のマスタープランとして個別計画に方向性を示すとともに、各種関連計画と連携して、環境の保全及び創造に関する取組を推進します。

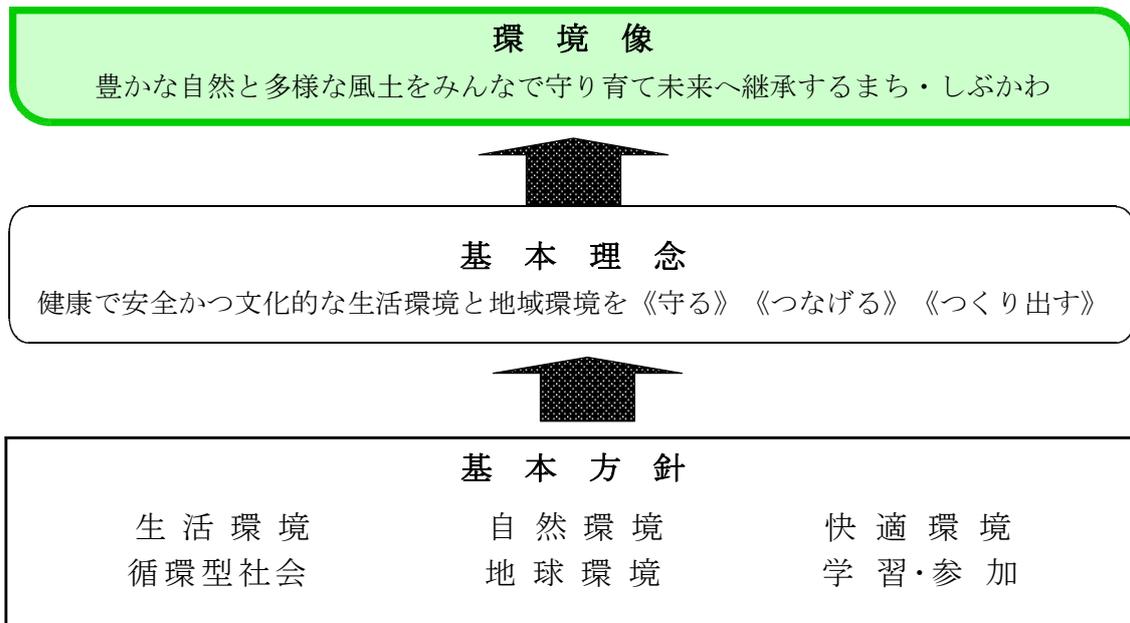
■ 3 計画の期間

計画の適用期間は、令和元（2019）年度から令和10（2028）年度までの10年間です。中間年次の令和5（2023）年度に、市政の動向、社会情勢、政府の動向や制度整備などを踏まえ、見直します。

■ 4 環境像及び基本理念と6つの基本方針

本計画では、本市の環境保全及び創造において、将来を展望した総合的、長期的な望ましい環境像を定め、条例の基本理念を踏まえ本計画における基本理念を次のとおりとしています。また、それらを実現するために、条例第8条（基本方針）に沿った6つの望ましい基本方針を設定しました。

図2-1 環境像及び基本理念と6つの基本方針



■ 5 基本目標と環境施策

六つの基本方針を実現するため、基本目標、個別目標を定め、環境に係る施策を体系的に整理し、総合的かつ計画的な施策の展開を図ります。

なお、各基本目標ごとに、施策の達成度を把握するための数値目標（指標）を設定しています。

表2-1 基本方針と基本目標

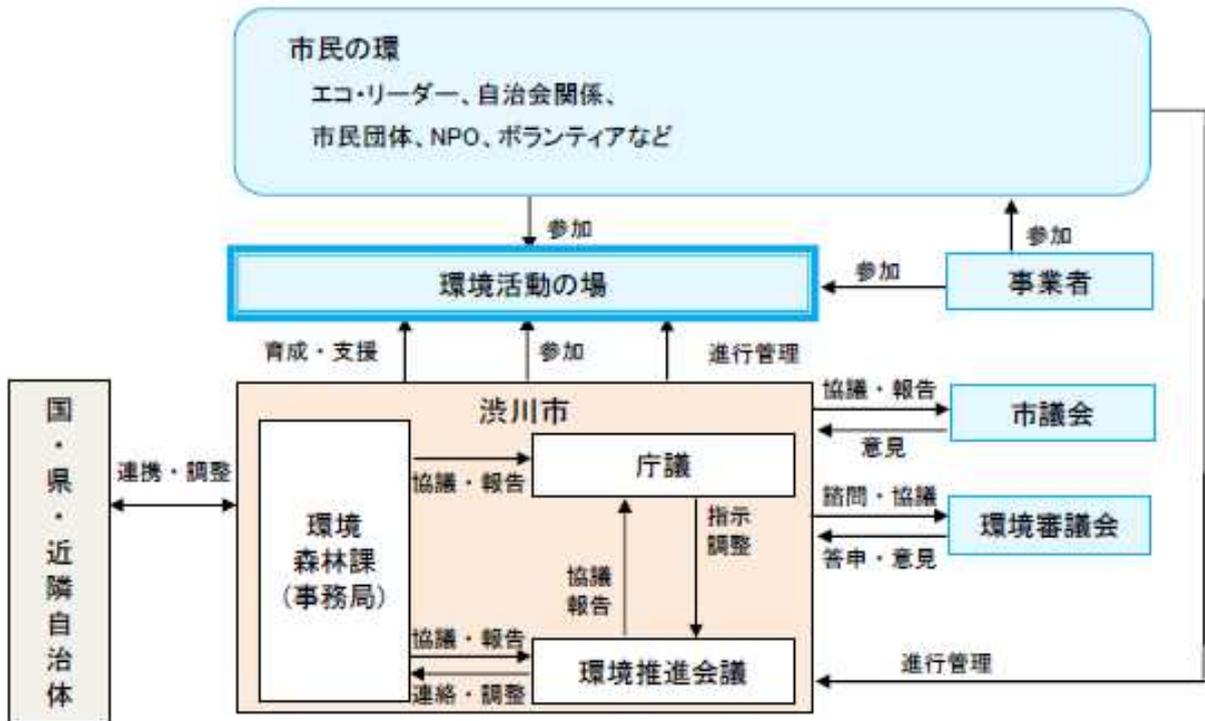
基本方針	基本目標
【生活環境】安全で安心して生活し続けられるまち	・良好な生活環境を守る
【自然環境】緑と水がおりなす多様な自然・生物と共生するまち	・雄大な自然環境を守る ・生物多様性を守る
【快適環境】地域の歴史や文化を再発見し、身近な自然環境を生かした景観をつくるまち	・歴史と文化をつなぐ ・良好な景観を守る
【循環型社会】廃棄物を減らし、資源を循環利用するまち	・資源を有効に活用する
【地球環境】持続可能な低炭素化を進めるまち	・地球温暖化防止活動を推進する ・エネルギーを有効に活用する
【学習・参加】地域協働による環境づくりをするまち	・環境学習、環境情報の共有を推進する ・参加、協働を推進する

■ 6 進行管理・推進体制

毎年の実施結果を評価、管理しながら修正を加えていく「1年のサイクル」と、それらの繰り返しを経て計画の目標や行動指針を長期的な視点から見直すことにより、計画を効果的に運用しながら進行管理を行います。

また、推進体制は、図2-2のとおりです。

図2-2 計画の推進体制





第3章 渋川市の環境

第1節 生活環境

第1項 良好な生活環境を守る

■ 1 大気

(1) 概要

本市では、化学工場・製鋼工場が一部の地域に集積しています。そのため、かつては、これら工場の排出ガスによる大気汚染が問題となっていました。現在では改善されています。

(2) 大気汚染監視体制

群馬県では、常時監視装置テレメータシステムによる一般環境大気測定局を9市3町1村の15地点に設置し、二酸化硫黄、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質などの測定を実施しています。本市に設置されている測定局は渋川1局です（表3-1）。令和4年9月から、微小粒子状物質(PM2.5)も測定しています。

表3-1 テレメータシステムによる測定項目

局名	所在地	項目					
渋川1局	渋川(元町) 426-1	二酸化硫黄	一酸化窒素	二酸化窒素	窒素酸化物	光化学オキシダント	浮遊粒子状物質
		微小粒子状物質(PM2.5)	風向	風速	温度	湿度	

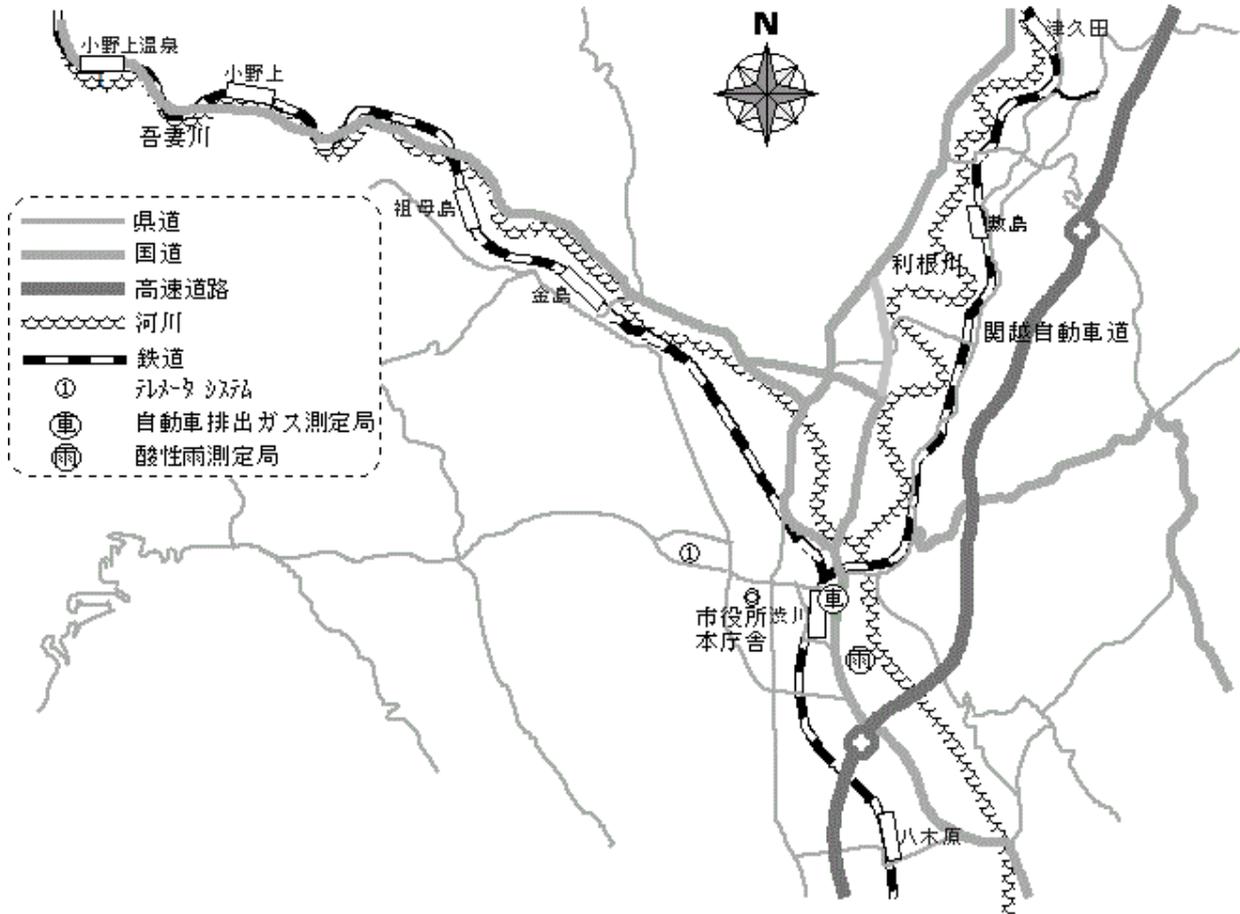
また、群馬県は一般環境大気測定局のほか、常時監視施設による自動車排出ガス測定局を6市6測定局設置し、二酸化窒素、一酸化炭素、非メタン炭化水素、浮遊粒子状物質などの測定を実施しています。本市では、渋川1338-4に測定局が設置されています（表3-2）。

表3-2 自動車排出ガス測定局による測定項目

局名	所在地	項目					
渋川局	渋川(大崎) 1338-4	一酸化窒素	二酸化窒素	窒素酸化物	一酸化炭素	非メタン炭化水素	
		メタン	全炭化水素	浮遊粒子状物質	風向	風速	温度

群馬県が設置しているこれら測定局のほか、本市ではアルカリろ紙法による大気汚染調査及び降雨の採水による酸性雨の調査を独自に行っています（図3-1）。

図3-1 大気汚染監視体制



Study 大気汚染とは・・・

大気汚染とは、火山噴火などの自然災害などによって発生するばい煙、人間の経済的・社会的活動により排出される汚染物質及び光化学オキシダントなどの二次汚染物質によって空気が汚染され、人の健康や生活環境に悪い影響が生じる状態をいいます。

近年、硫酸化合物などが大気中で酸化されて雨の中に溶け込むことによって起こる酸性雨、二酸化炭素などの濃度上昇で起こる地球温暖化、さらには、フロンガスによって引き起こされる成層圏のオゾン層破壊等、地球規模の環境問題がクローズアップされてきています。

大気汚染物質は、主に呼吸器系へ影響を与え、濃度によっては人の健康を損なうことがあります。このため、環境基本法等において、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準として、二酸化硫黄、一酸化炭素などの11物質についての環境基準が定められています。

(3) 一般環境大気測定局による測定結果

① 二酸化硫黄

ボイラーなどで使用される重油等の燃焼に伴い、燃料中の硫黄分が酸化して硫黄酸化物（二酸化硫黄、三酸化硫黄など）が発生します。大気汚染の主原因と考えられている大部分は二酸化硫黄で、環境基本法による環境基準が設けられています。

過去5か年の測定結果は、表3-3のとおりです。また、日平均値2%除外値の経年変化は、図3-2のとおりです。

表3-3 二酸化硫黄測定結果

年度		H30年度	R1年度	2年度	3年度	4年度
渋川1局	年平均値 (ppm)	0.001	0.001	0.000	0.001	0.001
	日平均値の2%除外値 (ppm)	0.002	0.002	0.001	0.002	0.001
	環境基準の長期的評価による達成状況	○	○	○	○	○

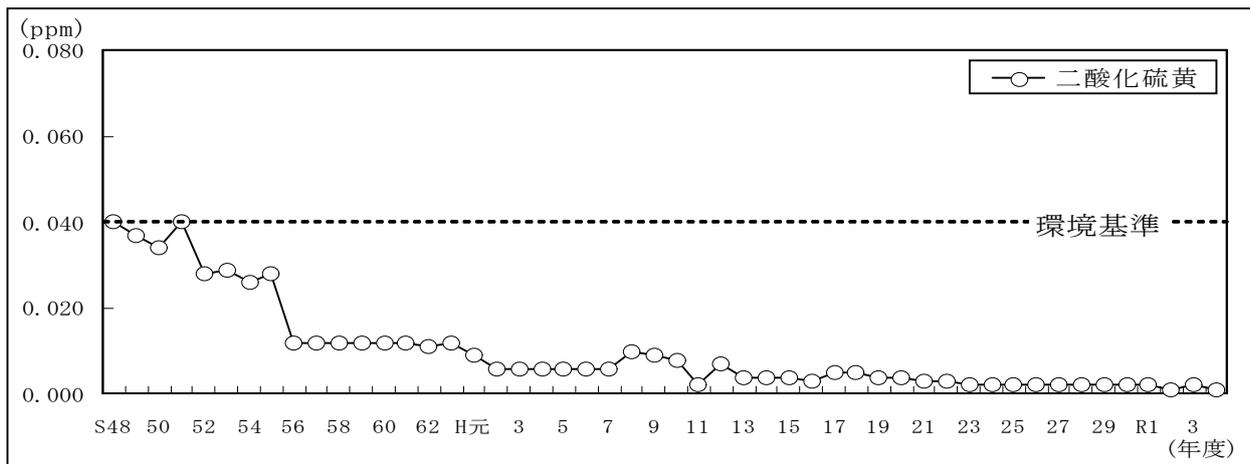
(資料：群馬県大気汚染情報)

注1) 「○」印は、環境基準達成を示す。

注2) 環境基準は、1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。

注3) 長期的評価とは、年間の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲にあるものを除外した最高値（2%除外値）を環境基準と比較して評価したもの。ただし、環境基準を超える日が2日以上連続した場合は非達成と評価する。

図3-2 二酸化硫黄の経年変化（日平均値の2%除外値）



 表示単位

ppm	容積比や重量比を表す単位で、1ppmとは、空気1m ³ 中に物質が1cm ³ 含まれる場合をいう。
ppmC	大気中の炭化水素類を表す単位で、1ppmCとは、空気1m ³ 中にメタンに換算された物質が1cm ³ 含まれる場合をいう。
mg/m ³	重量濃度を表す単位で、1mg/m ³ とは、空気1m ³ 中に物質が1mg（ミリグラム=1000分の1g）含まれる場合をいう。
μg/m ³	重量濃度を表す単位で、1μg/m ³ とは、空気1m ³ 中に物質が1μg（マイクログラム=100万分の1g）含まれる場合をいう。
pg-TEQ/m ³	重量濃度を表す単位で、1pg-TEQ/m ³ とは、空気1m ³ 中に最も毒性が強いダイオキシン（2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシン）に換算されたダイオキシン類が1pg（ピコグラム=1兆分の1g）含まれる場合をいう。

② 二酸化窒素

主な発生源は、工場や自動車などからの排出ガスです。二酸化窒素はそれ自体が有害だけでなく、光化学オキシダントや酸性雨の主要な原因物質でもあります。

過去5か年の測定結果は、表3-4のとおりです。また、日平均値98%値の経年変化は、図3-3のとおりです。

表3-4 二酸化窒素測定結果

年度		H30年度	R1年度	2年度	3年度	4年度
渋川1局	年平均値 (ppm)	0.004	0.005	0.004	0.004	0.003
	日平均値の98%値 (ppm)	0.010	0.009	0.008	0.008	0.007
	環境基準の長期的評価による達成状況	○	○	○	○	○

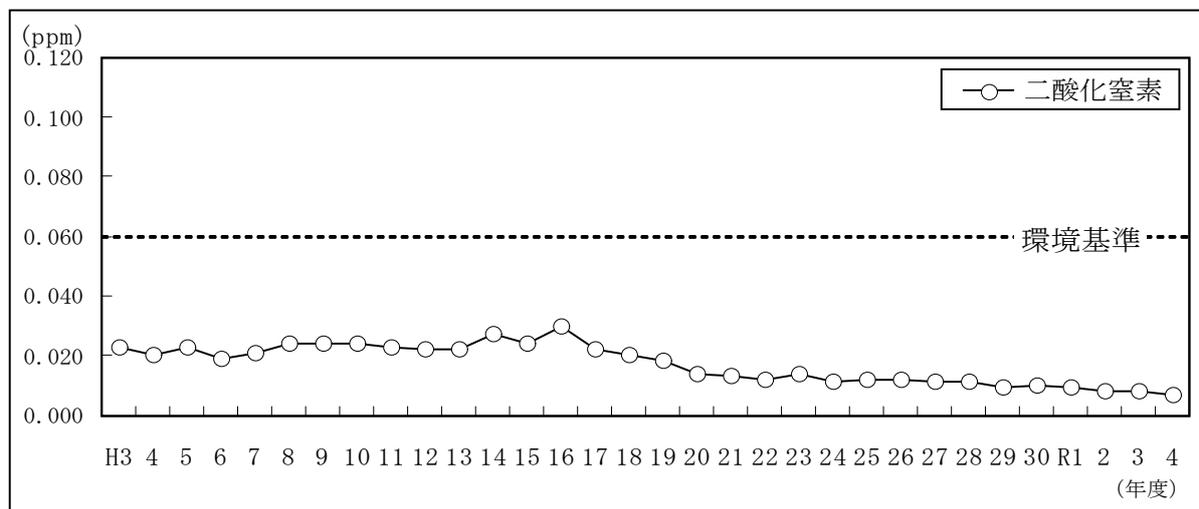
(資料：群馬県大気汚染情報)

注1) 「○」印は、環境基準達成を示す。

注2) 環境基準は、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内、またはそれ以下であること。

注3) 長期的評価とは、年間の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの(98%値)を環境基準と比較して評価したものの。

図3-3 二酸化窒素の経年変化(日平均値の98%値)



③ 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質のうち粒径 $10\mu\text{m}$ 以下のものをいいます。大気中に比較的長時間滞留し、特に、呼吸器官に影響を与えるといわれています。自然界に由来するものとしては、火山灰や風により地表から舞い上がった細かな土壌粒子などがあります。

また、人工的な発生源としては、工場や事業場、自動車、船舶などで使われる燃料などが燃焼する過程で発生する「すす」などがあります。

過去5か年の測定結果は、表3-5のとおりです。

また、日平均値2%除外値の経年変化は、図3-4のとおりです。

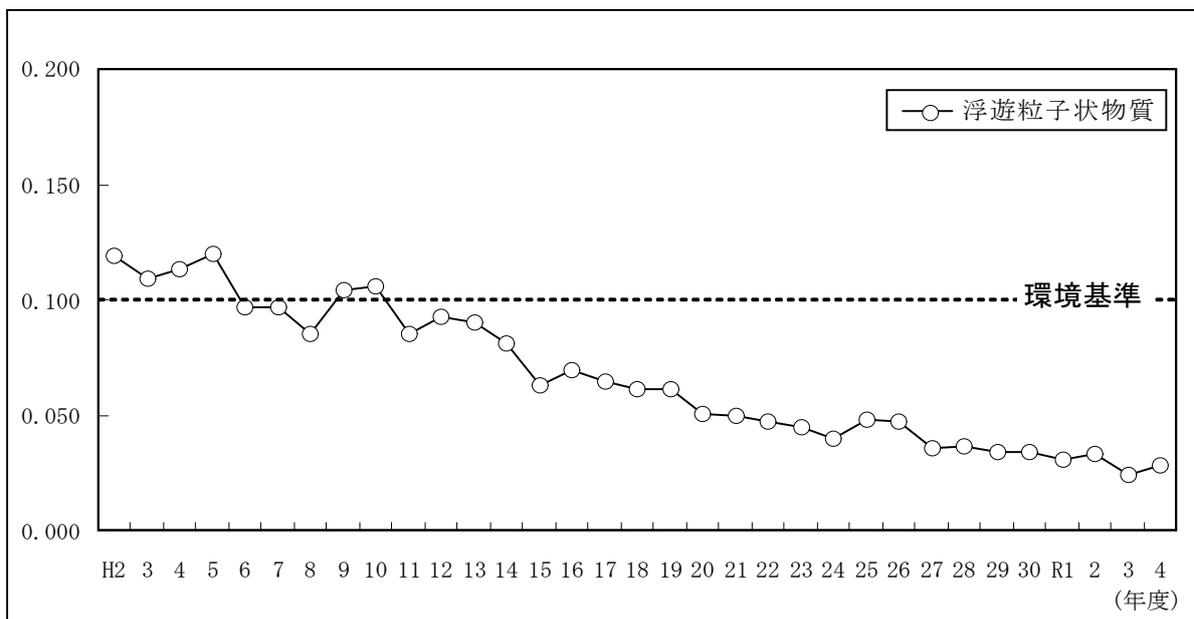
表 3-5 浮遊粒子状物質測定結果

年度		H30年度	R1年度	2年度	3年度	4年度
渋川1局	年平均値 (mg/m ³)	0.014	0.012	0.012	0.011	0.012
	日平均値の2%除外値 (mg/m ³)	0.034	0.031	0.033	0.024	0.028
	環境基準の長期的評価による達成状況	○	○	○	○	○

(資料：群馬県大気汚染情報)

- 注1) 「○」印は、環境基準達成を示す。
 注2) 環境基準は、時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m³以下であること。
 注3) 長期的評価とは、年間の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲にあるものを除外した最高値(2%除外値)を環境基準と比較して評価したもの。ただし、環境基準を超える日が2日以上連続した場合は非達成と評価する。

図 3-4 浮遊粒子状物質の経年変化(日平均値の2%除外値)



④ 光化学オキシダント

光化学オキシダントは、自動車の排出ガスや工場のばい煙などから発生する炭化水素と窒素酸化物に、太陽の強い紫外線が作用して生成される大気中の酸化性物質の総称です。この濃度が高くなると、目やのどに刺激を感じることがあります。濃度が特に高くなった場合は注意報等が発令され、本市では防災無線で注意を呼びかけています。

また、空中に停留し、白い霧状になったものを光化学スモッグと呼びます。

過去5か年の測定結果は表3-6のとおりで、ほぼ横ばいの推移しており、環境基準を達成していません。

なお、年平均値の経年変化は、図3-5のとおりです。

表3-6 光化学オキシダント測定結果

年度		H30年度	R1年度	2年度	3年度	4年度	
渋川 1局	昼間の1時間値の年平均値 (ppm)	0.037	0.038	0.036	0.037	0.036	
	昼間の1時間値の最高値 (ppm)	0.122	0.157	0.106	0.098	0.117	
	昼間の1時間値が0.06ppm を超えた日数と時間数	日数	89	106	86	89	90
		時間数	566	693	435	455	462
	昼間の1時間値が0.12ppm 以上の日数と時間数	日数	1	1	0	0	0
		時間数	1	3	0	0	0
	環境基準の短期的評価による達成状況		×	×	×	×	×

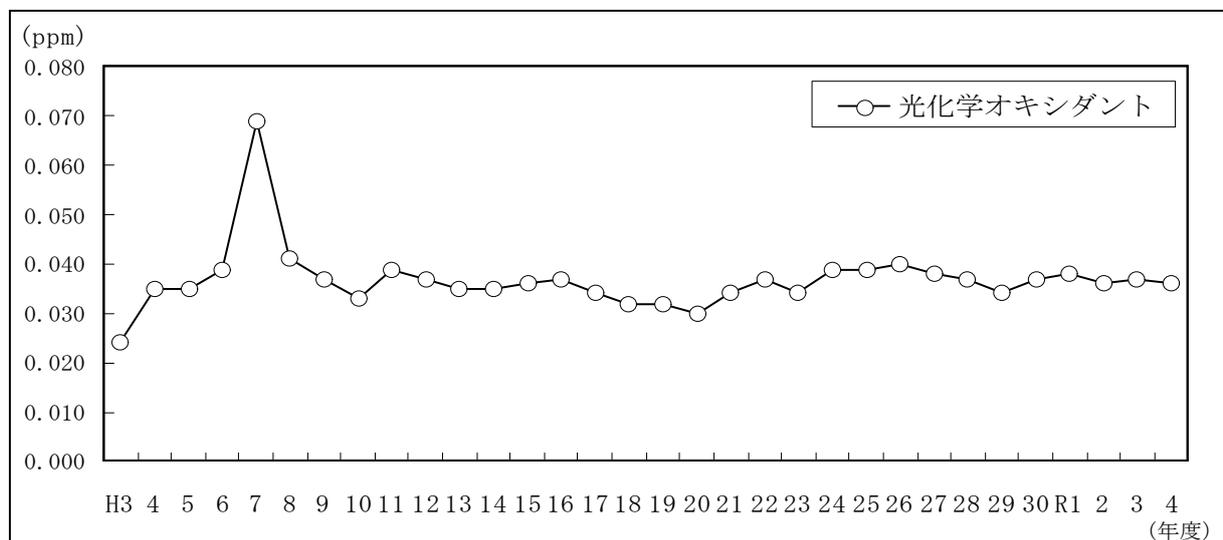
(資料：群馬県大気汚染情報)

注1) 「×」印は、環境基準非達成を示す。

注2) 環境基準は、1時間値が0.06ppm以下であること。

注3) 短期的評価とは、測定を行った日についての1日平均値、8時間値又は各1時間値を環境基準と比較して評価したもの。

図3-5 光化学オキシダントの年平均値経年変化



 群馬県の光化学オキシダント注意報等発令基準

注意報	オキシダント測定値が0.12ppm以上で、気象条件からみてその状態が継続すると認められるとき
警報	オキシダント測定値が0.24ppm以上で、気象条件からみてその状態が継続すると認められるとき
重大緊急報	オキシダント測定値が0.40ppm以上で、気象条件からみてその状態が継続すると認められるとき

*本市での令和4年度注意報発令回数・・・2回

*本市での令和4年度警報及び重大緊急報発令回数・・・0回

(4) 自動車排出ガス測定局による測定結果

平成21年度に測定局の移設を行い、平成22年度より現在の測定地点の渋川（大崎）1338-4にて測定を行っています。

① 一酸化炭素

過去5か年の測定結果は表3-7のとおりで、環境基準を達成しました。

表3-7 一酸化炭素測定結果

年度		H30年度	R1年度	2年度	3年度	4年度
渋	年平均値 (ppm)	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
川	日平均値の2%除外値 (ppm)	0.3	0.4	0.3	0.3	0.3
局	環境基準の長期的評価による達成状況	○	○	○	○	○

(資料：群馬県大気汚染情報)

注1) 「○」印は、環境基準達成を示す。

注2) 環境基準は、1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。

注3) 長期的評価とは、年間の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲にあるものを除外した最高値（2%除外値）を環境基準と比較して評価したもの。ただし、環境基準を超える日が2日以上連続した場合は非達成と評価する。

② 二酸化窒素

過去5か年の測定結果は表3-8のとおりで、環境基準を達成しました。

表3-8 二酸化窒素測定結果

年度		H30年度	R1年度	2年度	3年度	4年度
渋	年平均値 (ppm)	0.012	0.013	0.012	0.011	0.011
川	日平均値の98%値 (ppm)	0.024	0.024	0.021	0.020	0.019
局	環境基準の長期的評価による達成状況	○	○	○	○	○

(資料：群馬県大気汚染情報)

注1) 「○」印は、環境基準達成を示す。

注2) 環境基準は、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。

注3) 長期的評価とは、年間の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの（98%値）を環境基準と比較して評価したもの。

③ 一酸化窒素

過去5か年の測定結果は、表3-9のとおりです。

なお、一酸化窒素については環境基準が設定されていませんが、年々、数値は低下傾向にあります。

表3-9 一酸化窒素測定結果

年度		H30年度	R1年度	2年度	3年度	4年度
渋	年平均値 (ppm)	0.014	0.014	0.012	0.011	0.009
川	1時間値の最高値 (ppm)	0.095	0.106	0.106	0.081	0.069
局	日平均値の98%値 (ppm)	0.032	0.031	0.027	0.024	0.020

(資料：群馬県大気汚染情報)

④ 浮遊粒子状物質

過去5か年の測定結果は表3-10のとおりで、環境基準を達成しました。

表3-10 浮遊粒子状物質測定結果

年度		H30年度	R1年度	2年度	3年度	4年度
渋川局	年平均値 (mg/m ³)	0.014	0.013	0.013	0.011	0.012
	日平均値の2%除外値 (mg/m ³)	0.036	0.033	0.035	0.025	0.031
	環境基準の長期的評価による達成状況	○	○	○	○	○

(資料：群馬県大気汚染情報)

注1) 「○」印は、環境基準達成を示す。

注2) 環境基準は、時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m³以下であること。

注3) 長期的評価とは、年間の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲にあるものを除外した最高値(2%除外値)を環境基準と比較して評価したもの。ただし、環境基準を超える日が2日以上連続した場合は非達成と評価する。

⑤ 非メタン炭化水素

非メタン炭化水素は、大気中のメタンを除く炭化水素のことで、窒素酸化物とともに光化学オキシダントの主な原因物質の一つです。炭化水素は、石油、石油ガスの主成分で、自動車排出ガスにも含まれています。

過去5か年の測定結果は、表3-11のとおりです。非メタン炭化水素については環境基準が設定されていませんが、光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針(昭和51年中央公害対策審議会)では、光化学オキシダント生成防止のための濃度レベルとして、午前6時から9時の3時間平均値が0.20~0.31ppmCの範囲にあることと定められています。

表3-11 非メタン炭化水素測定結果

年度		H30年度	R1年度	2年度	3年度	4年度	
渋川局	年平均値 (ppmC)	0.10	0.10	0.10	0.14	0.08	
	6~9時の3時間平均値	年平均値 (ppmC)	0.09	0.09	0.08	0.11	0.07
		最高値 (ppmC)	0.18	0.19	0.21	0.26	0.21
		最低値 (ppmC)	0.03	0.02	0.02	0.03	0
		0.20ppmCを超えた日数	0	0	1	9	2
		0.31ppmCを超えた日数	0	0	0	0	0

(資料：群馬県大気汚染情報)

⑥ 全炭化水素

全炭化水素は、炭素と水素からなる化合物の総称で、光化学オキシダントの原因物質の一つとされています。過去5か年の測定結果は、表3-12のとおりです。

なお、全炭化水素については環境基準が設定されていませんが、ここ数年、測定値に大きな変化は見られません。

表3-12 全炭化水素測定結果

年度		H30年度	R1年度	2年度	3年度	4年度	
渋川局	年平均値 (ppmC)	2.03	2.09	2.05	2.11	2.08	
	6~9時の3時間平均値	年平均値 (ppmC)	2.03	2.08	2.04	2.10	2.07
		最高値 (ppmC)	2.20	2.45	2.36	2.24	2.24
		最低値 (ppmC)	1.84	1.90	1.86	1.98	1.91

(資料：群馬県大気汚染情報)

(5) 有害大気汚染物質

有害大気汚染物質に該当する可能性があるとしてされている物質は、現在247物質あります。群馬県では、本市を含む県内6地点で、優先取組物質に指定されている23物質のうちの21物質を調査・監視しています。本市での測定地点は、渋川（元町）の低区配水場内です。ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼンは、測定が開始された平成10年度から、環境基準を達成しています。その他の物質についても、指針値を超えているものはありません（表3-13）。

表3-13 優先取組物質測定結果（渋川市低区配水場内の測定結果）
（単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）

	環境基準	H30年度	R1年度	2年度	3年度	4年度
アクリロニトリル	(2)	0.0020	0.0016	0.070	0.016	0.010
アセトアルデヒド	(120)	1.4	1.6	1.3	1.4	1.6
塩化ビニルモノマー	(10)	0.012	0.016	0.056	0.006	0.004
塩化メチル	(94)	1.0	1.0	0.92	1.1	1.2
クロム及びその化合物		0.0036	0.0034	0.0023	0.0042	0.0040
クロロホルム	(18)	0.14	0.15	0.11	0.12	0.13
酸化エチレン		0.014	0.026	0.021	0.020	0.054
1,2-ジクロロエタン	(1.6)	0.011	0.11	0.077	0.069	0.078
ジクロロメタン	150	0.66	0.75	0.62	0.82	0.98
水銀及びその化合物	(0.04)	0.0018	0.0016	0.0014	0.0018	0.0022
テトラクロロエチレン	200	0.073	0.083	0.047	0.046	0.057
トリクロロエチレン	130	0.30	0.31	0.24	0.31	0.33
トルエン		2.3	4.0	2.0	3.6	3.7
ニッケル及びその化合物	(0.025)	0.0020	0.0024	0.0013	0.0020	0.0027
砒素及びその化合物	(0.006)	0.00046	0.00046	0.00088	0.00072	0.00078
1,3-ブタジエン	(2.5)	0.019	0.026	0.012	0.019	0.018
ベリリウム及びその化合物		0.000020	0.000010	0.000010	0.000030	0.000014
ベンゼン	3	0.42	0.32	0.22	0.43	0.42
ベンゾ(a)ピレン		0.000058	0.000066	0.000011	0.000026	0.000023
ホルムアルデヒド		1.7	1.4	1.1	1.3	2.4
マンガン及びその化合物	(0.14)	0.015	0.013	0.0091	0.025	0.015

注) () 内は、指針値

(資料：群馬県環境白書)

有害大気汚染物質は、大気汚染防止法第2条第13項で「継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれのある物質で大気の汚染の原因となるもの」と定義されていますが、具体的な物質名は明示されていません。

平成8年10月18日の中央環境審議会の答申「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第二次答申）」で、「有害大気汚染物質に該当する可能性のある物質」として234物質が示されました。これらのうち健康リスクがある程度高いと考えられる「優先取組物質」として22物質が選定されました。

その後、「有害大気汚染物質に該当する可能性のある物質」及び「優先取組物質」の見直しが行われ、平成22年10月15日の中央環境審議会の第九次答申により、「有害大気汚染物質に該当する可能性のある物質」として248物質、「優先取組物質」として23物質に見直されました。その中には、ジクロロメタン、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンといった指定物質が含まれます。指定物質は、大気汚染防止法附則第9項で「有害大気汚染物質のうち人の健康に係る被害を防止するためその排出又は飛散を早急に抑制しなければならないもの」として指定されているもので、それぞれ環境基準が設定されています。

なお、ダイオキシン類は、ダイオキシン類対策特別措置法の制定に伴い、大気汚染防止法の指定物質から除外されました。

(6) PM_{2.5}の監視体制

PM_{2.5}とは、大気中に浮遊する粒子状物質のうちでも特に粒径の小さいもの（粒径 $2.5\mu\text{m}$ 以下の微小粒子状物質）のことを指します。呼吸器の奥深くまで入り込みやすいことなどから、人への健康影響が懸念されており、平成21年9月から新たに環境基準が設定されました。

群馬県では、平成23年4月から1局体制でPM_{2.5}の監視が始まり、現在10局で監視を行っています。また、令和4年9月から前橋局が廃止となり、渋川1局に設置されました。

注意報の発令基準は、PM_{2.5}測定を実施している大気汚染常時監視局のうち1局でも次のいずれかの基準を満たした場合、その監視局が含まれる発令区域を対象として発令します。

- ① 微小粒子状物質の大気中濃度が午前5時から7時の1時間値の平均値が $85\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超え、かつ当該測定箇所の日平均値が $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えると見込まれる場合。
- ② 微小粒子状物質の大気中濃度が午前5時から12時の1時間値の平均値が $80\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超え、かつ当該測定箇所の日平均値が $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えると見込まれる場合。

注意喚起の内容は、不要不急の外出や屋外での長時間の激しい運動を控えること、高感受性者（呼吸器・循環器系疾患のある人、小児、高齢者）は、体調に応じて、より慎重に対応をすることなどです。

本市では、前橋渋川地区の対象局である渋川1局（令和4年9月以降）で発令基準に達したときに、注意報が発令されます。

(8) アルカリろ紙法による大気汚染調査結果

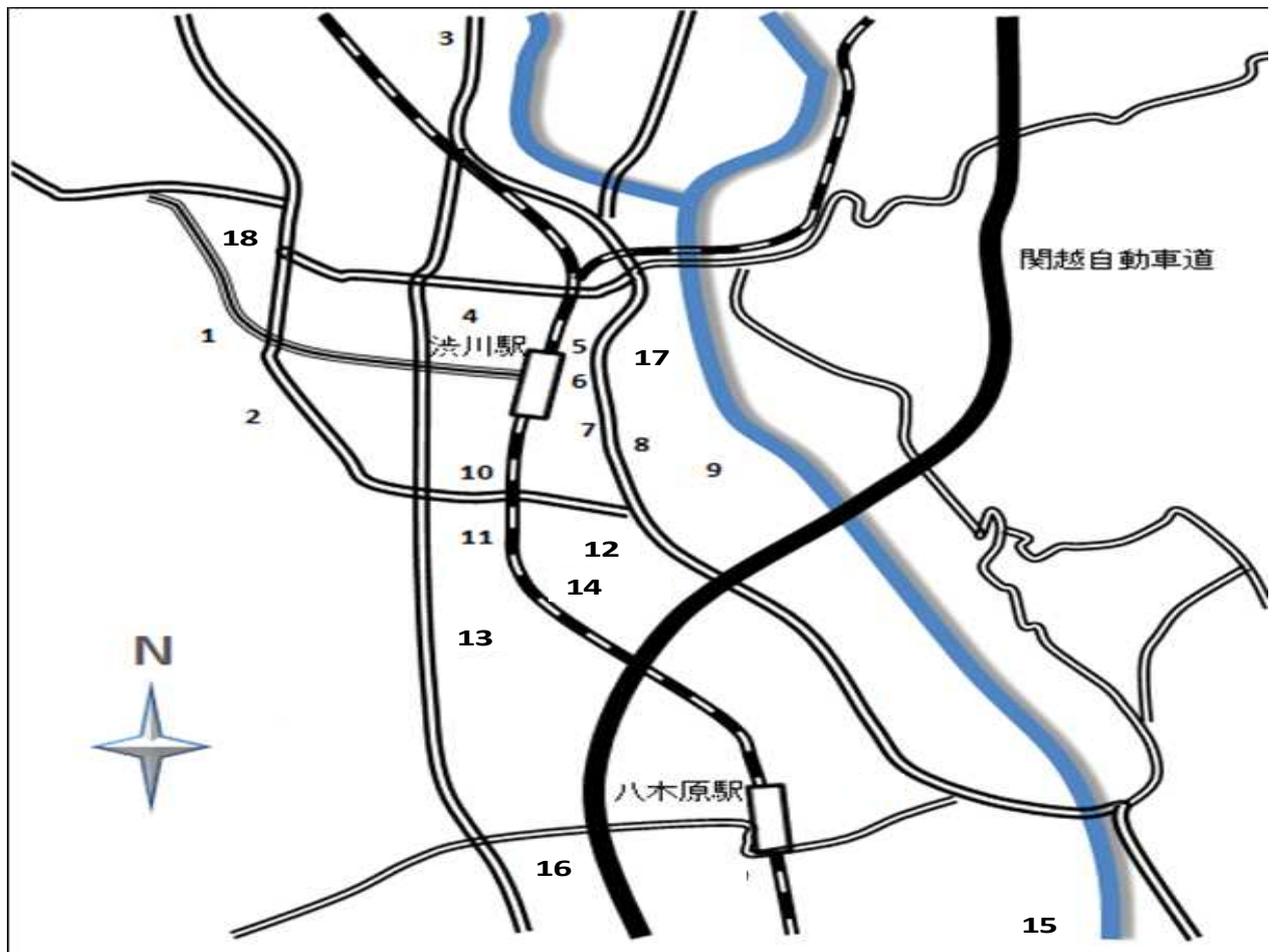
アルカリろ紙法とは、大気中の酸性ガスを測定する方法です。現在、18地点で硫黄酸化物、窒素酸化物、塩素イオン、ふっ素イオンの4物質について測定を行っています。測定結果は、1か月分を1日当たりに換算して数値化したもので、累積汚染度を示します。各測定地点は、一般地域、工場地域、道路地域、工場及び道路地域の4地域に分類しています(表3-15、図3-6)。

表3-15 アルカリろ紙百葉箱設置地点

No.	分類	測定地点	備考	No.	分類	測定地点	備考
1	A	渋川 2795	渋川市民会館駐車場	10	B	石原 682-1	
2	A	行幸田 943-1	豊秋公民館	11	B	石原 831	
3	C	吹屋 384	子持行政センター	12	B	中村 320-1	
4	A	渋川 1826	消防署 屋上	13	C	有馬 167-1	渋川市有馬野球場
5	D	渋川 1399	渋川すこやかプラザ	14	B	中村 2007-1	
6	D	渋川 1511-1		15	C	半田 1978-3	渋川市民プール
7	D	渋川 1613-1		16	A	八木原 678	古巻公民館
8	D	中村 106-5		17	B	渋川 3990-28	下郷汚水中継ポンプ場
9	D	中村 840-1	武道館第二駐車場	18	A	渋川 426-1	渋川低区配水場

注1) 地域分類 A：一般地域 B：工場地域 C：道路地域 D：工場及び道路地域

図3-6 アルカリろ紙百葉箱設置地点



① 硫黄酸化物

硫黄酸化物は、二酸化硫黄、三酸化硫黄や硫酸ミストなどの総称です。

令和4年度の測定結果によると、市内全地点の月平均値は0.000～0.002mg/日/100cm³の範囲でした。地域別年平均値及び年平均値の経年変化は、図3-7、図3-8のとおりです。

図3-7 令和4年度硫黄酸化物地域別年平均値

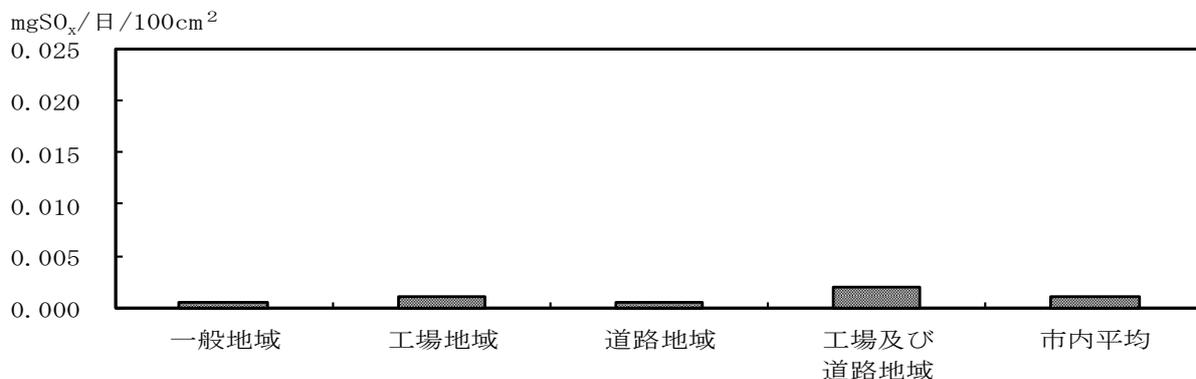
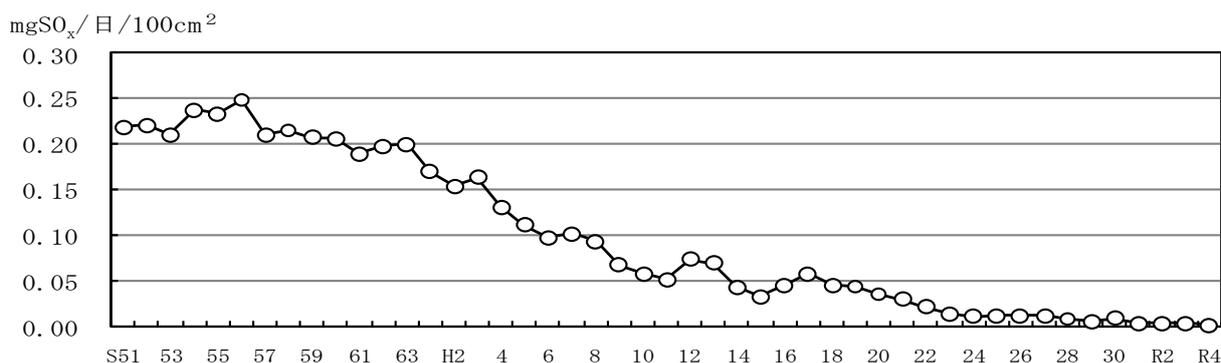


図3-8 硫黄酸化物年平均値経年変化



② 窒素酸化物

窒素酸化物は、一酸化窒素と二酸化窒素の総称です。二酸化窒素は、光化学オキシダントの原因物質です。

令和4年度の測定結果によると、市内全地点の月平均値は0.001～0.002mg/日/100cm³の範囲でした。地域別年平均値及び年平均値の経年変化は、図3-9、図3-10のとおりです。

図3-9 令和4年度窒素酸化物地域別年平均値

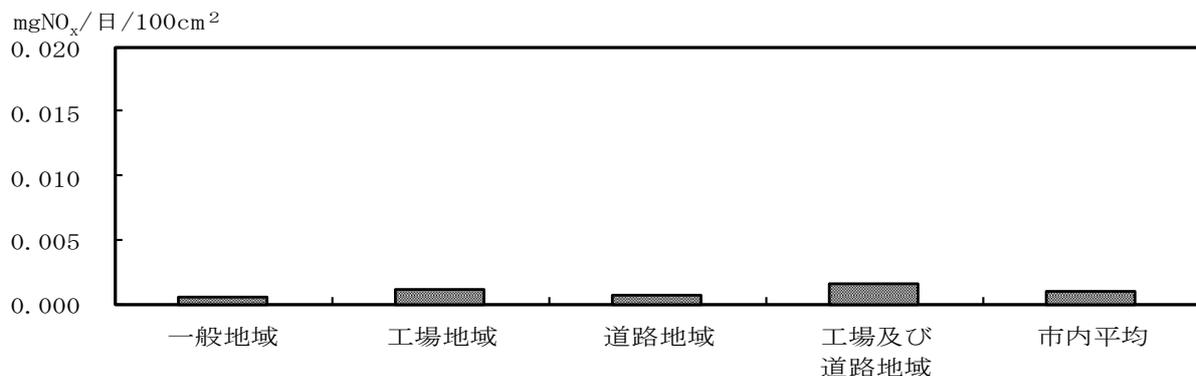


図3-10 窒素酸化物年平均値経年変化



③ 塩素イオン

塩素イオンは、塩素ガス、塩化水素ガスなどによる大気汚染の指標となります。本市には塩素誘導製品を扱う工場があるため、その値の変化を継続的に監視しています。

令和4年度の測定結果によると、市内全地点の月平均値は0.003~0.005mg/日/100cm²の範囲でした。地域別年平均値及び年平均値の経年変化は、図3-11、図3-12のとおりです。

図3-11 令和4年度塩素イオン地域別年平均値

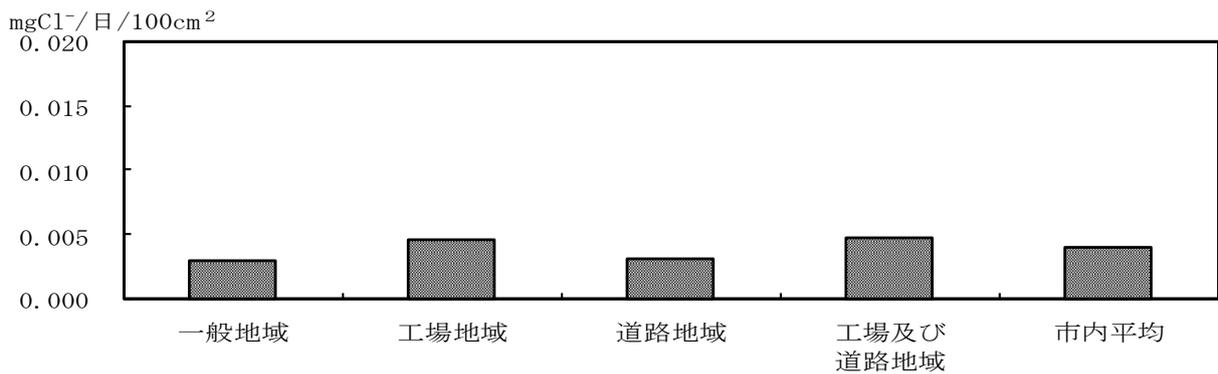
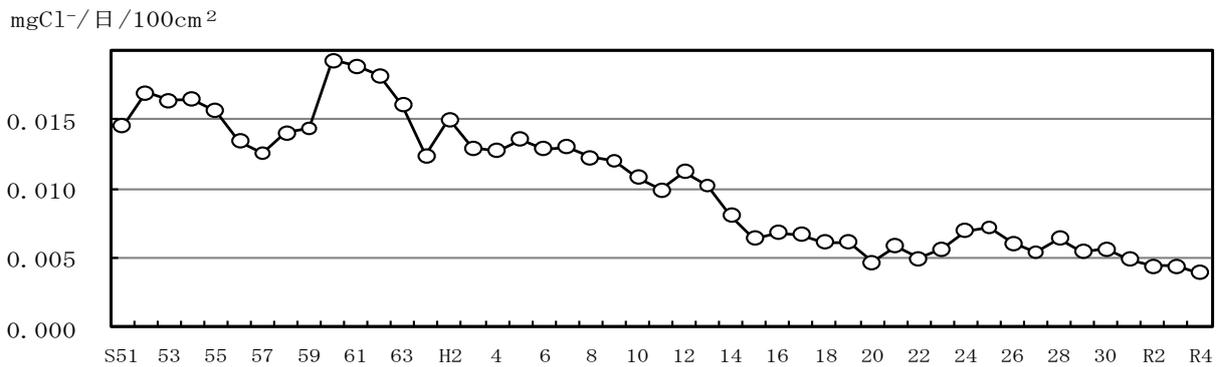


図3-12 塩素イオン年平均値経年変化



④ ふっ素イオン

ふっ素イオンは、ふっ素化合物による大気汚染の指標となります。ふっ素化合物は、自然界に広く存在しますが、本市にはふっ素化合物を原料や製品として扱う工場があるため、その値の変化を継続的に監視しています。

令和4年度の測定結果によると、市内全地点の月平均値は $0.5 \sim 3.8 \mu\text{g}/\text{日}/100\text{cm}^2$ の範囲でした。地域別年平均値及び年平均値の経年変化は、図3-13、図3-14のとおりです。

図3-13 令和4年度ふっ素イオン地域別年平均値

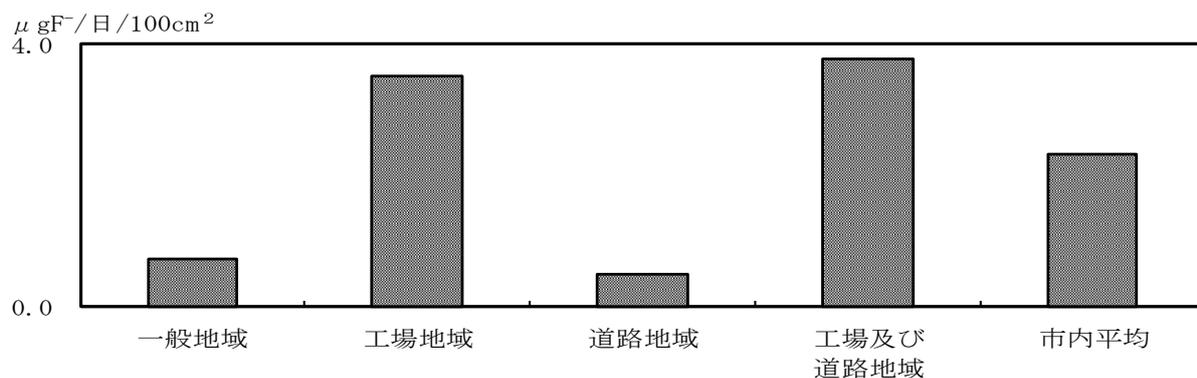
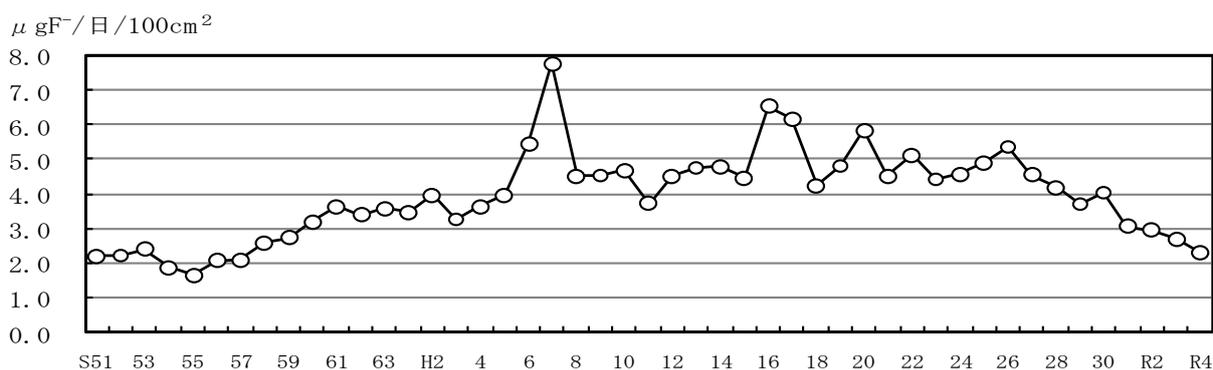


図3-14 ふっ素イオン年平均値経年変化



■ 2 酸性雨

本市では、自動雨水採水装置により、一降雨ごとに降水量（1mm以上/24h）と水素イオン濃度を測定しています。

令和4年度における月別の降水量とpHは、図3-15のとおりです。また、降水量とpH年平均値の経年変化は、図3-16のとおりです。

図3-15 令和4年度月別降水量とpH

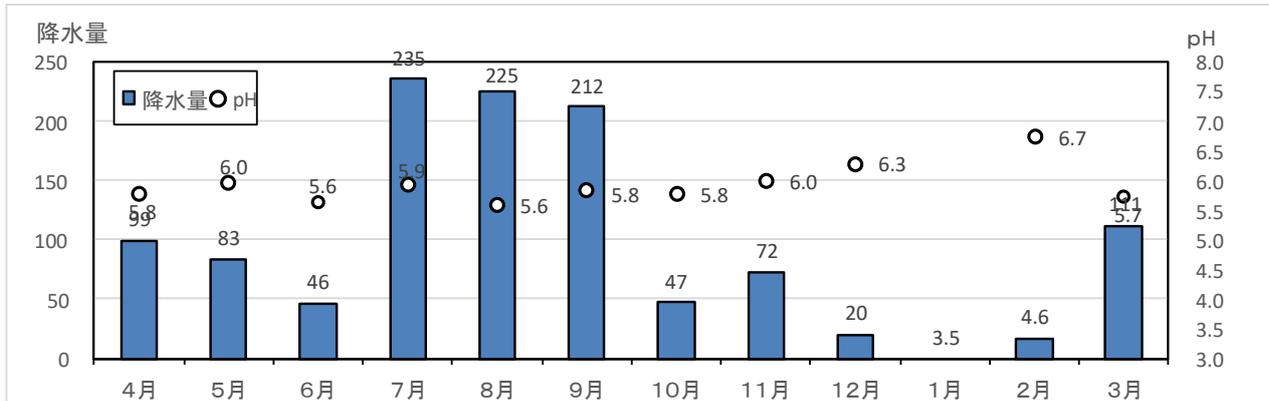
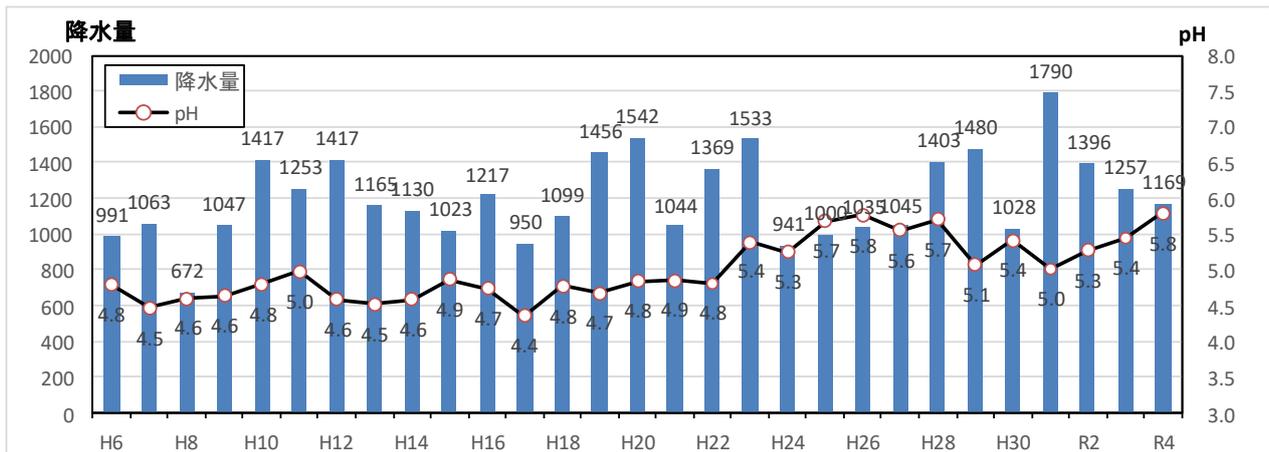


図3-16 降水量とpH年平均値の経年変化



Study 酸性雨とは・・・

酸性、アルカリ性の度合いを示す尺度として、pH（ピーエイチ：水素イオン濃度指数）を用います。pHは0～14で表し、中性を「7」として、酸性度が強いほどpHは低くなります。

酸性雨とは、一般にpH5.6以下の雨のことをいいます。通常、水には空気中の二酸化炭素（大気中には平均400ppm含まれています。）が溶け込んでおり、pH5.6程度の弱酸性だからです。

この「acid rain」（酸性雨）という言葉は、1872年にイギリスの科学者ロバート・アンガス・スミスによって初めて使われました。

酸性雨の原因物質としては、火山から排出される二酸化硫黄（SO₂）、塩酸（HCl）、畑地から発生するアンモニアガス（NH₃）もありますが、工場や火力発電所、自動車の排気ガスなどによる硫黄酸化物（SO_x）、窒素酸化物（NO_x）、炭化水素（CH）といった人為的な活動によるものが大部分を占めます。

* ppm : 1ppm (part per million : 百万分率) = 0.0001%

■ 3 水質

(1) 公共用水域の水質調査

① 概要

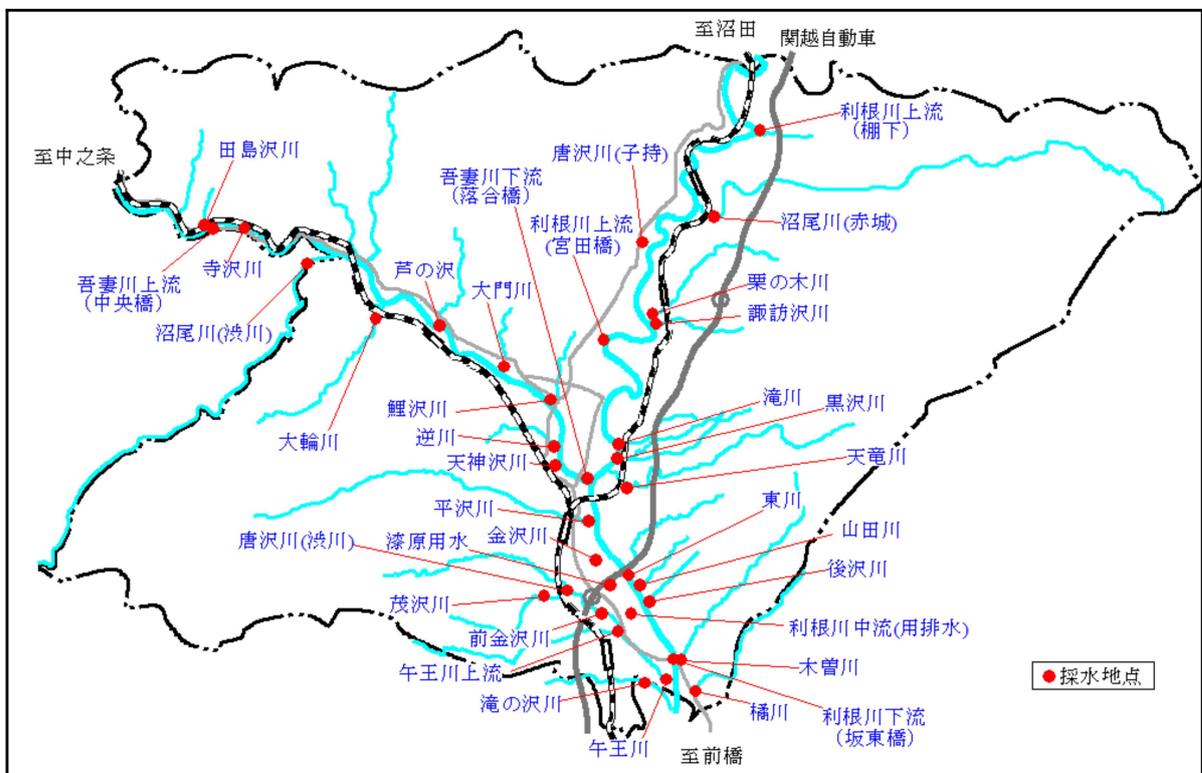
令和4年度の公共用水域の調査は、市内を流れる利根川と吾妻川及びこれらの河川に流入する中小の29河川1用水で「人の健康の保護に関する項目（健康項目）」に関する測定を行いました。

また、利根川と吾妻川は河川A類型に指定されているため、「生活環境の保全に関する項目（生活環境項目）」の測定もあわせて実施しました。

市内を流れる河川の水質の状況は、下水道等の普及に伴って水質汚濁の目安となる生物化学的酸素要求量（BOD）が低下しており、水質の改善が進んでいると言えます。

なお、測定地点は図3-17のとおりです。

図3-17 令和4年度公共用水域水質測定地点



② 利根川、吾妻川の健康項目測定結果

利根川、吾妻川の2河川（6地点）について、その水質を年4回測定しました。調査の結果、年間を平均して全ての地点で健康項目の環境基準を達成しました。

③ 利根川、吾妻川的生活環境項目測定結果

令和4年度の測定結果は、表3-16のとおりです。

水素イオン濃度（pH）、浮遊物質（SS）、溶存酸素量（DO）、生物化学的酸素要求量（BOD）が環境基準に適合していました。調査の結果、年間を平均して全ての地点で生活環境項目の環境基準を達成しました。BOD年平均値の経年変化を見ると、環境基準の範囲内で良好な状態を保っています（図3-18）。

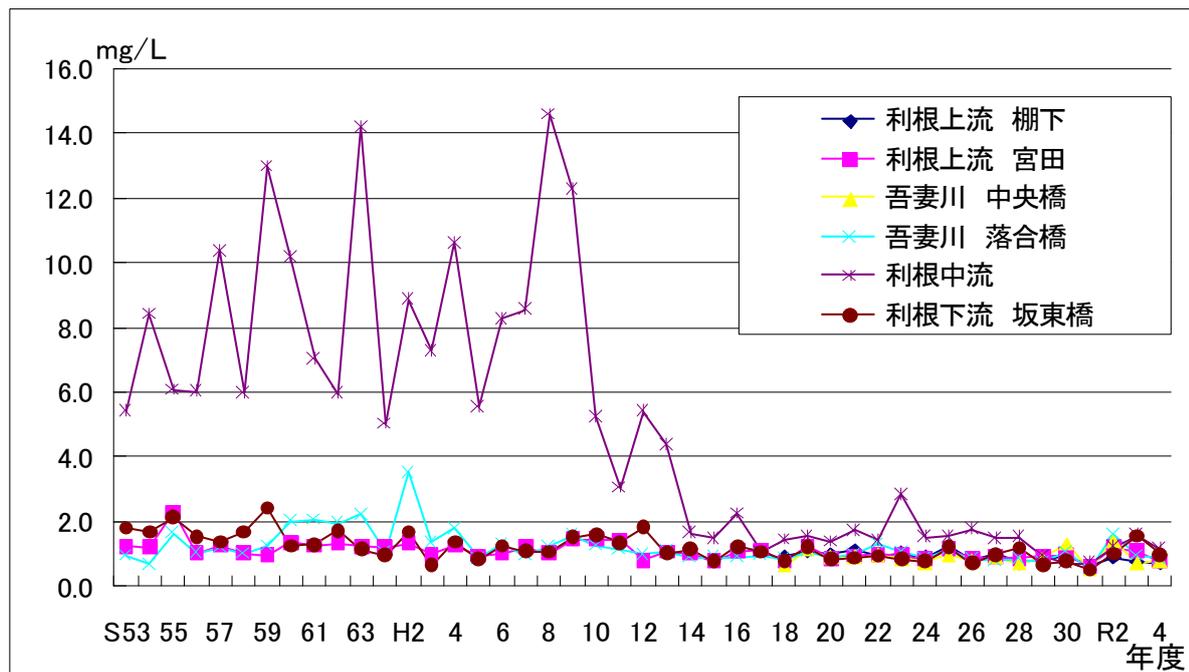
表 3 - 1 6 令和 4 年度利根川、吾妻川の生活環境項目の測定結果

	月	pH		BOD (mg/ℓ)		SS (mg/ℓ)		DO (mg/ℓ)		大腸菌数 (CFU/100ml)	
基準値(A類型)		6.5~8.5		2以下		25以下		7.5以上		300以下	
利根川上流 棚下	5	7.0	○	0.7	○	2	○	11.3	○	40	○
	8	7.5	○	<0.5	○	3	○	9.2	○	60	○
	10	7.5	○	0.9	○	1	○	11.4	○	60	○
	2	7.0	○	0.6	○	1	○	12.6	○	100	○
利根川上流 宮田橋	5	6.9	○	1.1	○	2	○	11.3	○	20	○
	8	7.6	○	<0.5	○	2	○	9.0	○	40	○
	10	7.5	○	0.8	○	2	○	11.0	○	10	○
	2	6.9	○	0.6	○	1	○	12.8	○	70	○
利根川中流 (環境基準適用なし)	5	7.2		0.8		8		10.2		30	
	8	7.5		<0.5		9		8.3		210	
	10	8.2		1.9		3		12.4		50	
	2	7.1		1.4		9		11.9		120	
利根川下流 坂東橋	5	7.2	○	0.7	○	3	○	10.9	○	20	○
	8	7.4	○	<0.5	○	6	○	8.6	○	100	○
	10	8.2	○	1.6	○	2	○	13.0	○	70	○
	2	7.0	○	1.1	○	7	○	12.5	○	40	○
吾妻川上流 小野上中央橋	5	7.3	○	0.7	○	2	○	10.0	○	10	○
	8	7.5	○	<0.5	○	3	○	8.5	○	80	○
	10	7.5	○	0.8	○	3	○	11.0	○	40	○
	2	6.7	○	1.1	○	8	○	12.0	○	40	○
吾妻川下流 落合橋	5	7.4	○	0.5	○	3	○	10.2	○	40	○
	8	7.6	○	<0.5	○	3	○	8.8	○	200	○
	10	7.6	○	1.4	○	1	○	11.0	○	60	○
	2	7.0	○	1.0	○	11	○	12.0	○	10	○

注 1) 「○」、「×」印は、それぞれ環境基準達成、非達成を示す。

注 2) 利根中流：分岐した利根川の流れに農・工業用水や工場排水が流入し、利根川に再び合流する手前の地点(環境基準適用なし)

図3-18 利根川、吾妻川BOD年平均値経年変化



④ 中小河川の健康項目測定結果

令和4年度は、29河川1用水の30か所で調査しました。

Study 水質汚濁とは・・・

水質汚濁とは、工場・事業場、家庭などから排出される汚水によって、河川や湖沼、海域の水質が悪化したり、水底の土砂が汚染される現象をいいます。一般に、河川や海には汚れを浄化する自然の働きがありますが、汚れがひどくなるにつれ、この自浄作用が働かなくなります。

かつては、事業系の排水が汚染源として大きな割合を占めていましたが、排水規制が進んだことにより改善が進み、現在では家庭からの生活排水が大きな汚染原因となっています。

水質汚濁に係る環境基準は、環境基本法等に基づき、人の健康の保護に関する項目（健康項目）と生活環境の保全に関する項目（生活環境項目）について定められています。健康項目に関する環境基準は全ての公共用水域に一律に適用され、かつ、直ちに達成・維持されるよう努めるものとされています。一方、生活環境項目に関する環境基準は、公共用水域の利水目的に応じて水域類型が指定され、それぞれの水域類型ごとに基準値及び達成期間が設定されています。

Study 生活環境の保全に関する環境基準 A 類型

生活環境の保全に関する環境基準は全国一律の基準ではなく、河川、湖沼、海域の特性や利用目的に応じて、その適した類型に指定することとされています。河川の場合、pH(水素イオン濃度)、BOD(生物化学的酸素要求量)、SS(浮遊物質)、DO(溶存酸素量)及び大腸菌群数は、AA類型、A類型、B類型、C類型、D類型、E類型の6段階の類型があります。

本文の例に挙げた河川A類型とは、

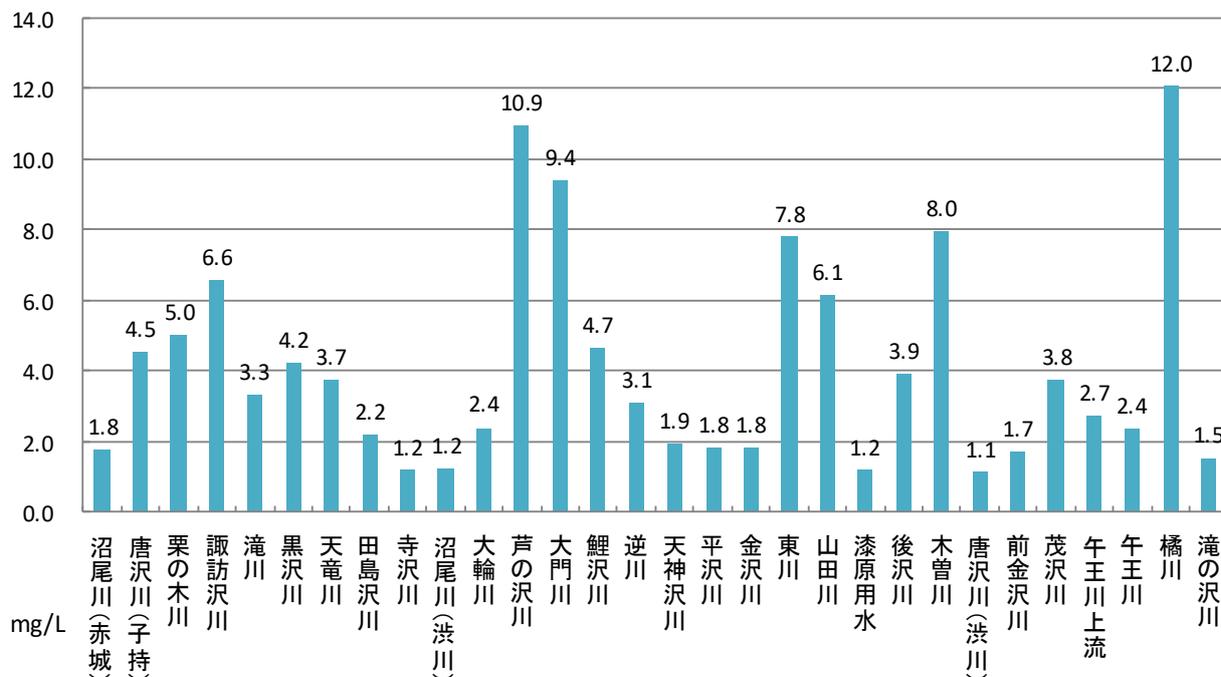
- ・水道2級・・・沈殿ろ過等による通常の浄水操作で水道水として利用できる。
- ・水産1級・・・ヤマメ・イワナ等貧腐水性水域の水産生物用ならびにそれより腐水性に近い水域の水産生物に適応している。

等の利用目的の適用性が定められています。

環境基準達成状況は、環境基準点が属する水域の環境基準指定類型により判定されることとなります。その地点が環境基準点でない場合は補助点として取り扱い、環境基準達成の判定の対象外となります。

全ての公共用水域に適用される健康項目のうち、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の測定結果は、図3-19のとおりです。基準値は10mg/ℓ以下とされています。年間の平均値では、芦の沢川と橘川が環境基準に不適合でした。その他の地点では環境基準に適合していましたが、大門川、東川、木曾川等については比較的高い値での推移が続きます。上流での畜産排水や農業における施肥が原因であると考えられます。

図3-19 令和4年度硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素年平均値



⑤ 中小河川の生活環境項目測定結果

吾妻川、利根川以外の中小河川の測定結果は、表3-17のとおりです。これらの中小河川は、生活環境の保全に関する環境基準の類型が指定されていません。そこで、コイやフナなどの魚が生息できるとされるC類型（BOD 5mg/ℓ以下）の基準値と比較しました。一般的にBODの値が10mg/ℓを超えると、悪臭を放つことがあると言われています。各河川のBOD年平均値を図にしたものが、図3-20です。BODの年平均値が5mg/ℓを超過していた河川はありませんでした。

郊外地域を流れる一部の河川では、生活排水や工場排水等の流入により、やや高い値を示す傾向にあります。BODの年平均値経年変化グラフ（図3-21）を見てみると、ここ10年間は全体として低い値で安定しています。

またpH値の基準は6.5～8.5の範囲ですが、唐沢川(子持)（5月：9.3、8月：9.0）、天神沢川（5月：9.3、8月：8.9、10月：8.6）、平沢川（5月：9.1）、唐沢川(渋川)（5月：9.7、8月：9.3、10月：8.9、2月：9.1）、前金沢川（8月：8.8）、午王川（5月：8.9）、滝の沢川（5月：9.1）の7河川において、pHの値が8.5を超える回数が合わせて13回ありました。

その他、DOの年間平均値は、C類型の基準値内でした。

表3-17 令和4年度中小河川の生活環境項目の測定結果

	月	pH	BOD (mg/ℓ)	SS (mg/ℓ)	DO (mg/ℓ)	大腸菌数 (CFU/100ml)
基準値(C類型)		6.5~8.5	5以下	50以下	5以上	—
沼尾川(赤城)	5	7.6	0.9	2	9.9	510
	8	7.8	<0.5	17	9.2	260
	10	7.7	0.7	1	9.8	150
	2	7.8	1.2	1	11.0	50
唐沢川(子持)	5	9.3	3.4	3	10.0	40
	8	9.0	2.2	6	9.0	740
	10	8.2	1.8	4	10.0	1,000
	2	7.9	3.4	2	14.0	200
栗の木川(赤城)	5	8.1	1.0	5	10.2	140
	8	7.9	<0.5	2	9.1	390
	10	7.8	1.5	1	10.1	180
	2	7.5	1.7	2	12.0	20
諏訪沢川(赤城)	5	7.7	0.9	3	10.4	80
	8	7.8	<0.5	3	9.4	250
	10	7.8	1.1	<1	10.2	100
	2	7.6	1.8	<1	12.0	40
滝川(赤城)	5	7.5	1.2	5	10.3	170
	8	7.7	0.7	4	8.8	160
	10	7.8	0.9	1	10.2	410
	2	7.6	2.0	7	11.0	170
黒沢川(赤城)	5	7.5	0.7	5	10.1	0
	8	7.8	<0.5	3	9.2	420
	10	7.8	0.7	2	10.2	730
	2	7.5	1.5	4	12.0	2,400
天竜川(赤城)	5	7.5	0.9	4	10.0	330
	8	7.9	<0.5	3	8.4	270
	10	7.8	0.5	<1	9.9	230
	2	7.6	1.8	<1	12.0	10
田島沢川(小野上)	5	7.9	1.9	4	9.1	420
	8	7.9	<0.5	3	9.0	1,900
	10	7.9	0.6	<1	10.0	470
	2	7.7	0.8	<1	12.5	830
寺沢川(小野上)	5	7.6	1.4	11	9.5	30
	8	7.9	<0.5	2	8.7	180
	10	7.6	0.5	2	10.3	0
	2	7.5	0.6	3	11.9	10
沼尾川(渋川)	5	8.1	3.1	3	9.4	100
	8	7.7	<0.5	2	9.0	180
	10	7.8	0.5	2	9.7	150
	2	8.1	1.8	2	11.3	0

表3-17 令和4年度中小河川の生活環境項目の測定結果（続き）

	月	pH	BOD (mg/ℓ)	SS (mg/ℓ)	DO (mg/ℓ)	大腸菌数 (CFU/100ml)
基準値(C類型)		6.5~8.5	5以下	50以下	5以上	—
大輪川(渋川)	5	8.0	3.4	1	9.6	490
	8	7.9	<0.5	5	8.5	140
	10	8.0	<0.5	<1	9.8	60
	2	8.1	1.1	2	12.0	10
芦の沢川(子持)	5	7.8	1.4	2	8.9	30
	8	7.6	<0.5	1	9.0	180
	10	7.7	0.6	<1	9.6	2,000
	2	7.9	1.3	1	13.0	70
大門川(子持)	5	8.2	2.5	3	8.9	220
	8	8.1	<0.5	2	8.8	280
	10	7.8	0.7	<1	9.7	550
	2	7.8	12.0	12	11.0	850
鯉沢川(子持)	5	7.6	1.6	<1	9.2	390
	8	7.7	0.6	3	8.5	1,100
	10	7.6	0.6	<1	9.4	440
	2	7.6	2.4	2	11.0	400
逆川(渋川)	5	7.7	3.5	7	8.9	770
	8	7.7	1.0	5	8.4	940
	10	7.7	1.2	2	9.7	350
	2	7.9	3.6	5	12.3	760
天神沢川(渋川)	5	9.3	4.0	2	10.0	160
	8	8.9	1.7	2	10.3	70
	10	8.6	1.7	<1	11.0	160
	2	8.0	4.3	10	13.7	870
平沢川(渋川)	5	9.1	3.6	3	12.0	40
	8	8.5	0.9	1	8.1	200
	10	7.8	0.7	<1	11.0	460
	2	8.3	2.7	5	13.0	100
金沢川(渋川)	5	7.8	2.9	5	9.0	260
	8	7.9	<0.5	3	8.1	1,000
	10	7.7	0.5	9	9.6	50
	2	7.7	2.7	7	10.0	2,400
東川(北橋)	5	7.5	1.2	7	9.7	3,600
	8	7.6	1.9	2	8.7	510
	10	7.8	0.7	1	10.1	260
	2	7.6	2.0	1	12.0	220
山田川(北橋)	5	7.8	0.9	3	9.9	890
	8	7.8	1.6	1	8.9	10
	10	7.8	2.0	2	9.7	740
	2	7.8	2.0	1	11.0	2,400

表3-17 令和4年度中小河川の生活環境項目の測定結果(続き)

	月	pH	BOD (mg/ℓ)	SS (mg/ℓ)	DO (mg/ℓ)	大腸菌数 (CFU/100ml)
基準値(C類型)		6.5~8.5	5以下	50以下	5以上	—
漆原用水(渋川)	5	7.8	1.1	1	9.7	330
	8	7.5	1.8	1	8.9	100
	10	8.0	0.9	2	9.8	30
	2	7.4	1.7	2	11.0	450
後沢川(北橋)	5	7.6	1.0	4	10.0	150
	8	7.7	1.4	<1	9.2	130
	10	7.8	1.7	2	10.0	110
	2	7.7	1.8	1	12.0	120
木曾川(北橋)	5	7.4	1.0	7	10.2	180
	8	7.8	1.7	9	8.9	140
	10	7.7	0.9	5	10.0	110
	2	7.5	2.4	7	12.0	620
唐沢川(渋川)	5	9.7	3.0	1	10.0	0
	8	9.3	2.6	3	12.0	100
	10	8.9	1.5	1	12.0	500
	2	9.1	5.2	3	15.7	10
前金沢川(渋川)	5	8.5	3.6	2	9.4	290
	8	8.8	1.5	1	12.2	270
	10	7.9	1.7	<1	10.2	2,100
	2	8.4	4.1	7	12.2	190
茂沢川(渋川)	5	8.2	2.3	4	10.0	790
	8	7.8	2.4	2	9.6	440
	10	8.0	1.0	1	10.0	1,200
	2	8.2	2.9	5	11.7	800
午王川上流(渋川)	5	8.1	2.6	2	9.8	100
	8	7.3	1.7	1	8.6	430
	10	8.0	3.2	2	10.0	230
	2	7.9	3.2	2	13.3	560
午王川(渋川)	5	8.9	5.7	3	11.7	220
	8	8.0	<0.5	2	8.1	360
	10	8.3	1.2	1	11.0	450
	2	7.9	3.9	6	11.6	2,000
橘川(北橋)	5	8.0	1.3	24	9.9	90
	8	7.9	1.6	1	8.8	500
	10	7.9	0.9	1	10.3	330
	2	7.8	3.9	7	12.0	670
滝の沢川(渋川)	5	9.1	4.1	2	11.0	170
	8	7.6	2.2	<1	8.4	600
	10	8.0	1.8	<1	10.0	590
	2	7.8	4.0	3	13.2	400

図3-20 令和4年度中小河川のBOD年平均値

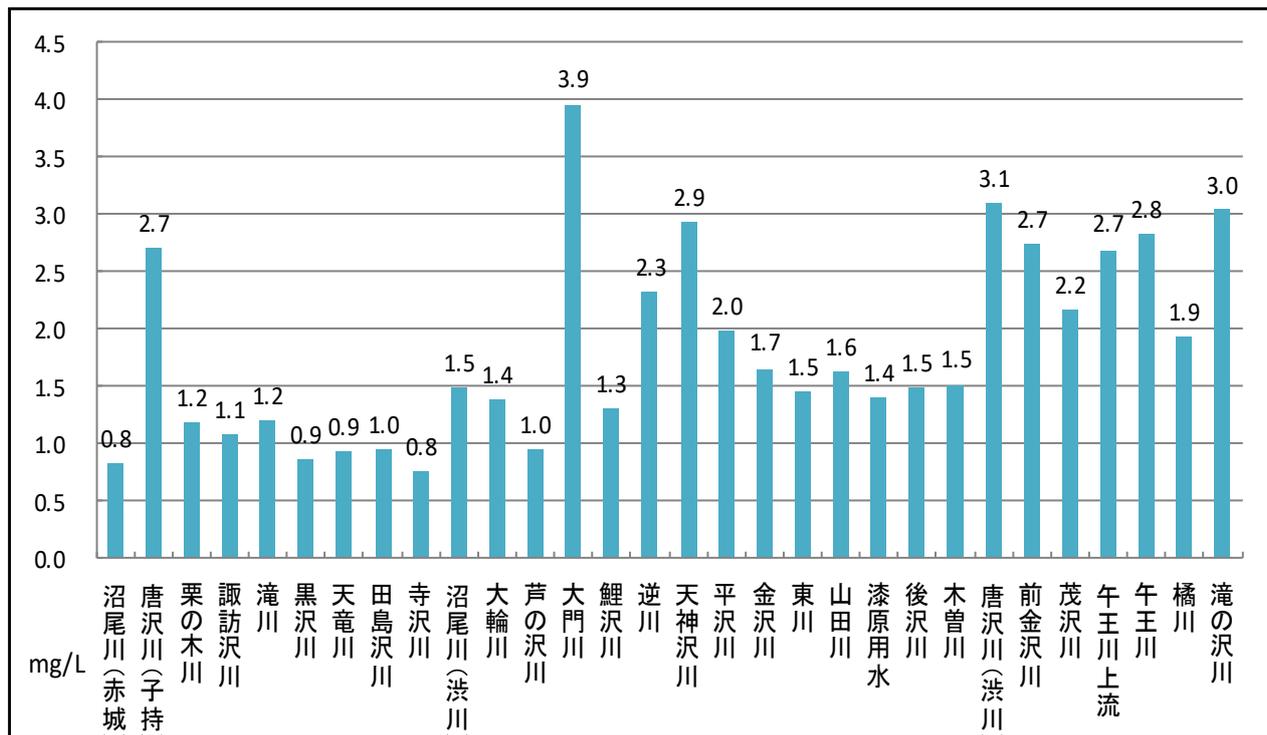
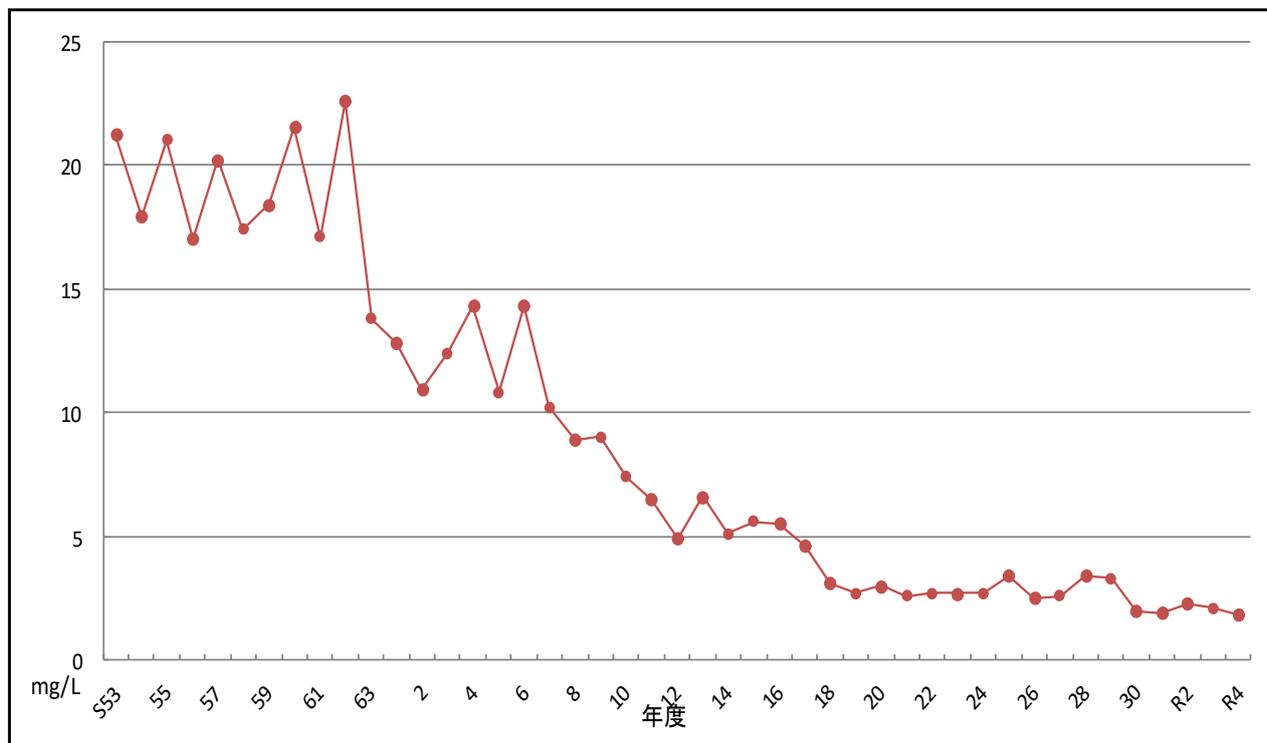


図3-21 中小河川のBOD年平均値経年変化



(2) 地下水調査

群馬県では、水質汚濁防止法に定める水質測定計画に基づき、県内の地下水の状況を把握するため、全県を4キロメートルメッシュの151区画に区分し、1区画につき1本の井戸について調査しています。令和4年度に赤城町深山、小野子、横堀、赤城町勝保沢、渋川、白井、赤城町溝呂木、有馬、半田の9地点を調査した結果によると、赤城町勝保沢と赤城町溝呂木で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準値を超過しました。

Study 地下水調査

トリクロロエチレン等の有害物質による地下水汚染に対処するために、平成元年6月に水質汚濁防止法が改正され、有害物質を含む水の地下浸透の禁止、地下水質の常時監視などの規制措置が設けられました。

さらに、平成8年5月には、地下水汚染により人への健康被害が発生する恐れがある場合には、汚染原因者が地下水の浄化措置を行うことが規定されました。

また、人の健康を保護する上で望ましい基準として、平成9年3月に地下水の水質汚濁に係る環境基準がテトラクロロエチレン等23項目について設定され、平成11年2月には、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素等3項目が追加されました。

さらに、平成12年1月には、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく水質汚濁に係る環境基準が設けられ、年平均値で1pg-TEQ/ℓと定められました。

*TEQは、毒性等量といい、ダイオキシン類の中で最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンの強さを「1」として、算出したダイオキシン類の毒性量

平成21年11月には、1,4-ジブチル及び塩化ビニルモノマーが追加されました。また、シス-1,2-ジクロロエチレンで基準が定められていましたが、シス体とトランス体の濃度の和となりました。

(3) 排水調査

特定施設を設置している工場等の排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、立入調査を行い、法令等による排水基準に対する遵守状況等について、監視及び指導を実施しています。

令和4年度は、表3-18のとおり、44事業場47地点を対象に、延べ91回調査を実施しました。そのうち、3事業場（施設）で、延べ6項目が排水基準に適合しませんでした。調査対象事業場（施設）の区分別の不適合状況は、表3-19のとおりです。

表3-18 調査事業場（施設）

区分	事業場（施設）名	採水	排水量 m ³ /日	備考
化学工業	関東電化工業(株)渋川工場	総合排水	28,800	無機化学工業製品製造業
	デンカ(株)渋川工場	総合排水	14,400	酸又はアルカリによる表面処理施設
	日本カーリット(株)群馬工場	総合排水	34,000	無機化学工業製品製造業
	C. S. S (株) 渋川工場	放流水	246	電気めつき施設
鉄鋼業	大同特殊鋼(株)渋川工場	A地区北	8,275	鉄鋼業
	大同特殊鋼(株)渋川工場	A地区南		鉄鋼業
	大同特殊鋼(株)渋川工場	C地区北		鉄鋼業
	大同特殊鋼(株)渋川工場	C地区南		鉄鋼業

表 3 - 1 8 調査事業場（施設）（続き）

区分	事業場（施設）名	採水	排出水 m ³ /日	備考
試験研究	関東電化工業(株)総合開発センター	放流水	39	洗浄施設
	(株)SRD生物センター	放流水	14	洗浄施設
	清掃管理事務所（環境分析室）	放流水	9	洗浄施設
病院等	(財)大利根会榛名病院	放流水	165	病院(病床数300以上)
	医療法人北関東循環器病院	放流水	110	し尿処理施設(501人槽以上)
	群馬県立小児医療センター	放流水	126	し尿処理施設(501人槽以上)
	(独)国立病院機構渋川医療センター	放流水	390	病院(病床数300以上)
飲食店	(株)上州物産館	放流水	100	飲食店
小売業	(株)ベイシア ベイシア渋川店	放流水	150	し尿処理施設(501人槽以上)
	(株)ベイシア ベイシア渋川こもち店	放流水	88	し尿処理施設(501人槽以上)
食品製造	サントリー・ロガック(株)榛名工場	放流水	8,650	飲料製造業
	赤城水産(株)本社工場	放流水	120	水産食料品製造業
	八洋食品(株)関東工場	放流水	40	畜産食料品製造業
汚水施設	金井住宅団地汚水処理施設	放流水	324	し尿処理施設(501人槽以上)
	三原田住宅団地汚水処理施設	放流水	92	し尿処理施設(501人槽以上)
農業集落排水処理施設	祖母島農業集落排水処理施設	放流水	119	し尿処理施設(501人槽以上)
	川島農業集落排水処理施設	放流水	164	し尿処理施設(501人槽以上)
	白井・吹屋地区農業集落排水処理施設	放流水	296	し尿処理施設(501人槽以上)
	上中郷地区農業集落排水処理施設	放流水	368	し尿処理施設(501人槽以上)
	下中郷地区農業集落排水処理施設	放流水	642	し尿処理施設(501人槽以上)
	北牧地区農業集落排水処理施設	放流水	390	し尿処理施設(501人槽以上)
	樽排水処理施設	放流水	91	し尿処理施設(501人槽以上)
	溝呂木排水処理施設	放流水	125	し尿処理施設(501人槽以上)
	勝保沢排水処理施設	放流水	226	し尿処理施設(501人槽以上)
	津久田排水処理施設	放流水	654	し尿処理施設(501人槽以上)
	横野中央排水処理施設	放流水	241	し尿処理施設(501人槽以上)
	真壁排水処理施設	放流水	344	し尿処理施設(501人槽以上)
	小室排水処理施設	放流水	180	し尿処理施設(501人槽以上)
	箱田排水処理施設	放流水	354	し尿処理施設(501人槽以上)
下小室排水処理施設	放流水	363	し尿処理施設(501人槽以上)	

表 3-18 調査事業場（施設）（続き）

区分	事業場（施設）名	採水	排出水 m ³ /日	備考
下水道 終末 施設	小野上浄化センター	放流水	347	下水道終末処理施設
	鯉沢・吹屋原地区クリーンセンター	放流水	374	下水道終末処理施設
	水沢水質管理センター	放流水	158	下水道終末処理施設
	物聞沢水質管理センター	放流水	3,345	下水道終末処理施設
	湯沢水質管理センター	放流水	3,209	下水道終末処理施設
その他	渋川スカイランドパーク	放流水	45	し尿処理施設(501人槽以上)
	花湯スカイテルメリゾート	放流水	140	し尿処理施設(501人槽以上)
	渋川地区広域圏環境クリーンセンター	放流水	470	し尿処理施設(501人槽以上)
	SUNおのがみ	放流水	70	旅館業

※化学工業、鉄鋼業、試験研究、病院等、飲食店、小売業、食品製造、その他は計画値
汚水処理施設、農業集落排水処理施設、下水終末施設は実績値

表 3-19 令和4年度特定施設別排水基準不適合状況

区分	調査実施 事業場数	延べ調査 実施回数	排水基準不適合 事業場数	不適合項目内訳				
				pH	BOD	大腸菌数	ほう素	SS
化学工業	4	8						
鉄鋼業	1	8						
試験研究機関	3	5						
病院等	4	8						
飲食店	1	2	1	2				
小売業	2	4	1	1				1
食品等製造	3	5						
汚水処理施設	2	4						
農業集落排水施設	15	30						
下水道終末施設	5	10						
その他	4	7	1				2	
合計	44	91	3	3			2	1

(4) その他の水質調査

① 廃棄物管理型最終処分場浸出水及び監視井等調査

本市内に設置されている産業廃棄物管理型最終処分場浸出水1か所は2回/年調査を実施しました。その結果、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準の範囲内でした。この浸出水は公共用水域に排出されることなく、全て自社の排水処理施設で処理されたのち排出されています。

小野上地区に設置されている一般廃棄物最終処分場（渋川地区広域圏清掃センター小野上処分場）の浸出水について2回/年調査しました。一般廃棄物最終処分場浸出水の処理水については、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準の範囲内でした。また同処理場の3本の監視井のうち採水可能な2本、及び榛東処分場の2本の監視井については地下水の水質汚濁に係る環境基準の範囲内でした。

② 産業廃棄物安定型最終処分場監視用井戸水調査

神田原地区で稼働している5期処分場3か所の監視井を1回/年、6期処分場3か所の監視井を1回/年調査を行いました。いずれの監視井も地下水の水質汚濁に係る環境基準の範囲内でした。

③ 井戸水の無料検査

地下水の汚染状況を調べるために、市民を対象に希望者募集により井戸水及び湧水の無料の検査を実施しました。令和4年度は66本の希望があり、細菌検査、金属等、揮発性有機化合物等の項目について検査を実施し、対象者に報告を行いました。

また、スラグ砕石に係る地下水調査として、施工された場所の調査範囲内の井戸の調査を実施したところ、すべて地下水の水質汚濁に係る環境基準値以内であることを確認しました。

④ 低床護岸調査

大崎緑地公園周辺の利根川、平沢川、金沢川について年4回20地点程度で環境調査を実施しました。一部の地点、項目についてはその結果を県へ報告しました。

⑤ 学校環境衛生基準に係る水道水質検査（教育部教育総務課より依頼）

学校環境衛生基準に係る水道水質検査を依頼され検査し、全て水質基準値適合でした。

■ 4 騒音

(1) 概要

環境騒音が評価の対象とする騒音は「人間活動により発生する騒音」であり、地域の類型及び時間の区分ごとに基準値が定められています。この基準は、人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましいとされる、政府の政策目標です。

令和4年度の環境騒音に関する調査の結果、交通量の多い道路に比較的近い一般地域で、環境基準を超過している地点がありました。また、自動車騒音の調査では、主要道である国道17号等沿線で測定を行った結果、夜間の環境基準を超過している地点がありました。

自動車騒音常時監視は市内道路を5分割し、5か年かけて市内全域の監視を行っています。令和4年度は5路線で調査した結果、環境基準を超過している地点はありませんでした。

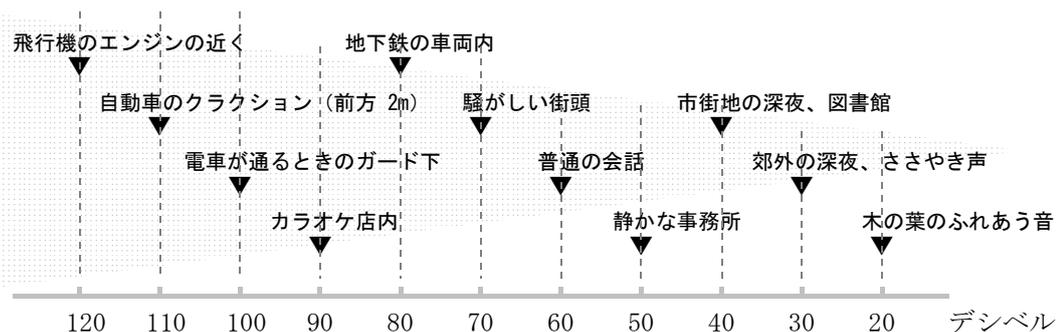
特定施設を有する事業場の騒音については、発生源が屋内に設置されている事業場では騒音規制法による規制基準を満たしていました。しかし、発生源が屋外に設置されているか又は開放的になっている事業場では、規制基準値を超えるところがありました。規制基準不適合の事業場周辺から苦情が発生した際には、改善を指導するなど適切な対応に努めています。

Study 騒音とは・・・

一般的には、「不快な音」、「不必要な音」のことを騒音といいます。快いか不快か、必要か不必要かを決めるのは個々の人間であるため、「何デシベル以上の音が騒音である」という客観的な基準で規定することはできません。例えば、音楽でも聴かされる側の心理的な要因に大きく左右されるため、騒音は感覚的の公害とも呼ばれています。

騒音の主な発生源は、交通機関、工場、建設作業ですが、近年では、カラオケや家庭用エアコンなどによる近隣騒音が問題になっています。一般環境や道路騒音について環境基準が設けられているほか、工場や建設現場、自動車の騒音は、騒音規制法により規制されています。

[音の大きさの目安]



(2) 環境騒音

令和4年度の測定結果は、表3-20のとおりです。一般地域では、4地点のうち1地点を除き、環境基準を達成しました。また、幹線交通を担う道路に面する地域では、6地点全てで環境基準を達成しました。

なお、環境騒音にかかる過去5か年の経年変化は、表3-21のとおりです。

表3-20 令和4年度環境騒音測定結果

(単位：デシベル)

番号	測定年月日	環境基準の地域の類型	地域の区分	昼間		夜間		達成状況	
				基準値	測定値	基準値	測定値	昼間	夜間
①	5. 2. 27	A類型	一般地域	55以下	47	45以下	39	○	○
②	5. 2. 27	B類型		55以下	54	45以下	51	○	×
③	5. 1. 23	B類型		55以下	45	45以下	37	○	○
④	5. 2. 21	C類型		60以下	51	50以下	48	○	○
⑤	5. 3. 16	B類型	道路に面する 地域(特例区間)	70以下	62	65以下	55	○	○
⑥	5. 2. 21	B類型		70以下	63	65以下	55	○	○
⑦	5. 3. 23	B類型		70以下	64	65以下	52	○	○
⑧	5. 3. 7	B類型		70以下	67	65以下	63	○	○
⑨	5. 3. 9	C類型		70以下	66	65以下	63	○	○
⑩	5. 1. 23	C類型		70以下	68	65以下	64	○	○

- 注1) A類型：専ら住居の用に供される地域
 B類型：主として住居の用に供される地域
 C類型：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域
 注2) 「道路に面する地域」とは、主たる音源が該当道路から発生する騒音である地域
 「幹線交通を担う道路に近接する空間(特例区間)」については、別の基準が存在する
 注3) 「○」、「×」印は、それぞれ環境基準達成、非達成を示す。
 注4) ⑤～⑩は、特例区間(幹線道路を担う道路に近接する空間)の基準値を適用

[備考] 測定地点

- ①金井3038番地1
 ②半田1479番地6
 ③中郷1134番地
 ④渋川3990番地28
 ⑤有馬167番地2
 ⑥赤城町溝呂木587番地
 ⑦北橋町真壁1755番地5
 ⑧村上3776番地9
 ⑨渋川1605番地16
 ⑩中郷454番地16

表3-21 環境騒音測定結果の経年変化

(単位：デシベル)

番号	区分	基準値	測定値・達成状況									
			H30年度		R元年度		R2年度		R3年度		R4年度	
①	昼間	55以下	41	○	42	○	42	○	48	○	47	○
	夜間	45以下	37	○	37	○	38	○	39	○	39	○
②	昼間	55以下	58	×	57	×	54	○	54	○	54	○
	夜間	45以下	51	×	54	×	50	×	51	×	51	×
③	昼間	55以下	48	○	47	○	53	○	45	○	45	○
	夜間	45以下	40	○	39	○	43	○	37	○	37	○
④	昼間	60以下	52	○	52	○	53	○	51	○	51	○
	夜間	50以下	48	○	49	○	50	○	48	○	48	○
⑤	昼間	70以下	70	○	65	○	68	○	61	○	62	○
	夜間	65以下	64	○	60	○	59	○	54	○	55	○
⑥	昼間	70以下	66	○	66	○	63	○	63	○	63	○
	夜間	65以下	58	○	56	○	52	○	55	○	55	○
⑦	昼間	70以下	65	○	66	○	67	○	63	○	64	○
	夜間	65以下	54	○	56	○	56	○	52	○	52	○
⑧	昼間	70以下	66	○	66	○	65	○	67	○	67	○
	夜間	65以下	56	○	57	○	57	○	63	○	63	○
⑨	昼間	70以下	71	×	72	×	72	×	66	○	66	○
	夜間	65以下	67	×	68	×	67	×	63	×	63	○
⑩	昼間	70以下	69	○	69	○	68	○	68	○	68	○
	夜間	65以下	61	○	61	○	59	○	63	○	64	○

(3) 自動車騒音

① 国道17号等沿線

令和4年度の測定結果は、表3-22のとおりです。地点④中郷の夜間を除き、環境基準を達成しました。自動車騒音の要請限度（道路周辺的生活環境が著しく損なわれていると認められるときに、県公安委員会に道路交通法の規定による措置をとるよう要請し、又は道路管理者等に当該道路部分の改善等に関し意見を述べる事ができる限度）においては、全ての地点で達成しました。

表3-22 令和4年度自動車騒音（国道17号等沿線）測定結果（単位：デシベル）

地点	測定年月日	環境基準等の地域区分	昼間		夜間		達成状況	
			基準値または限度	測定値	基準値または限度	測定値	昼間	夜間
①	5. 3. 7 ～ 3. 9	環境基準C類型	70以下	66	65以下	62	○	○
		自動車騒音の限度c区域	75		70		○	○
②	5. 2. 6 ～ 2. 8	環境基準C類型	70以下	65	65以下	57	○	○
		自動車騒音の限度c区域	75		70		○	○
③	5. 1. 16 ～ 1. 18	環境基準C類型	70以下	63	65以下	56	○	○
		自動車騒音の限度c区域	75		70		○	○
④	5. 2. 27 ～ 3. 1	環境基準C類型	70以下	68	65以下	66	○	×
		自動車騒音の限度c区域	75		70		○	○

注1) c区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

注2) 「○」、「×」印は、それぞれ環境基準（または自動車騒音の要請限度）達成、非達成を示す。

〔備考〕測定地点

①渋川(大崎)1338番地先 ②半田1787番地4 ③阿久津172番地 ④中郷459番地1

② 高速自動車国道沿線

令和4年度の測定結果は、表3-23のとおりです。全ての地点で環境基準を達成しました。

表3-23 令和4年度自動車騒音（高速自動車国道）測定結果（単位：デシベル）

地点	測定年月日	環境基準の地域区分	昼間		夜間		達成状況	
			基準値	測定値	基準値	測定値	昼間	夜間
①	5. 2. 6～ 2. 8	C 類型	65以下	50	60以下	48	○	○
②	5. 1. 30～ 2. 1	B 類型	65以下	53	60以下	49	○	○
③	5. 1. 17～ 1. 19	B 類型	65以下	58	60以下	53	○	○
④	5. 1. 17～ 1. 19	B 類型	65以下	59	60以下	55	○	○
⑤	5. 1. 30～ 2. 1	B 類型	70以下	66	65以下	64	○	○

注1) 「○」、「×」印は、それぞれ環境基準達成、非達成を示す。

〔備考〕測定地点

①中村910番地9 ②八木原781番地2 ③赤城町津久田3953番地24 ④赤城町敷島1297番地2
⑤赤城町見立453番地4

③ 自動車騒音常時監視

自動車騒音の常時監視は、都道府県等が自動車騒音対策を計画的かつ総合的に行うためには地域の騒音暴露状況を経年的に系統立てて監視することが必要不可欠であるとして、平成10年の騒音規制法改正時に新設されました。事務の権限委譲により、平成24年度以降は本市により監視が行われています。

令和4年度は、県道高崎渋川線及び県道渋川松井田線、県道渋川大胡線、県道持柏木寄居線、県道渋川吉岡線で調査を実施しました（図3-22）。調査対象戸数1,486戸のうち、昼間・夜間ともに基準値以下が1,486戸で、環境基準達成率は100%でした（表3-24）。

平成30年度から令和4年度までに実施した、渋川市における評価対象区間全体の環境基準達成状況は表3-25のとおりです。市全体の環境基準達成率は97.7%でした。

図3-22 令和4年度自動車騒音常時監視実施路線図

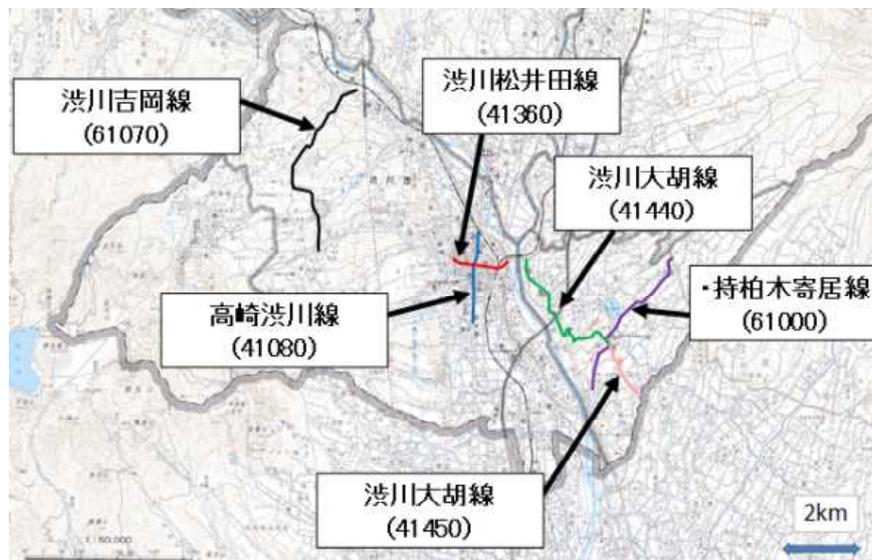


表3-24 令和4年度自動車騒音常時監視環境基準の達成状況

路線名	センサス 区間番号	区間延長 (km)	住居 戸数	昼○ 夜○	昼○ 夜×	昼× 夜○	昼× 夜×	環境基準 達成率(%)
高崎渋川線	41080	2.3	545	545	0	0	0	100
渋川松井田線	41360	1.6	361	361	0	0	0	100
渋川大胡線	41440	4.1	168	168	0	0	0	100
	41450	1.6	104	104	0	0	0	100
持柏木寄居線	61000	3.9	178	178	0	0	0	100
渋川吉岡線	61070	6.4	130	130	0	0	0	100
交差部		—	—	—	—	—	—	—
全路線合計		19.9	1,486	1,486	0	0	0	100

表 3 - 2 5 平成30～令和 4 年度自動車騒音常時監視環境基準の達成状況

	昼夜とも基準値以下		昼のみ基準値以下		夜のみ基準値以下		昼夜とも基準値超過	
	戸数	割合 (%)	戸数	割合 (%)	戸数	割合 (%)	戸数	割合 (%)
渋川市全体 (5,537戸)	5,407	97.7	20	0.4	19	0.3	91	1.6
近接空間 (2,224戸)	2,131	95.8	20	0.9	12	0.5	61	2.8
非近接空間 (3,313戸)	3,276	98.9	0	0	7	0.2	30	0.9

注) 近接空間：幹線交通を担う道路に近接する空間

(4) 新幹線鉄道騒音

昭和57年の試験運転時から、群馬県との共同により測定しています。

令和 4 年度の測定結果は、表 3 - 2 6 のとおりです。12.5m、25m、50mの 3 地点で測定を実施し、12.5m、25mの地点で環境基準値を超過しました。

なお、騒音対策として、新幹線沿線のアカリ部分（トンネル以外の部分）への防音壁が設置されるとともに家屋障害対策も実施されており、生活環境を保全するための措置が図られています。

表 3 - 2 6 令和 4 年度新幹線鉄道騒音測定地点及び測定結果

①	測定年月日	場所	地域の類型	基準値	測定地点(軌道からの距離) と測定値		
					12.5m	25m	50m
	4.11.4	川島1394番地 周辺	I	70デシベル以下	73デシベル	72デシベル	70デシベル

注) 地域の類型：平成13年群馬県告示第197号より

(5) 特定工場等騒音

令和4年度の特定事業場における騒音測定結果は、表3-27（ア）及び（イ）のとおりです。17事業場46地点で測定を実施しました。発生源が屋内に設置されている事業場では騒音規制法による規制基準を満たしましたが、発生源が屋外に設置されているか又は開放的になっている事業場では、規制基準の値を超えるものがありました。

表3-27（ア） 令和4年度特定工場等騒音測定結果

区分	特定工場等	測定月	区域の区分	測定地点数
鉄鋼業	大同特殊鋼(株) 渋川工場	3月	第4種区域	7
中間処理業	小幡解体興業(株)	3月	第2種区域	2
	渋川アスコン(株)	3月	第3種区域	2
コンクリート製品製造業	(株)赤城商会 宮田工場	3月	第2種区域	5
	(株)赤城商会 子持工場	3月	第2種区域	5
	エスビック(株) 渋川工場	3月	第2種区域	3
	(株)コモチ	3月	第3種区域	3
セメント・コンクリート製造業	デンカ(株) 渋川セメントサービスステーション	3月	第2種区域	2
	光菱生コンクリート(株)	3月	第2種区域	2
	ヤマヨセメント(株) 群馬中央生コン 渋川	3月	第2種区域	1
食品等製造業	サントリープロダクツ(株) 榛名工場	3月	第4種区域	3
	ジェーシーボトリング(株) 渋川工場	3月	第4種区域	1
化学工業	C. S. S. (株) 渋川工場	3月	第2種区域	2
	関東電化工業(株) 渋川工場	3月	第4種区域	1
採石業	旭石材工業(株)	3月	第3種区域	2
木材製造・加工業	渋川県産材センター	3月	第2種区域	4
	(株)福島商店	3月	第3種区域	1

注1) 第2種区域：住居の用に供されるため、静穏の保持を必要とする区域
 第3種区域：住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域
 第4種区域：主として工業等の用に供されている区域

表3-27（イ） 令和4年度特定工場等騒音測定結果

区分	調査実施事業場数	延べ測定実施地点数	基準超過地点数
鉄鋼業	1	7	0
中間処理業	2	4	2
コンクリート製品製造業	4	16	5
セメント・コンクリート製造業	3	5	2
食品等製造業	2	4	0
化学工業	2	3	0
採石業	1	2	0
木材製造・加工業	2	5	2

■ 5 振動

(1) 概要

令和4年度の道路交通振動にかかる測定では、全ての測定地点で道路交通振動の要請限度の範囲内でした。また、新幹線鉄道振動では、全ての測定地点で環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策の指針値（70デシベル）を下回っていました。

特定工場等において発生する振動については、全てが振動規制法の規制基準を満たしました。

Study 振動とは・・・

振動とは、地震のように地面が揺れることをいいますが、公害としての振動は人為的に発生する「不快な振動」をいいます。振動は、騒音と同様に、人間に心理的、生理的な影響を与える身近な公害です。

振動の主な発生源は、交通機関、工場、建設業者ですが、振動の伝わる距離は、通常、振動源から100m以内で、多くの場合は10～20m程度です。また、その大きさは、地表におけるおおよそ震度1から震度3程度の地震に相当します。

工場等及び特定建設作業にかかる振動については振動規制法で規制基準が設定されているほか、道路交通振動については要請限度（道路の周辺的生活環境が著しく損なわれていると認められるときに、県公安委員会に道路交通法の規定による措置をとるよう要請し、又は道路管理者等に当該道路部分の改善等に関し意見を述べるができる限度）が設定されています。なお、振動は騒音と異なり、環境基準が定められていません。

(2) 道路交通振動

令和4年度の測定結果は、表3-28のとおりです。4地点で測定した結果、いずれの地点でも昼夜ともに道路交通振動の要請限度を下回りました。

表3-28 令和4年度道路交通振動測定結果

(単位：デシベル)

地点	測定年月日	区域の区分	昼間		夜間		達成状況	
			限度	測定値	限度	測定値	昼間	夜間
①	5. 3. 7～ 3. 9	第2種区域	70	41	65	38	○	○
②	5. 2. 6～ 2. 8	第2種区域	70	40	65	37	○	○
③	5. 1. 16～ 1. 18	第2種区域	70	46	65	37	○	○
④	5. 2. 27～ 3. 1	第2種区域	70	59	65	56	○	○

注1) 第2種区域：騒音基準の第3種区域（住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域）に該当

注2) 「○」印は、道路交通振動の要請限度達成を示す。

〔備考〕測定地点

①渋川1338番地先 ②半田1787番地4 ③阿久津172番地 ④中郷459番地1

(3) 新幹線鉄道振動

令和4年度の測定結果は表3-29のとおりでした。3地点で測定した結果、いずれの地点も新幹線振動に係る指針値の範囲内でした。

表3-29 令和4年度新幹線鉄道振動測定地点及び測定値

	測定年月日	場所	指針値	測定地点(軌道からの距離)と測定値		
①	4. 11. 4	川島1394番地周辺	70デシベル 以下	12.5m	25m	50m
				57デシベル	55デシベル	45デシベル

(4) 特定工場等振動

特定施設を設置している工場等について測定した結果は、表3-30のとおりです。測定した17事業場46地点全てにおいて、規制基準に適合しました。

表3-30 令和4年度特定工場等振動測定結果

区分	特定工場等	測定月	区域の区分	測定地点数
鉄鋼業	大同特殊鋼(株)渋川工場	3月	第2種区域	7
中間処理業	小幡解体興業(株)	3月	第1種区域	2
	渋川アスコン(株)	3月	第2種区域	2
コンクリート製品 製造業	(株)赤城商会 宮田工場	3月	第1種区域	5
	(株)赤城商会 子持工場	3月	第1種区域	5
	エスビック(株)渋川工場	3月	第1種区域	3
	(株)コモチ	3月	第2種区域	3
セメント・ コンクリート 製造業	デンカ(株)渋川セメントサービスステーション	3月	第1種区域	2
	光菱生コンクリート(株)	3月	第1種区域	2
	ヤマヨセメント(株)群馬中央生コン渋川	3月	第1種区域	1
食品等製造業	サントリープロダクツ(株)榛名工場	3月	第2種区域	3
	ジェーシーボトリング(株)渋川工場	3月	第2種区域	1
化学工業	C. S. S.(株)渋川工場	3月	第1種区域	2
	関東電化工業(株) 渋川工場	3月	第2種区域	1
採石業	旭石材工業(株)	3月	第2種区域	2
木材製造・加工業	渋川県産材センター	3月	第1種区域	4
	(株)福島商店	3月	第2種区域	1

注) 第1種区域：騒音基準の第2種区域（住居の用に供されるため、静穏の保持を必要とする区域）に該当
 第2種区域：騒音基準の第3種区域（住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域）に該当
 または騒音基準の第4種区域（主として工業等の用に供されている区域）に該当

■ 6 苦情

(1) 概要

令和4年度の苦情処理件数は、40件でした。苦情内容は典型7公害に関する苦情が39件(98%)で、このうち大気汚染に対する苦情が多く、その主な原因はかれ草等の焼却によるものでした(表3-3-1)。典型7公害以外の苦情は、空き地等の雑草繁茂に関するものでした。

表3-3-1 令和4年度種類別苦情処理件数

典型7公害							その他	計
大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	土壌汚染	地盤沈下		
29	1	6	0	3	0	0	1	40

注1) 同一の苦情で解決までに複数年要したもの、または他の部局で扱ったものは処理件数から除いた。

注2) 「その他」のうち、軽微なものについては処理件数として計上していない。

(2) 発生源別件数

令和4年度に処理した苦情の発生源別件数は、表3-3-2のとおりです。苦情発生の原因で最も多かったのは家庭生活等に由来するもので、不特定多数の者が原因者となるケースが増えています。また、事業場などの業種をみると、農業、製造業などの業種から発生しました。

表3-3-2 令和4年度発生源別苦情処理件数

業種等	種類	典型7公害						その他	計
		大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	土壌汚染		
農業		0	0	1	0	1	0	0	2
林業		0	0	0	0	0	0	0	0
建設業		0	0	1	0	0	0	0	1
製造業		0	0	1	0	1	0	0	2
運輸業		0	0	1	0	0	0	0	1
卸売・小売業		1	0	0	0	0	0	0	1
不動産業		0	0	0	0	0	0	0	0
飲食店・宿泊業		0	0	0	0	0	0	0	0
サービス業		0	0	0	0	0	0	0	0
医療・福祉		0	0	0	0	0	0	0	0
家庭生活等		25	0	1	0	0	0	0	26
電気・ガス・熱供給・水道業		0	0	0	0	0	0	0	0
その他		1	0	1	0	0	0	0	2
不明		2	1	0	0	1	0	1	5
計		29	1	6	0	3	0	1	40

(3) 用途地域別件数

令和4年度の都市計画で定められた用途地域別苦情処理件数は、表3-33のとおりです。都市計画区域のうち用途地域無指定区域（「その他」欄）での苦情が最も多く、その内訳は大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭に関するものでした。それらの主な原因は、事業場に起因するもののほか、家庭でのかれ草等の焼却に伴うものでした。

なお、用途地域を指定しているのは渋川地区、伊香保地区のみで、用途地域無指定は小野上地区、子持地区、赤城地区、北橋地区です。小野上地区、子持地区、赤城地区の一部は、都市計画区域外となっています。

表3-33 令和4年度用途地域別苦情処理件数

用途地域	種類	典型7公害						その他	計
		大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	土壌汚染		
第一種中高層住居専用地域		0	0	0	0	0	0	0	0
第二種中高層住居専用地域		0	0	0	0	0	0	0	0
第一種住居地域		4	0	1	0	0	0	0	4
第二種住居地域		1	0	0	0	0	0	0	1
準住居地域		1	0	0	0	0	0	0	1
近隣商業地域		0	0	0	0	0	0	0	0
商業地域		0	0	1	0	0	0	0	1
準工業地域		1	0	0	0	0	0	0	1
工業地域		0	0	0	0	0	0	0	0
工業専用地域		0	0	0	0	0	0	0	0
その他		22	1	5	0	3	0	0	32
都市計画区域外		0	0	0	0	0	0	0	0
不明		0	0	0	0	0	0	0	0
計		29	1	6	0	3	0	0	40

(4) 月別件数

令和4年度の苦情処理月別件数は、表3-34のとおりです。年間をとおして一定件数を処理している状況です。

表3-34 令和4年度月別苦情処理件数

年月	種類	典型7公害						その他	計
		大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	土壌汚染		
4年 4月		0	0	0	0	0	0	0	0
5月		6	0	0	0	0	0	0	6
6月		2	0	1	0	0	0	0	3
7月		2	0	1	0	0	0	0	3
8月		1	1	0	0	0	0	0	3
9月		3	0	2	0	1	0	0	6
10月		4	0	0	0	1	0	0	5
11月		3	0	0	0	1	0	0	4
12月		1	0	1	0	0	0	0	2
5年 1月		3	0	1	0	0	0	0	4
2月		3	0	0	0	0	0	0	3
3月		1	0	0	0	0	0	0	1
計		29	1	6	0	3	0	0	40

■ 7 特定施設

(1) 大気汚染防止法に基づく届出状況

① ばい煙発生施設

令和4年度の届出状況は、表3-35のとおりです。また、令和4年度末現在の特定施設別届出事業場数は、表3-36のとおりです。

表3-35 令和4年度ばい煙発生施設届出件数

	設置届	構造変更届	氏名変更届	廃止届	承継届
件数	3	0	9	0	0
施設数	3	0		0	

表3-36 特定施設別届出事業場数

特定施設番号	施設の種類	施設数
1	ボイラー	160
4	金属の精錬の用に供する溶鉱炉、転炉及び平炉	1
5	金属の精製又は鑄造の用に供する溶解炉	20
6	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉	44
11	乾燥炉	6
12	製銑、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造の用に供する電気炉	10
13	廃棄物焼却炉	2
22	弗酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設及び蒸留施設	5
29	ガスタービン	9
30	ディーゼル機関	17
31	ガス機関	2
33	VOC施設	2
合計		278 (80)

注) 合計欄の括弧内は、事業場数

② 一般粉じん発生施設

令和4年度の届出状況は、表3-37のとおりです。また、令和4年度末現在の特定施設別届出事業場数は、表3-38のとおりです。

表3-37 令和4年度一般粉じん発生施設届出件数

	設置届	構造変更届	氏名変更届	廃止届	承継届
件数	1	0	1	2	0
施設数	1	0		2	

表 3-38 特定施設別届出事業場数

特定施設番号	施設の種類	施設数
2	鉱物又は土石の推積場	22
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア	39
4	破砕機及び摩砕機	24
5	ふるい	4
合計		89 (21)

注) 合計欄の括弧内は、事業場数

③ 特定粉じん排出等作業実施届

令和4年度の届出状況は、表3-39のとおりです。

表 3-39 令和4年度特定粉じん排出等作業実施届出件数

	設置届	構造変更届	数等変更届	使用全廃届	氏名変更届	承継届	特定粉じん排出等作業実施届
件数							0
施設数							

(2) 水質汚濁防止法に基づく届出状況

令和4年度の届出状況は、表3-40のとおりです。また、令和4年度末現在の特定施設別届出事業場数は、表3-41のとおりです。

表 3-40 令和4年度届出件数

	設置届	構造変更届	使用届	廃止届	氏名変更届	承継届
件数	4	3	0	1	10	0
施設数	11	6	0	1		

表 3-41 特定施設別届出事業場数

特定施設番号	施設の種類	施設数
1の2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	65
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	10
3	水産食料品製造業の用に供する施設	3
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	4
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設	6

表3-41 特定施設別届出事業場数(続き)

特定施設番号	施設の種類	施設数
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう	1
10	飲料製造業の用に供する施設	32
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	2
16	麺類製造業の用に供する湯煮施設	12
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	10
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	1
27	無機化学工業製品製造業の用に供する施設(26号を除く)	35
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	1
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	4
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	2
37	石油化学工業の用に供する施設(31～36号、51号を除く)	1
46	有機化学工業製品製造業の用に供する施設(28～45号を除く)	20
49	農薬製造業の用に供する混合施設	1
54	セメント製品製造業の用に供する施設	5
55	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント	7
59	砕石業の用に供する施設	3
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	2
61	鉄鋼業の用に供する施設	13
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	9
64の2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の施設のうち、浄水施設	3
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	24
66	電気めっき施設	8
66の3	旅館業の用に供する施設	38
66の4	共同調理場に設置されるちゅう房施設	1
66の5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	1
66の6	飲食店に設置されるちゅう房施設	6
66の7	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店に設置されるちゅう房施設	1
67	洗濯業の用に供する洗浄施設	29
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	8
68の2	病院で病床数が300以上であるものに設置される(ちゅう房、洗浄、入浴)施設	38
70の2	自動車特定整備事業の用に供する洗車施設	2
71	自動式車両洗浄施設	52
71の2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設	5
71の3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	1
71の4	産業廃棄物処理施設	2
71の5	トリクロエレン、テトラクロエレン又はジクロロメタンによる洗浄施設	1
71の6	トリクロエレン、テトラクロエレン又はジクロロメタンによる蒸留施設(前該当除外)	1

表 3 - 4 1 特定施設別届出事業場数(続き)

特定施設番号	施設の種類	施設数
72	し尿処理施設	35
73	下水道終末処理施設	5
74	特定事業場から排出される水の処理施設	10
合計		520 (221)

注1) 合計欄の括弧内は、事業場数

注2) 上記のうち、有害物質貯蔵指定施設は72(4)、有害物質使用特定施設4(1)

(3) 騒音規制法に基づく届出状況

令和4年度の届出状況は、表3-42のとおりです。また、令和4年度末現在の特定施設別届出事業場数は、表3-43のとおりです。

表 3 - 4 2 令和4年度特定施設及び特定建設作業実施届出件数

	設置届	数等 変更届	使用 全廃届	氏名 変更届	承継届	特定建設作業実施届
件数	1	6	0	1	0	28
施設数	1	3	0			

表 3 - 4 3 特定施設別届出事業場数

特定施設番号	施設の種類	施設数
1	金属加工機械	120
2	空気圧縮機及び送風機	886
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機	166
5	建設用資材製造機械	19
6	穀物用製粉機	5
7	木材加工機械	77
9	印刷機械	11
10	合成樹脂用射出成形機	16
合計		1,300 (239)

注) 合計欄の括弧内は、事業場数

(4) 振動規制法に基づく届出状況

令和4年度の届出状況は、表3-44のとおりです。また、令和4年度末現在の特定施設別届出事業場数は、表3-45のとおりです。

表 3 - 4 4 令和4年度特定施設及び特定建設作業実施届出件数

	設置届	数等 変更届	使用 全廃届	氏名 変更届	承継届	特定建設作業実施届
件数	1	3	0	1	0	17
施設数	1	2	0			

表 3-45 特定施設別届出事業場数

特定施設番号	施設の種類	施設数
1	金属加工機械	137
2	圧縮機	342
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機	197
5	コンクリートブロックマシン並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械	36
6	木材加工機械	16
7	印刷機械	2
8	ロール機	1
9	合成樹脂用射出成形機	24
合計		755 (150)

注) 合計欄の括弧内は、事業場数

(5) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく届出状況

令和4年度の届出状況は、表3-46のとおりです。また、令和4年度末現在の大気基準適用施設及び水質基準適用施設の特定施設別届出事業場数は、表3-47及び表3-48のとおりです。

表 3-46 令和4年度届出件数

	大気基準適用施設				水質基準対象施設				氏名 変更届
	使用届	設置届	変更届	廃止届	使用届	設置届	変更届	廃止届	
件数	0	1	0	0	0	0	0	0	0
施設数	0	1	0	0	0	0	0	0	

表 3-47 特定施設（大気基準適用施設）別届出事業場数

特定施設番号	施設の種類	施設数
5	廃棄物の焼成炉であって、火床面積が0.5㎡以上又は焼却能力が1時間当たり50キログラム以上のもの（大気）	4 (3)

注) 施設数欄の括弧内は、事業場数

表 3-48 特定施設（水質基準適用施設）別届出事業場数

特定施設番号	施設の種類	施設数
2	カーバイト法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	1 (1)

注) 施設数欄の括弧内は、事業場数

(6) 群馬県の生活環境を保全する条例に基づく届出状況

令和4年度の届出状況は、表3-49のとおりです。また、令和4年度末現在のばい煙、粉じん、騒音及び振動特定施設の各特定施設別届出事業場数は、表3-50から表3-54のとおりです。

なお、水質特定施設の届出事業場はありません。

表 3-49 令和4年度特定施設別届出件数

		設置届	変更届	氏名変更届	承継届	廃止届
大 気	ばい煙	0	0	0	0	0
	粉じん	0	0	0	0	0
水質		0	0	0	0	0
騒音		0	0	0	0	0
振動		0	3	0	0	0

表 3-50 ばい煙特定施設別届出事業場数

番号	施設の種類	施設数
4	化学製品の製造の用に供する電気分解槽	349
合計		349 (2)

注) 合計欄の括弧内は、事業場数

表 3-51 粉じん特定施設別届出事業場数

番号	施設の種類	施設数
1	木材、木製品製造業の用に供する帯のご盤、丸のご盤及びびかん盤	24
3	金属製品製造業、輸送用機械器具製造業、強化プラスチック製造業又は自動車整備業の用に供する塗装被膜施設	31
5	こんにゃく製粉施設	3
合計		60 (45)

注) 合計欄の括弧内は、事業場数

表 3-52 騒音特定施設別届出事業場数

番号	施設の種類	施設数
1	コンクリートブロックマシン	51
2	製びん機	1
合計		52 (10)

注) 合計欄の括弧内は、事業場数

表 3-53 令和4年度振動特定施設届出件数

	設置届	数等 変更届	使用 全廃届	氏名 変更届	承継届	特定建設作業実施届
件数	0	3	0	1	0	14
施設数	0	4	0			

表 3-54 振動特定施設別届出事業場数

番号	施設の種類	施設数
2	送風機	444
合計		444 (50)

注) 合計欄の括弧内は、事業場数

 Study 特定施設とは・・・

作業工程の中で一定規模以上のばい煙や汚水を排出したり、又は騒音や振動を発生させる施設を、特定施設といいます。特定施設を新規設置しようとする者は、大気汚染防止法や水質汚濁防止法、騒音規制法などの法律や都道府県条例に基づき、あらかじめ都道府県知事や市町村長に届出する義務があります。

なお、特定施設を設置している工場や事業場を、特定事業場といいます。

■ 8 スラグ碎石の使用状況調査

(1) 概要

渋川スカイランドパーク第2及び第6駐車場補修工事に際し、路盤材として使用されていたスラグ碎石に基準値を超える「六価クロム」及び「フッ素」が含まれていることが分かりました。そのため、平成25年12月、市内の公共事業における使用状況調査を行った結果、市内38か所（表3-55）で行った工事においてスラグ碎石の使用が確認されました。その後の調査において、平成27年3月に17か所（表3-56）、平成27年12月に6か所（表3-57）、平成28年9月に2か所（表3-58）、平成31年3月に3か所（表3-59）で使用が確認されました。

(2) 調査及び分析

スラグ碎石の使用が確認された66か所において、スラグ碎石及びその下層土壌の分析を行いました。検査対象物質は「六価クロム」及び「フッ素」とし、それぞれにおいて「溶出量試験」及び「含有量試験」を行いました。

なお、スラグ碎石は土壤汚染対策法に規定する土壌でもないことから、JISの環境安全品質基準に基づき分析を行いました。

表3-55 スラグ碎石使用実態調査一覧（平成26年6月分析結果報告）

地表に露出した状態で施工されているもの

調査番号	施工場所	地区	施工形態	施工年度	サンプリング分析結果			
					スラグ碎石 溶出量試験 (環境安全品質基準) (単位:mg/100g) JIS K 0058-1		スラグ碎石 含有量試験 (環境安全品質基準) (単位:mg/kg) JIS K 0058-2	
					六価クロム	フッ素	六価クロム	フッ素
					基準値 (0.05)	基準値 (0.8)	基準値 (250)	基準値 (4,000)
1	伊香保保育所 駐車場	伊香保町伊香保	敷砂利	H21年度	0.02未満	3.1	1.2~2.5	18,000~ 21,000
2	林道金井水沢線	金井地内	敷砂利	H12年度 H17年度	0.02	2.0~3.7	1.2	14,000
7	県営赤城西麓土地改良事業 羽場坂地区 市道5-8775号線	赤城町 長井小川田地区	敷砂利	H19年度	0.02未満	1.9	0.69	12,000
8	県営赤城西麓土地改良事業 羽場坂地区 市道5-8776号線	赤城町 長井小川田地区	敷砂利	H19年度	0.02未満	1.8	1.0	18,000
9	県営赤城西麓土地改良事業 羽場坂地区 市道5-7874号線	赤城町 長井小川田地区	敷砂利	H19年度	0.02未満	2.4	0.81	14,000
10	県営赤城西麓土地改良事業 羽場坂地区 市道5-7874号線	赤城町 長井小川田地区	敷砂利	H19年度	0.02未満	2.4	0.82	14,000
15	市道有馬五輪平線支線	有馬地内	敷砂利	H16年度	0.04	2.2	1.3	18,000
21	渋川スカイランドパーク第4駐車場	金井地内	敷砂利	H8年度	0.06~0.17	1.5~2.1	3.0~4.5	8,400~ 11,000
22	渋川スカイランドパーク第5駐車場	金井地内	敷砂利	H8年度	0.02~0.05	2.1~3.7	0.76~2.6	13,000~ 14,000
23	渋川スカイランドパーク第7駐車場	金井地内	敷砂利	H8年度 H9年度	<0.02~0.04	2.0~2.6	<0.02~1.6	7,700~ 9,700
24	三美が丘自然公園遊歩道	渋川(御蔭)地内	敷砂利	H11年度	0.05	1.9	2.0	18,000
30	赤城総合運動自然公園野球場北駐車場	赤城町 津久田地区	敷砂利	不明	0.05	1.4	1.0	19,000
31	赤城健康公園北駐車場	赤城町 宮田地区	敷砂利	不明	0.02未満	1.6	0.40	11,000
32	赤城キャンプ場	赤城町 北赤城山地区	敷砂利	不明	0.02未満	1.0	0.68	12,000
33	県営赤城西麓土地改良事業 羽場坂地区 市道5-8776号線	赤城町 長井小川田地区	敷砂利	H19年度	0.02未満	1.3~1.7	0.74	18,000
35	県営赤城西麓土地改良事業 溝呂木地区 市道5-4151号線	赤城町 溝呂木地区	敷砂利	H15年度 H16年度	0.02未満	3.9	0.12	3,700
37	大崎緑地公園遊歩道	渋川(大崎)地内	敷砂利	H9年度	0.02未満	0.49~0.50	0.02未満	6,400
38	林道大場間下田線	赤城町深山地内	敷砂利	H17年度	0.02未満	2.0	0.02未満	8,800

表3-55 スラグ碎石使用実態調査一覧（平成26年6月分析結果報告）（続き）

地表に露出した状態で施工されているもの

調査番号	施工場所	地区	施工形態	施工年度	サンプリング分析結果			
					スラグ碎石 溶出量試験 (環境安全品質基準) (単位:mg/%) JIS K 0058-1		スラグ碎石 含有量試験 (環境安全品質基準) (単位:mg/kg) JIS K 0058-2	
					六価クロム	フッ素	六価クロム	フッ素
					基準値 (0.05)	基準値 (0.8)	基準値 (250)	基準値 (4,000)
16	市道1-5773号線	金井地内	敷砂利	H8年度頃	0.05	3.4	1.7	17,000
17	市道1-4265号線	渋川(上郷)地内	敷砂利	H19年度	0.04	1.9	1.5	19,000
18	市道1-1106号線	半田地内	敷砂利	H19年度	0.03	1.7	0.89	19,000
19	中村地区水路舗装被覆工事	中村地内	敷砂利	H20年度	0.02未満	1.9	0.50	24,000
26	市道4-2041号線	吹屋地区	敷砂利	不明	0.03	1.4	0.85	18,000
27	市道4-5139号線	中郷地区	敷砂利	不明	0.04	2.1	0.79	18,000
28	市道4-2007号線	吹屋地区	敷砂利	不明	0.02未満	0.1未満	0.02未満	320
36	市道上郷高源地線	石原地内	敷砂利	H18年度	0.02未満	0.73	0.02未満	6,300

下層路盤として地中に施工されているもの

3	小規模土地改良事業 半田薬師地区市道部分	半田地内	舗装路盤工	H14年度	0.019	1.8	1.4	5,400
5	団体営基盤整備促進事業 五輪平地区 市道部分	有馬地内	舗装路盤工	H15年度	0.02未満	2.0	0.56	14,000
6	団体営基盤整備促進事業 行幸田北部地区 市道部分	行幸田地内	舗装路盤工	H15年度	0.02未満	3.4	0.90	15,000
11	市道大崎下郷線	渋川(大崎)地内	舗装路盤工	H16年度	0.014	0.92	0.60	6,000
12	市道有馬辰巳町線	石原地内	舗装路盤工	H16年度	<0.005	<0.08	<0.005	<30
13	市道金井大野線	金井地内	舗装路盤工	H7年度 H8年度	0.23	0.79	5.0	7,300
14	市道1-5590号線	金井地内	舗装路盤工	H17年度 H18年度	<0.005	3.7	<0.005	4,600
20	渋川スカイランドパーク第1・第3駐車場	金井地内	舗装路盤工	H8年度	0.11	1.3	6.5	12,000
25	市道4-1090号線	白井地内	舗装路盤工	H16年度	<0.005	<0.08	<0.005	6,900
29	赤城歴史資料館 駐車場	赤城町 勝保沢地内	舗装路盤工	不明	<0.005	3.3	<0.005	13,000
34	県営赤城西麓土地改良事業 羽場坂地区 市道5-8776号線	赤城町 長井小川田地区	舗装路盤工	H20年度	0.040	1.3	0.90	15,000

構造物の基礎となっているもの（地中）

4	団体営基盤整備促進事業 五輪平地区集水マスの下地	有馬地内	構造物基礎	H13年度	0.026	4.9	0.042	15,000
---	-----------------------------	------	-------	-------	-------	-----	-------	--------

表3-56 スラグ碎石使用実態調査一覧（平成27年3月分析結果報告）

地表に露出した状態で施工されているもの

調査番号	施工場所	地区	施工形態	施工年度	サンプリング分析結果			
					スラグ碎石 溶出量試験 (環境安全品質基準) (単位:mg/%) JIS K 0058-1		スラグ碎石 含有量試験 (環境安全品質基準) (単位:mg/kg) JIS K 0058-2	
					六価クロム	フッ素	六価クロム	フッ素
					基準値 (0.05)	基準値 (0.8)	基準値 (250)	基準値 (4,000)
39	芝中公園	渋川(御蔭)地内	敷砂利	不明	<0.005	0.51	<0.005	4,300
40	渋川総合公園駐車場(南、北、歩道)	渋川(明保野)地内	敷砂利	不明	<0.005	0.55~0.62	<0.005	3,900~5,700
41	渋川総合公園 競技場周回歩道	渋川(明保野)地内	敷砂利	不明	<0.005	0.28	<0.005	4,300
42	渋川総合公園 鶴の池周辺散策道	渋川(明保野)地内	敷砂利	不明	<0.005	0.29	<0.005	5,700
43	渋川総合公園 野球場周回歩道	渋川(明保野)地内	敷砂利	不明	<0.005	0.59	<0.005	6,800
44	坂東緑地公園	半田地内	敷砂利	不明	0.010	0.41	0.011	9,900
45	金井ふれあい公園	金井地内	敷砂利 (構造物基礎)	不明	<0.005	3.3	0.006	13,000
46	小野池あじさい公園	渋川(上郷)地内	敷砂利	不明	<0.005	0.38	<0.005	6,600
47	折原散策道	渋川(御蔭)地内	敷砂利	不明	<0.005	0.48	0.013	7,800
48	渋川中学校 駐車場	渋川(南町)地内	敷砂利	不明	<0.005	0.08	<0.005	310
49	古巻小学校 駐車場	八木原地内	敷砂利	不明	<0.005	0.15	<0.005	310
50	赤城北中学校 駐車場	赤城町 津久田地区	敷砂利	不明	<0.005	0.21	<0.005	1,900
51	橋北小学校 駐車場	北橋町八崎地区	敷砂利	不明	<0.005	0.21	0.018	3,600
52	渋川市民体育館 駐車場	渋川(南町)地内	敷砂利	不明	<0.005	0.08	<0.005	4,900
53	市道4-5130号線	中郷地区	敷砂利	不明	0.008	0.93	0.062	16,000
54	市道4-5284号線	中郷地区	敷砂利	不明	<0.005	1.2	0.027	16,000
55	市道4-5290号線	中郷地区	敷砂利	不明	<0.005	1.2	0.020	16,000

表3-57 スラグ碎石使用実態調査一覧（平成27年12月分析結果報告）

地表に露出した状態で施工されているもの

調査番号	施工場所	地区	施工形態	施工年度	サンプリング分析結果			
					スラグ碎石 溶出量試験 (環境安全品質基準) (単位:mg/%) JIS K 0058-1		スラグ碎石 含有量試験 (環境安全品質基準) (単位:mg/kg) JIS K0058-2	
					六価クロム	フッ素	六価クロム	フッ素
					基準値 (0.05)	基準値 (0.8)	基準値 (250)	基準値 (4,000)
73	子持行政センター(駐車場)	渋川市吹屋地内	敷砂利	不明	<0.005	0.62	<0.005	1,800
74	子持調理場跡地(行政センター内通路)	渋川市吹屋地内	敷砂利	平成26年	<0.005	5.0	<0.005	120
75	釜ヶ淵公園	渋川市北牧地内	敷砂利	平成16年	<0.005	2.2~5.8	<0.005	3,700~8,400
76	赤城幼稚園 駐車場	赤城町勝保沢地内	敷砂利	平成26年	<0.005	0.07	<0.005	3.0
77	市道5-4148号線	赤城町溝呂木地内	敷砂利	平成24年	<0.005	0.72	<0.005	6,000
78	市道1-2507号線	渋川市行幸田地内	敷砂利	不明	<0.005	0.20	<0.005	1,600

表3-58 スラグ碎石使用実態調査一覧（平成28年9月分析結果報告）

調査番号	施工場所	地区	施工形態	施工年度	サンプリング分析結果			
					スラグ碎石 溶出量試験 (環境安全品質基準) (単位:mg/ℓ) JIS K 0058-1		スラグ碎石 含有量試験 (環境安全品質基準) (単位:mg/kg) JIS K0058-2	
					六価クロム	フッ素	六価クロム	フッ素
					基準値 (0.05)	基準値 (0.8)	基準値 (25)	基準値 (4,000)
79	市道6-9101号線	渋川市北橋町上南 室地内	敷砂利	不明	0.077	0.76	<25	2,200
80	大崎緑地公園	渋川市大崎地内	大型土嚢	H10	0.14	1.1	<25	18,000

表3-59 スラグ碎石使用実態調査一覧（平成31年3月分析結果報告）

調査番号	施工場所	地区	施工形態	施工年度	サンプリング分析結果			
					スラグ碎石 溶出量試験 (環境安全品質基準) (単位:mg/ℓ) JIS K 0058-1		スラグ碎石 含有量試験 (環境安全品質基準) (単位:mg/kg) JIS K0058-2	
					六価クロム	フッ素	六価クロム	フッ素
					基準値 (0.05)	基準値 (0.8)	基準値 (25)	基準値 (4,000)
81	渋川スカイランドパーク 第2駐車場	渋川地内	舗装路盤工	平成24年	<0.01	0.51~3.9	<1.5	4,500~ 6,900
82	渋川スカイランドパーク 第6駐車場	渋川地内	舗装路盤工	平成24年	<0.01~0.01	0.65~0.8	<1.5	4,500~ 5,600
83	市道1-1029号線	半田地内	敷砂利	平成10年	0.069~0.19	2.7~2.9	<25	19,000~ 20,000

■ 9 放射性物質

(1) 放射線量測定

東北地方太平洋沖地震による東京電力㈱福島第一原子力発電所での事故に伴って飛散した放射性物質の影響をみるため、放射線量の測定を行いました。

① 市内空間放射線量の調査

線量値の推移を観測するため、本庁舎をはじめとする公共施設等において、空間放射線量を定期的に測定しました。表3-60から、空間放射線量は時間経過とともに徐々に低下してきていることが分かります。

なお、測定結果は、渋川市ホームページに掲載するとともに、市内全域の空間放射線量測定図を作成して年1回公表（12月）しました。

また、文部科学省からKURAMA2測定器の貸与を受け、走行サーベイによる空間放射線量率を測定しました（11月）。

表3-60 公共施設等の空間放射線量測定値の推移（単位： μ Sv/h）

施設名		H23.6月	H23.12月	H24.6月	H24.12月	H25.6月	H25.12月
		地上1m	地上1m	地上1m	地上1m	地上1m	地上1m
渋川	渋川北中学校	0.18	0.11	0.09	0.13	0.07	0.06
	渋川幼稚園	0.13	0.12	0.07	0.07	0.07	0.07
	市役所本庁舎	0.17	0.13	0.11	0.10	0.08	0.09
	総合公園(子ども広場)	-	0.18	0.20	0.11	0.16	0.13
伊香保	伊香保小学校	0.17	0.14	0.10	0.09	0.07	0.07
	伊香保保育所	-	0.14	0.10	0.09	0.07	0.07
	伊香保総合支所	0.13	0.10	0.08	0.08	0.07	0.07
	伊香保屋外運動場	0.22	0.18	0.12	0.10	0.10	0.08
小野上	小野上小学校	0.20	0.15	0.11	0.11	0.08	0.09
	かに石幼稚園	0.16	0.13	0.12	0.10	0.09	0.08
	小野上総合支所	0.15	0.11	0.09	0.09	0.08	0.07
	小野上運動公園	0.22	0.15	0.13	0.13	0.13	-
子持	上白井小学校	0.20	0.16	0.11	0.11	0.09	0.08
	こもち幼稚園	0.16	0.15	0.10	0.08	0.10	0.06
	子持総合支所	0.15	0.11	0.11	0.11	0.10	0.10
	子持総合運動場	0.27	0.23	0.17	0.15	0.14	0.10
赤城	刀川小学校	0.18	0.12	0.10	0.10	0.06	0.07
	赤城幼稚園	0.17	0.13	0.10	0.09	0.08	0.09
	赤城総合支所	0.14	0.13	0.10	0.12	0.09	0.08
	赤城総合運動自然公園	0.25	0.22	0.17	0.13	0.09	0.12
北橋	橋北小学校	0.19	0.17	0.11	0.11	0.09	0.08
	北橋幼稚園	0.18	0.16	0.12	0.11	0.10	0.10
	北橋総合支所	0.16	0.12	0.10	0.10	0.10	0.08
	北橋総合グラウンド	0.14	0.11	0.06	0.10	0.08	0.05
平均値		0.18	0.14	0.11	0.10	0.09	0.08

表 3 - 6 0 公共施設等の空間放射線量測定値の推移（続き）（単位： μ Sv/h）

施設名		H26. 6月	H26. 12月	H27. 6月	H27. 12月	H28. 6月	H28. 12月
		地上1m	地上1m	地上1m	地上1m	地上1m	地上1m
澁川	澁川北中学校	0.06	0.05	0.04	0.04	0.04	0.04
	澁川幼稚園	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.06
	市役所本庁舎	0.07	0.07	0.07	0.06	0.06	0.07
	総合公園(子ども広場)	0.11	0.11	0.09	0.08	0.09	0.07
伊香保	伊香保小学校	0.06	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05
	伊香保保育所	0.07	0.06	0.06	0.05	0.05	0.05
	伊香保行政センター	0.07	0.08	0.06	0.06	0.06	0.05
	伊香保屋外運動場	0.06	0.06	0.06	0.05	0.05	0.05
小野上	小野上小学校	0.08	0.07	0.05	0.06	0.05	0.05
	かに石幼稚園	0.07	0.06	0.04	0.05	0.04	0.04
	小野上行政センター	0.08	0.07	0.06	0.06	0.05	0.06
	小野上運動公園	0.07	0.07	0.03	0.03	0.03	0.07
子持	上白井小学校	0.04	0.05	0.05	0.05	-	-
	こもち幼稚園	0.06	0.07	0.05	0.05	0.06	0.05
	子持行政センター	0.08	0.08	0.07	0.06	0.06	0.06
	子持総合運動場	0.12	0.10	0.08	0.07	0.07	0.07
赤城	刀川小学校	0.06	0.05	0.05	0.05	0.04	0.04
	赤城幼稚園	0.06	0.06	0.05	0.05	0.05	0.04
	赤城行政センター	0.09	0.08	0.04	0.05	0.05	0.05
	赤城総合運動自然公園	0.11	0.11	0.10	0.08	0.08	0.08
北橋	橋北小学校	0.08	0.08	0.06	0.07	0.08	0.06
	北橋幼稚園	0.10	0.10	0.09	0.09	0.08	0.09
	北橋行政センター	0.06	0.08	0.07	0.07	0.07	0.07
	北橋総合グラウンド	0.04	0.04	0.05	0.05	0.08	0.06
	平均値	0.07	0.07	0.06	0.06	0.06	0.06

表 3 - 6 0 公共施設等の空間放射線量測定値の推移（続き）（単位：μSv/h）

施設名		H29. 6月	H29. 12月	H30. 6月	H30. 12月	R元. 6月	R元. 12月
		地上1m	地上1m	地上1m	地上1m	地上1m	地上1m
渋川	渋川北中学校	0.04	0.04	0.03	0.03	0.03	0.04
	渋川幼稚園	0.07	0.07	0.07	0.06	0.08	0.06
	市役所本庁舎	0.06	0.06	0.06	0.05	0.06	0.06
	総合公園(子ども広場)	0.07	0.07	0.06	0.06	0.06	0.06
伊香保	伊香保小学校	0.04	0.04	0.03	0.04	0.04	0.04
	伊香保保育所	0.05	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04
	伊香保行政センター	0.06	0.06	0.06	0.06	0.05	0.05
	伊香保屋外運動場	0.06	0.06	0.07	0.07	0.07	0.06
小野上	小野上小学校	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04
	かに石幼稚園	0.04	0.04	0.04	0.03	0.03	0.03
	小野上行政センター	0.06	0.06	0.06	0.06	0.04	0.05
	小野上運動公園	0.06	0.06	0.06	0.06	0.04	0.04
子持	中郷小学校	0.04	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03
	こもち幼稚園	0.06	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04
	子持行政センター	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.06
	子持総合運動場	0.06	0.06	0.05	0.05	0.05	0.05
赤城	三原田小学校	0.04	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05
	赤城幼稚園	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04
	赤城行政センター	0.05	0.04	0.05	0.04	0.04	0.05
	赤城総合運動自然公園	0.07	0.07	0.06	0.07	0.06	0.06
北橋	橋北小学校	0.05	0.07	0.06	0.06	0.05	0.06
	北橋幼稚園	0.08	0.08	0.08	0.08	0.07	0.08
	北橋行政センター	0.05	0.05	0.05	0.04	0.04	0.04
	北橋総合グラウンド	0.05	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05
	平均値	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05

表 3 - 6 0 公共施設等の空間放射線量測定値の推移（続き）（単位： μ Sv/h）

施設名		R2.6月	R2.12月	R3.6月	R3.12月	R4.12月
		地上1m	地上1m	地上1m	地上1m	地上1m
渋川	渋川北中学校	0.03	0.04	-	-	-
	渋川幼稚園	0.07	0.06	0.06	0.06	0.06
	市役所本庁舎	0.05	0.06	0.06	0.06	0.05
	総合公園(子ども広場)	0.07	0.04	0.04	0.04	0.05
伊香保	伊香保小学校	0.04	0.04	-	-	-
	伊香保こども園	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04
	伊香保行政センター	0.04	0.05	0.05	0.05	0.04
	伊香保屋外運動場	0.05	0.05	0.04	0.04	0.04
小野上	小野上小学校	0.04	0.04	-	-	-
	かに石幼稚園	0.03	0.04	0.04	0.04	0.03
	小野上行政センター	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05
	小野上運動公園	0.05	0.06	0.02	0.05	0.03
子持	中郷小学校	0.03	0.03	-	-	-
	こもち幼稚園	0.04	0.04	0.04	0.04	0.03
	子持行政センター	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05
	子持総合運動場	0.04	0.04	0.05	0.05	0.04
赤城	三原田小学校	0.06	0.05	-	-	-
	赤城幼稚園	0.03	0.04	0.04	0.03	0.03
	赤城行政センター	0.05	0.05	0.05	0.04	0.04
	赤城総合運動自然公園	0.06	0.05	0.06	0.06	0.06
北橋	橋北小学校	0.05	0.06	-	-	-
	北橋幼稚園	0.07	0.07	0.05	0.06	0.08
	北橋行政センター	0.04	0.03	0.07	0.06	0.03
	北橋総合グラウンド	0.04	0.04	0.02	0.04	0.04
平均値		0.05	0.05	0.05	0.05	0.04

注1) 各行政センターは、平成26年度まで総合支所。

注2) 令和4年度から年1回の測定

② モニタリングポストでの空間放射線量調査

空間放射線量の常時監視を行うモニタリングポストは県内25か所に設置されており、市内ではこもちふれあい公園に設置されています。

測定開始当初の平成24年3月は 0.09μ Sv/h前後で推移していましたが、近年の放射線量は低下傾向にあります。

(2) 食品放射能の検査

消費者庁から簡易型ガンマ線スペクトロメーターの貸与を受け、自家用農産物や学校等給食食材285検体の放射能簡易検査を実施しました。市民からの依頼による、自家用農産物の令和4年度月別検査実施状況は表3-61のとおりです。全55検体のうち5検体が基準値100Bq/kgを超過するおそれがある食品と判定されましたが、いずれも依頼者の了解が得られなかったため、確定検査（ゲルマニウム半導体検出器による検査）は行いませんでした。

表3-61 令和4年度自家用農産物の放射能検査の月別件数

月別	品名	検体数
4月	コゴミ、コシアブラ、タケノコ、タラノメ、フキノトウ、ワラビ、フキ、モミジ カサ	30
5月	タケノコ、ワラビ	2
6月	タケノコ	7
8月	チチタケ、アカヤマドリタケ	5
9月	マイタケ	2
10月	マイタケ(乾燥粉末)	1
12月	ナメコ	1
1月	フキノトウ	1
3月	フキノトウ、ワラビ、イチゴ、タケノコ	6
	合計	55

※検体数は、自家栽培・採取した自家用農産物分。

■ 10 指標進捗状況

指 標	指標に関わる事業	担当課
雨水 pH 値	・ 環境調査事業（酸性雨）	環境森林課
定点観測している自動雨水採水装置により、一降雨ごとに水素イオン濃度（pH）の測定を行った。 【実績値積算根拠】 Σ （1降雨ごとの水素イオン濃度×降水量）／全降水量を pH に変換		現状値 (H29年度)
		5.8pH
		実績値 (R4年度)
		5.8pH
		目標値 (R5年度)
		6.0pH

指 標	指標に関わる事業	担当課
< 環境基準達成率 > 市街地河川（C 類型 BOD 値）	・ 環境調査事業（水質）	環境森林課
利根川と吾妻川及びこれらの河川に流入する29河川1用水の30か所において、県の水質測定計画に従い、各河川4回の水質調査を実施した。 【実績値積算根拠】 C 類型 BOD 値 $5\text{mg}/\ell$ 以下の河川数（117河川）／測定河川数（120河川）×100		現状値 (H29年度)
		89%
		実績値 (R4年度)
		97.5%
		目標値 (R5年度)
		90%

指 標	指標に関わる事業	担当課
ホタル生息地	・環境学習等推進事業 (ホタルの生息調査)	環境森林課
<p>新たに1箇所ホタルの生息地を確認した。</p> <p>【実績値積算根拠】 市内ホタル生息地箇所の数</p>		現状値 (H29年度)
		13か所
		実績値 (R4年度)
		14か所
		目標値 (R5年度)
		15か所

指 標	指標に関わる事業	担当課
汚水処理率	・管渠整備事業	上下水道局
<p>令和4年度 汚水処理率 77.4% 公共下水道の事業計画区域を拡大し、下水道の普及に努めた。 (令和4年3月31日付けで全体計画面積は1,904.50ha、事業認可面積は令和3年度末より54ha増の1,746.50haとなった。令和7年度末までに金井、石原、中村、半田、行幸田、有馬地区の各一部区域を整備する予定であり、令和4年度は、13.21haを整備) 合併浄化槽の設置は、設置費用の一部を補助する「個人設置型」を実施。令和4年度補助基数25基(新規19基、転換6基) 水洗化促進として、個別訪問を実施し、接続率向上に取り組んでいる。 (令和4年度の訪問実績は864件)</p> <p>【実績値積算根拠】 接続人口57,050人/住基人口73,671人(令和5年3月31日現在) (参考)汚水処理人口普及率・・・91.76% 水洗化率・・・84.39%</p>		現状値 (H29年度)
		72.4%
		実績値 (R4年度)
		77.4%
		目標値 (R5年度)
		73%

指 標	指標に関わる事業	担当課
土砂条例に係るパトロール回数	・土砂埋立ての規制	環境森林課
<p>違法な土砂等の埋立て等を未然に防止するため、年29回パトロールを実施した。</p> <p>【実績値積算根拠】 土砂条例に係る年間のパトロール回数</p>		現状値 (H29年度)
		12回
		実績値 (R4年度)
		29回
		目標値 (R5年度)
24回		

指 標	指標に関わる事業	担当課
<規制基準達成率> 特定事業場騒音	・環境調査事業（騒音・振動）	環境森林課
<p>特定施設が設置されている17事業場46地点で測定を行った。 騒音については、7事業場11地点で基準値を超過していたため、基準値を超過していた事業場に対し対策の依頼を行った。</p> <p>【実績値積算根拠】 環境基準適合数（10事業場）/測定実施数（17事業場）×100</p>		現状値 (H29年度)
		67%
		実績値 (R4年度)
		58.8%
		目標値 (R5年度)
70%		

指 標	指標に関わる事業	担当課
<p align="center">＜環境基準達成率＞ 自動車騒音（市内全域）</p>	<p align="center">・環境調査事業（自動車騒音）</p>	<p align="center">環境森林課</p>
<p>環境騒音測定 10地点 自動車騒音測定（国道17号等沿線） 4地点 自動車騒音測定（高速自動車国道） 5地点 自動車騒音常時監視 5路線 新幹線鉄道騒音測定 1地点 について測定を行った。</p> <p>【実績値積算根拠】 環境基準適合戸数（5,546戸）/対象住居戸数（5,681戸）</p>		<p align="center">現状値 (H29年度)</p>
		<p align="center">94%</p>
		<p align="center">実績値 (R4年度)</p>
		<p align="center">97.6%</p>
		<p align="center">目標値 (R5度)</p>
		<p align="center">95%</p>

第2節 自然環境

第1項 雄大な自然環境を守る

■1 本市の森林資源

(1) 森林の状況

本市の総面積は24,027ha、森林面積は12,937haと、森林面積が総面積の約54%を占めています。

榛名山麓から子持山麓周辺はスギ、ヒノキが中心、赤城山麓周辺はスギ、アカマツ、カラマツといった森林構成になっています。民有林の面積が10,338ha、うち人工林の面積が6,646haと、人工林が民有林の64.3%を占めています。保安林についても3,983haと多く、治山事業も積極的に進められています。

本市では、戦後に積極的に造林された人工林のほとんどが伐期を迎えており、人工林の全体で87%、うちスギでは95%以上が9齢級以上となっておりますが、所有者の高齢化、不在地主の増加などの要因により手が入っていない森林が多く存在します。

また、本市の林業を取り巻く環境の中で特筆すべきは平成22年度に完成した群馬県森林組合連合会が運営する渋川県産材センターの存在です。

渋川県産材センターを活用しつつ、所有者の高齢化、不在地主化という問題には経営の受託、集約化などで森林整備を推し進めていくことが求められています。

ア 土地利用

(単位：ha)

総数	林野				耕地			その他
	総数	林野率	国有林	民有林	総数	田	畑	
24,027	12,938	54%	2,600	10,338	3,820	813	3,000	7,269

(出典：令和4年版群馬県森林林業統計書)

イ 林種別面積

(単位：ha)

総計	総数										その他
	人工林・天然林計			人工林			天然林				
	合計	針葉樹	広葉樹	人工林計	針葉樹	広葉樹	天然林計	針葉樹	広葉樹		
12,937	12,385	7,453	4,932	7,793	7,299	494	4,592	154	4,438	552	

国有林計	国有林計										その他
	人工林・天然林計			人工林			天然林				
	合計	針葉樹	広葉樹	人工林計	針葉樹	広葉樹	天然林計	針葉樹	広葉樹		
2,599	2,352	1,018	1,334	1,146	866	280	1,205	151	1,054	247	

民有林計	民有林計												
	人工林・天然林計			人工林			天然林			その他			
	合計	針葉樹	広葉樹	人工林計	針葉樹	広葉樹	天然林計	針葉樹	広葉樹	その他計	竹林	伐採跡地	未立木値
10,338	10,033	6,435	3,598	6,646	6,432	214	3,387	3	3,384	304	96	30	178

(出典：令和4年版群馬県森林林業統計書)

ウ 保安林

(単位：ha)

保安林										砂防指定地	急傾斜地崩壊危険区域	合計
水源かん養	土砂流出防備	土砂崩壊防備	水害防備	干害防備	落石防止	保健	風致	計				
913	2,818	33	5	119	3	(700)	1	3,892	84	(17)	(1)	(719)

※民有林のみ

※左側の欄から記入し、左側の制限林と重複する面積は上段に () 書きで外数とした。

(出典：利根下流地域森林計画書)

■ 2 伐採及び伐採後の造林の届出書

(1) 伐採及び伐採後の造林の届出書について

森林法により、地域森林計画の対象となっている民有林（法第5条に規定する都道府県知事がたてる地域森林計画の対象とする森林。）において立木を伐採する場合は、「伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければなりません（森林法第10条の8第1項）。

(2) 伐採及び伐採後の造林の届出等の提出実績

令和4年度実績

単位 件数：件、面積：ha

区分	伐採の計画										伐採後の造林の計画								左欄のうち伐採跡地の用途が森林以外のもの				
	主伐						間伐		計		植栽		天然更新		人工播種		計		1ha以下		1ha超		
	皆伐		択抜		小計																		
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	
伐採等の事前の届出	人工林	55	13	4	5	59	18	1	0	60	19	11	2	21	10	1	0	33	13	28	5	0	0
	天然林	37	10	0	0	37	37	3	1	40	11	2	1	17	4	3	2	22	8	15	3	0	0
	計	92	24	4	5	96	29	4	1	100	29	13	3	38	15	4	2	55	20	43	8	0	0

令和3年度実績

単位 件数：件、面積：ha

区分	伐採の計画										伐採後の造林の計画								左欄のうち伐採跡地の用途が森林以外のもの				
	主伐						間伐		計		植栽		天然更新		人工播種		計		1ha以下		1ha超		
	皆伐		択抜		小計																		
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	
伐採等の事前の届出	人工林	29	10	0	0	29	10	8	1	37	11	13	4	3	2	0	0	16	6	14	4	0	0
	天然林	48	15	0	0	48	15	2	0	50	15	5	3	18	7	0	0	23	10	25	6	0	0
	計	77	25	0	0	77	25	10	1	87	26	18	7	21	9	0	0	39	16	39	10	0	0

令和2年度実績

単位 件数：件、面積：ha

区分	伐採の計画										伐採後の造林の計画								左欄のうち伐採跡地の用途が森林以外のもの				
	主伐						間伐		計		植栽		天然更新		人工播種		計		1ha以下		1ha超		
	皆伐		択抜		小計																		
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	
伐採等の事前の届出	人工林	36	10	3	0	39	10	1	1	40	11	7	3	5	3	0	0	12	6	27	4	0	0
	天然林	35	4	1	0	36	4	0	0	36	4	1	1	23	1	0	0	24	2	12	2	0	0
	計	71	14	4	0	75	14	1	1	76	15	8	4	28	4	0	0	36	8	39	6	0	0

(資料：環境森林課)

■ 3 森林整備

(1) 森林整備の基本方針

森林の有する多面的機能を持続的に発揮させていくため、適切な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進します。

具体的には、森林の有する水源かん養、山地災害防止、土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材生産等の各機能を高度に発揮させるための適切な森林施業の実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は森林経営などの取組を推進します。

(出典：渋川市森林整備計画)

(2) 森林整備事業

ア 間伐促進対策事業

市は、市内に存する森林を守り、森林の有する国土保全の維持、水源かん養等の公益的機能の高度発揮や森林資源の質的充実に向けた森林環境の整備と健全な森林造成を促進するため、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）に基づき、美しい森林づくり基盤整備交付金実施要綱及び美しい森林づくり基盤整備交付金交付要綱に定められた事業の経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

間伐促進対策事業実績

年度	事業主体	総事業費	実施面積	補助金額
令和4年度	渋川広域森林組合	951,510	4.83ha	470,000
令和3年度	渋川広域森林組合	946,890	5.01ha	470,000
令和2年度	渋川広域森林組合	1,678,320	8.88ha	740,000

イ 松くい虫防除対策事業

松くい虫被害のおそれのある高度公益機能森林及び地区保全森林等に対し、樹幹注入を実施し松枯れを予防するとともに、被害木は伐倒駆除（くん蒸処理等）を実施し、被害防止を図ります。

令和4年度実績

① 伐倒駆除

	事業実績		事業費
奨励防除	7.24m ³	15本	669,900円

実施場所（奨励）：スカイランドパーク周辺、渋川総合公園

② 樹幹注入

	事業実績	事業費
施薬数	1,462本	2,651,000円

実施場所：憩の森（伊香保地区）、若子持神社、メープルヴィレッジこもち、赤城歴史資料館

令和3年度実績

① 伐倒駆除

	事業実績		事業費
奨励防除	30.26m ³	43本	973,500円
周辺対策	22.16m ³	28本	176,000円
計	52.42m ³	71本	1,149,500円

実施場所（奨励）：スカイランドパーク周辺、くりの木キャンプ場（子持地区）付近

実施場所（周辺）：林道田之郷線沿線（赤城地区）

② 樹幹注入

	事業実績	事業費
施薬数	1,271本	2,362,800円

実施場所：憩の森（伊香保地区）、日出島（ひするま）キャンプ場（子持地区）

令和2年度実績

2024/2/9

	事業実績		事業費
奨励防除	25.64m ³	78本	341,000円
周辺対策	22.59m ³	32本	99,000円

合計	48.23m ³	110本	440,000円
----	---------------------	------	----------

実施場所（奨励）：スカイランドパーク周辺

実施場所（周辺）：林道田之郷線沿線（赤城地区）

②樹幹注入

事業実績	事業費
施薬数 1,416本	2,959,000円

実施場所：憩の森（伊香保地区）、中郷松並木、メープルヴィレッジこもち、赤城総合運動自然公園

ウ 森林整備担い手対策事業

森林整備等の山林労務に従事する者の社会保障を充実するため、社会保険等に要する経費の一部を助成することにより、処遇の改善と向上を図り、林業労働力の確保を図ります。

本事業では、市内に居住する従事者の社会保険料等の掛金を対象とし、林退共・中退共・厚生年金に加入している事業者に対し補助金を交付しています。

森林整備担い手対策事業実績

年度	事業者数	対象 従事者数	事業費計 (掛金計)	補助金額
令和 4年度	8者	25人	9,595,440円	3,092,600円
令和 3年度	8者	21人	9,324,925円	2,913,400円
令和 2年度	8者	24人	9,907,975円	3,186,400円

■ 4 森林環境譲与税

(1) 森林環境譲与税

ア 森林環境税及び森林環境譲与税の趣旨

森林の有する公益的機能は、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や水源のかん養等、国民に広く恩恵を与えるものであり、適切な森林の整備等を進めていくことは、我が国の国土や国民の生命を守ることにつながる一方で、所有者や境界が分からない森林の増加、担い手の不足等が大きな課題となっています。

このような現状の下、平成30年5月に成立した森林経営管理法を踏まえ、パリ協定の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成31年3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立し、「森林環境税」及び「森林環境譲与税」が創設されました。

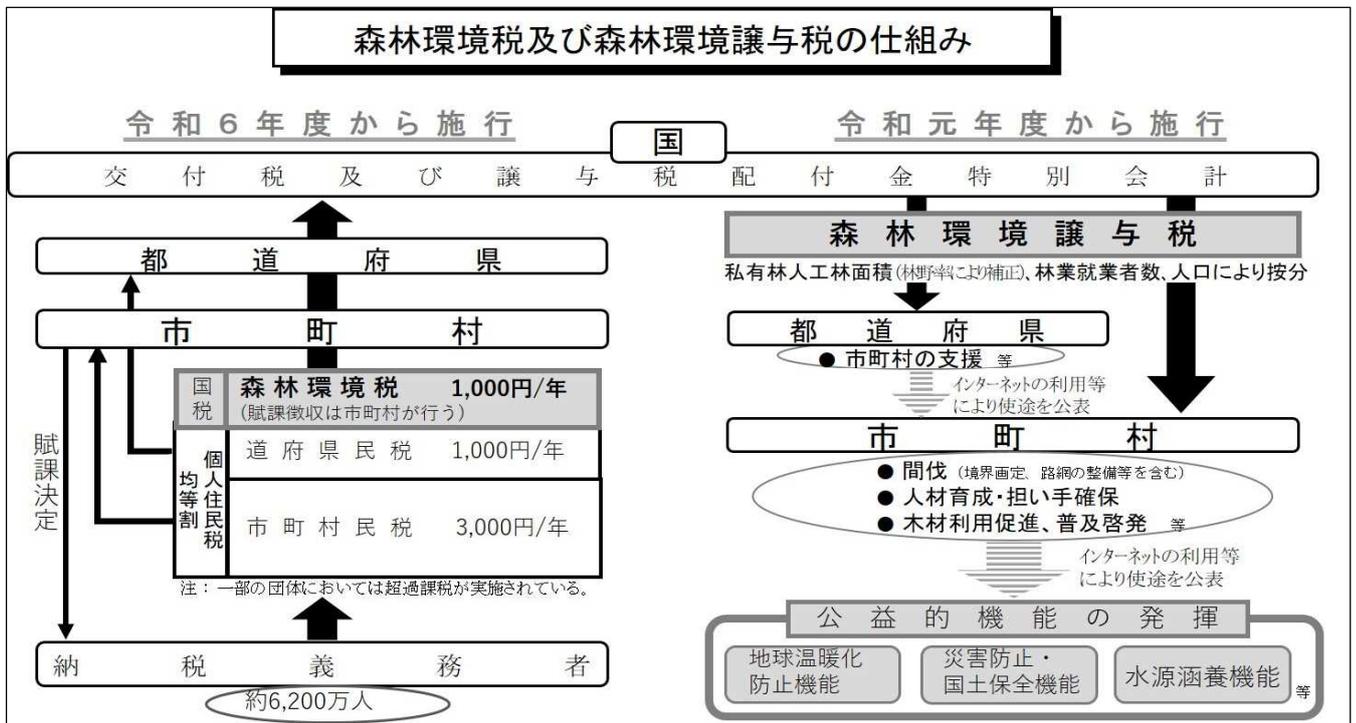
イ 森林環境税及び森林環境譲与税の仕組み

「森林環境税」は、令和6年度から、個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として1人年額1,000円を市町村が賦課徴収するものです。

また、「森林環境譲与税」は、市町村による森林整備の財源として、令和元年度から、市町村と都道府県に対して、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による客観的な基準で按分して譲与されています。

森林環境譲与税は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、市町村においては、間伐等の「森林の整備に関する施策」と人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林の整備の促進に関する施策」に充てることとされています。

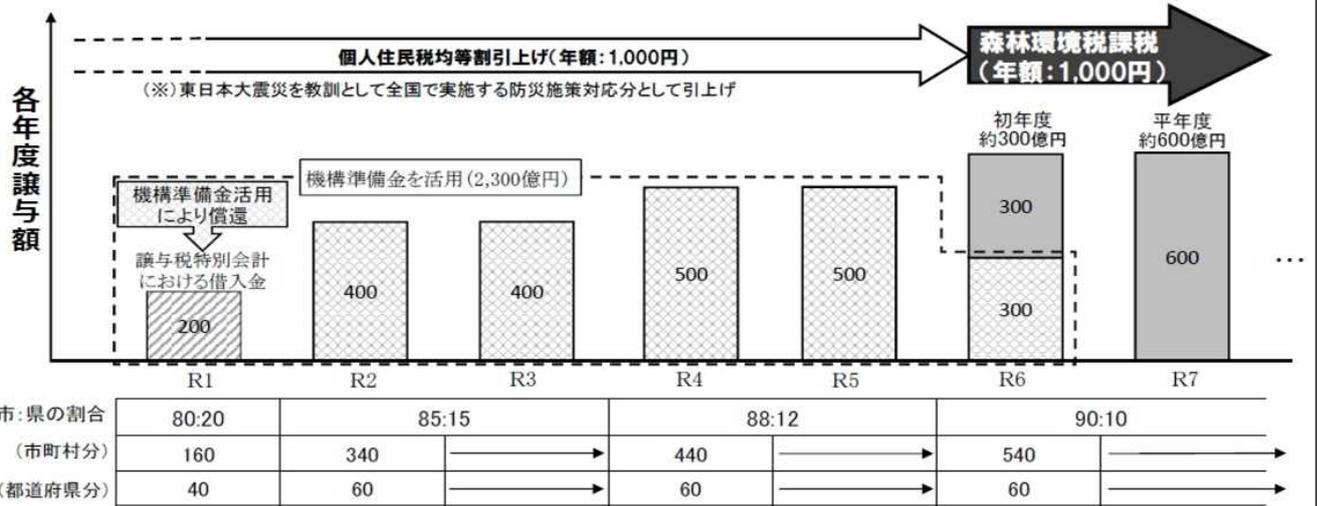
また、都道府県においては「森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用」に充てることとされています。



(出典：林野庁HP)

森林環境譲与税の譲与額と市町村及び都道府県に対する譲与割合及び譲与基準

- 市町村の体制整備の進捗に伴い、徐々に増加するように譲与額を設定。
- 令和6年度までの間は、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用。
- 森林整備を実施する市町村の支援等を行う役割に鑑み、都道府県に対して総額の1割を譲与。
(制度創設当初は、市町村の支援等を行う都道府県の役割が大きいと想定されることから、譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行。)



【譲与基準】

	50% : 私有林人工林面積 (※以下のとおり林野率による補正) 20% : 林業就業者数 30% : 人口							
市町村分	市町村と同じ基準	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>林野率</th> <th>補正の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>85%以上の市町村</td> <td>1.5倍に割増し</td> </tr> <tr> <td>75%以上85%未満の市町村</td> <td>1.3倍に割増し</td> </tr> </tbody> </table>	林野率	補正の方法	85%以上の市町村	1.5倍に割増し	75%以上85%未満の市町村	1.3倍に割増し
林野率	補正の方法							
85%以上の市町村	1.5倍に割増し							
75%以上85%未満の市町村	1.3倍に割増し							
都道府県分	市町村と同じ基準							

(出典：林野庁HP)

(2) 森林環境譲与税に係る事業

ア 森林経営管理事業

所有者による経営管理が行われていない森林について、市が所有者の委託を受け経営管理したり、意欲と能力のある林業事業者者に再委託することにより、林業経営の効率化と森林の管理の適正化を促進します。

- 1 意向調査をする場所を決め、対象区域の森林所有者に調査票を送付します
- 2 意向調査の結果、市に委託したいと回答した方の森林について、経営管理の計画（経緯管理権集積計画）を作成し、所有者の同意を得ます
- 3 所有者から委託を受けた森林について、林業経営が成り立つ森林については林業事業者を選定し再委託します

採算が取れない森林については、市が経営管理を行います。

令和4年度実績

- ・経営管理実施権配分計画作成面積（小野子地区） 15.22ha
- ・経営管理権集積計画(案)作成面積（赤城町南赤城山地区） 13.20ha
- ・意向調査面積（伊香保町水沢地区） 36名 88筆 54.89ha（うち回答 31名 83筆 52.30ha）

令和3年度実績

- ・経営管理実施権配分計画作成面積（行幸田地区） 6.72ha
- ・経営管理権集積計画作成面積（小野子地区） 15.22ha
- ・意向調査実施面積（赤城町南赤城山地区） 128名 245筆 83.20ha（うち回答 102名 201筆 71.36ha）

令和2年度実績

- ・経営管理権集積計画作成面積（行幸田地区） 6.72ha
- ・意向調査実施面積（小野子地区） 73.07ha

イ 県産木材活用推進事業

市の公共施設等の建築や修繕、備品購入等にあたり、積極的に県産木材を活用し、林業や木材産業の活性化を図ります。

令和4年度実績

10節 修繕料

所属	名称	金額	木材使用量(m ³)
都市政策課	長峰公園遊歩道修繕（丸太階段、階段歩道及びウッドチップ）	73,800	0.641
計		73,800	0.641

14節 工事請負費

所属	名称	金額	木材使用量(m ³)
土木維持課	市道立和田線木柵改修工事（木製転落防止柵）	698,620	2.727
土木管理課	市道4-5035号線道路改良工事（丸太筋工）	264,505	4.508
計		963,125	7.235

17節 備品購入費

所属	名称	金額	木材使用量(m ³)
こども課	こもち幼稚園木製下駄箱	566,280	0.469
こども課	第五保育所ベンチ、キッチン（遊具）	143,000	0.179
図書館	子育て支援総合センター乳児用絵本ラック（出張図書館事業）	140,800	0.054
こども課	こもち幼稚園木製三角砦（園庭遊具）	1,067,000	1.707
こども課	かに石こども園木製フェンス、下駄箱	324,500	0.157
計		2,241,580	2.5659

令和4年度合計		3,278,505	10.4413
---------	--	-----------	---------

令和3年度実績

17節 備品購入費

所属	名称	金額	木材使用量(m ³)
こども課	第一保育所掲示スタンド	192,500	0.057
こども課	こもち幼稚園木製長椅子	616,000	0.140
こども課	渋川幼稚園木製テーブル及び木製フェンス	246,400	0.340
こども課	北橋幼稚園木製柱カバー	99,000	0.259
こども課	赤城幼稚園木製テーブルほか	303,600	0.062
こども課	第一保育所子供椅子	756,250	0.330
美術館	収納棚	3,839,000	14.257
計		6,052,750	15.4447
令和3年度合計		6,052,750	15.4447

令和2年度実績

10節 修繕料

所属	名称	金額	木材使用量(m ³)
都市政策課	長峰公園遊歩道修繕(丸太階段及び階段歩道)	76,032	0.515
計		76,032	0.515

14節 工事請負費

所属	名称	金額	木材使用量(m ³)
土木管理課	市道吹屋原白井宿線道路改良工事(丸太筋工)	225,579	4.066
計		225,579	4.066

17節 備品購入費

所属	名称	金額	木材使用量(m ³)
こども課	北橋幼稚園園庭用柵及びフラワーポット	374,000	1.037
こども課	かに石こども園椅子及びテーブル	124,300	0.067
こども課	伊香保こども園木柵	422,400	0.203
こども課	伊香保こども園下駄箱	405,900	0.157
生涯学習課	インすたでいほーる学習机	869,000	1.179
こども課	子育て支援総合支援センター机、平均台	99,000	0.055
こども課	木製おもちゃ	9,900	0.004
健康増進課	こども発達相談室テーブル、おもちゃ箱、看板	316,800	0.113
計		2,621,300	2.8138
令和2年度合計		2,922,911	7.3943

ウ きのこ原木再生事業

東日本大震災における原子力発電所の事故の影響により、きのこ原木として利用できなくなった広葉樹林の更新のための伐採に補助金を交付し、森林の適正な維持と活用を図ります。

補助要件

- ・ 樹齢が30年以下で、コナラ、ミズナラ、クヌギなどのきのこ原木に適した広葉樹林であること
- ・ 原木の放射性物質検査で1キログラム当たり50ベクレル以上の数値が出ていること
- ・ 伐採する時期は11月～2月までとすること
- ・ 地面から切り株の断面までの高さはおよそ10センチメートル程度とすること
- ・ 伐採後に出た枝葉は更新の妨げにならないよう整理すること

年度	事業実施主体	実施箇所	面積	事業費	補助金
令和4年度	渋川広域森林組合	渋川(明保野)地区	1.59ha	2,670,000円	1,749,000円
令和3年度	渋川広域森林組合	金井地区	2.05ha	3,212,000円	2,141,333円

エ 木とふれあう木育推進事業

乳児に県産木材を使用した木製品を贈ることにより、森林の大切さを肌で感じ、木材利用に関する教育活動としての「木育」を推進し、市民の木材に対する親しみや木の文化への理解を深めることを目的とします。

市保健センターで実施する6か月児健康相談の際等に贈呈します。

年度	購入先	購入数	事業費
令和4年度	群馬県森林組合連合会	400	2,596,000円
令和3年度	群馬県森林組合連合会	420	2,448,600円
令和2年度	群馬県森林組合連合会	420	2,255,000円

オ 森林環境教育事業

森林は豊かな水を育み、災害を防止し、二酸化炭素を吸収し酸素を作り出し、人々の憩いの場を提供するなど、様々な役割を担っています。その森林の重要性を学び、また、その森林を整備し維持していくための林業を知ってもらうことを目的とします。

令和4年度実績

森林・林業見学会の実施

- ①林業作業現場、高性能林業機械の見学（行幸田地区：渋川広域森林組合）
- ②製材所見学（渋川県産材センター：群馬県森林組合連合会）

■ 5 ぐんま緑の県民税

(1) ぐんま緑の県民税のしくみ

ア ぐんま緑の県民税

群馬県では、県土の3分の2を占める森林を守り、育て、次世代に引き継いでいくため、平成26年4月から「ぐんま緑の県民税（森林環境の保全に係る県民税均等割の超過課税）」を導入しました。

ぐんま緑の県民税の税収は、使い道を明確にするため、「ぐんま緑の県民基金」に積み立てた上で、「豊かな水を育み、災害に強い森林づくり」、「里山・平地林等の森林環境を改善し、安全・安心な生活環境を創造」を目標に、それに向けた様々な施策（事業）に活用しています。

イ ぐんま緑の県民税の課税期間の延長

令和5年第2回定例県議会において、「森林環境の保全に係る県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例」が可決・成立し、「ぐんま緑の県民税」（県民税均等割の超過課税）の課税期間を5年間延長することとなりました。引き続き、条件不利森林や里山・平地林の整備等に取り組んでいきます。

ウ ぐんま緑の県民税のしくみ

区分	個人	法人																																																
課税の方法	個人の県民税均等割、法人の県民税均等割とあわせて課税します。																																																	
納める方	県内に住所がある人、事務所又は家屋敷などを持っている人（前年の所得金額が一定基準を下回るなど一定の条件を満たす人は非課税）	県内に事務所・事業所又は寮などを持っている法人等																																																
年間の納税額（率）	年間 700円 なお、東日本大震災からの復興を図る基本理念に基づき実施する防災施策の財源としての均等割の1,000円上乗せ（県民税・市町村民税で各500円）は令和5年度で終了し、令和6年度からは、森林環境税（国税）が課税となります。 <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>R5まで</th> <th>R6～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県民税均等割</td> <td>2,200円</td> <td>1,700円</td> </tr> <tr> <td>うち、緑の県民税</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">700円</td> </tr> <tr> <td>うち、防災施策財源</td> <td>500円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>市民税均等割</td> <td>3,500円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>うち、防災施策財源</td> <td>500円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>森林環境税（国税）</td> <td>—</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>納付額合計</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">5,700円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	R5まで	R6～	県民税均等割	2,200円	1,700円	うち、緑の県民税	700円		うち、防災施策財源	500円	—	市民税均等割	3,500円	3,000円	うち、防災施策財源	500円	—	森林環境税（国税）	—	1,000円	納付額合計	5,700円		資本金等の額により 年間1,400円～56,000円 （法人の県民税均等割の7%相当） <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>上乗せ前の税額</th> <th>ぐんま緑の県民税（7%相当）</th> <th>上乗せ後の税額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1千万円以下など</td> <td>20,000円</td> <td>1,400円</td> <td>21,400円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超～1億円以下</td> <td>50,000円</td> <td>3,500円</td> <td>53,500円</td> </tr> <tr> <td>1億円超～10億円以下</td> <td>130,000円</td> <td>9,100円</td> <td>139,100円</td> </tr> <tr> <td>10億円超～50億円以下</td> <td>540,000円</td> <td>37,800円</td> <td>577,800円</td> </tr> <tr> <td>50億円超</td> <td>800,000円</td> <td>56,000円</td> <td>856,000円</td> </tr> </tbody> </table>	資本金等の額	上乗せ前の税額	ぐんま緑の県民税（7%相当）	上乗せ後の税額	1千万円以下など	20,000円	1,400円	21,400円	1千万円超～1億円以下	50,000円	3,500円	53,500円	1億円超～10億円以下	130,000円	9,100円	139,100円	10億円超～50億円以下	540,000円	37,800円	577,800円	50億円超	800,000円	56,000円	856,000円
区分	R5まで	R6～																																																
県民税均等割	2,200円	1,700円																																																
うち、緑の県民税	700円																																																	
うち、防災施策財源	500円	—																																																
市民税均等割	3,500円	3,000円																																																
うち、防災施策財源	500円	—																																																
森林環境税（国税）	—	1,000円																																																
納付額合計	5,700円																																																	
資本金等の額	上乗せ前の税額	ぐんま緑の県民税（7%相当）	上乗せ後の税額																																															
1千万円以下など	20,000円	1,400円	21,400円																																															
1千万円超～1億円以下	50,000円	3,500円	53,500円																																															
1億円超～10億円以下	130,000円	9,100円	139,100円																																															
10億円超～50億円以下	540,000円	37,800円	577,800円																																															
50億円超	800,000円	56,000円	856,000円																																															
納税の方法	個人の県民税として、個人の市町村民税とあわせて市町村に納税していただきます（個人の県民税は市町村から県へ払い込まれます）。	法人の県民税として、従来の申告書により、直接県に申告納付していただきます。																																																
課税の期間	令和10年度課税（令和9年所得分）まで	令和11年3月31日までに終了する事業年度分まで																																																
使い道の明確化	ぐんま緑の県民税の税収に相当する額を「ぐんま緑の県民基金」に積み立てた上で、森林環境を保全するための施策に充て、使い道を明確にします。																																																	
事業内容の検討・評価	有識者等で構成する「ぐんま緑の県民税評価検証委員会」を開催し、事業の内容・実績等について意見を聴き、公表を行っていきます。																																																	

エ ぐんま緑の県民税の使い道

使い道	事業内容例
水源地域等の森林整備	立地が悪く放置されている森林の整備等
ボランティア活動・森林環境教育の推進	ボランティアセンターの運営、森林環境教育の指導者育成等
市町村提案型事業等	平地林・里山・竹林等の整備、自然環境の保全、公有林化等

（出典：群馬県HP）

(2) ぐんま緑の県民税に係る事業

ア 緑で包む里山整備事業

地域の森林（竹林）は地域で守ることを目的に、地域の課題を地域で解決する際に不足する資金について補助を行います。地元自治会やNPO団体からの計画とともに、市町村が自ら計画し提案する事業を実施するものです。

- ・管理事業：補助上限100千円/ha
- ・森林環境教育事業：補助上限3,000千円/市町村・1団体当たり上限300千円

令和4年度実績

区分	事業主体	事業内容	面積	事業費
管理	NPO法人渋川広域ものづくり協議会	森林の管理 (H26に整備した森林内散策道の管理)	1.00ha	100,363円
管理	棚下自治会	森林の管理（棚下不動へ続く遊歩道の管理）	0.75ha	23,000円
管理	北牧東自治会	竹林の管理（R2に整備した竹林の管理）	0.15ha	12,000円
管理	日向組	竹林の管理（R2に整備した竹林の管理）	0.94ha	94,000円
管理	下南室自治会	竹林の管理（R2に整備した竹林の管理）	0.20ha	38,856円
森林環境教育	NPO法人渋川広域ものづくり協議会	自然観察会、植樹体験	—	40,091円

令和3年度実績

区分	事業主体	事業内容	面積	事業費
管理	NPO法人渋川広域ものづくり協議会	森林の管理 (H26に整備した森林内散策道の管理)	1.00ha	80,591円
管理	棚下自治会	森林の管理（棚下不動へ続く遊歩道の管理）	0.75ha	26,000円
管理	北牧東自治会	竹林の管理（R2に整備した竹林の管理）	0.15ha	13,832円
管理	下南室自治会	竹林の管理（R2に整備した竹林の管理）	0.20ha	183,640円
森林環境教育	NPO法人渋川広域ものづくり協議会	自然観察会、植樹体験	—	39,790円

令和2年度実績

荒廃した里山・平地林の整備（困難地整備支援）

整備地区	事業内容	面積	事業費
子持（北牧東）	竹林間伐、特殊伐採	0.15ha	1,734,164円
北橋（下南室）	竹林間伐、特殊伐採	0.20ha	1,285,938円
北橋（小室）	竹林間伐、特殊伐採	0.94ha	4,840,000円
合計		1.29ha	7,860,102円

管理事業・森林環境教育事業

区分	事業主体	事業内容	面積	事業費
管理	NPO法人渋川広域ものづくり協議会	森林の管理 (H26に整備した森林内散策道の管理)	1.00ha	82,710円
森林環境教育	NPO法人渋川広域ものづくり協議会	自然観察会、植樹体験	—	38,365円

イ 竹林整備事業

放置竹林の解消を目的とした竹林整備による竹林管理システムの構築の促進。
市内の放置竹林を業務委託により間伐を実施（ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業）します。
また、市民へ竹粉碎機の貸出しを行い市民自らが行う竹林整備に資するものとします。

令和4年度実績

事業内容	事業費
竹林間伐1.86ha(赤城町溝呂木(0.09ha),中郷(1.71ha))、竹材片付け(中郷(1.88ha))	12,210,000円
シルバー人材センター委託 箱田 (0.06ha)	715,700円
粉碎机1台購入	1,026,000円

令和3年度実績

事業内容	事業費
竹林間伐 中郷(1.88ha)	8,800,000円
シルバー人材センター委託 0.49ha(北橋町上小室(0.20ha),北橋町下小室(0.10ha),北橋町真壁上(0.20ha))	2,999,246円
粉碎机1台、刈払機3台購入	939,620円

令和2年度実績

事業内容	事業費
シルバー人材センター委託 北橋町八崎(0.31ha)	1,736,225円

竹粉碎机による整備状況

年度	整備面積 (㎡)	整備地区						貸出件数
		渋川	伊香保	小野上	子持	赤城	北橋	
R 4	13,501	4,815	0	20	1,323	2,445	4,898	51
R 3	17,111.5	4,298	1,500	0.5	2,120	4,230	4,963	48
R 2	10,550	2,780	0	50	3,550	2,114	2,056	47

竹粉碎机設置場所

- ・第二庁舎（2台）、子持・赤城・北橋行政センター（各1台）
- ※第二庁舎2台のうち1台は、ぐんま緑の県民基金事業に優先して貸し出す。

■ 6 林道整備

(1) 林道

林道とは、森林法の規定（林道規程）に基づいて設置されるものであり、道路法・および関連法規（道路構造令など）の枠外にあります。ただし、一般の用に供される林道については、道路交通法・道路運送車両法などの規定は適用されます。所管は国土交通省ではなく、林業を管轄する農林水産省（林野庁）で林業の受益地に設けられるものであり、必ずしも林の中だけとは限りません。

(2) 渋川市内の林道

番号	地区名	路線数	延長
1	渋川地区	11	17,440
2	伊香保地区	12	15,003
3	小野上地区	8	23,681
4	子持地区	12	21,934
5	赤城地区	21	51,038
6	北橋地区	4	6,409
	総延長	68	135,505

ア 渋川地区林道

番号	路線名	幅員	延長	路面	側溝	開設時期
1	神田原線	4.0	1,327	アスファルト	片側	平成13年
2	山崎線	4.0	1,468	コンクリート	片側	昭和49年
3	金井水沢線	3.0	1,343	未舗装	無	昭和50年
4	上平線	4.0	1,700	アスファルト	片側	昭和56年
5	中原唐沢線	4.0	2,181	アスファルト	片側	昭和52年
6	石原線	4.0	2,518	アスファルト	片側	平成3年
7	西浦入道橋線	4.0	790	アスファルト	片側	昭和56年
8	行幸田線	4.0	1,737	アスファルト	両側	昭和49年
9	宮沢線	4.0	2,214	アスファルト	片側	昭和55年
10	茂沢線	4.0	1,725	アスファルト	片側	平成1年
11	大日影線	4.0	437	アスファルト	片側	昭和50年
渋川地区延長			17,440			

イ 伊香保地区林道

番号	路線名	幅員	延長	路面	側溝	開設時期
1	諏訪平長坂線	7.0	2,020	アスファルト	片側	平成12年
2	長坂線	3.0~4.0	1,510	未舗装	無	平成8年
3	五万石線	3.6	835	未舗装	無	平成8年
4	蛇ヶ岳線	3.5	1,458	未舗装	無	平成6年
5	長峰線	4.0	543	未舗装	片側	平成8年
6	榛名五林班線	4.0	1,080	アスファルト コンクリート	片側	平成8年
7	上野原線	5.0	5,382	アスファルト	片側	平成8年
8	水沢五輪平線	4.0~5.0	1,192	アスファルト	片側	平成8年
9	水沢南原支線	4.0	267	アスファルト	無	平成8年
10	水沢南原線	5.0	207	アスファルト	両側	昭和60年
11	竹子線	4.0	268	アスファルト	片側	平成8年
12	中子碓石線	4.0	241	アスファルト	片側	平成8年
伊香保地区延長			15,003			

ウ 小野上地区林道

番号	路線名	幅員	延長	路面	側溝	開設時期
1	赤下線	4.0	955	未舗装	片側	平成4年
2	北山線	3.0	208	未舗装	無	平成8年
3	峠山線	4.0	12,363	アスファルト	無	昭和60年
4	谷の口程久保線	3.6	723	未舗装	無	昭和49年
5	谷の口伊久保線	4.0	1,200	未舗装 コンクリート	片側	平成2年
6	西の沢線	4.0	5,805	アスファルト	片側	昭和53年
7	富士山線	4.0	1,745	アスファルト	片側	平成4年
8	砥石山線	3.0~4.0	682	アスファルト	片側	昭和49年
小野上地区延長			23,681			

エ 子持地区林道

番号	路線名	幅員	延長	路面	側溝	開設時期
1	桜木線	4.0	3,210	アスファルト	片側	昭和54年
2	中棚線	3.0	870	コンクリート	片側	平成13年
3	北沢線	4.0	920	アスファルト	片側	平成8年
4	小沢線	3.6~4.0	1,658	コンクリート	無	昭和49年
5	小沢支線	3.0~4.0	2,500	コンクリート	無	平成8年
6	奥子持線	3.0~4.0	2,760	コンクリート	無	平成8年
7	大平線	3.0~4.0	1,700	コンクリート	片側	昭和49年
8	天神線	4.0	1,130	コンクリート	片側	昭和58年
9	日影山線	4.0	1,730	コンクリート	無	昭和60年
10	天神支線	4.0	430	アスファルト	片側	昭和59年
11	二本木線	4.0	4,416	アスファルト	片側	平成11年
12	石本線	3.0	610	コンクリート	無	平成11年
子持地区延長			21,934			

オ 赤城地区林道

番号	路線名	幅員	延長	路面	側溝	開設時期
1	西赤城山線	4.0	1,497	未舗装	無	平成8年
2	潜下線	4.0	5,579	アスファルト	片側	平成8年
3	中山線	3.0~11.0	5,367	アスファルト	片側	平成8年
4	前山中山線	4.0	2,590	未舗装	無	平成8年
5	赤城白樺線	4.0	6,650	アスファルト	無	平成13年
6	下田線	2.5~3.0	980	未舗装	無	平成8年
7	深山赤城線	4.0~13.0	2,637	アスファルト	片側	平成8年
8	大場間下田線	4.0	1,950	未舗装	無	平成8年
9	深山線	4.0	530	アスファルト	片側	平成8年
10	前山線	3.0~4.0	3,300	コンクリート	無	平成8年
11	赤倉線	3.0	400	未舗装	無	平成8年
12	深山五料坂線	4.0	421	アスファルト	無	平成18年
13	五料坂線	4.0	775	アスファルト	片側	平成8年
14	芳ヶ沢線	7.0	747	コンクリート	片側	平成8年
15	深山栄線	4.0	4,809	アスファルト	両側	平成8年
16	穴山窪線	4.4~8.5	811	アスファルト	片側	平成8年
17	穴山線	3.6~4.0	3,951	アスファルト	無	平成8年
18	栄線	4.0	2,429	アスファルト	片側	平成8年
19	田之郷線	4.0~7.5	3,341	アスファルト	片側	平成8年
20	沖門線	4.2~9.0	1,428	アスファルト	片側	平成8年
12	八ツ沢線	4.0~19.4	846	アスファルト	片側	平成8年
赤城地区延長			51,038			

カ 北橋地区林道

番号	路線名	幅員	延長	路面	側溝	開設時期
1	虎持線	4.0	3,462	アスファルト	片側	平成8年
2	五輪平線	4.0	1,291	アスファルト	片側	平成8年
3	十二山線	5.0	656	アスファルト	片側	平成9年
4	天神山線	4.0	1,000	アスファルト	無	平成19年
北橋地区延長			6,409			

(3) 林道占用の状況

令和4年度申請件数

占用内容①	申請件数	占用内容②	申請件数	対象本数
工作物設置	4	電柱立替え	2	2
		電柱新設	1	3
		水道管敷設	1	1
敷地掘削	1			
敷地占用	12	通行止め	2	公共工事
			2	電柱
			10	その他

長期占用物件（電柱）

①東電群馬総支社

本柱	支線	支線柱	支柱	計
9	1	0	5	15

②東電高崎支社

本柱	支線	支線柱	支柱	計
234	87	5	5	331

③NTT東日本

本柱	支線	支線柱	支柱	計
4	7	2	0	13

(4) 林道関係事業について

ア 県単林道改良事業

1 既設林道の、機能向上を図るため次の改良を行うもの

(1) 通行の安全を確保するために必要な施設（カーブミラー、防護柵、落石等を防止する施設）の新設又は改築

(2) 橋梁の新設又は改築

(3) 縦断勾配及び曲線の修正

(4) 待避所、土場施設の新設又は改築

(5) 排水施設の新設又は改築

(6) 路側、盛土、土留施設の新設又は改築

年度	事業名	工事名	請負代金額	年度計
令和4年度	県単林道改良事業	林道諏訪平長坂線舗装補修工事	7,656,000	8,459,000
		林道芳ヶ沢線排水整備工事	803,000	
令和3年度	県単林道改良事業	林道奥子持線護岸補修工事	19,954,000	19,954,000
令和2年度	県単林道改良事業	林道上野原線路肩補修工事	2,200,000	19,866,000
		林道峠山線舗装補修工事	9,251,000	
		林道奥子持線護岸補修工事	8,415,000	

イ 林道橋りょう長寿命化事業

林道施設の現状と長寿命化計画の方針は、市が管理する林道施設のうち対象となるのは林道台帳に記載された橋りょう19橋となっています。平成30年度及び令和元年度に行った林道橋りょう点検・診断に基づき計画的な修繕を進めています。

林道橋りょう長寿命化にかかる実績

年度	事業内容	事業費
令和4年度	林道奥子持線2号橋補修設計	4,951,100円
令和3年度	実施事業なし	
令和2年度	実施事業なし	

ウ 林道環境美化整備事業

市が管理する林道を維持管理するため、林道脇の除草を業者とシルバー人材センターへ委託して実施しています。その他、落石や倒木の処理、側溝清掃等を実施しています。

林道維持管理実績

年度	除草路線数・延長	事業費
令和4年度	39路線	9,243,532円
	80,006m	
令和3年度	38路線	8,894,350円
	92,775m	
令和2年度	46路線	8,330,262円
	101,999m	

※事業費には除草のほか、落石、倒木の処理、側溝清掃等も含まれます。

市が管理する林道を維持管理するため、傷んだ舗装の補修や、付随する林道施設の補修、路面や側溝等にたまってしまった土砂等の撤去や除雪を実施しています。

年度	事業内容	事業費	事業費計
令和4年度	林道施設補修	1,748,340円	4,259,296円
	路面、側溝清掃等	2,087,415円	
	除雪	423,541円	
令和3年度	林道施設補修	2,426,710円	4,001,174円
	路面、側溝清掃等	1,016,730円	
	除雪	557,734円	
令和2年度	林道施設補修	1,539,918円	2,103,407円
	路面、側溝清掃等	343,200円	
	除雪	220,289円	

エ 鉄鋼スラグ対策事業（林道分）

林道で使用された鉄鋼スラグについて、国・県・市で構成する鉄鋼スラグに関する連絡会議で決定した基本の対策方針に基づき被覆する事業です。

対策を要する林道は以下の2路線

- (1) 林道大場間下田線
- (2) 林道金井水沢線

年度	路線名	事業内容	事業費
令和元年度	林道大場間下田線	大場間下田線舗装被覆1工区工事	2,640,000円

オ 林業事業

林道開設時の整備事業の受益者分担金について、不特定多数の人が利用できる形態であることから、特定の受益者のみ（林地所有者等）に負担を求めがたいことから、林業資金借入償還金に対し補助金を交付しています。（令和7年度で事業完了）

林業事業補助実績

年度	事業内容	借入年度	補助金額
令和4年度	3路線 開設事業、舗装事業	H14～H18年度	1,858,355円
令和3年度	4路線 開設事業、舗装事業	H14～H18年度	2,842,560円
令和2年度	4路線 開設事業、舗装事業	H10～H18年度	3,622,638円

(5) 林道専用道

林業専用道整備事業

林業生産基盤、山村地域の生活環境基盤及び森林環境の保全に資する基盤の整備を図るために林業専用道を作設する事業に補助金を交付します。

林業専用道実績

年度	事業主体	路線名・実施延長	施工場所	事業費	市補助金 補助率19/100
令和4年度	渋川広域森林組合	小原峯線 L=520.0m	赤城町北赤城山	24,580,950	4,178,000
令和3年度	渋川広域森林組合	小原峯線 計画・測量設計委託	赤城町北赤城山	14,982,000	2,846,000
令和2年度	渋川広域森林組合	中通線 L=528.0m	行幸田	11,422,360	2,170,000

(6) 林業作業道

林業作業道総合整備事業

林業生産基盤、山村地域の生活環境基盤及び森林環境の保全に資する基盤の整備を図るために林業作業道を作設する事業に補助金を交付します。

林業作業道実績

年度	事業主体	路線名・実施延長	施工場所	事業費	市補助金 補助率2/10
令和4年度	渋川広域森林組合	中通4号線 L=454.0m	行幸田	887,800	177,000
令和3年度	渋川広域森林組合	中通2号線 L=546.0m	行幸田	929,300	183,000
令和2年度	渋川広域森林組合	戸神1号線 L=725.0m	金井	1,285,600	253,000

■ 7 治山事業

(1) 治山事業

ア 治山事業とは

治山事業は、森林の維持造成を通じて、山地災害から国民の生命・財産を保全するとともに、水源の涵かん養、生活環境の保全・形成等を図る重要な国土保全政策の一つです。

イ 治山事業の法的位置付け

治山事業は、保安施設事業及び地すべり防止工事に関する事業からなり、それぞれ森林法（昭和26年法律第249号）及び地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）の規定に基づき実施されています。

治山事業（森林法第10条の15第4項第4号）

保安施設事業（森林法第41条第1項、第3項）

保安林の指定目的（水源の涵かん養、土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備、飛砂の防備、風害、水害、湖害、雪害又は霧害の防備、なだれ又は落石の危険の防止、火災の防備）を達成するため、国又は都道府県が行う森林の造成事業又は森林の造成若しくは維持に必要な事業

地すべり防止工事に関する事業（地すべり等防止法第2条第4項）

ウ 保安林制度

保安林とは

保安林制度は、水源の涵かん養、災害の防備、生活環境の保全の場の提供等の公共目的を達成するため、特にこれらの機能を発揮する必要がある森林を、保安林として指定し、立木の伐採、土地の形質変更行為等の規制により、その森林の適切な保全と森林施業を確保するものです。

治山事業の実績

年度	施行箇所	事業名	工事内容	事業費	市負担金計 負担率1/10
令和 4年度	赤城町 南赤城山大平ほか	保安林リフレッシュ 事業	森林整備	4,620,000	7,810,000
	上白井日影山	県単治山事業	土留工	16,467,000	
	中郷加生	県単治山事業	流路工	20,933,000	
	赤城町 北赤城山後入	県単治山事業	吹付工	10,450,000	
	赤城町 北赤城山前山	県単治山事業	吹付工	12,100,000	
	赤城町 棚下大岩	県単治山事業	固定工・吹付工・測量委託	9,471,000	
	赤城町 北赤城山赤倉ほか	保安林リフレッシュ 事業	森林整備	3,234,000	
	赤城町 北赤城山前山ほか	保安林リフレッシュ 事業	森林整備	825,000	
令和 3年度	赤城町 北赤城山前山ほか	保安林リフレッシュ 事業	森林整備	10,010,000	8,685,000
	中郷加生	県単治山事業	溪間工	25,597,000	
	祖母島霜田	県単治山事業	山腹工	16,819,000	
	祖母島霜田	県単治山事業	山腹工	16,082,000	
	棚下大岩	県単治山事業	山腹工	7,645,000	
	上白井日影山	県単治山事業	測量調査委託	2,783,000	
	赤城町 北赤城山後入 ほか	県単治山事業	測量調査委託	330,000	
赤城町 北赤城山前山	保安林リフレッシュ 事業	森林整備	7,590,000		
令和 2年度	中郷久保	県単治山事業	溪間工	19,492,000	6,838,000
	中郷大野	県単治山事業	山腹工	22,418,000	
	渋川上郷	県単治山事業	山腹工・測量調査委託	17,094,000	
	赤城町 北赤城山前山	保安林リフレッシュ 事業	森林整備	6,303,000	
	祖母島霜田	県単治山事業	測量調査委託	3,080,000	

■ 8 渋川広域森林組合

(1) 森林組合とは

森林組合法に基づき、森林保全や森林生産力の増進を図ることを目的として設立される、森林所有者を正組合員とした共同組織です。

組合員への森林経営指導や、森林保護に関する事業を実施するほか、組合員から依頼を受け、森林の施業や経営を行っています。

渋川広域森林組合は、渋川広域圏管内の森林所有者が出資して設立された組合で、組合員への森林経営の指導や情報提供、木材等の販売、購買品（苗木や資材）の取り扱い等の事業を実施しています。

管轄地域の森林管理を推進し、自分で山（森林）の管理行うことが難しい所有者に代わって、間伐等の森林作業を実施しています。

(2) 渋川広域森林組合が実施する事業の概要

指 導 事 業	組合員への森林経営に関する指導・相談 広報誌等による情報提供、所有山林の情報提供サービス 機械無料点検会等の実施
販 売 事 業	林産物（用材、パルプ材、椎茸原木等）の伐採及び販売
森 林 整 備 事 業	森林所有者からの受託による森林作業（造林、保育）の実施 作業道の開設、搬出間伐の実施 保安林整備事業等の公共事業 林地整備（特殊伐採等）
利 用 事 業	造林補助金事務取扱、病虫害防除（松くい虫）事業 森林保険取扱等
購 買 事 業	組合員の仕事に必要な物資 （苗木、機械器具、薬剤、肥料等の販売）
金 融 事 業	公庫資金、林業改善資金

(3) 渋川広域森林組合に対する補助事業

ア 森林組合活動事業補助金

市では、森林所有者に対し濃密な指導を実施し、計画的、継続的な組合事業の確保、組織管理体制の強化確立を図ること、あわせて労働力の安定的確保を目的とした補助金交付要綱を定めています。

その要綱等に基づき、吉岡町、榛東村と森林面積按分により、財政面における補助金を交付しています。

森林組合活動事業補助実績

年度	事業	事業費	補助金額	備考
令和4年度	森林組合活動事業	8,108,100円	5,410,937円	職員給与2人分
	林業労働者通年就労奨励事業	532,710円	124,299円	林業者雇用安定
	計	8,640,810円	5,535,236円	
令和3年度	森林組合活動事業	7,932,200円	5,413,016円	職員給与2人分
	林業労働者通年就労奨励事業	571,050円	133,245円	林業者雇用安定
	計	8,503,250円	5,546,261円	
令和2年度	森林組合活動事業	8,337,360円	5,410,937円	職員給与2人分
	林業労働者通年就労奨励事業	773,820円	135,324円	林業者雇用安定
	計	9,111,180円	5,546,261円	

イ 森林環境保全対策推進事業補助金

市では、無秩序な森林への「入込み」の防止、自然の破壊や山火事防止等の処置を講じ、森林の自然と機能を保護管理することを目的とした補助金交付要綱を定めています。

その要綱等に基づき、吉岡町、榛東村と森林面積按分により、補助金を交付しています。

森林環境保全対策推進事業補助実績

年度	事業内容	事業費	補助金額
令和4年度	指導及び巡回活動	250,000円	196,200円
令和3年度	指導及び巡回活動	250,000円	196,200円
令和2年度	指導及び巡回活動	250,000円	196,200円

■ 9 有害鳥獣対策に関する業務

(1) 有害鳥獣対策事業

市では農林産物の鳥獣被害対策として、猟友会員で編成されている渋川市有害鳥獣捕獲隊に捕獲業務を委託し、罾及び銃器による捕獲、駆除を実施しています。また、有害鳥獣捕獲を実施しない狩猟期間中（11/15から2月15日（イノシシとニホンジカは2月末）まで）は有害鳥獣を捕獲し狩猟期以降の農林産物の被害の軽減を図ることを目的とし、捕獲奨励金を交付することで有害鳥獣捕獲を推進しています。

これまで、イノシシやニホンジカなどの鳥獣は山間部の畑などで出没情報や被害相談がよせられていましたが、近年住宅の多い街中での出没情報が寄せられています。手入れのされていない放置森林や、耕作放棄地、休耕農地など鳥獣の住処になりやすい場所の増加により、人間と鳥獣の生息域がかさなっていることが要因とされています。

(2) 鳥獣による農作物等の被害の現状

市内における鳥獣による農作物の被害は、イノシシ、ニホンジカによる食害や、踏み荒らしが多くを占めており、次いでアライグマやハクビシン等の中型獣による被害や鳥類による果樹等への被害が多く発生しています。特にニホンジカは令和2年度以降、市全域では400頭前後を捕獲していますが、赤城西麓地域での農作物被害が多く発生している状況です。

アライグマやハクビシン等の中型獣については農作物被害の他、住宅の屋根裏や空き家などに住み着くことによる生活環境被害も発生しています。

近年では住宅地域での目撃情報も増加しており、農作物や生活環境の被害のほか、人身被害に直結する恐れもあり、継続的な対策に取り組む必要があります。

農作物被害状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
被害面積(a)	506	2,699	369
被害量(kg)	22,892	193,624	43,488
被害金額(千円)	4,402	17,083	4,023

(3) 豚熱、鳥インフルエンザについて

豚熱や鳥インフルエンザは野生鳥獣が媒介となって家畜、家禽に感染する伝染病です。特に豚熱については2019年10月に県内野生イノシシから検出されて以降、令和4年度末時点で173頭の野生イノシシの感染事例が確認されており、9件の農場で豚熱が発生しています。

市内では2020年の7月に確認されて以降2023年8月までに14頭の感染が確認されており、現在も捕獲されたイノシシの血液検体を県に提出し、豚熱感染確認のための検査を実施しています。

鳥インフルエンザは2022年12月、2023年1月に野鳥で感染が確認されており、3件の農場でも発生しています。

ア 群馬県内の野生イノシシの豚熱発生状況（令和4年度末時点）

- ・ 県内 173頭
- ・ 市内 13頭

No.	年月日	場所
1	R2. 7. 17	渋川市渋川
2	R2. 9. 11	渋川市伊香保町伊香保
3	R2. 10. 15	渋川市村上
4	R2. 10. 15	渋川市村上
5	R2. 10. 21	渋川市小野子
6	R2. 11. 6	渋川市小野子
7	R2. 11. 19	渋川市横堀
8	R3. 1. 12	渋川市小野子
9	R3. 4. 23	渋川市北橋町赤城山
10	R3. 5. 20	渋川市赤城町溝呂木
11	R3. 6. 24	渋川市赤城町勝保沢
12	R3. 11. 18	渋川市赤城町北赤城山
13	R3. 12. 2	渋川市赤城町北赤城山

イ 豚熱の農場での発生状況

No.	年月日	場所
1	R2. 9. 26	高崎市
2	R3. 4. 2	前橋市
3	R3. 8. 7	桐生市
4	R3. 10. 19	前橋市
5	R3. 11. 26	桐生市
6	R4. 4. 22	太田市
7	R4. 5. 10	桐生市
8	R4. 6. 15	桐生市
9	R4. 9. 21	板倉町

ウ 群馬県内の野鳥における鳥インフルエンザの発生状況（令和4年度末時点）

- ・ 2件

No.	年月	場所
1	R4. 12	館林市
2	R5. 1	玉村町

エ 群馬県内の農場における鳥インフルエンザの発生状況（令和4年度末時点）

- ・ 3件

No.	年月	場所
1	R4. 12	前橋市
2	R5. 1	前橋市
3	R5. 1	前橋市

(4) 有害鳥獣対策事業の実績

ア 有害鳥獣捕獲頭数

獣種/年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
イノシシ	187	74	116
ニホンジカ	381	428	419
ツキノワグマ	10	7	3
サル	0	0	0
アライグマ	172	140	153
ハクビシン	341	269	303
タヌキ	193	98	116
キツネ	45	30	36
計	1,329	1,046	1,146
鳥類	158	180	127

※鳥類はカラス、キジバト等

イ 狩猟期奨励金による捕獲頭数

獣種/年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
イノシシ	212	50	115
ニホンジカ	177	167	142
アライグマ	8	1	5
ハクビシン	15	5	7
計	412	223	269

ウ 電牧柵等補助実績

年度	申請件数	延長	受益面積	事業費	補助金
令和2年度	2件	821m	10,947m ²	597,088円	198,000円
令和3年度	3件	1,935m	25,434m ²	1,428,688円	475,000円
令和4年度	1件	223m	2,936m ²	88,055円	29,000円

エ わな猟・銃猟免許取得費、猟友会加入費補助実績

年度	わな猟免許補助		銃猟免許補助		猟友会加入補助	
	申請件数	補助金額	申請件数	補助金額	申請件数	補助金額
令和2年度	4件	24,500円	1件	71,550円	3件	60,000円
令和3年度	0件	0円	1件	80,000円	1件	20,000円
令和4年度	1件	5,200円	1件	80,000円	2件	40,000円

オ 有害鳥獣捕獲隊員の推移（隊別）

年度	地区	渋川		伊香保	小野上	子持		赤城		北橘	合計
		1隊	2隊	1隊	1隊	1隊	2隊	1隊	2隊	1隊	
令和2年度	人数	8	13	10	8	9	11	14	22	12	107
	平均年齢	70.3	58.5	66.4	65.3	68.9	59.7	71.5	65.5	59.6	65.1
令和3年度	人数	8	11	6	9	9	11	14	22	13	103
	平均年齢	71.3	58.2	66.2	63.9	69.9	56.5	72.5	66.5	60.6	65.1
令和4年度	人数	9	10	6	9	10	10	13	18	13	98
	平均年齢	67.3	58.7	66.2	65	70.9	57.2	72.8	67.2	58.7	64.9

※各年度4月1日時点の人数

■ 10 各種団体

(1) 群馬県治山林道協会

県内29市町村及び15森林組合の計44団体から構成され、県内の治山・林道事業の拡充強化と林業の振興を図り、県土の保全及び森林の育成・整備を推進するため、関係諸団体と緊密に連携を図ることを目的としています。

県内の森林を健全な状態に保全・整備するとともに、これを支える基盤整備を進めるための事業を展開し、治山・林道事業の一層の推進を図るための活動を実施しています。

(2) 渋川地区林業振興協会

渋川森林事務所管内の6市町村、7森林組合及び3林業関係団体の計16団体で構成されており、地域における森林・林業全般の振興を図ることを目的としています。

関連機関や団体との連絡調整や各種講習会、研修会の開催、「赤城ふれあいの森まつり」の協力等行っています。

(3) 猟友会

猟友会は狩猟のための公益団体で、大日本猟友会と各都道府県猟友会があり、野生鳥獣の保護、有害鳥獣の駆除、狩猟の適正化を事業の基本施策としています。会員の狩猟中の事故に対する共済事業も行っています。群馬県猟友会には各ブロックごとに支部があり、渋川地区には渋川猟友会（渋川、伊香保、小野上、北橋地区）と渋川北部猟友会（子持、赤城地区）の2つがあります。

市が捕獲業務を委託している捕獲隊は、渋川猟友会、渋川北部猟友会の両会長及び各捕獲隊の隊長から推薦された猟友会員で構成されています。全ての猟友会員が捕獲隊員として推薦されているわけではなく、見回り等の市が委託している業務に従事できる会員が推薦されています。

■ 1 1 指標進捗状況

指 標	指標に関わる事業	担当課
森林整備実施面積	・ 間伐促進対策事業	環境森林課
<p>令和4年度は切捨間伐（整理あり、選木あり）を4.83ha実施した。 なお、本事業は、令和2年度までで終了予定としていたが、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法が令和3年の通常国会で期間延長され、令和12年度までとなった。</p> <p>【実績値積算根拠】 森林整備実施の面積</p>		現状値 (H29年度)
		8.1ha
		実績値 (R4年度)
		24.9ha
		目標値 (R5年度)
20.0ha		

指 標	指標に関わる事業	担当課
間伐面積	・ 間伐事業	環境森林課
<p>造林事業、県民税事業、治山事業などで129.0haの間伐が実施された。</p> <p>【実績値積算根拠】 間伐面積（県集計によるもの）</p>		現状値 (H29年度)
		95ha
		実績値 (R4年度)
		129.0ha
		目標値 (R5年度)
95ha		

指 標	指標に関わる事業	担当課
竹林整備面積	・ 竹林整備事業	環境森林課
<p>令和4年度は子持地区1.71ha、赤城地区0.09ha、北橋地区0.06haの放置竹林を整備（業務委託） 事業費12,925,700円、うち補助金6,462,000円</p> <p>【実績値積算根拠】 竹林整備面積</p>		現状値 (H29年度)
		0.52ha
		実績値 (R4年度)
		5.04ha
		目標値 (R5年度)
		0.5ha

指 標	指標に関わる事業	担当課
農地保全に係る活動団体数	・ 多面的機能支払交付金事業	農政課
<p>農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動を支援し、地域資源と農村環境の適切な保全管理を推進する団体へ交付金を支払った。 令和4年度末時点で11団体が活動実施。</p> <p>【実績値積算根拠】 農地保全に係る活動団体の数</p>		現状値 (H29年度)
		6団体
		実績値 (R4年度)
		11団体
		目標値 (R5年度)
		14団体

指 標	指標に関わる事業	担当課
遊休農地面積	・遊休農地の解消	農業委員会 事務局
<p>農業委員・農地利用最適化推進委員と連携し、市内全域における農地の利用状況調査を行った。その後、遊休農地については、今後の利用意向調査を実施した。その上で、利用意向を踏まえ農地中間管理機構、農地情報登録制度を活用し、あっせん、仲介による貸借・売買を推進するとともに、各種補助制度の活用等による耕作の再開や担い手への集積を促進し、遊休農地の解消と発生防止を推進した。</p> <p>【実績値積算根拠】 遊休農地の面積(減少指標)</p>	現状値 (H29年度)	137.7ha
	実績値 (R4年度)	224.5ha
	目標値 (R5年度)	93ha

第2項 生物多様性を守る

■ 1 指標進捗状況

指 標	指標に関わる事業	担当課
ヒメギフチョウ産卵数	・ヒメギフチョウ生息域環境整備事業	文化財保護課
<p>食草及びチョウの生息環境を整備するための間伐、下草刈り等を、渋川森林組合等へ委託して実施した。食草の増殖のため、育苗を実施した。人による採取等を防ぐため、保護団体と協力して保護パトロールを実施した。</p> <p>【実績値積算根拠】 ヒメギフチョウ産卵数</p>	現状値 (H29年度)	1,371個
	実績値 (R4年度)	2,196個
	目標値 (R5年度)	2,500個

第3節 快適環境

第1項 歴史と文化をつなぐ

■ 1 指標進捗状況

指 標	指標に関わる事業	担当課
< 指定文化財数 > <ul style="list-style-type: none"> 1 国指定 2 県指定 3 市指定 	・文化財管理事業	文化財保護課
1 上三原田の歌舞伎舞台は国指定重要有形民俗文化財に、舞台装置・操作は国の記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財に選択されている。令和4年度は舞台移築140年記念講演を開催し、8団体が出演し多くの観客が来場し、歌舞伎舞台に触れてもらうことができた。 2 八木沢清水遺跡、長井坂城跡、白井城址等の管理、除草、下郷の大クワ等の保護養生を実施した。津久田の人形舞台の人形芝居伝承、下南室太々神楽養蚕の舞への活動補助を行った。 3 指定文化財の管理については、史跡の除草・清掃や天然記念物樹木の剪定・養生、標識・案内板の修繕等を行った。修繕や無形民俗文化財の補助等を行った。 【実績値積算根拠】 指定文化財数件数	現状値 (H29年度)	13件 40件 127件
	実績値 (R4年度)	13件 40件 128件
	目標値 (R5年度)	13件 41件 133件

指 標	指標に関わる事業	担当課
市民総合文化祭参加者割合	・市民総合文化祭実施事業	生涯学習課
新型コロナウイルス感染症対策を講じて、コロナ禍以前と同様の規模・内容で演技部門及び総合作品展を開催。 参加者数：出演者・出品者1,350人、来場者4,546人 【実績値積算根拠】 人口に占める市民総合文化祭参加者数の割合		現状値 (H29年度)
		10.6%
		実績値 (R4年度)
		8.0%
		目標値 (R5年度)
		12.0%

指 標	指標に関わる事業	担当課
公民館学習参加者数	・公民館学習事業	公民館
社会性を養うこと等を目的とした「高齢者学級」や育児に関する知識の習得、仲間づくり等を目的とした「家庭教育学級」等を開催した。 積算根拠：「高齢者学級」「家庭教育支援学級」「成人学級」「青少年学級」「世代間交流事業」「伊香保世代間交流館事業」「わくわく学び塾」等の参加者数の合計 【実績値算出根拠】 各種事業の参加者数		現状値 (H29年度)
		57,256人
		実績値 (R4年度)
		21,735人
		目標値 (R5年度)
		57,300人

第2項 良好な景観を守る

■ 1 指標進捗状況

指 標	指標に関わる事業	担当課	
緑化苗木配布数（累計）	・緑化推進事業	都市政策課	
<p>例年市内の一般住宅新築や出生に対し交付する記念樹の配布及び緑化苗木の無料配布を行うが、緑化苗木は配布を行うイベント、祭りがコロナの影響で一部中止となった。</p> <p><令和元年度> 苗木配布625本 記念樹配布198本 計823本</p> <p><令和2年度> 苗木配布（コロナにより中止、未配布） 記念樹配布 182本</p> <p><令和3年度> 苗木配布（コロナにより中止、未配布） 記念樹配布 198本</p> <p><令和4年度> 苗木配布 170本 記念樹配布 182本</p> <p>【実績値算出根拠】 緑化苗木の配布数</p>		現状値 (H29年度)	
			24,000本
			実績値 (R4年度)
			26,651本
			目標値 (R5年度)
			36,000本

第4節 循環型社会

第1項 資源を有効に活用する

■ 1 廃棄物

(1) 一般廃棄物

① 一般廃棄物排出量

令和4年度の一般廃棄物排出量は、表3-62のとおりです。家庭系可燃ごみ排出量は前年度からほぼ横ばいで、市民一人一日あたりの平均排出量は606gでした。

また、家庭系不燃ごみ排出量の市民一人一日あたりの平均排出量は48gでした。家庭系と事業系を合わせた総排出量は、前年度比0.8%減少しました。

なお、家庭系と事業系の排出量の内訳は、表3-63及び図3-24のとおりです。

表3-62 年度別一般廃棄物排出量

区分		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	
可燃物	家庭系排出量 (t)	17,183	17,126	17,244	16,579	16,414	
	1人当たり (g/日)	603	607	621	605	606	
	1世帯当たり (g/日)	1,462	1,447	1,455	1,395	1,377	
	事業系排出量 (t)	9,618	9,552	8,714	8,957	9,030	
不燃物	家庭系排出量 (t)	1,340	1,436	1,601	1,418	1,294	
	1人当たり (g/日)	47	51	58	52	48	
	1世帯当たり (g/日)	114	121	135	119	109	
	事業系排出量 (t)	234	208	188	170	176	
リサイクルごみ	ペットボトル	排出量 (t)	164	151	148	147	150
		1人当たり (g/日)	6	5	5	5	6
		1世帯当たり (g/日)	14	13	12	12	13
	ガラスビン	排出量 (t)	341	321	315	300	299
		1人当たり (g/日)	12	11	11	11	11
		1世帯当たり (g/日)	29	27	27	25	25
	排出量計 (t)	505	472	463	447	449	
計	家庭系排出量 (t)	19,028	19,034	19,308	18,444	18,157	
	1人当たり (g/日)	668	675	696	673	671	
	1世帯当たり (g/日)	1,619	1,608	1,630	1,552	1,523	
	事業系排出量 (t)	9,852	9,760	8,902	9,127	9,206	
	排出量合計 (t)	28,880	28,794	28,210	27,571	27,363	
世帯数 (世帯)	32,208	32,347	32,459	32,560	32,661		
人口 (人)	78,085	77,046	76,036	75,089	74,158		

注1) 世帯数、人口については、各年度の10月1日現在の数値。

注2) 1日当たりの排出量は365日で計算。ただし、うるう日を含む年度は366日で計算。

表3-63 令和4年度家庭系・事業系排出量内訳

区分	可燃物	不燃物	リサイクルごみ	合計	構成比(%)
家庭系ごみ(t)	16,414	1,294	449	18,157	66.4
事業系ごみ(t)	9,030	176	—	9,206	33.6
合計	25,444	1,470	449	27,363	
構成比(%)	93.0	5.4	1.6		100.0

図3-23 家庭系排出物の内訳
(R4年度実績)

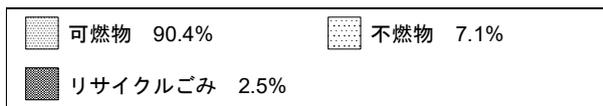
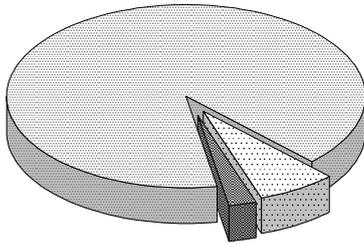
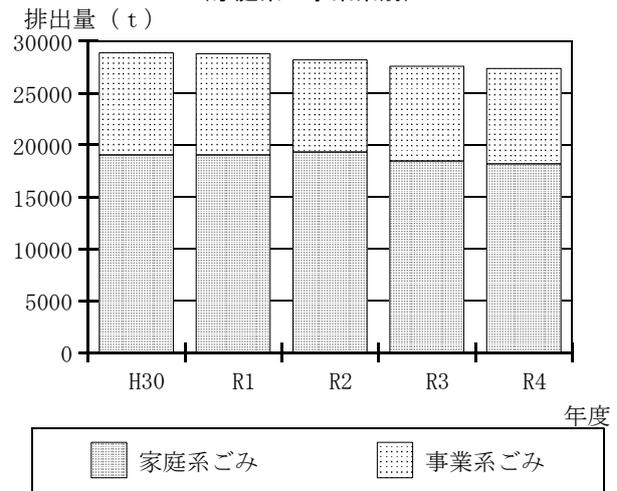


図3-24 一般廃棄物排出量の推移
(家庭系・事業系別)



② 資源ごみの集団回収

資源の有効利用とごみ減量化を図るため、各地区で資源ごみの集団回収を実施しています。令和4年度は136団体が取り組み(図3-26)、その回収量は前年度と比較して約3%減少しました。回収量の内訳と推移は、表3-64及び図3-25のとおりです。

なお、回収量1,898 tは、家庭系ごみ排出量の約9.5%に当たります。

表3-64 資源ごみ回収量の推移

(単位: kg)

品目	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
古紙類	1,221,570	1,050,080	808,240	901,030	853,450
ダンボール	634,091	570,360	521,590	587,000	598,760
雑誌類	373,774	326,160	315,450	318,380	296,080
紙パック	4,300	4,120	2,460	1,930	2,050
ビン類	35,484	30,770	14,642	12,741	11,694
金属類	174,705	123,920	128,670	128,670	125,790
布類	20,946	16,650	7,260	9,280	10,570
合計	2,464,870	2,122,060	1,798,312	1,959,031	1,898,394
前年比(%)	93.2	86.1	84.7	108.9	96.9
実施団体数	145	140	133	137	136

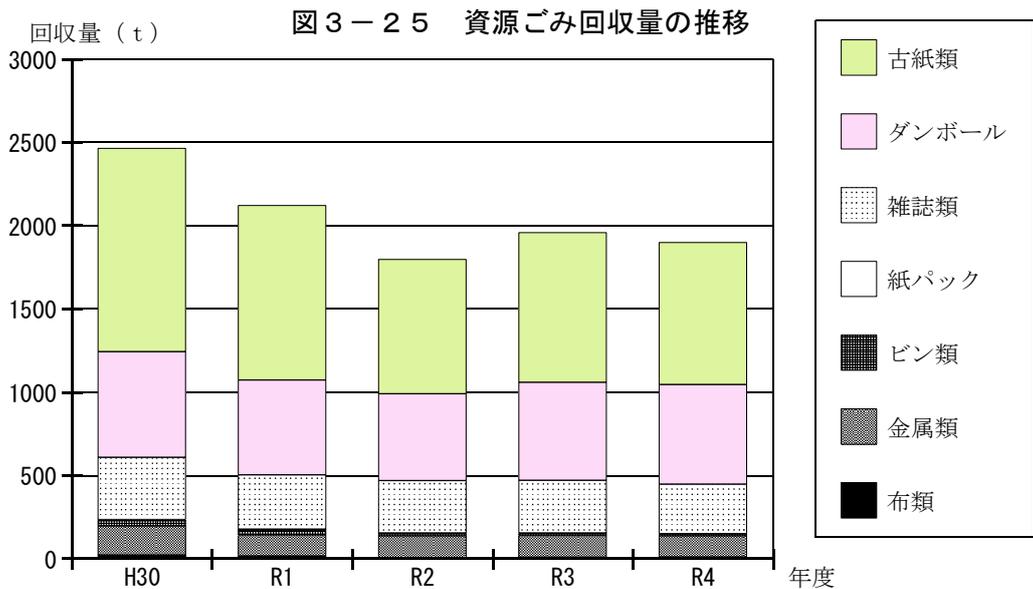
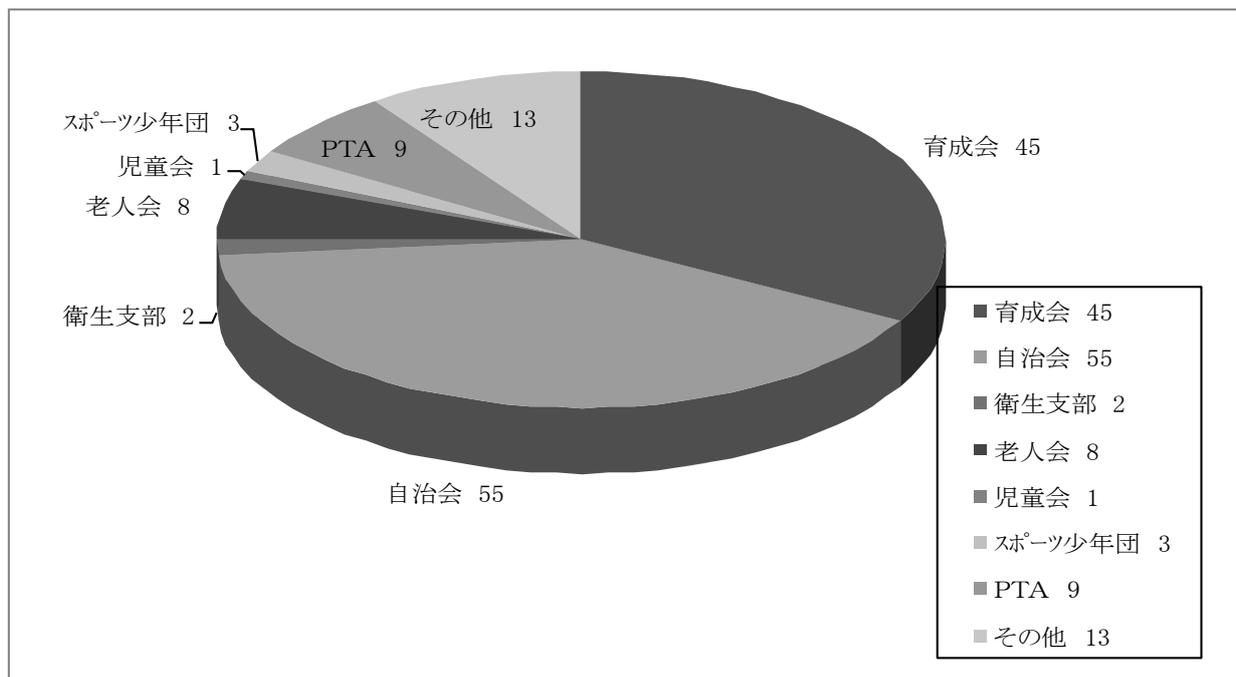


図 3-26 資源ごみ回収団体数と内訳



③ 廃蛍光管の回収

家庭から排出される廃蛍光管について、市内16か所で拠点回収を行っています。平成22年10月から平成24年3月までの試行回収期間を経て、平成24年度から本格実施を開始しました。

回収した廃蛍光管は、処理委託業者により水銀、金属とガラス等に選別後、リサイクルされています。

回収量の推移は、表 3-65 のとおりです。

表 3-65 廃蛍光管回収量の推移

蛍光管種別	H30年度 本数(本)	R1年度 本数(本)	R2年度 本数(本)	R3年度 本数(本)	R4年度 本数(本)
直管型	5,300	5,128	7,773	6,891	6,103
環型	3,038	3,195	4,396	3,264	2,670
電球	320	330	603	130	185
本数合計	8,658	8,653	12,772	10,285	8,958

④ 廃食用油の回収

家庭から排出される使用済天ぷら油について、市内17か所で拠点回収を行っています。

回収した廃食用油は、リサイクル業者へ売却しており、バイオマス発電の燃料及びバイオディーゼル燃料(BDF)に精製されています。

回収量の推移は、表3-66のとおりです。

表 3-66 廃食用油回収量の推移

	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
回収量	7,721kg	8,100kg	7,177kg	6,868kg	5,880kg
売却金額	46,326円	49,452円	44,209円	42,306円	36,220円

⑤ 小型家電製品の回収

家庭から排出される使用済小型家電製品について、市内6か所で拠点回収を行っています。平成26年1月から同年3月までの試行回収期間を経て、平成26年度から本格実施を開始しました。

回収した小型家電製品は、小型家電リサイクル法に基づく認定事業者へ引渡し、選別及び破碎処理され、再資源化を図っています。

また、拠点回収に加えて、パソコン等情報機器の安全なリサイクルを推進するため、令和3年度から、宅配便を利用した小型家電製品の自宅回収を開始しています。

回収量の推移は、表3-67のとおりです。

表 3-67 小型家電製品回収量の推移

(単位：回収数)

対象品目	R3年度	R3年度	R4年度	R4年度
	拠点回収	宅配便回収	拠点回収	宅配便回収
携帯電話端末、PHS端末	243	37	168	51

表 3-67 小型家電回収量の推移（続き）

（単位：回収数）

パーソナルコンピュータ関係	180	210	184	225
電話機、ファクシミリ	84	728	91	657
映像用・音響機械器具 （デジタルカメラ、ビデオカメラ等）	348		375	
事務用電気機械器具 （電子書籍端末、電卓等）	64		71	
電動工具・園芸用電気機械器具 （電動ドリル、芝刈り機等）	44		62	
台所用電気機械器具 （炊飯器、電子レンジ等）	485		302	
空調用電気機械器具 （扇風機、除湿機、空気清浄機等）	357		360	
衣料用又は衛生用の電気機械器具 （電気アイロン、電気掃除機等）	201		162	
保温用電気機械器具 （電気こたつ、電気ストーブ等）	620		478	
理容用電気機械器具 （ヘアドライヤー、電気かみそり等）	309		286	
運動・健康電気機械器具 （マッサージ器等）	135		137	
電気照明器具 （照明器具、懐中電灯等）	179		141	
上記以外の電気機械器具 （時計、電子楽器、ゲーム機等）	387		310	
ACアダプタ、ケーブル、プラグ・ジャック、充電器 など	673		743	
合 計	4,309		975	

⑥ 動物の死体収容

死亡動物の取り扱いについては、「動物の愛護及び管理に関する法律」第36条第1項及び第2項の規定による業務に関し、平成15年4月1日から「群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例」による権限移譲事務として行っており、「事務処理特例交付金」が交付されています。

収容頭数の推移及び事務処理特例交付金額は、表3-68及び表3-69のとおりです。

表 3 - 6 8 動物の死体収容頭数の推移

		年度		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
		動物名						
公共の場 での犬猫 等の収容 頭数	交付金 の対象	犬		8	6	9	2	1
		猫		338	414	406	220	236
		項目合計		346	420	415	222	237
	その他	鳩		8	4	0	1	0
		鶏		0	0	0	0	0
		豚		0	0	1	0	0
		項目合計		8	4	1	1	0
(参考) 上記以外の 犬猫引取数	犬		0	0	0	0	0	
	猫		0	0	0	0	0	
	項目合計		0	0	0	0	0	
野生動物の 収容頭数	タヌキ		116	130	111	57	69	
	ハクビシン		38	20	25	22	20	
	キツネ		10	19	21	7	10	
	ウサギ		6	2	6	0	1	
	リス		0	0	0	1	1	
	カラス		11	9	10	3	7	
	イノシシ		5	3	1	0	0	
	アナグマ		1	2	3	1	5	
	イタチ		4	9	7	5	5	
	スズメ		0	0	1	1	1	
	テン		1	5	1	0	5	
	モモンガ		0	0	0	0	0	
	ニワトリ		0	0	0	0	0	
	カモ		2	1	1	3	5	
	シカ		8	1	3	5	6	
	ハト		0	0	4	5	2	
	ムクドリ		0	0	1	0	1	
	キジ		3	1	0	0	1	
	ヤマドリ		1	1	0	1	1	
	その他		4	5	4	4	3	
	項目合計		210	208	199	115	143	
合 計			564	632	615	338	380	

表 3 - 6 9 動物の死体収容に係る事務処理特例交付金の推移

事務処理特例交付金						
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
件数割単価		1,967円	1,973円	1,987円	2,001円	1,989円
件 数		264件	296件	335件	364件	393件
交付金額	均等割	13,293円	13,319円	13,478円	13,532円	13,484円
	件数割	519,878円	583,416円	665,645円	729,765円	783,069円
	増額調整額		536円			
	合 計	533,171円	597,271円	679,123円	743,297円	796,553円

※ 算定に用いる件数：前々年度から過去3年度の市町村処理件数を平均した数値（群馬県事務処理特例交付金交付要綱第5条）

⑦ ごみ減量化容器等購入費補助制度

一般家庭から排出される生ごみの減量化及び枝葉の減量化を図るため、生ごみ堆肥化処理容器等並びに自家用処理用枝葉破砕機を購入した市民に補助金を交付しています。

各年度の補助実績は、表 3 - 7 0 のとおりです。

表 3 - 7 0 生ごみ堆肥化処理容器等・枝葉破砕機補助実績一覧

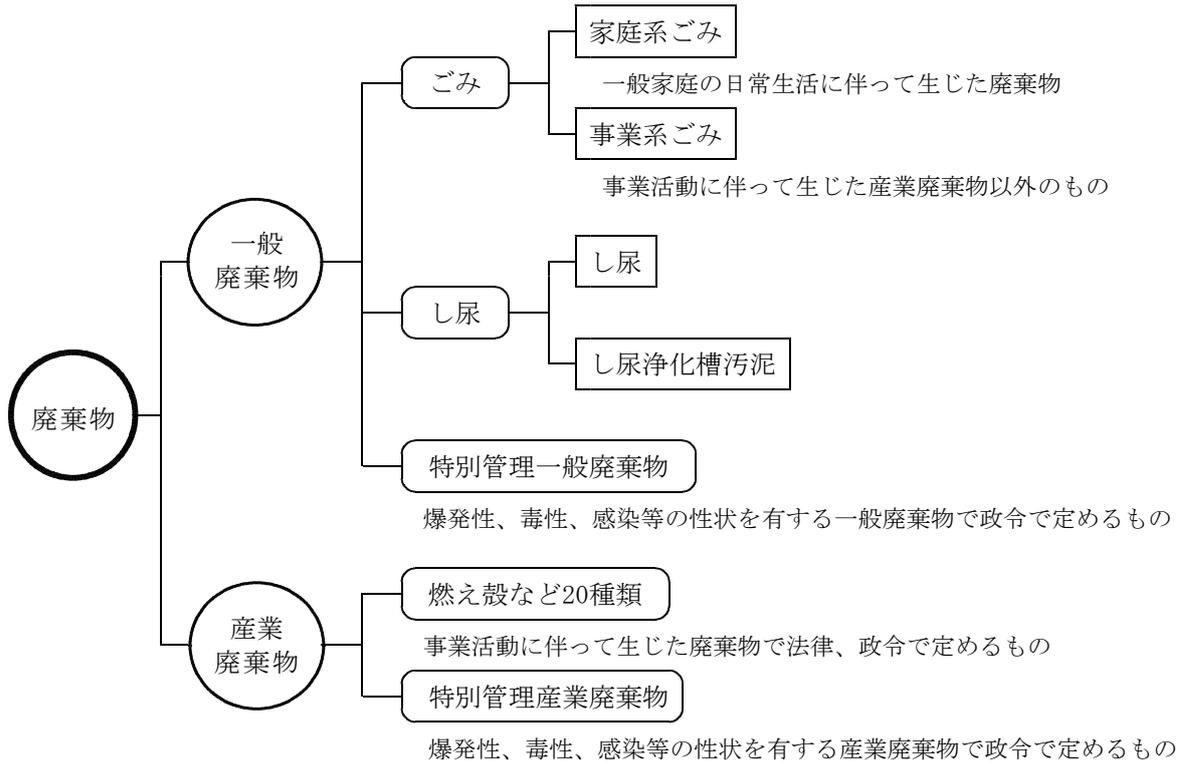
補助単価と上限額						
生ごみ堆肥化処理容器（コンポスト）		購入価格の1/2（限度額 3,000円）				
微生物による処理容器（EM菌方式）		購入価格の1/2（限度額 2,000円）				
電動式生ごみ処理機		購入価格の1/2（限度額 30,000円） ※ 購入日が平成28年4月1日以前は20,000円を限度				
枝葉破砕機		購入価格の1/2（限度額 10,000円） ※ 購入日が平成28年4月1日以前は20,000円を限度				
交付実績						
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
生ごみ堆肥化処理容器		17件	26件	18件	35件	33件
微生物による処理容器		0件	0件	0件	1件	1件
電動式生ごみ処理機		9件	10件	22件	20件	23件
枝葉破砕機		21件	22件	36件	28件	23件

Study 廃棄物とは・・・

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状または液状のもの」と定義しています。廃棄物には、家庭や事業所から発生するごみやし尿などの一般廃棄物と、工場などの事業活動に伴って発生する燃え殻、廃油、汚泥等の産業廃棄物があります。

一般廃棄物については市町村が、産業廃棄物については排出者が自らの責任で、処理することになっています。

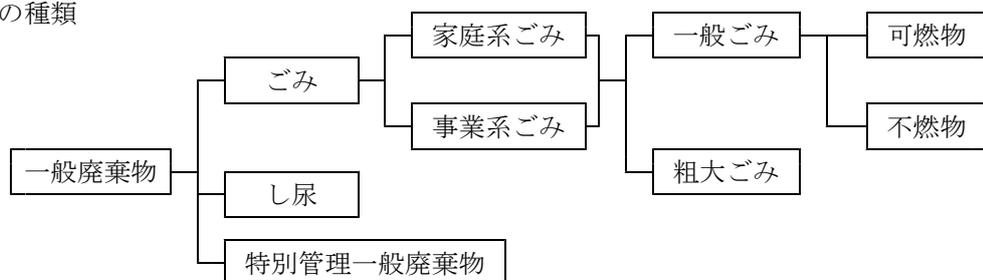
■ 廃棄物の分類



Study 一般廃棄物とは・・・

産業廃棄物（20品目）以外の廃棄物のことで、家庭から排出される廃棄物と事業活動に伴って排出される廃棄物のことです。

■ 一般廃棄物の種類



(2) 産業廃棄物

① 処分場の状況

本市における年度別の申請件数及び許可件数の状況は、表3-71のとおりです。また、産業廃棄物処理施設の設置状況は、表3-72のとおりです。

処理施設の設置は都道府県知事による許可制であり、市では、設置協議者から提出された設置協議書及び許可申請書に対して、群馬県廃棄物処理施設の事前協議等に関する規程に基づき、生活環境保全上の見地から群馬県へ意見書を提出します。また、処理施設設置後においても、群馬県と連携しながら監視及び指導を行っています。

表3-71 年度別産業廃棄物処理施設申請件数及び許可件数

旧 渋川 市	年度	S53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63
	申請件数	3	10	8	5	5	4	2	2	0	2	4
	許可件数	0	3	3	3	2	2	0	1	0	2	1

旧 渋川 市	年度	H元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	合計
	申請件数	3	3	4	3	2	4	1	3	4	1	2	0	0	2	2	2	6	87
	許可件数	1	3	2	2	0	0	0	1	1	1	1	3	1	0	2	0	2	37

渋川 市	年度	H18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R元	2	3	4
	申請件数	5	8	2	5	10	4	0	1	0	1	0	2	0	1	5	1	1
	許可件数	4	3	3	4	10	3	2	2	0	2	1	2	0	1	4	1	2

注1) 許可年度と申請年度とは、必ずしも一致しない。

注2) 許可件数には、変更許可(増設等)も含まれる。

Study 産業廃棄物とは・・・

事業活動から生じる廃棄物であって、量的質的に環境汚染の原因となる可能性のあるものを産業廃棄物といい、法律及び政令で以下の20品目が指定されています。

■産業廃棄物の種類

法律 ①燃え殻 ②汚泥* ③廃油* ④廃酸* ⑤廃アルカリ* ⑥廃プラスチック★

政令 ⑦紙くず ⑧木くず ⑨繊維くず ⑩動植物性残さ ⑪動物系固形不要物 ⑫ゴムくず★

⑬金属くず★ ⑭ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず★ ⑮鉱さい

⑯がれき類★ ⑰家畜ふん尿 ⑱家畜の死体 ⑲ばいじん

⑳上記に掲げる廃棄物を処分するために処理したもので、これらに該当しないもの*

*印は、有害であるかどうかの判定が必要

★印は、安定型最終処分場で処理できる安定5品目

Study 最終処分場の種類

廃棄物最終処分方法には、廃棄物の種類に応じて、遮断型、管理型、安定型の3つの方法があります。

有害物質を含む廃棄物は特に有害なものを除いて管理型最終処分場で処理できますが、埋立地全面に遮水シートなどを張らなければならない、浸出液を処理する設備も必要です。

また、重金属や有害な化学物質などが基準を超えて含まれる有害な廃棄物を処理するためには、埋立地がコンクリート等により完全に遮断され、雨水等の浸入に備えて屋根を設けた遮断型最終処分場であればなりません。

一方、長期間の埋設や雨水等の浸入によっても腐食や有害化するおそれがなく、周辺の環境を汚染する危険性のないものは、遮水や浸出液処理施設の必要がない安定型最終処分場で処理できます。具体的には、上記  Study に記載のある⑥廃プラスチック、⑫ゴムくず、⑬金属くず、⑭ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、⑯がれき類のいわゆる安定5品目です。

表3-72 産業廃棄物処理施設設置状況

	No.	業者名	事業期間	処理施設 設置地区名	処理施設 の種類	備考
業務 継続中 又は 許可 期間 継続中	1	大同特殊鋼(株)	S57.10 ~ 継続中	金井	管理型	自己処理
	2	北進重機(株)	H13.1 ~ 継続中	金井、川島	中間処理	破碎
	3	星野興業(株)	H13.3 ~ 継続中	祖母島	中間処理	破碎
	4	丸政商事(株)	H17.5 ~ 継続中	金井	中間処理	溶融固化 他
	5	サントリープロダクツ(株)	H18.2 ~ 継続中	半田	中間処理	汚泥の脱水・乾燥 自己処理
	6	旭石材工業(株)	H15.8 ~ 継続中	村上	中間処理	破碎
	7	(株)明輪	H2.4 ~ 継続中	赤城町持柏木	中間処理	破碎 他
	8	(有)和幸	H12.9 ~ 継続中	赤城町栄	中間処理	肥料化
	9	(有)横野堆肥センター	H17.10 ~ 継続中	赤城町南赤城山	中間処理	肥料化
	10	(有)柳澤商店	H20.2 ~ 継続中	渋川(東町)	中間処理	切断
	11	小幡解体興業(株)	H20.3 ~ 継続中 (H20.7 ~ H26.10)	半田 (木くず施設のみ廃止)	中間処理	破碎
	12	吾妻木質燃料(株)	H25.11 ~ 継続中	祖母島	中間処理	破碎
	13	(株)エコ計画	H24.6 ~ 継続中	祖母島	安定型	
	14	渋川アスコン(株)	R2.10 ~ 継続中	半田	中間処理	破碎
	15	(株)エコ計画	R3.6 ~ 継続中	祖母島	中間処理	破碎
	16	(株)ピース	R3.8 ~ 継続中	上白井	中間処理	破碎
許可 期間 満了 又は 受入 終了	1	小林製工運送(株)	S48.12 ~ S57.5	金井	旧管理型	
	2	(有)藤多建材	S51.2 ~ S56.3	半田	旧管理型	
	3	関東電化工業(株)	S52.2 ~ H14.11	渋川(大崎)	中間処理	油水分離
	4	小山建設工業(株)	S54.4 ~ H21.3	行幸田	安定型	自己処理
	5	高橋美喜男	S55.9 ~ S57.12	半田	安定型	
	6	原沢興業(株)	S56.6 ~ S59.10	字上平	安定型	
	7	(株)井上興業	S56.7 ~ S58.5	祖母島	安定型	
	8	斉藤軽石(株)	S56.8 ~ H2.3	川島	安定型	
	9	(株)大久保組	S57.2 ~ S62.4	祖母島	安定型	自己処理
	10	(株)井上興業	S57.9 ~ S62.12	金井	管理型	
	11	高橋美喜男	S58.1 ~ S58.7	半田	安定型	
	12	高橋美喜男	S58.8 ~ H2.5	半田	安定型	
	13	高橋美喜男	S59.7 ~ S60.10	半田	安定型	
	14	(有)高橋興産	S61.5 ~ S62.10	半田	安定型	
	15	(有)高橋興産	S63.2 ~ H1.6	半田	安定型	
	16	飛鳥・日本工営佐田建設 協同企業体	S63.3 ~ H2.9	南牧	安定型	自己処理
	17	(有)高橋興産	H2.1 ~ H3.12	半田	安定型	
	18	(株)エコ計画	H3.10 ~ 埋立終了	祖母島	安定型	
	19	関東電化工業(株)	H3.11 ~ H14.11	渋川(大崎)	中間処理	焼却
	20	(有)高橋興産	H3.12 ~ H6.10	半田	安定型	
	21	蚕糸販売農協豊巻社	H4.3 ~ H11.4	行幸田	中間処理	焼却
	22	渋川興業(株)	H4.12 ~ 受入終了	渋川(御蔭)	安定型	

許可期間満了又は受入終了	No.	業者名	事業期間	処理施設設置地区名	処理施設の種類	備考
	23	(株)エコ計画	H5.1 ~ 埋立終了	祖母島	安定型	
	24	町田産業(株)	H8.7 ~ H23.7	金井	中間処理	破碎
	25	渋川興業(株)	H10.2 ~ 受入終了	渋川(御蔭)	安定型	
	26	(有)サングリーン	H10.7 ~ H24.3	行幸田	中間処理	肥料化
	27	(株)永井組	H13.3 ~ H21.11	字中子	中間処理	破碎
	28	加藤土建(株)	H16.4 ~ H18.6	半田	中間処理	破碎
	29	渋川興業(株)	H16.9 ~ 受入終了	渋川(御蔭)	安定型	
	30	新町砂利(株)	S59.5 ~ H19.3	小野子	中間処理	破碎
	31	(株)佐藤建設工業	H13.8 ~ H28.8	小野子	中間処理	破碎
	32	(株)コモチ	H5.8 ~ H25.2	白井	中間処理	焼却
	33	井上工業(株)	H15.5 ~ H20.12	白井	中間処理	破碎
	34	下田解体興業(有)	H6.12 ~ H29.8	赤城町持柏木	中間処理	焼却・破碎
	35	関越興業(有)	H8.7 ~ H21.1	金井	中間処理	選別・破碎
	36	北進重機(株)	H19.7 ~ H21.7	川島	積替・保管	
	37	西尾工業(株)	H20.1 ~ H20.5	半田	中間処理	破碎
	38	(株)ジー・ピー・ワン	H19.8 ~ H27.10	上白井	中間処理	破碎
	39	(株)エコ計画	H14.1 ~ 埋立終了	祖母島	安定型	
	40	(株)協同ファシリティ	H27.10 ~ H29.11	上白井	中間処理	破碎
	41	武蔵野環境保全事業協同組合	H3.9 ~ R2.10	祖母島	中間処理	肥料化
42	(株)NIPPO	H18.2 ~ R2.12	半田	中間処理	破碎	
43	西武建材(株)	H19.4 ~ R3.3	小野子	中間処理	破碎	

② 廃棄物等の溶出試験

市内には管理型最終処分場が1か所設置されていましたが、平成24年2月に埋立て満了となったことから新たな処分場の建設が進められ、平成26年12月に竣工しました。

廃棄物の適正処理を監視するため、金属等を含む産業廃棄物の埋立処分に係る判定基準を定める省令に基づき、渋川地区広域圏清掃センターの燃え殻と集じん灰延べ4試料を調査しましたが、調査結果は基準の範囲内でした。

Study 溶出試験

溶出試験とは、廃棄物焼却灰や土壌などからどのような有害物質がどの程度溶け出してくるのかを調べるための試験のことをいいます。

試験方法は、まず、廃棄物とpH調整した水とを重量体積比10%の割合で混合した混合液500ml以上を、連続6時間振とうします。その後、遠心分離と濾過によって分離された濾液を、試験溶液として重金属等の測定に用います。揮発性物質の試験の場合は、密封ガラス容器に採取し、500mlのねじ口三角フラスコに攪拌子を入れ、10%の割合で水と廃棄物を入れます。マグネチックスターラーで連続4時間攪拌して上澄みを濾過し、検液とします。

■ 2 指標進捗状況

指 標	指標に関わる事業	担当課
家庭系ごみの1人1日 当たりの排出量	・ じん芥処理事業	環境森林課
<p>広報しぶかわ令和5年3月1日号に、ごみの分別とリサイクルの取り組みについての記事を掲載し、ごみ減量について啓発を行った。 また、ごみ収集カレンダーなどに「ごみ分別辞典」の活用について掲載し、適正な分別区分の周知を図った。</p> <p>【実績値積算根拠】 1日あたりの家庭系ごみの排出の総量/人口(減少指標) (リサイクルごみ、資源ごみの排出量は除く)</p>		現状値 (H29年度)
		639g
		実績値 (R4年度)
		654g
		目標値 (R5年度)
600g		

指 標	指標に関わる事業	担当課
ペットボトルの収集量	・ 容器包装分別収集事業	環境森林課
<p>市内の集積所において月2回、ペットボトル・ガラス容器(3種)の収集運搬を行った。</p> <p>【実績値積算根拠】 年間ペットボトルの収集量</p>		現状値 (H29年度)
		169t
		実績値 (R4年度)
		150t
		目標値 (R5年度)
170t		

指 標	指標に関わる事業	担当課
資源ごみ回収量	・資源ごみ回収事業	環境森林課
<p>資源再生の推進とごみ減量化を図るため、資源ごみ回収団体へ報奨金を交付した。</p> <p>令和4年度においては、資源ごみ回収量は1,898,394kg（報奨金15,438,732円）、そのうち優良回収報奨金としての回収量は48,677kg（報奨金97,354円）であった。</p> <p>【実績値積算根拠】 年間の資源ごみの回収量</p>	現状値 (H29年度)	2,643t
	実績値 (R4年度)	1,898t
	目標値 (R5年度)	2,700t

指 標	指標に関わる事業	担当課
小型家電回収量	・家電リサイクル事業	環境森林課
<p>小型家電の拠点回収を行い、金属類のリサイクルを図った。</p> <p>なお、市況の変動により逆有償取引が見込まれること及びパソコン等情報機器の安全なリサイクルを推進するため、令和3年度から拠点回収の見直しを行ったほか、認定事業者による宅配便回収を導入した。</p> <p>【実績値積算根拠】 年間の小型家電の回収量</p>	現状値 (H29年度)	26,810kg
	実績値 (R4年度)	3,645kg
	目標値 (R5年度)	35,000kg

指 標	指標に関わる事業	担当課
特定空家等解決件数率	・空家等対策推進事業	市民協働推進課
<p>空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として平成28年に「渋川市空家等対策計画」を策定し、渋川市空家等対策協議会や渋川市空家等対策庁内検討委員会の開催、空き家バンク、空き家相談等を実施。</p> <p>【実績値積算根拠】 特定空家、特定空家になるとと思われる空家に対する解決件数の割合</p>		現状値 (H29年度)
		36%
		実績値 (R4年度)
		57.8%
		目標値 (R5年度)
		40%

指 標	指標に関わる事業	担当課
空家活用件数	・空家活用支援事業	建築住宅課
<p>空家の利活用を促進し、良好な市街地の形成と定住の促進を図るため、空家のリフォームを行う者に対し補助金を交付する。令和4年度は8件に補助金を交付した。</p> <p>【実績値積算根拠】 空家活用支援事業補助金申請件数の累計 令和元年度 7件 令和2年度 5件 令和3年度 11件 令和4年度 8件</p>		現状値 (H29年度)
		3件
		実績値 (R4年度)
		31件
		目標値 (R5年度)
		15件

第5節 地球環境

第1項 地球温暖化防止活動を推進する

■ 1 渋川市地球温暖化対策実行計画

市では、平成19年度に「渋川市地球温暖化対策実行計画」を策定し、一事業者・一消費者として地球温暖化対策の取組を推進してきました。

平成30年度には、「渋川市地球温暖化対策実行計画2018-2022」を策定し、地球温暖化対策の取り組みを引き続き推進しています。

(1) 渋川市地球温暖化対策実行計画の概要

計画の対象期間

平成30(2018)年度から令和4(2022)年度までの5年間

計画の対象事務・事業の範囲

次の事務・事業を除く、市が所有する施設におけるすべての事務・事業

- ・市の委託により他者が行う事務・事業
- ・一部事務組合等の事務・事業
- ・地方公社等の事務・事業
- ・庁内に民間事業者等の対象外の機関がある場合における当該事務・事業

計画の対象とする温室効果ガス

京都議定書で削減対象となった6種類の温室効果ガスのうち、①二酸化炭素、②メタン、③一酸化二窒素、④ハイドロフルオロカーボンの4種類（パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素は本市の事務・事業の範囲に起因しないため対象から除外）。

目標

平成30(2018)年度から毎年度行動を重ね、令和4(2022)年度の一年間に排出する温室効果ガスの総量を、基準年である平成28(2016)年度の実績に比べ事業系部門を除いて5%削減

取組内容

- 温室効果ガス削減に直接的に関連する項目
 - ①エネルギー使用量の削減
 - ・空調の適正利用
 - ・照明の節電
 - ・OA機器の適正使用
 - ・施設・事業管理等の取組
 - ・家電製品の適正管理
 - ②公用車の適正な管理及び低公害車の導入
 - ・公用車の適正使用及び運転
 - ・徒歩・自転車等の利用
 - ・低公害車の導入
- 温室効果ガス削減に間接的に関連する項目
 - ①資源の有効利用
 - ・用紙類の削減
 - ・グリーン購入の適正な運用
 - ・節水の推進
 - ②廃棄物の削減
 - ・ごみの減量・資源化の推進
 - ・リユースの促進
 - ・ごみの適正処理
 - ・廃棄物排出量の削減

実施等

①実施体制

- ・全庁的な取組（庁内調整会議（環境推進会議）による検討）
- ・実施結果の公表

②点検

- ・温室効果ガス排出量調査による点検

(2) 地球温暖化対策実行計画の推進

市民の環境に対する意識高揚を図り、地域全体の温暖化防止対策を促進するため、市役所が率先して地球温暖化対策に取り組みます。実施部署については、地球温暖化対策実行計画で対象とする全組織・施設です。

取組結果（令和4年4月～令和5年3月）

■取組の達成率・・・82%

- ①エネルギー使用量の削減（81%）
- ②公用車の適正な管理（85%）
- ③資源の有効利用（81%）
- ④廃棄物の削減（79%）

達成率とは、各種取組の項目について各部署の推進員が8段階評価で採点した評価結果を数値化したもの

採点6・・・完璧に取り組んでいる	▶100%	採点2・・・若干取り組んでいる	▶30%
採点5・・・徹底的に取り組んでいる	▶90%	採点1・・・殆ど取り組んでいない	▶10%
採点4・・・積極的に取り組んでいる	▶70%	採点0・・・全く取り組んでいない	▶0%
採点3・・・半分程度取り組んでいる	▶50%	採点-・・・取組が該当しない	

(3) 温室効果ガス排出量

令和4年度の一年間に渋川市の事務・事業に伴い排出された温室効果ガス排出量は、表3-73のとおりです。

令和4年度の温室効果ガス排出量は、基準年度比39.5%の削減でした。これは、「佐久発電所由来非FIT非化石証書付き電力」を令和4年9月より市有施設65か所への調達を開始し、使用電力の実質CO₂フリー化の取組を行ったことや、次世代自動車の活用及び新型コロナウイルス感染症対策で普及したオンライン会議・研修に伴う公用車の使用頻度の減少等により削減したと考えられます。このほか、計画期間内における市有施設の民営化及び廃止による活動量の減少も、温室効果ガス排出量の削減に寄与したと考えられます。

表3-73 温室効果ガス排出量

(単位：t-CO₂)

年 度	平成28年度 (基準年)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (目標年度)
電 気	14,563	12,434	11,355	10,515	10,494	9,043
ガ ス	819	788	733	696	692	635
ガソリン・ 軽油等	3,581	3,290	2,192	1,872	1,458	1,563
自動車の 走行距離	13	13	12	11	10	10
カーエアコン	5	5	5	5	5	4
下水処理	861	824	849	803	744	746
合 計	19,843	17,354	15,147	13,901	13,395	12,001
対基準年	—	▲12.5	▲23.7	▲29.9	▲32.5	▲39.5

※温室効果ガス排出量は、調整後排出係数により算定

■ 2 EV急速充電器インフラ整備

群馬県次世代自動車充電インフラ整備ビジョンに基づき、平成26年度に道の駅おのこ及び道の駅こもちに電気自動車急速充電器（EVQC）を設置しました。EVQCを設置することにより、電気自動車の普及を図るとともに、環境に優しい地域づくりを図ります。

なお、利用実績は、表3-74のとおりです。

表3-74 電気自動車急速充電器利用実績

年 度	道の駅おのこ			道の駅こもち		
	件 数	利用時間	電力量(kwh)	件 数	利用時間	電力量(kwh)
H27	454	176:14:40	3,501.31	1,000	420:23:10	7,453.50
H28	563	237:02:10	4,898.27	1,217	509:18:05	9,502.00
H29	774	304:59:35	6,138.05	1,721	642:42:25	12,640.81
H30	997	409:49:15	8,655.99	2,186	845:52:05	17,477.02
R1	1,262	542:12:15	11,986.45	2,288	945:02:15	19,847.95
R2	1,013	452:33:25	10,892.70	1,750	725:05:10	15,452.47
R3	995	455:52:45	10,539.15	1,653	676:38:20	13,641.40
R4	988	417:11:05	9,436.70	1,565	632:01:50	13,393.50

■ 3 指標進捗状況

指 標	指標に関わる事業	担当課
電気自動車用急速充電器 利用回数	・電気自動車用急速充電器維持管理事業	環境森林課
<p>電気自動車用急速充電器の利用回数は計画開始会計年度終了時点で目標値を達成した。以降継続して利用可能なように回線改修工事等維持管理を行った。</p> <p>内訳：道の駅こもち 1,565件 道の駅おのこ 988件</p> <p>【実績値積算根拠】 市内2か所（道の駅こもち、道の駅おのこ）に設置した電気自動車用急速充電器の利用回数</p>		現状値 (H29年度)
		2,495回
		実績値 (R4年度)
		2,553回
		目標値 (R5年度)
3,100回		

指 標	指標に関わる事業	担当課
防災資機材整備補助団体数	・自主防災組織育成事業	危機管理室
<p>各自治会への資機材整備補助事業15件の援助。</p> <p>【実績値積算根拠】 防災資機材の整備補助をする団体数</p>		現状値 (H29年度)
		8団体
		実績値 (R4年度)
		15団体
		目標値 (R5年度)
16団体		

指 標	指標に関わる事業	担当課
自主防災組織の防災訓練、防災講話等への職員派遣済団体数	・ 自主防災組織育成事業	危機管理室
自治体及び官公庁の防災訓練及び各団体への出前講座の実施 【実績値積算根拠】 自主防災組織の防災訓練、防災講話等への職員派遣済み団体数		現状値 (H29年度)
		68団体
		実績値 (R4年度)
		50団体
		目標値 (R5年度)
		108団体

指 標	指標に関わる事業	担当課
クールシェアスポット数	・ ぐんまクールシェア	環境森林課
群馬県が取り組む「ぐんまクールシェア」に公共施設及び商業施設を登録する事業。 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、「ぐんまクールシェア」については、実施の呼びかけを行わず、また、クールシェアスポットの登録についても募集しないこととした。 【実績値積算根拠】 渋川市内のぐんまクールシェア登録施設数		現状値 (H29年度)
		14か所
		実績値 (R4年度)
		0か所
		目標値 (R5年度)
		30か所

指 標	指標に関わる事業	担当課
温室効果ガス排出量削減数値 (市役所)	・環境学習等推進事業 (地球温暖化対策実行計画推進事業)	環境森林課
<p>地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、市の事務・事業に起因する温室効果ガスの排出抑制等を推進するため、温暖化防止の実効計画を策定し、率先して計画の推進を図る。</p> <p>令和4年度は12,006,190kg-CO2の削減（基準年より39.5%の削減）を達成した。</p> <p>施設の廃止や民営化、新型コロナウイルス感染症の影響による施設の閉鎖や時間短縮、オンライン会議等により活動量が減少したことに加え、令和4年9月から市内65施設について佐久発電所由来の非FIT非化石証書付電力を導入したことにより調整後排出係数から算定される排出量は減少した。</p> <p>【実績値積算根拠】 温室効果ガス排出量の削減数値（減少指標）</p>		現状値 (H29年度)
		17,237,034 kg-CO2
		実績値 (R4年度)
		12,006,190 kg-CO2
		目標値 (R5年度)
		16,549,429 kg-CO2

第2項 エネルギーを有効に活用する

■ 1 住宅用太陽光発電システムへの補助金交付

地球環境に負荷の少ないクリーンエネルギーの普及促進を目的として、平成21年度から住宅用太陽光発電システムを設置した市民に補助金を交付してきました。平成29年度から発生電力の自家消費を目的として定置用リチウムイオン蓄電池システムの補助も行いました。

令和元年度から住宅用スマートエネルギー機器設置助成事業を開始したことにより、当該制度は令和2年4月1日で廃止しました。

なお、各年度の補助単価及び補助実績は、表3-75、表3-76及び表3-77のとおりです。

表3-75 補助単価と補助上限額の内訳

区分	年度等	補助単価 (円/kW)	補助上限額 (円)
太陽光	J-PECへの申請年度		
	H21~H22	70,000	200,000
	H23	60,000	180,000
	H24	54,000	160,000
	H25	40,000	120,000
	システム契約時期		
	H26	30,000	100,000
	H27	25,000	80,000
	H28	20,000	70,000
	H29	20,000	70,000
蓄電池	H29	15,000	70,000
	H30	15,000	70,000

※J-PEC…国の補助制度の交付事務を行っている、太陽光発電普及拡大センター。申請受付は、平成25年度で終了。

表3-76 住宅用太陽光発電システム補助実績一覧

申請年度	申請件数 (件)	補助金交付総額 (円)	平均出力 (kW)
H21	66	13,161,000	3.79
H22	145	28,384,000	3.94
H23	196	35,568,000	4.14
H24	251	42,206,000	4.65
H25	242	35,952,000	4.94
H26	238	26,422,000	4.89
H27	121	10,484,000	4.99
H28	56	4,150,000	4.83
H29	34	2,365,000	5.38
H30	16	1,059,000	5.87
R1	17	1,173,000	5.68
合計	1,391	200,924,000	—

※本市への申請年度と、J-PECへの申請年度は必ずしも一致しません。

※平成27年度以降申請のうち、平成27年度以降設置契約の場合の対象住宅は既築住宅のみ。

表3-77 定置用リチウムイオン蓄電池システム補助実績一覧

申請年度	申請件数 (件)	補助金交付総額 (円)	平均蓄電容量 (kWh)
H29	17	1,103,000	5.06
H30	36	2,425,000	6.53
R1	25	1,679,000	6.74
合計	78	5,207,000	—

■ 2 住宅用スマートエネルギー機器への補助金交付

住宅用太陽光発電システムで発電したクリーンエネルギーの効率的な自家消費を促進し、家庭における温室効果ガスの排出を抑制するため、定置用リチウムイオン蓄電池システム、ホームエネルギーマネジメントシステム (HEMS) 機器等を設置した市民に補助金を交付しました。

令和4年度の補助件数は、定置用リチウムイオン蓄電池システムは60件、HEMS機器の補助件数は14件、太陽光発電システムの補助件数は29件、V2Hは2件、EV・PHVは16件、電気自動車用普通充電設備は8件、ペレットストーブは1件でした。

なお、補助額及び補助実績は、表3-78から表3-85のとおりです。

表3-78 補助額

区分	年度	補助額
蓄電池	R1	1kwhあたり15,000円 (上限額: 70,000円)
	R2~	蓄電容量が ・4kwh未満の場合 30,000円 ・4kwh以上の場合 50,000円
HEMS	R1~R2	対象経費の1/10 (上限額: 10,000円)
	R3~	一律10,000円
太陽光発電システム	R1	1kwhあたり15,000円 (上限額: 70,000円)
	R2~	太陽電池の公称最大出力の合計が ・4kw未満の場合 30,000円 ・4kw以上10kw未満の場合 50,000円
V2H	R1	
	R2~	一律50,000円
EV・PHV	R1	
	R2~	一律50,000円
電気自動車用普通充電設備	~R3	
	R4	対象経費の1/2 (上限額: 50,000円)
ペレットストーブ	~R3	
	R4	対象経費の1/2 (上限額: 50,000円)

表 3-79 定置用リチウムイオン蓄電池システム補助実績

申請年度	申請件数 (件)	補助金交付総額 (円)
R1	17	1,150,000
R2	74	4,390,000
R3	53	2,650,000
R4	60	3,000,000

表 3-80 HEMS機器補助実績

申請年度	申請件数 (件)	補助金交付総額 (円)
R1	3	22,000
R2	19	174,000
R3	27	270,000
R4	14	140,000

表 3-81 太陽光発電システム補助実績

申請年度	申請件数 (件)	補助金交付総額 (円)
R1		
R2	8	400,000
R3	25	1,170,000
R4	29	1,370,000

表 3-82 V2H補助実績

申請年度	申請件数 (件)	補助金交付総額 (円)
R1		
R2	0	0
R3	0	0
R4	2	100,000

表 3-83 EV・PHV補助実績

申請年度	申請件数 (件)	補助金交付総額 (円)
R1		
R2	0	0
R3	0	0
R4	16	800,000

表 3-84 電気自動車用普通充電設備補助実績

申請年度	申請件数 (件)	補助金交付総額 (円)
R1		
R2		
R3		
R4	8	304,000

表 3-85 ペレットストーブ補助実績

申請年度	申請件数 (件)	補助金交付総額 (円)
R1		
R2		
R3		
R4	1	50,000

■ 3 指標進捗状況

指 標	指標に関わる事業	担当課
住宅リフォーム件数	・住宅リフォーム促進事業	建築住宅課
<p>地域経済の活性化、定住の促進を図るため、令和4年度は100件に補助金を交付した。</p> <p>【実績値積算根拠】 住宅リフォーム促進事業補助金申請件数の累計 令和元年度 225件 令和2年度 119件 令和3年度 113件 令和3年度 100件</p>		現状値 (H29年度)
		123件
		実績値 (R4年度)
		557件
		目標値 (R5年度)
		615件

指 標	指標に関わる事業	担当課
住宅用スマートエネルギー機器 設置件数	・住宅用スマートエネルギー機器設置助 成事業	環境森林課
<p>再生可能エネルギー利用の普及啓発のため、補助金を交付した。 令和4年度においては98件（79人）補助金を交付した。（定置用リチウム イオン蓄電池60件、H E M S 機器14件。うち同時申請14件。）</p> <p>【実績値積算根拠】 住宅用リチウムイオン蓄電池及びH E M S 補助金申請件数の累計 令和元年度 45件 令和2年度 93件 令和3年度 80件 令和4年度 98件</p>		現状値 (H29年度)
		17件
		実績値 (R4年度)
		316件
		目標値 (R5年度)
		200件

指 標	指標に関わる事業	担当課
乗合バス利用者数	<ul style="list-style-type: none"> ・乗合バス運行費補助事業 ・バス交通活性化推進事業 	交通政策課
<p>乗合バスの委託事業者（3事業者、全19路線）に対し、前年度の運行実績に基づいた欠損額分の補助を行い、市民の交通手段を確保した。令和2年度から4年度にかけ、北橘地区と小野上・子持地区でデマンドバスの導入を行い、交通不便地域の解消に努めた。また、バス車両の更新費用に加え、コロナ禍には、ICカードの整備費、車両の抗菌・抗ウイルス加工や空気清浄機の導入費用への補助を行い、路線バスを安全・安心に利用できるよう、環境整備に努めた。</p> <p>【実績値積算根拠】 市町村乗合バス輸送実績報告書による数値</p>	現状値 (H29年度)	207,569人
	実績値 (R4年度)	149,455人
	目標値 (R5年度)	213,000人

指 標	指標に関わる事業	担当課
J R乗車人員 (渋川駅、八木原駅)	・JR在来線利用促進事業	交通政策課
<p>「渋川・吾妻地域在来線活性化協議会」を通じたプロモーション活動の他、令和3年度及び4年度には、構成市町村やJR、群馬県等と複数回の勉強会を行い、新たな活性化策の企画を進めている。SNSによる情報発信を開始した他、JR上野駅でのイベントの参加や、スタンプラリーの開催などが進行している。また、JR渋川駅とJR八木原駅の整備事業が着実に進んでおり、ハード面での環境整備にも取り組んでいる。</p> <p>【実績値積算根拠】 東日本旅客鉄道(株)によるデータ（渋川駅及び八木原駅年間乗車人数合計）</p>	現状値 (H29年度)	1,649,435人
	実績値 (R4年度)	1,315,095人
	目標値 (R5年度)	1,698,900人

第6節 学習・参加

第1項 環境学習、環境情報の共有を推進する

■ 1 環境学習の実施

(1) 市民環境大学

環境に関する市民意識の高揚を図るとともに、地域の環境保全の先導役となる環境市民を育成するために実施しています。

令和4年度は「気候変動対策」を全体テーマに、講義を行いました。

年月日	主な内容等
R4. 7. 3	第1回 気候変動に適応するために熱中症対策を学ぼう (於中央公民館) {35} 講師：大塚製薬株式会社 営業課長 延命 伸一郎さん
9. 11	第2回 脱炭素社会実現に向けてクールチョイス (於中央公民館) {31} 講師：群馬県地球温暖化防止活動推進員 中島 啓治さん・梅山 さやかさん
11. 6	第3回 エコで、快適に移動できる社会を目指して (於中央公民館) {29} 講師：高崎経済大学地域政策学部 准教授 小熊 仁さん
R5. 2. 5	第4回 脱炭素社会実現に向けた日本のエネルギー事情を学ぼう (於中央公民館) {23} 講師：群馬大学院理工学府 知能機械創製部門 助教 ゴンザレス・ファンさん
3. 5	第5回 脱炭素で経済成長！？脱炭素社会に適応しよう (於中央公民館) {22} 講師：高崎経済大学 地域政策学部 准教授 森田 稔さん ▶ 渋川市エコ・リーダー認定式 5人認定

* { } 内は、参加者数。

※ 渋川市エコ・リーダー…市民環境大学の講座等に8割以上出席し、修了したもの

市民環境大学



(2) エコ・リーダーズセミナー

環境市民としての意識の高揚を図るため、渋川市エコ・リーダーを対象として多面的な学習や実践活動の場を提供しています。

令和4年度は、食品ロスについて講義及びグループワーク実施し、マイクロプラスチックについて講義及び実験を実施しました。

年月日	主な内容等
R4. 10. 31	テーマ：「食品ロス削減推進メソッドを考えよう」（於渋川市役所） 講師：市役所環境森林課職員 {13}
R5. 2. 14	テーマ：「マイクロプラスチック問題とわたしたちにできること」 （於渋川公民館） 講師：群馬県環境保全課／群馬県衛生環境研究所 職員 {18}

* { } 内は、参加者数。

エコ・リーダーズセミナー



(3) 親と子の環境学習会

親子で環境を大切にすることを育む機会を提供するため、子どもとその保護者を対象に学習会を実施しています。

令和4年度は、環境問題に関する映画の上映会とアサギマダラのマーキング体験を実施しました。
※上映会は市民協働推進課（平和推進啓発映画上映会）と共催で実施しました。

年月日	主な内容等
R4. 8. 4	平和推進啓発映画上映会 (於金島ふれあいセンター) {63} 題目：ガラスの地球を救えプロジェクト「地球との約束」
R4. 8. 10	平和推進啓発映画上映会 (於渋川公民館) {16} 題目：ガラスの地球を救えプロジェクト「地球との約束」
R4. 9. 25	アサギマダラマーキング体験 (於赤城自然園) {3-10} 講師：赤城自然園スタッフ

* { } 内は、参加組数-参加者数。

親と子の環境学習会



■ 2 環境まつりの開催

これまで、ごみの3R（Reduce 発生抑制、Reuse 再使用、Recycle 再資源化）をテーマに、渋川市環境美化推進協議会をはじめとする関係団体の協力を得ながら「しぶかわ環境まつり」を開催してきました。

しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、令和2年度は規模を縮小し、牛乳パックの交換回収コーナーと、通常はごみとして集積所に出せない処理困難物の回収コーナーに限定し「環境リサイクル事業」の名称で開催しました。

令和3年度は前年度より更に規模を縮小し、牛乳パックの交換回収コーナーに限定しての実施となりました。

令和4年度については、市及び事業実施を受託している渋川市環境美化推進協議会が開催内容を検討した結果、令和2年度と同様の規模として、牛乳パックの交換回収コーナー及び処理困難物の回収コーナー並びに花苗の配布コーナーを実施しました。

開催当日は多くの来場者が訪れ、開催中は混雑や事故などもなく、無事終了することができました。

なお、「牛乳パックの交換回収コーナー」にて回収した牛乳パックの売却代金については、伊香保地区内での環境整備に努めている「渋川市老人クラブ連合会伊香保町支部」へ寄託しました。

▶実施日時	令和4年9月4日（日） 午前9時～午後1時
▶会場	子持ふれあい公園
▶来場者数	約2,000人
▶回収量	牛乳パック2,660kg テレビ108台、エアコン4台、冷蔵庫・冷凍庫40台、洗濯機・衣類乾燥機35台 消火器175本、バッテリー143個 廃タイヤ787本、ホイール479本

牛乳パックの交換回収コーナー



花苗の配布コーナー



処理困難物の回収コーナー



処理困難物の回収コーナー



■ 3 指標進捗状況

指 標	指標に関わる事業	担当課
環境学習参加者数	・環境学習等推進事業 (親と子の環境学習会)	環境森林課
赤城自然園にて、アサギマダラのマーキング体験を実施。3組の親子が参加した。(計10人) 【実績値積算根拠】 親と子の環境学習会の参加者数		現状値 (H29年度)
		17人
		実績値 (R4年度)
		10人
		目標値 (R5年度)
		20人

指 標	指標に関わる事業	担当課
エコ・リーダーズセミナー 参加者数	・環境学習等推進事業 (エコ・リーダーズセミナー)	環境森林課
①「食品ロス削減推進メソッドを考えよう」というテーマでグループワークを実施。13人が参加した。 ②「マイクロプラスチック問題とわたしたちにできること」というテーマで講義を実施。18人が参加した。 【実績値積算根拠】 エコ・リーダーズセミナー参加者数		現状値 (H29年度)
		41人
		実績値 (R4年度)
		31人
		目標値 (R5年度)
		50人

指 標	指標に関わる事業	担当課
環境まつり来場者数	・環境まつり実施事業	環境森林課
<p>新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、令和4年度については、令和2、3年度と同様に規模を縮小し、処理困難物の回収コーナー、牛乳パックの交換回収コーナー、花苗の配布コーナーに限定して「環境リサイクル事業」として開催した。</p> <p>【実績値積算根拠】 環境まつり来場者数</p>	現状値 (H29年度)	4,500人
	実績値 (R4年度)	2,000人
	目標値 (R5年度)	4,600人

第2項 参加、協働を推進する

■ 1 指標進捗状況

指標	指標に関わる事業	担当課
環境NPO法人登録団体数	・NPO・ボランティア支援事業	市民協働推進課
<p>しづかわNPO・ボランティア支援センターにおいて、NPO法人及びボランティア団体からの事業相談受付を行った（相談等件数の総数29件）。</p> <p>NPO・ボランティア支援センター会議を1回開催し、NPO法人や任意団体と、市との協働について議論した。</p> <p>NPO・ボランティア支援センターだよりを3回発行し、環境NPO法人を含む各種の団体紹介を行った。</p> <p>環境NPO法人に対し、助成金情報などを提供した。</p> <p>【実績値積算根拠】 しづかわNPO・ボランティア支援センター利用登録のうち環境NPO法人数</p>		現状値 (H29年度)
		14団体
		実績値 (R4年度)
		14団体
		目標値 (R5年度)
	17団体	

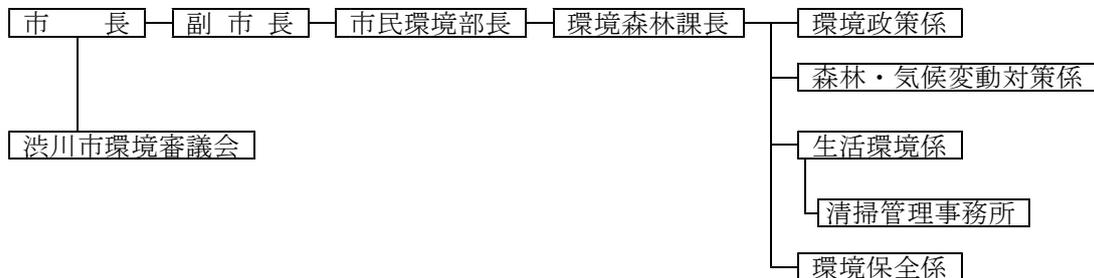
資料
編

1 環境行政機構

(1) 行政機構

行政機構図

(令和5年3月31日現在)



(2) 渋川市環境審議会

環境基本法第44条の規定に基づき設置した、本市における良好で快適な環境の保全及び創造に関する基本的事項について調査審議する、市長の諮問機関です。

環境審議会委員名簿

(令和5年3月31日現在)

選出区分	氏名	備考
学識経験を有する者	佐藤孝史	環境カウンセラー *会長
	中山晃枝	医師(渋川地区医師会)
	茂木好一	群馬県環境森林部中部環境事務所長
	中島右	環境カウンセラー
市民団体及び各種団体を代表する者	丸山満	渋川市環境美化推進協議会
	角田雅保	渋川市自治会連合会
	伊東初恵	渋川市婦人会連絡協議会
	坂田タエ子	渋川商工会議所
	狩野新一	しぶかわ商工会
	茂木亨允	渋川青年会議所
	井野真二	四社会代表
	野村勝代	北群渋川農業協同組合
	鳥山薫	赤城橘農業協同組合
	福島真弓	渋川市小中学校PTA連絡協議会
	角田裕子	NPO法人渋川広域ものづくり協議会
田部井千圭広	赤城姫を愛する集まり	
その他市長が必要と認める者	吉原明浩	公募 *副会長
	矢野亜紀子	公募
	飯塚秀男	公募
	小林郁夫	公募

注) 委員の任期は、令和4年8月10日から令和6年8月9日まで

■ 審議経過等

年月日	主な内容等
R4. 8. 17	<p>第1回 {13}</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 会長、副会長の互選について ● 渋川市環境基本計画施策報告書（令和3年度施策・事業の点検結果）について ● 渋川市地球温暖化対策実行計画2018-2022及び渋川市環境物品等調達方針に基づく令和3年度実績について
R3. 11. 29	<p>第2回 {16}</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 渋川市食品ロス削減推進計画（案）について

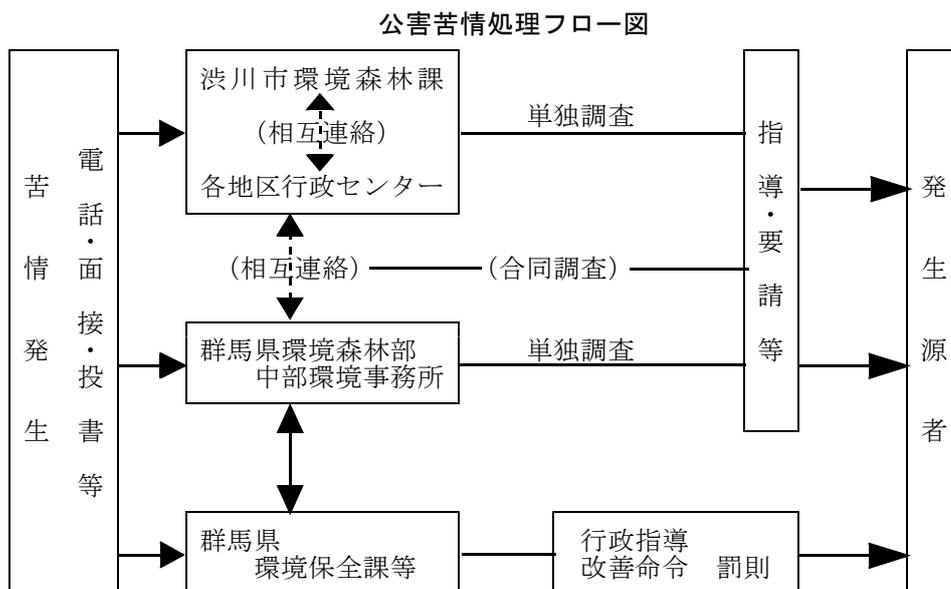
* 委員は20名で、{ } 内は出席委員数。

(3) 渋川市環境基本条例

環境基本法第7条及び第36条の規定に基づき、本市における現在及び将来の市民の健康で安全かつ文化的な生活を確保するために平成18年2月20日に制定され、同日施行されました。

(4) 公害苦情処理

本市における公害苦情処理フローは、次のとおりです。渋川地区は環境森林課、その他5地区については各行政センターで対応しています。



(5) 環境分析室

環境分析室は、大気汚染や水質汚濁など、公害の発生防止のための監視及び指導を目的として、旧渋川市において昭和46年に設置されました。設置後、法律等による規制に合わせて計画的に分析機器設備を拡充し、現在では、環境問題に結びつくような事案の調査は、一部項目を除いて環境分析室で行うことが可能となりました。環境分析室が担う調査分野は多岐に渡り、調査対象数及び調査項目数は、法改正と共に年々増加しています。

渋川市環境基本条例体系図

第1章 総則

第1条	目的
市民の健康で安全かつ文化的な生活の確保	

第2条	定義
<ul style="list-style-type: none"> 環境への負荷 地球環境保全 公害 循環型社会 	

第3条	基本理念
<ul style="list-style-type: none"> 市民が健康で安全かつ文化的な生活を営む上で必要な環境を確保するとともに、その環境を将来の世代へ継承すること すべての者の自主的かつ積極的活動により、持続的発展可能な社会の構築を目指した行動をすること 地球環境保全は、市、市民及び事業者のすべてが、日常生活、事業活動その他の活動において、協力・連携して推進すること 	

*各主体の責務

第4条	市の責務
<ul style="list-style-type: none"> 基本的総合的施策の策定、実施 環境への負荷の低減を率先 	

第5条	市民の責務
<ul style="list-style-type: none"> 日常生活での負荷の低減 市が実施する施策への協力 	

第6条	事業者の責務
<ul style="list-style-type: none"> 公害の防止、環境への負荷の低減 製品等が廃棄物になった場合の適正処理、環境への配慮 市が実施する施策への協力 	

第7条	年次報告
-----	------

第2章 基本施策等

第1節 基本方針

第8条	基本方針
-----	------

第2節 環境基本計画

第9条	環境基本計画
第10条	市の施策と環境基本計画との整合

第3節 基本的施策

第11条	環境保全上の支障を防止するための措置
第12条	経済的支援等
第13条	公共的施設の整備
第14条	資源の循環利用等の促進
第15条	環境保全に関する教育及び学習
第16条	自発的活動の推進
第17条	情報の提供
第18条	調査研究の実施
第19条	監視等の体制の整備
第20条	地球環境保全の推進

第4節 推進体制の整備

第21条	推進体制の整備
第22条	関係行政機関等との協力

第3章 環境審議会

第23条	設置
第24条	所掌事務
第25条	組織
第26条	任期
第27条	会長及び副会長
第28条	会議
第29条	関係者の出席
第30条	庶務

第4章 雑則

第31条	委任
------	----

附則

目次

- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 基本施策等
 - 第1節 基本方針（第8条）
 - 第2節 環境基本計画（第9条・第10条）
 - 第3節 基本的施策（第11条—第20条）
 - 第4節 推進体制の整備（第21条・第22条）
- 第3章 環境審議会（第23条—第30条）
- 第4章 雑則（第31条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、良好で快適な環境の保全及び創造について基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、良好で快適な環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で安全かつ文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。
- (4) 循環型社会 製品等が廃棄物等となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においては、これについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう。

（基本理念）

第3条 良好で快適な環境の保全及び創造は、市民が健康で安全かつ文化的な生活を営む上で必要とする環境を確保するとともに、その環境が将来の世代へ継承されるよう適切に行われなければならない。

- 2 良好で快適な環境の保全及び創造は、すべての者が自主的かつ積極的に活動することにより良好で快適な環境を維持し、環境への負荷の少ない循環を基調とした持続的に発展可能な社会の構築を目指して行われなければならない。
- 3 地球環境保全は、市、市民及び事業者のすべてが地域の環境と地球全体の環境とが深くかかわっていることを認識し、日常生活、事業活動その他の人の活動において、相互に協力し、及び連携して推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、良好で快適な環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、自らの事業活動に伴う環境への負荷の低減に率先して努めるものとする。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活に伴う環境への負荷の低減に自ら積極的に努めなければならない。

- 2 市民は、基本理念にのっとり、良好で快適な環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する良好で快適な環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、自らの責任において、これに伴って生ずる公害の防止を図り、かつ、廃棄物を適正に処理し、環境への負荷の低減のために必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に

努めるとともに、その事業活動において環境に配慮した原材料等を利用するよう努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、良好で快適な環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する良好で快適な環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(年次報告)

第7条 市長は、毎年、環境の状況並びに良好で快適な環境の保全及び創造に関して講じた施策に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

第2章 基本施策等

第1節 基本方針

(基本方針)

第8条 市は、良好で快適な環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本方針とし、環境の保全に関する各種の施策相互の連携を図りつつ、総合的かつ計画的に推進するものとする。

(1) 公害の防止その他の人の健康や生活環境に被害を及ぼす環境保全上の支障を防止し、市民が安心できる良好な生活環境を確保すること。

(2) 生物の生態系の確保、野生生物の種の保存等生物の多様性を確保するとともに、緑地等における多様な自然環境の保全を図り、自然と人の共生を確保すること。

(3) 地域の歴史的・文化的な環境の保全及び身近な自然環境を生かした良好な景観の形成・整備を推進し、快適な生活環境を確保すること。

(4) 資源、エネルギーの合理的かつ循環的な利用の促進、廃棄物の発生抑制及び適正な処理等、環境への負荷の少ない循環型社会の形成に向けた取組を行うこと。

(5) 地球の温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨等地球環境問題に対する市民等の自発的な学習を啓発し、地球環境保全に関する施策の推進を積極的に行うこと。

第2節 環境基本計画

(環境基本計画)

第9条 市長は、良好で快適な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、渋川市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 良好で快適な環境の保全及び創造に関する目標

(2) 前号に掲げるもののほか、良好で快適な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ市民及び事業者の意見を反映できるよう必要な措置を講ずるとともに、渋川市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(市の施策と環境基本計画との整合)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと思われる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

第3節 基本的施策

(環境保全上の支障を防止するための措置)

第11条 市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な措置を講じなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境保全上の支障を防止するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(経済的支援等)

第12条 市は、市民及び事業者が環境への負荷の低減に係る施設整備その他良好で快適な環境の保全及び創造に関する活動を推進するため、必要な経済的支援等を講ずるよう努めるものとする。

(公共的施設の整備)

第13条 市は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設等の環境への負荷の低減に資する施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環利用等の促進)

第14条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者が行う資源の循環利用、エネルギーの有効利用並びに廃棄物の適正処理及び減量化が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(環境保全に関する教育及び学習)

第15条 市は、市民及び事業者が良好で快適な環境の保全及び創造に関する理解を深めるとともに、これらの者の環境への負荷の低減等良好で快適な環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲の増進を図るため、環境の保全に関する教育及び学習の振興について必要な措置を講ずるものとする。

(自発的活動の推進)

第16条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体が自発的に行う美化活動、資源循環に係る回収活動その他の良好で快適な環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第17条 市は、第15条の環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに前条の民間団体等が自発的に行う良好で快適な環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、環境の状況その他の良好で快適な環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(調査研究の実施)

第18条 市は、環境の状況把握、環境の変化による影響の予測に関する調査及び研究その他の良好で快適な環境の保全及び創造に関する施策に必要な調査及び研究を実施するものとする。

(監視等の体制の整備)

第19条 市は、環境の状況を把握し、及び良好で快適な環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定、調査等の体制の整備に努めるものとする。

(地球環境保全の推進)

第20条 市は、国、他の地方公共団体その他の関係機関と協力して地球環境保全に関する施策を推進するとともに、良好で快適な環境の保全及び創造に関する情報の提供等を行うことにより、地球環境の保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第4節 推進体制の整備

(推進体制の整備)

第21条 市は、良好で快適な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制を整備するものとする。

(関係行政機関等との協力)

第22条 市は、良好で快適な環境の保全及び創造を図るために広域的な取組を必要とされる施策について、国及び他の地方公共団体等と協力して推進に努めるものとする。

第3章 環境審議会

(設置)

第23条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、渋川市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第24条 審議会は、市長の諮問に応じて調査審議するほか、良好で快適な環境の保全及び創造に関する基本的事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第25条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 市民団体及び各種団体を代表する者

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第26条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第27条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第28条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第29条 審議会は、議事に関係ある者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(庶務)

第30条 審議会の庶務は、市民環境部環境森林課において行う。

第4章 雑則

(委任)

第31条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年2月20日から施行する。

附 則(令和2年4月1日条例第19号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月9日条例第2号)抄
(施行期日)

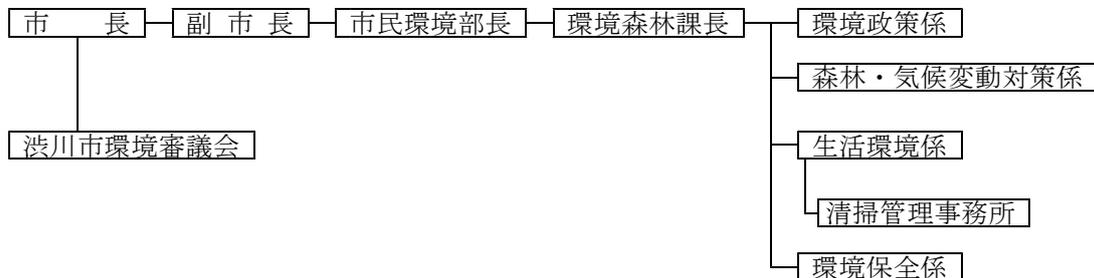
- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

1 環境行政機構

(1) 行政機構

行政機構図

(令和5年3月31日現在)



(2) 渋川市環境審議会

環境基本法第44条の規定に基づき設置した、本市における良好で快適な環境の保全及び創造に関する基本的事項について調査審議する、市長の諮問機関です。

環境審議会委員名簿

(令和5年3月31日現在)

選出区分	氏名	備考
学識経験を有する者	佐藤孝史	環境カウンセラー *会長
	中山晃枝	医師(渋川地区医師会)
	茂木好一	群馬県環境森林部中部環境事務所長
	中島右	環境カウンセラー
市民団体及び各種団体を代表する者	丸山満	渋川市環境美化推進協議会
	角田雅保	渋川市自治会連合会
	伊東初恵	渋川市婦人会連絡協議会
	坂田タエ子	渋川商工会議所
	狩野新一	しぶかわ商工会
	茂木亨允	渋川青年会議所
	井野真二	四社会代表
	野村勝代	北群渋川農業協同組合
	鳥山薫	赤城橘農業協同組合
	福島真弓	渋川市小中学校PTA連絡協議会
	角田裕子	NPO法人渋川広域ものづくり協議会
その他市長が必要と認める者	田部井千圭広	赤城姫を愛する集まり
	吉原明浩	公募 *副会長
	矢野亜紀子	公募
	飯塚秀男	公募
	小林郁夫	公募

注) 委員の任期は、令和4年8月10日から令和6年8月9日まで

■ 審議経過等

年月日	主な内容等
R4. 8. 17	<p>第1回 {13}</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 会長、副会長の互選について ● 渋川市環境基本計画施策報告書（令和3年度施策・事業の点検結果）について ● 渋川市地球温暖化対策実行計画2018-2022及び渋川市環境物品等調達方針に基づく令和3年度実績について
R4. 11. 29	<p>第2回 {16}</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 渋川市食品ロス削減推進計画（案）について

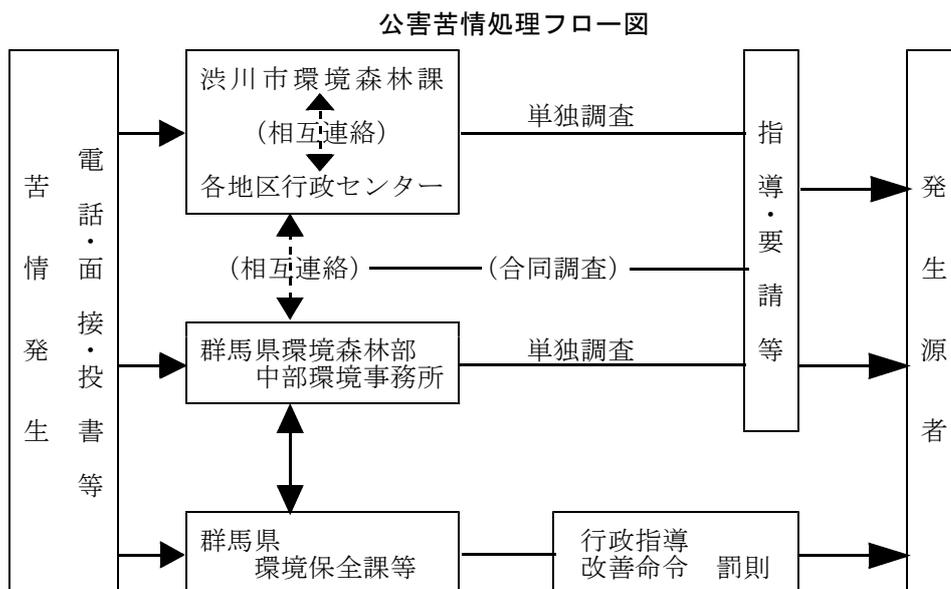
* 委員は20名で、{ } 内は出席委員数。

(3) 渋川市環境基本条例

環境基本法第7条及び第36条の規定に基づき、本市における現在及び将来の市民の健康で安全かつ文化的な生活を確保するために平成18年2月20日に制定され、同日施行されました。

(4) 公害苦情処理

本市における公害苦情処理フローは、次のとおりです。渋川地区は環境森林課、その他5地区については各行政センターで対応しています。



(5) 環境分析室

環境分析室は、大気汚染や水質汚濁など、公害の発生防止のための監視及び指導を目的として、旧渋川市において昭和46年に設置されました。設置後、法律等による規制に合わせて計画的に分析機器設備を拡充し、現在では、環境問題に結びつくような事案の調査は、一部項目を除いて環境分析室で行うことが可能となりました。環境分析室が担う調査分野は多岐に渡り、調査対象数及び調査項目数は、法改正と共に年々増加しています。

渋川市環境基本条例体系図

第1章 総則

第1条	目的
市民の健康で安全かつ文化的な生活の確保	

第2条	定義
<ul style="list-style-type: none"> 環境への負荷 地球環境保全 公害 循環型社会 	

第3条	基本理念
<ul style="list-style-type: none"> 市民が健康で安全かつ文化的な生活を営む上で必要な環境を確保するとともに、その環境を将来の世代へ継承すること すべての者の自主的かつ積極的活動により、持続的発展可能な社会の構築を目指した行動をすること 地球環境保全は、市、市民及び事業者のすべてが、日常生活、事業活動その他の活動において、協力・連携して推進すること 	

*各主体の責務

第4条	市の責務
<ul style="list-style-type: none"> 基本的総合的施策の策定、実施 環境への負荷の低減を率先 	

第5条	市民の責務
<ul style="list-style-type: none"> 日常生活での負荷の低減 市が実施する施策への協力 	

第6条	事業者の責務
<ul style="list-style-type: none"> 公害の防止、環境への負荷の低減 製品等が廃棄物になった場合の適正処理、環境への配慮 市が実施する施策への協力 	

第7条	年次報告
-----	------

第2章 基本施策等

第1節 基本方針

第8条	基本方針
-----	------

第2節 環境基本計画

第9条	環境基本計画
第10条	市の施策と環境基本計画との整合

第3節 基本的施策

第11条	環境保全上の支障を防止するための措置
第12条	経済的支援等
第13条	公共的施設の整備
第14条	資源の循環利用等の促進
第15条	環境保全に関する教育及び学習
第16条	自発的活動の推進
第17条	情報の提供
第18条	調査研究の実施
第19条	監視等の体制の整備
第20条	地球環境保全の推進

第4節 推進体制の整備

第21条	推進体制の整備
第22条	関係行政機関等との協力

第3章 環境審議会

第23条	設置
第24条	所掌事務
第25条	組織
第26条	任期
第27条	会長及び副会長
第28条	会議
第29条	関係者の出席
第30条	庶務

第4章 雑則

第31条	委任
------	----

附則

目次

- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 基本施策等
 - 第1節 基本方針（第8条）
 - 第2節 環境基本計画（第9条・第10条）
 - 第3節 基本的施策（第11条—第20条）
 - 第4節 推進体制の整備（第21条・第22条）
- 第3章 環境審議会（第23条—第30条）
- 第4章 雑則（第31条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、良好で快適な環境の保全及び創造について基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、良好で快適な環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で安全かつ文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。
- (4) 循環型社会 製品等が廃棄物等となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においては、これについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう。

（基本理念）

第3条 良好で快適な環境の保全及び創造は、市民が健康で安全かつ文化的な生活を営む上で必要とする環境を確保するとともに、その環境が将来の世代へ継承されるよう適切に行われなければならない。

- 2 良好で快適な環境の保全及び創造は、すべての者が自主的かつ積極的に活動することにより良好で快適な環境を維持し、環境への負荷の少ない循環を基調とした持続的に発展可能な社会の構築を目指して行われなければならない。
- 3 地球環境保全は、市、市民及び事業者のすべてが地域の環境と地球全体の環境とが深くかかわっていることを認識し、日常生活、事業活動その他の人の活動において、相互に協力し、及び連携して推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、良好で快適な環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、自らの事業活動に伴う環境への負荷の低減に率先して努めるものとする。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活に伴う環境への負荷の低減に自ら積極的に努めなければならない。

- 2 市民は、基本理念にのっとり、良好で快適な環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する良好で快適な環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、自らの責任において、これに伴って生ずる公害の防止を図り、かつ、廃棄物を適正に処理し、環境への負荷の低減のために必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に

努めるとともに、その事業活動において環境に配慮した原材料等を利用するよう努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、良好で快適な環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する良好で快適な環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(年次報告)

第7条 市長は、毎年、環境の状況並びに良好で快適な環境の保全及び創造に関して講じた施策に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

第2章 基本施策等

第1節 基本方針

(基本方針)

第8条 市は、良好で快適な環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本方針とし、環境の保全に関する各種の施策相互の連携を図りつつ、総合的かつ計画的に推進するものとする。

(1) 公害の防止その他の人の健康や生活環境に被害を及ぼす環境保全上の支障を防止し、市民が安心できる良好な生活環境を確保すること。

(2) 生物の生態系の確保、野生生物の種の保存等生物の多様性を確保するとともに、緑地等における多様な自然環境の保全を図り、自然と人の共生を確保すること。

(3) 地域の歴史的・文化的な環境の保全及び身近な自然環境を生かした良好な景観の形成・整備を推進し、快適な生活環境を確保すること。

(4) 資源、エネルギーの合理的かつ循環的な利用の促進、廃棄物の発生抑制及び適正な処理等、環境への負荷の少ない循環型社会の形成に向けた取組を行うこと。

(5) 地球の温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨等地球環境問題に対する市民等の自発的な学習を啓発し、地球環境保全に関する施策の推進を積極的に行うこと。

第2節 環境基本計画

(環境基本計画)

第9条 市長は、良好で快適な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、渋川市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 良好で快適な環境の保全及び創造に関する目標

(2) 前号に掲げるもののほか、良好で快適な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ市民及び事業者の意見を反映できるよう必要な措置を講ずるとともに、渋川市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(市の施策と環境基本計画との整合)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと思われる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

第3節 基本的施策

(環境保全上の支障を防止するための措置)

第11条 市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な措置を講じなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境保全上の支障を防止するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(経済的支援等)

第12条 市は、市民及び事業者が環境への負荷の低減に係る施設整備その他良好で快適な環境の保全及び創造に関する活動を推進するため、必要な経済的支援等を講ずるよう努めるものとする。

(公共的施設の整備)

第13条 市は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設等の環境への負荷の低減に資する施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環利用等の促進)

第14条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者が行う資源の循環利用、エネルギーの有効利用並びに廃棄物の適正処理及び減量化が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(環境保全に関する教育及び学習)

第15条 市は、市民及び事業者が良好で快適な環境の保全及び創造に関する理解を深めるとともに、これらの者の環境への負荷の低減等良好で快適な環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲の増進を図るため、環境の保全に関する教育及び学習の振興について必要な措置を講ずるものとする。

(自発的活動の推進)

第16条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体が自発的に行う美化活動、資源循環に係る回収活動その他の良好で快適な環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第17条 市は、第15条の環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに前条の民間団体等が自発的に行う良好で快適な環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、環境の状況その他の良好で快適な環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(調査研究の実施)

第18条 市は、環境の状況把握、環境の変化による影響の予測に関する調査及び研究その他の良好で快適な環境の保全及び創造に関する施策に必要な調査及び研究を実施するものとする。

(監視等の体制の整備)

第19条 市は、環境の状況を把握し、及び良好で快適な環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定、調査等の体制の整備に努めるものとする。

(地球環境保全の推進)

第20条 市は、国、他の地方公共団体その他の関係機関と協力して地球環境保全に関する施策を推進するとともに、良好で快適な環境の保全及び創造に関する情報の提供等を行うことにより、地球環境の保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第4節 推進体制の整備

(推進体制の整備)

第21条 市は、良好で快適な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制を整備するものとする。

(関係行政機関等との協力)

第22条 市は、良好で快適な環境の保全及び創造を図るために広域的な取組を必要とされる施策について、国及び他の地方公共団体等と協力して推進に努めるものとする。

第3章 環境審議会

(設置)

第23条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、渋川市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第24条 審議会は、市長の諮問に応じて調査審議するほか、良好で快適な環境の保全及び創造に関する基本的事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第25条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 市民団体及び各種団体を代表する者

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第26条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第27条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第28条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第29条 審議会は、議事に関係ある者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(庶務)

第30条 審議会の庶務は、市民環境部環境森林課において行う。

第4章 雑則

(委任)

第31条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年2月20日から施行する。

附 則(令和2年4月1日条例第19号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月9日条例第2号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

2 環境基準等

(1) 大気

① 大気の汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
備考 1 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。 2 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。	

② 有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準

物質	環境上の条件
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。

③ ダイオキシン類に係る環境基準

物質	環境上の条件
ダイオキシン類	1年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。
備考 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンの毒性に換算した値とする。	

④ 微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。
備考 1 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。	

注：上記4つの大気環境基準については、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

(2) 水質

① 水質汚濁に係る環境基準

人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/ℓ以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
鉛	0.01mg/ℓ以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
六価クロム	0.02mg/ℓ以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下
砒素	0.01mg/ℓ以下	チウラム	0.006mg/ℓ以下
総水銀	0.0005mg/ℓ以下	シマジン	0.003mg/ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下
PCB	検出されないこと	ベンゼン	0.01mg/ℓ以下
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	セレン	0.01mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下	ふっ素	0.8mg/ℓ以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下	ほう素	1mg/ℓ以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下		

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

生活環境の保全に関する環境基準

河川（湖沼を除く）

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	1mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	20CFU /100ml以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	2mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	300CFU /100ml以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	3mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	1,000CFU /100ml以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	5mg/ℓ以下	50mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	—
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上8.5以下	8mg/ℓ以下	100mg/ℓ以下	2mg/ℓ以上	—
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上8.5以下	10mg/ℓ以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/ℓ以上	—

備考
1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については90%水質値とする。
2 農業利用水点については水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/l以上とする。
3 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100ml以下とする。
4 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全亜鉛
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l以下
備考		
1 基準値は、年間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)		

※ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩についても基準値あり。

群馬県内環境基準設定水域

水域	該当 類型	基準 達成 期間	環境基準点	告示年月日等	
利根川上流(1)	谷川橋から上流	AA	イ	広瀬橋	昭和47年4月6日 環境庁告示第7号
利根川上流(2)	谷川橋から久呂保橋まで	A	イ	月夜野橋	
利根川上流(3)	久呂保橋から群馬大橋まで	A	ロ	大正橋 群馬大橋	
利根川上流(4)	群馬大橋から坂東大橋まで	A	イ	福島橋	
利根川中流	坂東大橋から江戸川分岐点まで	A	イ	坂東大橋 利根大堰	昭和46年5月25日 閣議決定
渡良瀬川上流	足尾ダムから赤岩用水取水口まで	A	イ	高津戸 赤岩用水取水口	昭和45年9月1日 閣議決定
渡良瀬川(1)	赤岩用水取水口から桐生川合流点まで	A	イ	赤岩用水取水口	昭和48年3月31日 環境庁告示第21号
渡良瀬川(2)	桐生川合流点から袋川合流点まで	A	イ	葉鹿橋	平成22年9月24日 環境省告示第46号
渡良瀬川(3)	袋川合流点から新開橋まで	B	ハ	渡良瀬大橋	昭和48年3月31日 環境庁告示第21号
神流川(1)	入沢谷川合流点から上流	A	イ	森戸橋	
神流川(2)	入沢谷川合流点から笹川合流点まで	A	ロ	藤武橋	

水域		該当 類型	基準 達成 期間	環境基準点	告示年月日等	
神流川(3)	笹川合流点から烏川合流点 まで	A	イ	神流川橋	平成15年3月27日 環境省告示第36号	
桃の木川	全域	B	ロ	筑井橋	昭和46年 5月25日 閣議決定	
広瀬川	荒砥川及び粕川を除く全域	B	ロ	中島橋		
荒砥川	全域	A	ロ	奥原橋		
粕川	全域	A	ロ	保泉橋		
早川上流	両毛線鉄橋から上流	A	ロ	早川橋		
早川下流	両毛線鉄橋から利根川合流 点まで	B	ロ	前島橋		
石田川上流	大川との合流点から上流	A	ロ	大川合流前		
石田川下流	大川との合流点から利根川 合流点まで	B	ロ	古利根橋		
休泊川	全域	C	ロ	泉大橋		
赤谷川	全域	AA	イ	小袖橋		平成22年3月26日 群馬県告示第97号
片品川上流	太田橋（鎌田）から上流	AA	イ	桐の木橋	昭和48年 3月 6日 群馬県告示第138号	
片品川下流	太田橋から利根川合流点ま で	AA	イ	二恵橋	平成22年3月26日 群馬県告示第97号	
烏川上流	森下橋（上里見）から上流	AA	イ	烏川橋	昭和48年 3月 6日 群馬県告示第138号	
烏川下流	森下橋から利根川合流点ま で	B	ロ	岩倉橋		
碓氷川上流	鉦泉橋（磯部）から上流	A	イ	中瀬橋		
碓氷川下流	鉦泉橋から烏川合流点まで	B	ロ	鼻高橋		
鐺川	全域	A	ロ	鐺川橋		
井野川上流	早瀬川合流点から上流	B	ロ	浜井橋		
井野川下流	早瀬川合流点から烏川合流 点まで	C	イ	鎌倉橋		平成 7年11月14日 群馬県告示第682号
桐生川上流	観音橋（梅田一丁目）から上 流	A	イ	観音橋		昭和48年 9月11日 群馬県告示第522号
桐生川下流	観音橋から渡良瀬川合流点 まで	A	イ	境橋		平成27年 5月22日 群馬県告示第151号
矢場川	全域	C	ロ	落合橋		昭和48年 9月11日 群馬県告示第522号
谷田川	全域	C	ロ	合の川橋		
鶴生田川	全域	C	ロ	岩田橋		
吾妻川上流	陣出橋から上流	A	イ	新戸橋	平成 6年 3月25日 群馬県告示第206号	
吾妻川下流	陣出橋から利根川合流点ま で	A	イ	吾妻橋		

- (注) 1 「イ」は、環境基準を直ちに達成
2 「ロ」は、環境基準を5年以内で可及的速やかに達成
3 「ハ」は、環境基準を5年を超える期間で可及的速やかに達成
4 吾妻川に係るpHについては、当分の間適用しない
5 井野川下流の当初の指定はD-ロ（昭和48年3月6日群馬県告示第138号）
6 神流川(3)の当初の指定はB-イ（昭和48年3月31日環境庁告示第21号）
7 赤谷川の当初の指定はA-イ（昭和48年3月6日群馬県告示第138号）
8 片品川下流の当初の指定はA-イ（昭和48年3月6日群馬県告示第138号）
9 烏川上流の当初の指定はA-イ（昭和48年3月6日群馬県告示第138号）
10 渡良瀬川(2)の当初の指定はB-ロ（昭和48年3月31日環境庁告示第21号）
11 桐生川下流の当初の指定はB-ハ（昭和48年9月11日群馬県告示第522号）

要監視項目

平成5年1月の中央公害対策審議会答申（水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の項目追加等について）を受け、「人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべき物質」として、環境省が平成5年3月に設定したものです。その後、平成11年2月、平成16年3月及び平成21年11月に改定が行われ、現在は26項目が設定されています。

	項目	指針値
1	クロロホルム	0.06 mg/ℓ以下
2	トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ以下
3	1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/ℓ以下
4	p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/ℓ以下
5	イソキサチオン	0.008 mg/ℓ以下
6	ダイアジノン	0.005 mg/ℓ以下
7	フェニトロチオン (MEP)	0.003 mg/ℓ以下
8	イソプロチオラン	0.04 mg/ℓ以下
9	オキシ銅 (有機銅)	0.04 mg/ℓ以下
10	クロタロニル (TPN)	0.05 mg/ℓ以下
11	プロピザミド	0.008 mg/ℓ以下
12	EPN	0.006 mg/ℓ以下
13	ジクロロボス (DDVP)	0.008 mg/ℓ以下
14	フェノブカルブ (BPMC)	0.03 mg/ℓ以下
15	イプロベンホス (IBP)	0.008 mg/ℓ以下
16	クロルニトロフェン (CNP)	—
17	トルエン	0.6 mg/ℓ以下
18	キシレン	0.4 mg/ℓ以下
19	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/ℓ以下
20	ニッケル	—
21	モリブデン	0.07 mg/ℓ以下
22	アンチモン	0.02 mg/ℓ以下
23	塩化ビニルモノマー	0.002 mg/ℓ以下
24	エピクロロヒドリン	0.0004mg/ℓ以下
25	全マンガン	0.2 mg/ℓ以下
26	ウラン	0.002 mg/ℓ以下

注) —印は、指針値は設定されていない。

② 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/ℓ以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下
鉛	0.01mg/ℓ以下	トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
六価クロム	0.02mg/ℓ以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
砒素	0.01mg/ℓ以下	1,3-ジクロロプロベン	0.002mg/ℓ以下
総水銀	0.0005mg/ℓ以下	チウラム	0.006mg/ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003mg/ℓ以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	ベンゼン	0.01mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	セレン	0.01mg/ℓ以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/ℓ以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下	ふっ素	0.8mg/ℓ以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下	ほう素	1mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下
備考			
1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。			
2 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。			
3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。			
4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。			

③ ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	基準値
水質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/ℓ以下
備考 1 基準値は、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2 基準値は、年間平均値とする。	

※ダイオキシン類に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。

④ 水質汚濁防止法の排水基準

有害物質に係る一律排水基準

有害物質の種類	許容限度	有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03mg/ℓ	1, 2-ジクロロエタン	0.04mg/ℓ
シアン化合物	1mg/ℓ	1, 1-ジクロロエチレン	1mg/ℓ
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。）	1mg/ℓ	シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4mg/ℓ
		1, 1, 1-トリクロロエタン	3mg/ℓ
		1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06mg/ℓ
鉛及びその化合物	0.1mg/ℓ	1, 3-ジクロロプロペン	0.02mg/ℓ
六価クロム化合物	0.5mg/ℓ	チウラム	0.06mg/ℓ
砒素及びその化合物	0.1mg/ℓ	シマジン	0.03mg/ℓ
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/ℓ	チオベンカルブ	0.2mg/ℓ
		ベンゼン	0.1mg/ℓ
アルキル水銀化合物	検出されないこと	セレン及びその化合物	0.1mg/ℓ
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/ℓ	ほう素及びその化合物	10mg/ℓ
トリクロロエチレン	0.1mg/ℓ	ふっ素及びその化合物	8mg/ℓ
テトラクロロエチレン	0.1mg/ℓ	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100mg/ℓ
ジクロロメタン	0.2mg/ℓ		
四塩化炭素	0.02mg/ℓ	1, 4-ジオキサソ	0.5mg/ℓ
備考 1 「検出されないこと」とは、排水基準を定める省令第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。 2 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。			

生活環境項目に係る一律排水基準

項目	許容限度
水素イオン濃度（水素指数）	5.8以上8.6以下
生物化学的酸素要求量	160 mg/ℓ（日間平均120mg/ℓ）
化学的酸素要求量	160 mg/ℓ（日間平均120mg/ℓ）
浮遊物質	200 mg/ℓ（日間平均150mg/ℓ）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	5 mg/ℓ
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	30 mg/ℓ
フェノール類含有量	5 mg/ℓ
銅含有量	3 mg/ℓ
亜鉛含有量	2 mg/ℓ
溶解性鉄含有量	10 mg/ℓ
溶解性マンガン含有量	10 mg/ℓ
クロム含有量	2 mg/ℓ
大腸菌群数	日間平均 3,000個/cm ³
窒素含有量	120 mg/ℓ（日間平均60mg/ℓ）
リン含有量	16 mg/ℓ（日間平均 8mg/ℓ）
備考	<p>1 「日間平均」による許容限度は、1日の排水の平均的な汚染状態について定めたものである。</p> <p>2 この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。</p> <p>3 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水については適用しない。</p> <p>4 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。</p> <p>5 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。</p> <p>6 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が1リットルにつき9,000ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。</p> <p>7 リン含有量についての排水基準は、リンが湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。</p>

群馬県の生活環境を保全する条例による特定排水基準（上乘基準）

項目	許容限度		
	豚房施設、牛房施設及び馬房施設以外の特定施設		豚房施設、牛房施設及び馬房施設
	日平均排水量が30m ³ 以上	日平均排水量が30m ³ 未満	
生物化学的酸素要求量	25 mg/ℓ	60 mg/ℓ	80 mg/ℓ
化学的酸素要求量	25 mg/ℓ	60 mg/ℓ	80 mg/ℓ
浮遊物質	50 mg/ℓ	70 mg/ℓ	120 mg/ℓ
フェノール類含有量	1 mg/ℓ		
ホルムアルデヒド	10 mg/ℓ		
備考	<p>1 ホルムアルデヒドについての特定排水規制基準は、群馬県の生活環境を保全する条例2条7項に規定する水質特定施設を設置している事業場に係る特定排水に限って適用する。</p>		

(3) 騒音

① 騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A及びB	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

備考

- 1 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
- 2 AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。（群馬県ではAA類型の設定はない）
- 3 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
- 4 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
- 5 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

道路に面する地域に係る基準

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考

- 1 「道路に面する地域」とは、自動車運行に伴う騒音が支配的な音源である地域のことをいう（規格化されたものではない）。
- 2 車線とは、1縦列の自動車（2輪のものを除く。）が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。
- 3 この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

幹線交通を担う道路に近接する空間に係る特例基準

基準値	
昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考

- 1 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。
- 2 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、都市高速道路、一般国道、都道府県道、4車線以上の市町村道をいう。

自動車騒音の要請限度及び環境基準を当てはめる地域（群馬県告示）

地域の類型	該当地域
a 又は A	①都市計画法に基づく用途地域のうち 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、田園住居地域 ②用途地域の定めのない地域については以下の地域 特定工場騒音などについて規制する地域のうち第1種区域に指定された地域
b 又は B	①用途地域のうち 第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域 ②用途地域の定めのない地域については以下の地域 特定工場騒音などについて規制する地域のうち第2種区域に指定された地域
c 又は C	①用途地域のうち 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域 ②用途地域の定めのない地域については以下の地域 特定工場騒音などについて規制する地域のうち第3種区域及び第4種区域に指定された地域

② 新幹線騒音に係る環境基準

I 類型	基準値70デシベル以下
<p>沿線区域のうち、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、田園住居地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域。</p> <p>用途地域の定めのない地域にあつては、騒音規制法に基づく指定地域のうち第1種区域及び第2種区域に指定された区域。</p>	
II 類型	基準値75デシベル以下
<p>沿線区域のうち、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域。</p> <p>用途地域の定めのない地域にあつては、騒音規制法に基づく指定地域のうち第3種区域及び第4種区域に指定された区域。</p>	

市内の「沿線区域」全域がI類型に該当

(注) 「沿線区域」とは、上越新幹線鉄道及び北陸新幹線鉄道の軌道中心（上下本線の軌間中心間隔の中心線をいう。ただし、側線が設置される場合にあつては、最も外側の軌間の中心線とする。）から左右両側それぞれ300メートル以内の区域をいう。

ただし、次の区間については、軌道中心から左右両側それぞれ400メートル以内の区域とする。

(1) 橋梁に係る部分

河川法（昭和39年法律第167号）第4条第1項の規定に定められた一級河川である神流川、鑛川、烏川、吾妻川及び赤谷川の橋梁に係る部分については、橋梁及び橋梁の両端に400メートルを加えた区間

(2) トンネルの出入口に係る部分

トンネル出入口からトンネル中央部方向へ150メートル、反対方向へ400メートルの区間

③ 自動車騒音の要請限度

	区域の区分	時間の区分	
		昼間 6時～22時	夜間 22時～ 翌日6時まで
1	a 区域及びb 区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
2	a 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
3	b 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

注1 a 区域、b 区域及びc 区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事が定めた区域をいう。

1) a 区域 専ら住居の用に供される区域

2) b 区域 主として住居の用に供される区域

3) c 区域 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

2 車線とは、1縦列の自動車（2輪のものを除く。）が安全かつ円滑に走行するために必要な幅員を有する帯状の車道の部分をいう。

3 上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域の限度は、昼75デシベル、夜70デシベルとする。

④ 特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準

時間の区分 区域の区分	昼間 8時～18時	朝・夕 6時～8時・18時～21時	夜間 21時～翌日6時
第1種区域	45 デシベル	40 デシベル	40 デシベル
第2種区域	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第3種区域	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
第4種区域	70 デシベル	65 デシベル	55 デシベル

注1 区域の区分は、次に掲げるとおりである。

- ・第1種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域
- ・第2種区域 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
- ・第3種区域 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域
- ・第4種区域 主として工業等の用に供されている区域

2 第1種区域を除き学校、保育所、病院及び診療所のうち患者の入院施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲概ね50mの区域内における基準は、この表に定める値（第2・3・4種区域に限る）から5デシベルを減じた値とする。

⑤ 騒音規制法に基づく指定地域

第2種区域	<ol style="list-style-type: none"> 1 旧渋川市の用途地域のうち第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域の区域 2 旧渋川市のうち用途地域を除く区域 3 伊香保町伊香保字湯沢、同炭附街道、同大日向、同甲五輪平、同乙五輪平、同一文字、同甲梨木、同乙梨木、同丙梨木、同上湯沢、同上ノ山、同物聞山、同十二平、同甲湯元、同乙湯元、同袋山、同諏訪平、同行人塚、同河原畑、同甲ノ中子、同乙ノ中子、同苗松、同甲ノ硯石及び同乙ノ硯石の区域 4 伊香保町湯中子字東組、同西組及び同長峰の区域 5 伊香保町水沢字宮前の区域 6 北橋町の区域 7 赤城町の区域 8 吾妻川、小野子と横堀の境界、主要地方道渋川下新田線、市道4-4024号線、同4-4023号線、同4-4023号線の終点と同4-4028号線の終点を結ぶ直線、同4-4028号線、同4-4051号線、同4-4247号線、同4-5014号線、同4-5035号線、林道奥子持線、市道4-6168号線、同4-5034号線、同4-6109号線、同4-6168号線、同4-8号線、同4-4247号線、国道17号線及び利根川に囲まれた区域並びに字仙石、同名引沢、同立和田、同十二沢、同戸屋、同桐木、同西沢入、同東沢入、同瘠敏、同善棚、同中谷戸、同小沢、同大貝戸、同高立及び同加生のうち第3種区域を除いた区域 9 小野子字広町、同宮ノ下、同石合、同宮原、同田島、同後久保、同後田、同上手、同鯨谷戸、同井戸上、同八木沢清水、同藤田、同一本木、同八木沢、同又五郎、同油谷戸、同滝岡、同滝岡堂下、同木之間、同釜久保、同平沢、同大ヶ谷戸、同上ノ山、同関口、同日照、同唐沢、同染歯、同外河原、同小野子田、同小見山、同北ノ谷戸、同宮、同沢頭、同中田、同田野入、同長福寺、同落釜、同前原、同鳥屋、同三田野、同祖母塚、同東光寺、同戸室、同田野、同城ノ腰、同南谷戸、同椀屋、同龍王、同宮坂、同金善寺、同大平、同伊久保、同程久保、同陣出及び同四方木の区域 10 村上字岩井堂、同北塩川、同塩川、同塩ノ上、同西原、同東原、同石臼、同別当、同谷後、同谷ノ口、同沼出城里、同黒岩、同上中尾、同中尾、同下中尾、同榎平、同鑓沢、同上ノ街戸、同南、同下平、同田島、同伊久保、同甲里、同甲里山及び同如意庵の区域
第3種区域	<ol style="list-style-type: none"> 1 旧渋川市の用途地域のうち近隣商業地域、商業地域及び準工業地域の区域 2 伊香保町伊香保字原、同乙ノ原、同一ツ穴、同西沢、同香湯、同甲境沢、同乙境沢、同赤土、同雷ノ塚、同甲ノ外野及び同乙ノ外野の区域 3 吾妻橋北端から中郷長坂地内市道4-8号線までの間の国道17号線及び鯉沢十字路より主要地方道渋川下新田線までの間の市道4-11号線、国道353号線の両側50メートルの範囲の区域及び白井字尖野131番地から白井字北中道2384-2番地までの区域の国道17号バイパスの両側50メートルの範囲の区域並びに白井字北中道2367-2番地から吹屋字平間510-5番地までの区域の国道353号バイパスの両側50メートルの範囲の区域 4 小野子字細田の区域 5 村上字堀ノ内、同御甲山及び同寺沢の区域
第4種区域	旧渋川市の用途地域のうち工業地域及び工業専用地域の区域

⑥ 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

基準の区分 特定建設作業	特定建設作業の場所の敷地境界線における騒音の大きさ	夜間作業		1日の作業時間		作業期間	日曜日、その他の休日の作業
		第1種 第2種 第3種	第4種区域のうち左記以外の区域	第1種 第2種 第3種	第4種区域のうち左記以外の区域		
くい打機等を使用する作業 びょう打機を使用する作業 さく岩機を使用する作業 空気圧縮機を使用する作業 コンクリートプラントを設けて行う作業 バックホウを使用する作業 トラクターショベルを使用する作業 ブルドーザーを使用する作業	85デシベル	午後7時から午前7時までは行わないこと	午後10時から午前6時までは行わないこと	10時間を超えて行わないこと	14時間を超えて行わないこと	連続して6日を超えて行わないこと	行わないこと
備考		災害、危険防止、鉄道等の運行並びに道路法、道路交通法に基づき夜間行うこととなっている場合を除く。		その作業を開始した日に終わる場合、災害等により緊急を要する場合及び危険防止のため行う場合を除く。		災害等により緊急を要する場合及び危険防止のため行う場合を除く。	災害、危険防止、鉄道等の運行、変電所の工事並びに道路法、道路交通法に基づき休日行うこととなっている場合を除く。

「第4種区域の一部」とは、第4種区域のうち学校、保育所、病院及び診療所のうち患者の入院施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲概ね80メートルの区域内のこと。

⑦ 飲食店営業等に関する規制（群馬県の生活環境を保全する条例）

飲食店営業等騒音規制基準

区域の区分	許容限度 (午後10時から翌日の午前6時まで)	対象営業
第1種区域	40 デシベル	飲食店営業 喫茶店営業 ボーリング場営業 ゴルフ練習場営業 テニス練習場営業 バッティング練習場営業
第2種区域	45 デシベル	
第3種区域	50 デシベル	
第4種区域	55 デシベル	

音響機器の使用限度

対象区域	制限の内容	対象音響機器	対象営業
指定地域全域	午後11時から翌日の午前6時まで使用禁止 (ただし外に漏れない場合はこの限りでない)	カラオケ装置 ステレオセット 拡声装置 録音・再生装置 有線ラジオ放送装置 楽器	飲食店営業

⑧ 航空機による商業宣伝放送に関する規制（群馬県の生活環境を保全する条例）

<p>1. 拡声機の使用時間等の規制</p> <p>① 拡声機の使用は、午前11時から午後1時までの間に行うこと。</p> <p>② 拡声機の最大出力が、一の航空機につき30ワットを超えないものであること。</p> <p>③ 同一地域の上空で航空機を2回以上旋回しながら拡声機を使用しないこと。</p> <p>④ 同一地域の上空で停滞して拡声機を使用しないこと。</p> <p>2. 届出</p> <p>商業宣伝放送をしようとする者は、その7日前までに、拡声機を使用する航空機ごとに、時間・場所等を知事に届け出なければならない。</p>
--

(4) 振動

① 道路交通振動の要請限度

区域の区分 \ 時間の区分	昼間 (午前8時～午後7時)	夜間 (午後7時～翌午前8時)
第1種区域	65 デシベル	60 デシベル
第2種区域	70 デシベル	65 デシベル

② 特定工場等において発生する振動の規制に関する基準

区域の区分 \ 時間の区分	昼間 (午前8時～午後7時)	夜間 (午後7時～翌午前8時)
第1種区域	65 デシベル	55 デシベル
第2種区域	70 デシベル	65 デシベル

- 注1 区域の区分は、次に掲げるとおりである。
- ・ 第1種区域 良好な住民の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び主として住居の用に供されている区域
 - ・ 第2種区域 住居の用に併せて商業、工業の用に供されている区域及び主として工業の用に供されている区域
- 2 学校、保育所、病院及び診療所のうち患者の入院施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲概ね50mの区域内における基準は、この表に定める値から5デシベルを減じた値とする。

③ 振動規制法に基づく指定地域

1 地域

特定工場等において発生する騒音および特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域等の指定の告示により指定された地域とする。

2 区域の区分

告示により指定された区域の区分は騒音において第1種区域及び第2種区域に該当する区域を振動の第1種区域とし、騒音において第3種区域及び第4種区域に該当する区域を振動の第2種区域とする。

④ 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準

基準の区分 特定建設作業	特定建設作業の場所の敷地境界線における振動の大きさ	夜間作業		1日の作業時間		作業期間	日曜日その他の休日の作業
		第1種 第2種 第3種 第4種 の一部 区 域	第4種 区域の うち左 記以外 の区域	第1種 第2種 第3種 第4種 の一部 区 域	第4種 区域の うち左 記以外 の区域		
くい打機等を使用する作業 鋼球を使用する作業 舗装版破砕機を使用する作業 ブレーカーを使用する作業 空気圧縮機を使用する作業	75デシベル	午後7時から午前7時まで は行わないこと	午後10時から午前6時まで は行わないこと	10時間を超えて行わないこと	14時間を超えて行わないこと	連続して6日を超えて行わないこと	行わないこと
備考		災害、危険防止、鉄道等の運行並びに道路法、道路交通法に基づき夜間行うこととなっている場合を除く。		その作業を開始した日に終わる場合、災害等により緊急を要する場合及び危険防止のため行う場合を除く。		災害等により緊急を要する場合及び危険防止のため行う場合を除く。	災害、危険防止、鉄道等の運行、変電所の工事並びに道路法、道路交通法に基づき休日に行うこととなっている場合を除く。
<p>「第4種区域の一部」とは、第4種区域のうち学校、保育所、病院及び診療所のうち患者の入院施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲概ね80メートルの区域内のこと。</p>							

3 公害防止協定等

渋川市と事業場との間で、法令に基づく公害防止対策のほか公害防止協定や環境保全協定を締結し、徹底した自己管理によって地域の環境保全に努めています。協定の内容は、排水、大気等の自主的な測定及び定期的な報告の義務付けなどです。

①公害防止協定締結事業場（協定内容）

締結事業場数 16事業場

- ・ 関東電化工業(株)渋川工場（大気、水質、廃棄物）
- ・ サントリープロダクツ(株)榛名工場（大気、水質、騒音、振動、悪臭、廃棄物）
- ・ 村岡食品工業(株)（大気、水質、騒音、振動、悪臭、廃棄物）
- ・ (株)エスアールディ（大気、水質、騒音、振動、悪臭、廃棄物）
- ・ ハイビック(株)（大気、水質、騒音、振動、悪臭、廃棄物）
- ・ (株)オートニクス（大気、水質、騒音、振動、悪臭、廃棄物）
- ・ クミ化成(株)（騒音、振動、廃棄物）
- ・ (株)ブルーペッパー（水質、騒音、振動）
- ・ 京浜発條(株)（大気、水質、騒音、振動、悪臭、廃棄物）
- ・ 昭和プラスチック工業(株)（水質、騒音、振動）
- ・ (株)小野木製袋（水質、騒音、振動、悪臭）
- ・ (株)上武資機材（水質、騒音、振動、悪臭）
- ・ C. S. S. (株)（大気、水質、騒音、振動、悪臭、廃棄物）
- ・ ヴィディヤジャパン(株)（大気、水質、騒音、振動、悪臭、廃棄物）
- ・ デリカフーズ農大（有）（大気、水質、騒音、振動、悪臭、廃棄物）
- ・ (株)ウイング（大気、水質、騒音、振動、悪臭、廃棄物）

②環境保全協定締結事業場（協定内容）

締結事業場数 5事業場

- ・ アオバリゾート(株)
（しぶかわカントリークラブ）（大気、水質、農薬の適正使用）
- ・ (有)横野堆肥センター（施設管理等）
- ・ (株)アコーディア・ゴルフ
（ノーザンカントリークラブ）（農薬の適正使用）
- ・ ブライトン(株)
（赤城ゴルフ倶楽部）（農薬の適正使用）
- ・ 北進重機(株)（大気、水質、騒音、振動、悪臭、廃棄物、土壌、地下水、災害防止）

測定
結果

1 大気

アルカリろ紙法による大気汚染調査結果

① 硫黄酸化物

地点別

(単位：mgSO_x/日/100cm²)

	No.	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均値
A	1	0.000	0.000	0.000	0.003	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
A	2	0.000	0.000	0.000	0.003	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
C	3	0.000	0.000	0.000	0.005	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.002	0.000	0.001
A	4	0.000	0.000	0.001	0.002	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.001	0.002	0.001	0.001
D	5	0.000	0.000	0.000	0.003	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
D	6	0.003	0.007	0.009	0.009	0.006	0.002	0.005	0.003	0.005	0.002	0.007	0.002	0.005
D	7	0.000	0.002	0.003	0.004	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.001	0.001
D	8	0.000	0.000	0.002	0.000	0.002	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
D	9	0.009	0.004	0.010	0.003	0.005	0.003	0.001	0.001	0.003	0.000	0.002	0.004	0.004
B	10	0.000	0.000	0.002	0.000	0.005	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.004	0.001	0.001
B	11	0.000	0.000	0.001	0.003	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.001	0.001	0.001
B	12	0.000	0.000	0.002	0.000	0.004	0.000	0.000	0.000	0.001	0.000	0.004	0.001	0.001
C	13	0.000	0.000	0.000	0.002	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.005	0.001	0.001
B	14	0.001	0.000	0.003	0.001	0.000	0.001	0.000	0.001	0.005	0.001	0.011	0.006	0.003
C	15	0.000	0.000	0.000	0.003	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
A	16	0.000	0.000	0.000	0.003	0.001	0.000	0.000	0.000	0.001	0.000	0.005	0.001	0.001
B	17	0.000	0.000	0.000	0.003	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.002	0.000	0.000
A	18	0.000	0.000	0.000	0.002	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.001	0.000
平均値		0.001	0.001	0.002	0.003	0.001	0.000	0.000	0.000	0.001	0.000	0.002	0.001	0.001

地域別

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均値
A		0.000	0.000	0.000	0.003	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.001	0.000	0.000
B		0.000	0.000	0.002	0.002	0.002	0.000	0.000	0.000	0.001	0.000	0.004	0.002	0.001
C		0.000	0.000	0.000	0.003	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.003	0.000	0.001
D		0.003	0.003	0.005	0.004	0.003	0.001	0.001	0.001	0.002	0.000	0.002	0.001	0.002
平均値		0.001	0.001	0.002	0.003	0.001	0.000	0.000	0.000	0.001	0.000	0.002	0.001	0.001

A：一般地域 B：工場地域 C：道路地域 D：工場及び道路地域

②窒素酸化物

地点別

(単位：mgNO_x/日/100cm²)

	No.	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均値
A	1	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
A	2	0.000	0.000	0.001	0.001	0.000	0.000	0.001	0.000	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
C	3	0.001	0.000	0.001	0.000	0.000	0.000	0.001	0.000	0.001	0.001	0.001	0.002	0.001
A	4	0.000	0.000	0.001	0.001	0.000	0.000	0.001	0.000	0.001	0.002	0.002	0.002	0.001
D	5	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.002	0.001	0.002	0.001
D	6	0.002	0.002	0.004	0.002	0.002	0.001	0.003	0.002	0.002	0.004	0.003	0.003	0.003
D	7	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	0.002	0.001	0.002	0.002	0.002	0.003	0.002
D	8	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.002	0.001	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001
D	9	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001
B	10	0.000	0.001	0.001	0.001	0.000	0.000	0.001	0.001	0.001	0.002	0.001	0.002	0.001
B	11	0.001	0.001	0.001	0.001	0.000	0.000	0.001	0.001	0.001	0.002	0.001	0.001	0.001
B	12	0.001	0.001	0.001	0.001	0.000	0.000	0.001	0.001	0.001	0.002	0.002	0.002	0.001
C	13	0.000	0.000	0.001	0.000	0.000	0.000	0.001	0.000	0.001	0.002	0.002	0.001	0.001
B	14	0.001	0.001	0.002	0.001	0.001	0.000	0.002	0.003	0.002	0.004	0.003	0.004	0.002
C	15	0.000	0.001	0.001	0.000	0.000	0.000	0.001	0.001	0.001	0.001	0.002	0.002	0.001
A	16	0.001	0.000	0.001	0.000	0.000	0.000	0.001	0.000	0.001	0.002	0.001	0.001	0.001
B	17	0.000	0.000	0.001	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.001	0.001	0.001	0.002	0.000
A	18	0.000	0.000	0.001	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.001	0.001	0.001	0.000
平均値		0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.000	0.001	0.001	0.001	0.002	0.002	0.002	0.001

地域別

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均値
A	0.000	0.000	0.001	0.000	0.000	0.000	0.001	0.000	0.000	0.001	0.001	0.001	0.001
B	0.001	0.001	0.001	0.001	0.000	0.000	0.001	0.001	0.001	0.002	0.002	0.002	0.001
C	0.000	0.000	0.001	0.000	0.000	0.000	0.001	0.000	0.001	0.002	0.002	0.002	0.001
D	0.001	0.001	0.002	0.001	0.001	0.001	0.002	0.001	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
平均値	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.000	0.001	0.001	0.001	0.002	0.002	0.002	0.001

A：一般地域 B：工場地域 C：道路地域 D：工場及び道路地域

③塩素イオン

地点別

(単位：mgCl⁻/日/100cm²)

	No.	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均値
A	1	0.001	0.002	0.001	0.001	0.002	0.000	0.000	0.000	0.000	0.001	0.000	0.003	0.001
A	2	0.003	0.004	0.005	0.005	0.008	0.003	0.001	0.002	0.002	0.002	0.003	0.006	0.004
C	3	0.002	0.003	0.002	0.000	0.004	0.000	0.000	0.028	0.003	0.003	0.004	0.004	0.004
A	4	0.003	0.002	0.005	0.002	0.005	0.002	0.001	0.004	0.003	0.007	0.003	0.005	0.004
D	5	0.002	0.001	0.003	0.001	0.003	0.001	0.000	0.005	0.002	0.006	0.002	0.004	0.003
D	6	0.008	0.010	0.010	0.012	0.013	0.007	0.007	0.007	0.007	0.005	0.008	0.009	0.009
D	7	0.005	0.005	0.005	0.009	0.006	0.004	0.001	0.002	0.001	0.005	0.002	0.006	0.004
D	8	0.005	0.004	0.006	0.006	0.009	0.005	0.002	0.003	0.003	0.005	0.002	0.005	0.005
D	9	0.005	0.003	0.005	0.003	0.007	0.005	0.001	0.003	0.002	0.003	0.002	0.006	0.004
B	10	0.003	0.002	0.007	0.008	0.009	0.004	0.001	0.003	0.000	0.002	0.003	0.007	0.004
B	11	0.015	0.003	0.004	0.005	0.005	0.003	0.001	0.002	0.005	0.005	0.003	0.003	0.005
B	12	0.003	0.004	0.007	0.009	0.011	0.005	0.002	0.003	0.003	0.007	0.004	0.007	0.005
C	13	0.002	0.002	0.003	0.003	0.003	0.001	0.001	0.002	0.002	0.005	0.006	0.004	0.003
B	14	0.005	0.003	0.008	0.012	0.011	0.004	0.004	0.005	0.004	0.013	0.012	0.008	0.007
C	15	0.000	0.000	0.003	0.001	0.004	0.000	0.001	0.001	0.001	0.003	0.008	0.003	0.002
A	16	0.003	0.002	0.004	0.005	0.008	0.001	0.001	0.005	0.003	0.005	0.008	0.007	0.004
B	17	0.001	0.000	0.001	0.000	0.001	0.000	0.000	0.001	0.002	0.004	0.002	0.003	0.001
A	18	0.002	0.002	0.004	0.003	0.003	0.001	0.000	0.001	0.001	0.002	0.003	0.004	0.002
平均値		0.004	0.003	0.005	0.005	0.006	0.003	0.001	0.004	0.003	0.005	0.004	0.005	0.004

地域別

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均値
A	0.002	0.002	0.004	0.003	0.005	0.002	0.001	0.002	0.002	0.003	0.003	0.005	0.003
B	0.006	0.002	0.005	0.007	0.007	0.003	0.002	0.003	0.003	0.006	0.005	0.006	0.005
C	0.002	0.002	0.003	0.001	0.004	0.000	0.001	0.010	0.002	0.004	0.006	0.004	0.003
D	0.005	0.005	0.006	0.006	0.008	0.005	0.002	0.004	0.003	0.005	0.003	0.006	0.005
平均値	0.004	0.003	0.005	0.005	0.006	0.003	0.001	0.004	0.003	0.005	0.004	0.005	0.004

A：一般地域 B：工場地域 C：道路地域 D：工場及び道路地域

④フッ素イオン

地点別

(単位：mgF⁻/日/100cm²)

	No.	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均値
A	1	0.0	0.0	1.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.1
A	2	0.4	0.0	1.0	0.0	0.0	0.3	0.0	0.0	0.0	0.4	0.0	0.0	0.2
C	3	0.0	0.0	1.6	0.1	0.0	0.5	0.0	0.1	1.1	0.3	0.0	0.0	0.3
A	4	0.8	0.0	2.7	2.1	0.6	1.5	0.0	0.5	0.4	0.2	0.2	1.3	0.9
D	5	3.0	4.3	7.4	7.5	0.0	5.6	1.2	2.8	1.0	1.0	1.0	3.8	3.2
D	6	2.9	5.4	10.0	11.0	0.0	6.0	2.9	2.2	2.3	1.6	2.1	3.1	4.1
D	7	5.0	2.7	4.6	4.2	3.2	1.7	1.0	1.3	2.8	3.8	2.9	3.4	3.0
D	8	9.4	7.5	10.5	9.1	0.0	4.1	5.2	6.8	6.4	4.7	3.3	3.8	5.9
D	9	3.1	0.8	2.7	1.5	1.4	1.3	0.9	2.6	5.0	3.5	4.3	3.3	2.5
B	10	2.5	1.8	4.1	3.7	1.8	1.0	0.6	1.1	0.1	1.1	2.4	3.3	1.9
B	11	2.2	4.1	6.7	4.0	1.9	1.5	2.1	3.6	1.2	3.2	2.4	3.5	3.0
B	12	4.5	3.1	5.1	4.0	2.9	2.8	3.4	4.3	5.5	4.8	4.7	4.3	4.1
C	13	1.2	0.4	1.0	1.1	0.2	0.3	0.3	0.3	0.7	2.9	0.5	0.5	0.8
B	14	8.5	7.1	10.4	5.0	4.7	3.3	5.9	11.8	8.8	7.2	9.1	9.1	7.6
C	15	0.5	0.0	1.3	0.5	0.2	0.3	0.1	0.4	0.6	0.2	0.2	0.0	0.4
A	16	1.8	1.3	3.5	1.8	1.1	1.0	1.5	2.4	2.0	2.2	1.4	1.4	1.8
B	17	2.0	0.4	2.4	1.2	0.5	1.4	0.3	0.6	0.4	0.3	0.6	0.4	0.9
A	18	0.6	3.1	1.5	0.9	0.7	0.7	0.0	0.2	0.2	0.1	0.3	0.3	0.7
平均値		2.7	2.3	4.3	3.2	1.1	1.8	1.4	2.3	2.1	2.1	2.0	2.3	2.3

地域別

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均値
A	0.7	0.9	2.0	1.0	0.5	0.7	0.3	0.6	0.5	0.6	0.4	0.6	0.7
B	3.9	3.3	5.7	3.6	2.4	2.0	2.5	4.3	3.2	3.3	3.8	4.1	3.5
C	0.6	0.1	1.3	0.6	0.1	0.4	0.1	0.3	0.8	1.2	0.2	0.2	0.5
D	4.7	4.1	7.0	6.7	0.9	3.7	2.2	3.1	3.5	2.9	2.7	3.5	3.8
平均値	2.7	2.3	4.3	3.2	1.1	1.8	1.4	2.3	2.1	2.1	2.0	2.3	2.3

A：一般地域 B：工場地域 C：道路地域 D：工場及び道路地域

2 水質

河川水質調査結果

採水時の項目	河川名	環境基準	利根川上流棚下				利根川上流宮田橋				
			R4. 5. 18	R4. 8. 3	R4. 10. 26	R5. 2. 8	R4. 5. 18	R4. 8. 3	R4. 10. 26	R5. 2. 8	
採水時の項目	採水年月日										
	採水時刻		10:15	10:30	10:30	9:53	9:50	10:05	10:05	9:30	
	気温 (°C)		24.0	33.5	13.5	12.0	25.5	34.5	17.5	12.0	
	水温 (°C)		9.5	22.0	11.5	4.5	11.5	23.5	11.0	4.5	
	色相		無色透明	無色透明	無色透明	無色透明	無色透明	無色透明	無色透明	無色透明	
健康項目	透明度 (cm)		30<	30<	30<	30<	30<	30<	30<	30<	
	カドミウム	0.003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	
	全シアン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	
	鉛	0.01	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
	六価クロム	0.05	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	
	ヒ素	0.01	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
	総水銀	0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	
	ジクロロメタン	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
	四塩化炭素	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	
	1,2-ジクロロエタン	0.004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	
	1,1-ジクロロエチレン	0.1	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
	1,1,1-トリクロロエタン	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	
	トリクロロエチレン	0.01	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	
	テトラクロロエチレン	0.01	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	
	1,3-ジクロロプロペン	0.002	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	
	1,4-ジオキサソラン	0.05	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
	チウラム	0.006									
	シマジン	0.003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	
	チオベンカルブ	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
	ベンゼン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
	セレン	0.01	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	0.39	0.56	1.0	0.61	0.41	0.87	1.4	0.63	
	ふっ素	0.8	0.03	0.03	0.04	0.10	0.03	0.03	0.03	0.08	
	ほう素	1	<0.02	0.02	0.03	0.02	<0.02	0.02	0.03	0.02	
	生活環境項目	水素イオン濃度 (pH)	6.5~8.5	7.0	7.5	7.5	7.0	6.9	7.2	7.5	6.9
		生物学的酸素要求量 (BOD)	2	0.7	<0.5	0.9	0.6	1.1	<0.5	0.8	0.6
		浮遊物質 (SS)	25	2	3	1	1	2	2	1	
		溶存酸素量 (DO)	7.5	11.3	9.2	11.4	12.6	11.3	9.0	11.0	12.8
	大腸菌数	300	40	60	60	100	20	40	10	70	
	全亜鉛	0.03	<0.001	0.002	<0.001	0.002	<0.001	0.002	<0.001	0.002	
	全窒素		0.44	0.62	1.4	0.65	0.61	0.95	2.1	0.70	
	全りん		0.015	0.027	0.022	<0.003	0.021	0.030	0.022	<0.003	
特殊項目	銅		<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	
	溶解性鉄		<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	
	溶解性マンガン		<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	
	全クロム		<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	
要目	クロロホルム	0.06	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	
	t-1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	
	1,2-ジクロロプロパン	0.06	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	
	p-ジクロロベンゼン	0.2	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	
	イソキサチオン	0.008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	
	ダイアジン	0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	
	フェニトロチオン	0.003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	
	イソプロチオラン	0.04	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	
	オキシジリン	0.04									
	クロロタロニル	0.05	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
	プロピザミド	0.008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	
	E.P.N	0.006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	
	ジクロロボス	0.008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	
	フェノバルブ	0.03	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	
	イプロベンホス	0.008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	
	クロルニトロフェン		<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	
	トルエン	0.6	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	
	キシレン	0.4	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	
	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	
	ニッケル		<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
モリブデン	0.07	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007		
アンチモン	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002		
塩化ビニルモノマー	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002		
エピクロヒドリン	0.0004										
全マンガン	0.2	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02		
ウラン	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002		
ホルムアルデヒド		<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06		
その他の項目	電導度		45	69	100	74	47	79	110	75	
	全蒸発残留物										
	酸消費量 PH4.8										
	酸消費量 PH8.3										
	全硬度		14	22	36	24	15	26	39	24	
	Ca硬度		10	16	26	16	10	19	29	16	
	Mg硬度		4.4	6.0	9.8	7.3	4.6	7.0	10	7.3	
	アンモニウム性窒素		0.03	0.03	0.01	0.03	0.02	0.04	0.01	0.02	
	亜硝酸性窒素		<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	
	硝酸性窒素		0.38	0.56	1.0	0.61	0.41	0.87	1.4	0.63	
	塩素イオン		2.5	3.3	6.1	4.6	2.6	3.6	6.0	4.6	
	硫酸イオン		5.0	7.4	12	7.4	5.1	7.8	11	7.4	
	りん酸イオン		<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
	りん酸態りん (PO ₄ -P)		<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	
化学的酸素要求量 (COD)		1.7	2.4	2.2	1.2	1.4	1.8	1.9	1.3		
ナトリウム		2.6	3.9	6.3	4.3	2.7	4.3	6.2	4.4		
カリウム		0.61	0.96	1.4	0.90	0.61	1.10	1.4	0.89		
ブロマイオン		<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01		
塩素酸											

単位：mg/l ただし pH値、電気伝導率 µS/cm、大腸菌数CFU/100mlを除く <は定量下限値未満

	河川名	環境基準	利根川中流				利根川下流坂東橋下			
			R4.5.18	R4.8.3	R4.10.26	R5.2.8	R4.5.18	R4.8.3	R4.10.26	R5.2.8
採水時の項目	採水年月日									
	採水時刻		11:35	11:10	11:00	11:55	10:50	10:40	9:50	9:45
	気温(℃)		25.0	36.0	17.0	12.0	24.0	36.0	16.0	11.0
	水温(℃)		14.0	26.0	16.0	10.0	12.0	25.0	13.0	5.5
	色相		微々白濁	無色透明	無色透明	微々黄	無色透明	無色透明	無色透明	無色透明
健康項目	透視度(cm)		30<	30<	30<	30<	30<	30<	30<	30<
	カドミウム	0.003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
	全シアン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
	鉛	0.01	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	六価クロム	0.05	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
	ヒ素	0.01	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	総水銀	0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	ジクロロメタン	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
	四塩化炭素	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	1,2-ジクロロエタン	0.004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
	1,1-ジクロロエチレン	0.1	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.002	0.002	0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
	1,1,1-トリクロロエタン	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
	トリクロロエチレン	0.01	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	テトラクロロエチレン	0.01	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	1,3-ジクロロプロペン	0.002	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	1,4-ジオキササン	0.05	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	チウラム	0.006								
	シマジン	0.003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
	チオベンカルブ	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
	ベンゼン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	セレン	0.01	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	0.56	1.00	1.3	0.84	0.51	0.96	1.4	0.76
	ふっ素	0.8	0.06	0.11	0.14	0.32	0.05	0.08	0.08	0.20
	ほう素	1	0.03	0.07	0.07	0.11	<0.02	0.06	0.07	0.07
生活環境項目	水素イオン濃度(pH)	6.5~8.5	7.2	7.5	8.2	7.1	7.2	7.4	8.2	7.0
	生物学的酸素要求量(BOD)	2	0.8	<0.5	1.9	1.4	0.7	<0.5	1.6	1.1
	浮遊物質量(SS)	25	8	9	3	9	3	6	2	7
	溶存酸素量(DO)	7.5	10.2	8.3	12.4	11.9	10.9	8.6	13.0	12.5
	大腸菌数	300	30	210	50	120	20	100	70	40
	全亜鉛	0.03	<0.001	0.004	<0.001	0.006	<0.001	0.002	<0.001	0.004
	全窒素		0.92	1.2	2.2	1.1	2.1	1.0	2.4	0.93
	全りん		0.042	0.11	0.051	0.30	0.019	0.027	0.054	0.11
	銅		<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
	溶解性鉄		0.10	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
特殊項目	溶解性マンガン		<0.05	<0.05	<0.05	0.07	<0.05	<0.05	<0.05	0.04
	全クロム		<0.02	<0.02	<0.01	<0.01	<0.02	<0.02	<0.01	<0.01
	クロロホルム	0.06	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006
	t-1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
	1,2-ジクロロプロパン	0.06	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006
	p-ジクロロベンゼン	0.2	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
	イソキサチオン	0.008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008
	ダイアジン	0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	フェニトロチオン	0.003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
	イソプロチオラン	0.04	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
	オキシジン銅	0.04								
	クロロタロン	0.05	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	プロピザミド	0.008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008
	E.P.N	0.006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
	ジクロロボス	0.008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008
フェノバルブ	0.03	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	
イプロバンホス	0.008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	
監視項目	クロルニトロフェン		<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
	トルエン	0.6	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06
	キシレン	0.4	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04
	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006
	ニッケル		<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	モリブデン	0.07	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007
	アンチモン	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
	塩化ビニルモノマー	0.002	0.0006	0.0004	0.0007	0.0003	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	エピクロヒドリン	0.0004								
	全マンガン	0.2	0.03	0.04	0.02	0.08	<0.02	<0.02	0.06	0.05
	ウラン	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	ホルムアルデヒド		<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06
その他項目	電導度		97	160	170	220	71	140	170	160
	全蒸発残留物									
	酸消費量PH4.8									
	酸消費量PH8.3									
	全硬度		29	54	61	76	22	48	58	54
	Ca硬度		20	39	46	56	16	36	43	40
	Mg硬度		8.5	14	15	19	6.4	12	15	14
	アンモニア性窒素		0.06	0.24	0.03	0.13	0.02	0.07	0.03	0.04
	亜硝酸性窒素		<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
	硝酸性窒素		0.55	1.0	1.4	0.84	0.50	0.96	1.4	0.76
	塩素イオン		8.3	14	13	23	4.5	9.7	13	13
	硫酸イオン		16	31	30	56	11	29	26	38
	りん酸イオン		<0.005	0.050	<0.005	<0.005	<0.005	0.040	0.053	<0.005
	りん酸態りん(PO ₄ -P)		<0.003	0.016	<0.003	<0.003	<0.003	0.013	0.017	<0.003
化学的酸素要求量(COD)		2.0	3.2	1.9	1.7	2.0	2.2	2.4	0.7	
ナトリウム		6.9	10	10	12	3.9	7.5	9.5	8.3	
カリウム		1.3	3.3	2.8	2.8	0.93	2.1	3.3	2.1	
ブロマイオン		<0.01	0.02	0.03	0.04	<0.01	0.03	0.03	0.03	
塩素酸										

単位：mg/l ただしpH値、電気伝導率μS/cm、大腸菌群数CFU/100mlを除く <は定量下限値未満

採水時の項目	河川名	環境基準	吾妻川上流小野上中央橋				吾妻川下流落合橋			
			R4.5.18	R4.8.3	R4.10.26	R5.2.8	R4.5.18	R4.8.3	R4.10.26	R5.2.8
採水年月日	採水時刻		10:50	11:15	11:12	10:37	9:30	9:40	9:40	10:40
	気温(°C)		26.0	36.0	18.5	14.0	23.0	35.0	14.5	12.0
	水温(°C)		15.5	24.0	11.0	7.5	15.0	24.0	11.0	6.0
	色相		無色透明	無色透明	無色透明	無色透明	無色透明	無色透明	無色透明	微々濁
	透視度(cm)		30<	30<	30<	30<	30<	30<	30<	30<
	カドミウム	0.003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
全シアン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	
鉛	0.01	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
六価クロム	0.05	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	
ヒ素	0.01	<0.005	<0.005	<0.005	0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
総水銀	0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	
ジクロロメタン	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
四塩化炭素	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	
1,2-ジクロロエタン	0.004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	
1,1-ジクロロエチレン	0.1	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
1,1,1-トリクロロエタン	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	
1,1,2-トリクロロエタン	0.006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	
トリクロロエチレン	0.01	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	
テトラクロロエチレン	0.01	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	
1,3-ジクロロプロペン	0.002	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	
1,4-ジオキサシラン	0.05	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
チウラム	0.006									
シマジン	0.003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	
チオベンカルブ	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
ベンゼン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
セレン	0.01	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	0.84	0.81	0.8	0.79	0.94	1.0	1.0	0.86	
ふっ素	0.8	0.18	0.10	0.28	0.45	0.19	0.09	0.11	0.36	
ほう素	1	0.07	0.07	0.13	0.17	0.08	0.07	0.11	0.16	
水素イオン濃度(pH)	6.5~8.5	7.3	7.5	7.5	6.7	7.4	7.6	7.6	7.0	
生物化学的酸素要求量(BOD)	2	0.7	<0.5	0.8	1.1	0.5	<0.5	1.4	1.0	
浮遊物質(S S)	25	2	3	3	8	3	3	1	11	
溶存酸素量(DO)	7.5	10.0	8.5	11.0	12.0	10.0	8.8	11.0	12.0	
大腸菌数	300	10	80	40	40	40	200	60	10	
全亜鉛	0.03	<0.001	0.001	<0.001	0.011	<0.001	0.001	<0.001	0.010	
全窒素	1.9	1.9	1.0	1.4	1.0	0.94	1.0	1.8	1.2	
全りん	0.021	0.021	0.029	0.022	0.11	0.038	0.030	0.054	0.19	
銅	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	
溶解性鉄	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	
溶解性マンガン	<0.05	<0.05	0.08	0.14	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	0.12	
全クロム	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	
クロホルム	0.06	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	
t-1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	
1,2-ジクロロプロパン	0.06	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	
p-ジクロロベンゼン	0.2	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	
イソキサチオン	0.008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	
ダイアジノン	0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	
フェニトロチオン	0.003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	
イソプロチオラン	0.04	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	
オキシ銅	0.04									
クロロタロニル	0.05	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
プロピザミド	0.008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	
E.P.N	0.006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	
ジクロロボス	0.008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	
フェノパルブ	0.03	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	
イプロベンホス	0.008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	
クロルニトロフェン		<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	
トルエン	0.6	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	
キシレン	0.4	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	
ニッケル		<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
モリブデン	0.07	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	
アンチモン	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
塩化ビニルモノマー	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	
エピクロヒドリン	0.0004									
全マンガン	0.2	0.02	0.03	0.08	0.14	0.02	0.02	<0.02	0.13	
ウラン	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	
ホルムアルデヒド		<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	
電導度		170	150	230	300	180	150	210	300	
全蒸発残留物										
酸消費量P.H.4.8										
酸消費量P.H.8.3										
全硬度		60	53	85	100	62	54	76	100	
Ca硬度		45	40	66	81	47	40	58	81	
Mg硬度		14	12	18	25	15	13	18	25	
アンモニウム性窒素	0.02	0.03	0.03	0.10	0.02	0.05	0.02	0.09	0.09	
亜硝酸性窒素	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	
硝酸性窒素	0.84	0.81	0.8	0.79	0.94	1.0	1.0	0.86		
塩素イオン	13	10	22	31	14	10	14	30		
硫酸イオン	45	37	65	91	47	35	37	92		
りん酸イオン	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.050	0.040	0.079	<0.005		
りん酸態りん(P0-P)	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	0.016	0.012	0.025	<0.003		
化学的酸素要求量(COD)	2.4	2.0	1.6	1.0	1.6	1.6	1.0	1.3		
ナトリウム	8.8	7.3	10	12	10	7.8	10	13		
カリウム	2.2	2.0	2.5	3.7	2.4	2.1	2.5	3.8		
ブロマイオン	0.09	0.03	0.08	0.10	0.03	0.03	0.04	0.11		
塩素酸										

単位：mg/l ただしpH値、電気伝導率μS/cm、大腸菌群数CFU/100mlを除く <は定量下限値未満

採水時の項目	河川名	環境基準	沼尾川(赤城)				唐沢川(子持)			
			R4.5.11	R4.8.17	R4.10.19	R5.2.15	R4.5.11	R4.8.17	R4.10.19	R5.2.15
採水時の項目	採水年月日									
	採水時刻		10:00	9:55	10:02	9:53	9:50	9:35	9:45	9:36
	気温(℃)		21.5	25.0	16.5	0.0	22.0	25.0	20.0	2.0
	水温(℃)		14.0	22.0	12.5	6.0	19.0	22.0	16.0	2.0
	色相		無色透明	淡茶色	無色透明	無色透明	無色透明	淡黄色	無色透明	微々黄
健康項目	透視度(cm)		30<	30<	30<	30<	30<	30<	30<	30<
	カドミウム	0.003								
	全シアン	不検出								
	鉛	0.01								
	六価クロム	0.05								
	ヒ素	0.01								
	総水銀	0.0005								
	ジクロロメタン	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
	四塩化炭素	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	1,2-ジクロロエタン	0.004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
	1,1-ジクロロエチレン	0.1	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
	1,1,1-トリクロロエタン	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
	トリクロロエチレン	0.01	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	テトラクロロエチレン	0.01	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	1,3-ジクロロプロペン	0.002	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	1,4-ジオキサン	0.05	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	チウラム	0.006								
	シマジン	0.003								
	チオベンカルブ	0.02								
	ベンゼン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	セレン	0.01								
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	1.8	1.6	1.8	1.8	4.2	3.6	5.5	4.8
	ふっ素	0.8	0.04	0.03	0.02	<0.02	0.04	0.04	0.03	0.03
ほう素	1									
生活環境項目	水素イオン濃度(pH)	6.5~8.5	7.6	7.8	7.7	7.8	9.3	9.0	8.2	7.9
	生物化学的酸素要求量(BOD)	2	0.9	<0.5	0.7	1.2	3.4	2.2	1.8	3.4
	浮遊物質(S S)	25	2	17	1	1	3	6	4	2
	溶存酸素量(DO)	7.5	9.9	9.2	9.8	11.0	10.0	9.0	10.0	14.0
	大腸菌数	300	510	260	150	50	40	740	1,000	200
	全亜鉛	0.03								
	全窒素		1.9	1.5	2.1	3.2	4.8	3.7	7.9	9.1
	全りん		0.035	0.063	0.094	0.10	0.24	0.18	0.16	0.62
特殊項目	銅									
	溶解性鉄									
	溶解性マンガン									
要監視項目	全クロム									
	クロロホルム	0.06	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006
	t-1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
	1,2-ジクロロプロパン	0.06	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006
	p-ジクロロベンゼン	0.2	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
	イソキサチオン	0.008								
	ダイアジノン	0.005								
	フェニトロチオン	0.003								
	イソプロチオラン	0.04								
	オキシシン銅	0.04								
	クロロタロニル	0.05								
	プロピザミド	0.008								
	E P N	0.006								
	ジクロロボス	0.008								
	フェノパカルブ	0.03								
	イプロベンホス	0.008								
	クロルニトロフェン									
	トルエン	0.6	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06
	キシレン	0.4	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04
	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06								
	ニッケル									
	モリブデン	0.07								
	アンチモン	0.02								
	塩化ビニルモノマー	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	エピクロヒドリン	0.0004								
全マンガン	0.2									
ウラン	0.002									
ホルムアルデヒド										
その他項目	電導度		120	120	120	120	160	140	180	180
	全蒸発残留物									
	酸消費量P H 4.8									
	酸消費量P H 8.3									
	全硬度		44	47	46	44	50	49	64	53
	Ca硬度		34	36	35	33	37	36	46	38
	Mg硬度		10	11	11	10	13	12	17	14
	アンモニア性窒素	0.06	0.02	0.02	0.03	0.02	0.06	0.03	0.04	0.54
	亜硝酸性窒素	0.02	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.03	0.06	0.02	0.07
	硝酸性窒素	1.7	1.6	1.9	1.8	4.1	3.5	5.5	4.7	
	塩素イオン	4.6	3.9	4.0	4.5	10	8.5	9.4	16	
	硫酸イオン	9.7	10	10	9.5	19	16	20	18	
	りん酸イオン	0.11	0.15	0.16	0.17	0.54	0.35	0.42	0.94	
	りん酸態りん(P0,-P)	0.038	0.051	0.052	0.056	0.17	0.12	0.13	0.30	
	化学的酸素要求量(COD)	2.1	2.0	<0.5	1.6	7.8	7.0	4.4	6.1	
ナトリウム	6.3	6.2	6.2	6.1	10	9.1	9.9	11		
カリウム	1.5	1.6	1.8	1.5	3.6	3.1	3.5	3.3		
ブロマイオン	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.05	<0.01	<0.01	<0.01		
塩素酸										

単位：mg/l ただしpH値、電気伝導率μS/cm、大腸菌群数CFU/100mlを除く <は定量下限値未満

採水時の項目	河川名	環境基準	栗の木川				諏訪沢川				
			R4.5.11	R4.8.17	R4.10.19	R5.2.15	R4.5.11	R4.8.17	R4.10.19	R5.2.15	
採水年月日	採水時刻		10:15	10:10	10:15	10:09	10:20	10:15	10:22	10:17	
	気温(℃)		22.0	24.0	19.0	4.0	21.0	24.0	21.0	4.0	
	水温(℃)		13.0	22.0	12.5	4.0	10.5	19.0	13.0	3.0	
	色相		無色透明	無色透明	無色透明	無色透明	無色透明	無色透明	無色透明	無色透明	
	透視度(cm)		30<	30<	30<	30<	30<	30<	30<	30<	
	カドミウム	0.003									
健康項目	全シアン	不検出									
	鉛	0.01									
	六価クロム	0.05									
	ヒ素	0.01									
	総水銀	0.0005									
	ジクロロメタン	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
	四塩化炭素	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	
	1,2-ジクロロエタン	0.004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	
	1,1-ジクロロエチレン	0.1	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
	1,1,1-トリクロロエタン	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	
	トリクロロエチレン	0.01	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	
	テトラクロロエチレン	0.01	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	
	1,3-ジクロロプロペン	0.002	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	
	1,4-ジオキサン	0.05	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
	チウラム	0.006									
	シマジン	0.003									
	チオベンカルブ	0.02									
	ベンゼン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
	セレン	0.01									
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	4.2	3.7	6.1	6.0	3.5	3.4	9.3	10	
	ふっ素	0.8	0.03	0.04	<0.02	<0.02	0.04	0.04	0.02	0.02	
	ほう素	1									
	生活環境項目	水素イオン濃度(pH)	6.5~8.5	8.1	7.9	7.8	7.5	7.7	7.8	7.8	7.6
		生物化学的酸素要求量(BOD)	2	1.0	<0.5	1.5	1.7	0.9	<0.5	1.1	1.8
		浮遊物質(S S)	25	5	2	1	2	3	3	<1	<1
		溶存酸素量(DO)	7.5	10.2	9.1	10.1	12.0	10.4	9.4	10.2	12.0
		大腸菌数	300	140	390	180	20	80	250	100	40
		全亜鉛	0.03								
全窒素			4.3	3.3	7.3	9.9	3.8	3.3	9.2	16	
全りん			0.021	0.042	0.10	0.10	0.20	0.14	0.30	0.76	
特殊項目		銅									
		溶解性鉄									
	溶解性マンガン										
	全クロム										
	クロホルム	0.06	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	
要監視項目	t-1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	
	1,2-ジクロロプロパン	0.06	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	
	p-ジクロロベンゼン	0.2	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	
	イソキサチオン	0.008									
	ダイアジノン	0.005									
	フェニトロチオン	0.003									
	イソプロチオラン	0.04									
	オキシシン銅	0.04									
	クロロタロニル	0.05									
	プロピザミド	0.008									
	E P N	0.006									
	ジクロロボス	0.008									
	フェノパカルブ	0.03									
	イプロベンホス	0.008									
	クロルニトロフェン										
	トルエン	0.6	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	
	キシレン	0.4	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	
	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06									
	ニッケル										
	モリブデン	0.07									
	アンチモン	0.02									
	塩化ビニルモノマー	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	
	エピクロロヒドリン	0.0004									
	全マンガン	0.2									
	ウラン	0.002									
ホルムアルデヒド											
その他項目	電導度		150	160	200	200	180	160	290	370	
	全蒸発残留物										
	酸消費量PH4.8										
	酸消費量PH8.3										
	全硬度		60	63	79	76	53	56	98	110	
	Ca硬度		42	45	55	53	36	39	67	76	
	Mg硬度		18	18	24	23	17	16	31	37	
	アンモニア性窒素	0.03	0.02	0.03	0.04	0.03	0.02	0.02	0.02	0.08	
	亜硝酸性窒素	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	
	硝酸性窒素	4.2	3.7	6.1	6.0	3.5	3.4	9.3	10		
	塩素イオン	14	14	19	19	16	14	20	39		
	硫酸イオン	6.3	9.3	7.2	5.7	16	14	19	22		
	りん酸イオン	0.15	0.13	0.17	<0.005	0.52	0.41	1.0	1.5		
	りん酸態りん(P0,-P)	0.049	0.043	0.057	<0.003	0.17	0.13	0.35	0.48		
	化学的酸素要求量(COD)	2.6	1.6	2.4	1.4	3.4	2.5	2.4	3.0		
ナトリウム	7.1	7.8	9.2	9.1	9.0	8.4	13	17			
カリウム	1.5	2.1	2.1	1.6	12	7.0	14	20			
ブロマイオン	0.01	0.03	0.04	0.04	<0.01	0.03	0.14	0.28			
塩素酸											

単位：mg/l ただし pH値、電気伝導率μS/cm、大腸菌群数CFU/100mlを除く <は定量下限値未満

採水時の項目	河川名	環境基準	滝川				黒沢川			
			R4.5.11	R4.8.17	R4.10.19	R5.2.15	R4.5.11	R4.8.17	R4.10.19	R5.2.15
採水年月日	採水時刻		10:40	10:25	10:35	10:31	10:45	10:30	10:42	10:42
	気温(℃)		23.0	25.0	21.5	3.0	24.0	25.0	17.0	4.0
	水温(℃)		11.0	19.5	12.5	5.0	12.0	19.5	13.0	3.0
	色相		無色透明	無色透明	無色透明	無色透明	無色透明	無色透明	無色透明	無色透明
	透視度(cm)		30<	30<	30<	30<	30<	30<	30<	30<
健康項目	カドミウム	0.003								
	全シアン	不検出								
	鉛	0.01								
	六価クロム	0.05								
	ヒ素	0.01								
	総水銀	0.0005								
	ジクロロメタン	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
	四塩化炭素	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	1,2-ジクロロエタン	0.004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
	1,1-ジクロロエチレン	0.1	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
	1,1,1-トリクロロエタン	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
	トリクロロエチレン	0.01	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	テトラクロロエチレン	0.01	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	1,3-ジクロロプロペン	0.002	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	1,4-ジオキサン	0.05	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	チウラム	0.006								
	シマジン	0.003								
	チオベンカルブ	0.02								
ベンゼン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
セレン	0.01									
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	2.0	2.4	4.5	4.3	2.9	2.8	5.8	5.3	
ふっ素	0.8	0.04	0.03	0.02	<0.02	0.05	0.03	<0.02	<0.02	
ほう素	1									
生活環境項目	水素イオン濃度(pH)	6.5~8.5	7.5	7.7	7.8	7.6	7.5	7.8	7.8	7.5
	生物化学的酸素要求量(BOD)	2	1.2	0.7	0.9	2.0	0.7	<0.5	0.7	1.5
	浮遊物質(S S)	25	5	4	1	7	5	3	2	4
	溶存酸素量(DO)	7.5	10.3	8.8	10.2	11.0	10.1	9.2	10.2	12.0
	大腸菌数	300	170	160	410	170	0	420	730	2,400
	全亜鉛	0.03								
	全窒素		2.2	2.3	5.0	7.7	4.5	2.5	7.8	8.8
	全りん		0.047	0.096	0.19	0.21	0.15	0.15	0.22	0.33
	特殊項目	銅								
		溶解性鉄								
溶解性マンガン										
全クロム										
要監視項目	クロホルム	0.06	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006
	t-1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
	1,2-ジクロロプロパン	0.06	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006
	p-ジクロロベンゼン	0.2	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
	イソキサチオン	0.008								
	ダイアジノン	0.005								
	フェネトロチオン	0.003								
	イソプロチオラン	0.04								
	オキシシン銅	0.04								
	クロロタロニル	0.05								
	プロピザミド	0.008								
	E P N	0.006								
	ジクロロボス	0.008								
	フェノパルブ	0.03								
	イプロベンボス	0.008								
	クロルニトロフェン									
	トルエン	0.6	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06
	キシレン	0.4	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04
	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06								
	ニッケル									
モリブデン	0.07									
アンチモン	0.02									
塩化ビニルモノマー	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	
エピクロヒドリン	0.0004									
全マンガン	0.2									
ウラン	0.002									
ホルムアルデヒド										
その他項目	電導度		93	110	160	170	130	130	180	180
	全蒸発残留物									
	酸消費量PH4.8									
	酸消費量PH8.3									
	全硬度		33	43	61	63	45	50	69	65
	Ca硬度		24	30	43	44	32	36	49	46
	Mg硬度		9.0	12	18	18	13	14	20	19
	アンモニウム性窒素		0.03	0.02	0.02	0.17	0.41	0.02	0.05	0.18
	亜硝酸性窒素		0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.02	0.03	0.01	0.01
	硝酸性窒素		2.0	2.4	4.5	4.3	2.8	2.7	5.8	5.3
	塩素イオン		4.2	4.9	6.5	7.8	7.6	6.6	8.9	8.9
	硫酸イオン		6.4	8.8	10	11	10	11	12	11
	りん酸イオン		0.077	0.16	0.27	0.36	0.39	0.41	0.63	0.52
	りん酸態りん(P0-P)		0.025	0.054	0.090	0.12	0.12	0.13	0.20	0.17
	化学的酸素要求量(COD)		3.3	1.5	2.2	2.7	3.4	2.0	2.4	3.2
ナトリウム		5.1	5.9	8.6	9.1	7.1	7.3	9.6	9.4	
カリウム		1.1	1.7	2.3	2.1	1.8	1.8	2.2	1.9	
ブロマイオン		<0.01	0.02	<0.01	<0.01	<0.01	0.01	0.02	<0.01	
塩素酸										

単位: mg/l ただし pH値、電気伝導率 μ S/cm、大腸菌群数 CFU/100mlを除く <は定量下限値未満

採水時の項目	河川名	環境基準	天竜川				田島沢川			
			R4.5.11	R4.8.17	R4.10.19	R5.2.15	R4.5.25	R4.8.17	R4.10.26	R5.2.1
採水年月日	採水年月日									
	採水時刻		10:40	10:40	10:25	10:05	10:05	9:57	11:22	11:04
気温(℃)	気温(℃)		20.5	25.0	17.0	4.0	25.5	25.0	21.0	12.0
	水温(℃)		15.0	21.5	13.5	3.0	20.0	21.0	12.0	3.0
色相	色相		無色透明	無色透明	無色透明	無色透明	無色透明	無色透明	無色透明	無色透明
	透視度(cm)		30<	30<	30<	30<	30<	30<	30<	30<
健康項目	カドミウム	0.003							<0.0003	
	全シアン	不検出							不検出	
健康項目	鉛	0.01							<0.005	
	六価クロム	0.05							<0.01	
健康項目	ヒ素	0.01							<0.005	
	総水銀	0.0005							<0.0005	
健康項目	ジクロロメタン	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
	四塩化炭素	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
健康項目	1,2-ジクロロエタン	0.004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
	1,1-ジクロロエチレン	0.1	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
健康項目	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
	1,1,1-トリクロロエタン	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
健康項目	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
	トリクロロエチレン	0.01	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
健康項目	テトラクロロエチレン	0.01	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	1,3-ジクロロプロペン	0.002	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
健康項目	1,4-ジオキサン	0.05	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	チウラム	0.006								
健康項目	シマジン	0.003							<0.0003	
	チオベンカルブ	0.02							<0.002	
健康項目	ベンゼン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	セレン	0.01							<0.002	
健康項目	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	3.6	3.5	4.5	3.3	1.9	2.3	2.5	2.1
	ふっ素	0.8	0.03	0.04	0.02	<0.02	0.04	0.03	0.02	0.02
健康項目	ほう素	1							<0.02	
	水素イオン濃度(pH)	6.5~8.5	7.5	7.9	7.8	7.6	7.9	7.9	7.9	7.7
生活環境項目	生物化学的酸素要求量(BOD)	2	0.9	<0.5	0.5	1.8	1.9	<0.5	0.6	0.8
	浮遊物質量(SS)	25	4	3	<1	<1	4	3	<1	<1
生活環境項目	溶存酸素量(DO)	7.5	10.0	8.4	9.9	12.0	9.1	9.0	10.0	12.5
	大腸菌数	300	330	270	230	10	420	1,900	470	830
生活環境項目	全亜鉛	0.03							<0.001	
	全窒素		3.7	3.4	4.6	5.2	1.8	2.1	4.2	2.3
生活環境項目	全りん		0.088	0.19	0.18	0.18	0.082	0.086	0.20	0.052
	銅								<0.01	
特殊項目	溶解性鉄								<0.1	
	溶解性マンガン								<0.05	
特殊項目	全クロム								<0.02	
	クロロホルム	0.06	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006
要監視項目	t-1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
	1,2-ジクロロプロパン	0.06	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006
要監視項目	p-ジクロロベンゼン	0.2	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
	イソキサチオン	0.008							<0.0008	
要監視項目	ダイアジノン	0.005							<0.0005	
	フェニトロチオン	0.003							<0.0003	
要監視項目	イソプロチオラン	0.04							<0.004	
	オキシシン銅	0.04								
要監視項目	クロロタロニル	0.05							<0.005	
	プロピザミド	0.008							<0.0008	
要監視項目	E.P.N	0.006							<0.0006	
	ジクロロボス	0.008							<0.0008	
要監視項目	フェノパカルブ	0.03							<0.003	
	イプロベンホス	0.008							<0.0008	
要監視項目	クロルニトロフェン								<0.0001	
	トルエン	0.6	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06
要監視項目	キシレン	0.4	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04
	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06							<0.006	
要監視項目	ニッケル								<0.005	
	モリブデン	0.07							<0.007	
要監視項目	アンチモン	0.02							<0.002	
	塩化ビニルモノマー	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
要監視項目	エピクロロヒドリン	0.0004								
	全マンガン	0.2							<0.02	
要監視項目	ウラン	0.002							<0.0002	
	ホルムアルデヒド								<0.06	
その他項目	電導度		150	180	180	160	150	150	140	130
	全蒸発残留物									
その他項目	酸消費量PH4.8									
	酸消費量PH8.3									
その他項目	全硬度		60	74	73	64	59	62	59	53
	Ca硬度		45	55	54	47	45	47	44	40
その他項目	Mg硬度		15	18	18	16	14	15	15	13
	アンモニア性窒素	0.03	0.03	0.03	0.02	0.01	0.04	0.12	0.01	0.03
その他項目	亜硝酸性窒素	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.02	<0.01	<0.01	<0.01
	硝酸性窒素	3.6	3.5	4.5	3.3	1.9	2.3	2.4	2.1	
その他項目	塩素イオン	8.3	9.0	9.0	9.2	4.6	4.6	4.3	4.3	
	硫酸イオン	11	17	13	10	12	14	13	12	
その他項目	りん酸イオン	0.27	0.48	0.38	0.23	0.17	0.22	0.14	0.10	
	りん酸態りん(P0,-P)	0.089	0.15	0.12	0.075	0.058	0.073	0.048	0.031	
その他項目	化学的酸素要求量(COD)	2.4	2.0	2.0	0.8	2.7	1.6	1.2	1.0	
	ナトリウム	7.5	8.2	8.3	8.1	6.6	7.0	6.4	6.0	
その他項目	カリウム	1.9	2.7	2.4	1.5	2.1	2.4	1.9	1.4	
	ブロマイオン	<0.01	0.02	0.02	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	
その他項目	塩素酸									

単位：mg/l ただし pH値、電気伝導率μS/cm、大腸菌群数CFU/100mlを除く <は定量下限値未満

採水時の項目	河川名	環境基準	寺沢川				沼尾川(狹川)			
			R4.5.25	R4.8.17	R4.10.26	R5.2.1	R4.5.18	R4.8.17	R4.10.12	R5.2.1
採水年月日	採水時刻		10:15	9:49	11:33	10:53	11:00	10:20	11:04	11:28
	気温(℃)		26.0	24.0	22.0	9.5	26.0	23.0	18.0	5.0
	水温(℃)		17.0	20.0	13.0	5.0	16.0	20.0	15.5	5.0
	色相		淡白濁	無色透明	無色透明	無色透明	無色透明	無色透明	無色透明	無色透明
	透視度(cm)		30<	30<	30<	30<	30<	30<	30<	30<
健康項目	カドミウム	0.003			<0.0003		<0.0003			
	全シアン	不検出			不検出		不検出			
	鉛	0.01			<0.005		<0.005			
	六価クロム	0.05			<0.01		<0.01			
	ヒ素	0.01			<0.005		<0.005			
	総水銀	0.0005			<0.0005		<0.0005			
	ジクロロメタン	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
	四塩化炭素	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	1,2-ジクロロエタン	0.004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
	1,1-ジクロロエチレン	0.1	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
	1,1,1-トリクロロエタン	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
	トリクロロエチレン	0.01	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	テトラクロロエチレン	0.01	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	1,3-ジクロロプロペン	0.002	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	1,4-ジオキサン	0.05	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	チウラム	0.006								
	シマジン	0.003			<0.0003		<0.0003			
	チオベンカルブ	0.02			<0.002		<0.002			
	ベンゼン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	セレン	0.01			<0.002		<0.002			
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	1.0	1.2	1.3	1.1	1.3	0.98	0.93	1.7
	ふっ素	0.8	0.04	0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.03	0.02	0.03
	ほう素	1			<0.02		0.46			
生活環境項目	水素イオン濃度(pH)	6.5~8.5	7.6	7.9	7.6	7.5	8.1	7.7	7.8	8.1
	生物化学的酸素要求量(BOD)	2	1.4	<0.5	0.5	0.6	3.1	<0.5	0.5	1.8
	浮遊物質(S S)	25	11	2	2	3	3	2	2	2
	溶存酸素量(DO)	7.5	9.5	8.7	10.3	11.9	9.4	9.0	9.7	11.3
	大腸菌数	300	30	180	0	10	100	180	150	0
	全亜鉛	0.03			<0.001		<0.001			
	全窒素		1.0	1.1	2.1	1.2	1.3	0.88	1.0	2.0
	全りん		0.059	0.042	0.073	0.048	0.082	0.042	0.022	0.087
	特殊項目	銅				<0.01		<0.01		
		溶解性鉄				<0.1		<0.1		
溶解性マンガン					<0.05		<0.05			
全クロム					<0.02		<0.02			
要監視項目	クロホルム	0.06	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	
	t-1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	
	1,2-ジクロロプロパン	0.06	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	
	p-ジクロロベンゼン	0.2	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	
	イソキサチオン	0.008			<0.0008		<0.0008			
	ダイアジノン	0.005			<0.0005		<0.0005			
	フェニトロチオン	0.003			<0.0003		<0.0003			
	イソプロチオラン	0.04			<0.004		<0.004			
	オキシシン銅	0.04								
	クロロタロニル	0.05			<0.005		<0.005			
	プロピザミド	0.008			<0.0008		<0.0008			
	E.P.N	0.006			<0.0006		<0.0006			
	ジクロロボス	0.008			<0.0008		<0.0008			
	フェノパルブ	0.03			<0.003		<0.003			
	イプロベンホス	0.008			<0.0008		<0.0008			
	クロルニトロフェン				<0.0001		<0.0001			
	トルエン	0.6	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	
	キシレン	0.4	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	
	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06			<0.006		<0.006			
	ニッケル				<0.005		<0.005			
	モリブデン	0.07			<0.007		<0.007			
	アンチモン	0.02			<0.002		<0.002			
	塩化ビニルモノマー	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	
	エピクロヒドリン	0.0004								
	全マンガン	0.2			<0.02		0.17			
ウラン	0.002			<0.0002		<0.0002				
ホルムアルデヒド				<0.06		<0.06				
その他項目	電導度		96	100	94	87	450	230	260	590
	全蒸発残留物									
	酸消費量PH4.8									
	酸消費量PH8.3									
	全硬度		35	39	34	30	160	84	87	210
	Ca硬度		27	30	27	24	120	63	65	160
	Mg硬度		7.0	8.5	7.2	6.0	40	21	22	55
	アンモニウム性窒素		0.02	0.02	0.01	0.03	0.24	0.08	0.05	0.45
	亜硝酸性窒素		0.02	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.08	0.01	<0.01
	硝酸性窒素		1.0	1.2	1.3	1.1	1.3	0.9	0.9	1.7
	塩素イオン		3.2	2.3	2.4	2.6	32	17	18	47
	硫酸イオン		6.4	6.2	5.8	5.9	89	46	47	120
	りん酸イオン		<0.005	0.080	0.085	0.060	<0.005	0.083	0.060	<0.005
	りん酸態りん(P0-P)		<0.003	0.026	0.027	0.020	<0.003	0.027	0.020	<0.003
	化学的酸素要求量(COD)		2.3	1.7	3.8	1.5	2.8	1.8	1.5	1.7
ナトリウム		5.0	5.2	5.0	4.7	30	16	17	42	
カリウム		1.3	1.4	1.3	1.2	4.7	2.4	2.3	4.5	
ブロマイオン		<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.06	0.05	0.16	
塩素酸										

単位：mg/l ただし pH値、電気伝導率μS/cm、大腸菌群数CFU/100mlを除く <は定量下限値未満

採水時の項目	河川名	環境基準	大輪川				芦の沢川				
			R4.5.18	R4.8.17	R4.10.12	R5.2.1	R4.5.25	R4.8.17	R4.10.12	R5.2.1	
採水年月日											
採水時刻			11:25	10:43	11:27	11:45	10:45	9:32	10:39	10:37	
気温(℃)			24.5	24.0	18.0	7.5	28.0	24.0	19.0	3.0	
水温(℃)			15.5	20.0	16.0	5.5	19.0	20.0	16.0	1.0	
色相			無色透明	無色透明	無色透明	微々黄	無色透明	無色透明	無色透明	無色透明	
透視度(cm)			30<	30<	30<	30<	30<	30<	30<	30<	
健康項目	カドミウム	0.003	<0.0003								
	全シアン	不検出	不検出								
	鉛	0.01	<0.005								
	六価クロム	0.05	<0.01								
	ヒ素	0.01	<0.005								
	総水銀	0.0005	<0.0005								
	ジクロロメタン	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
	四塩化炭素	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	
	1,2-ジクロロエタン	0.004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	
	1,1-ジクロロエチレン	0.1	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
	1,1,1-トリクロロエタン	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	
	トリクロロエチレン	0.01	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	
	テトラクロロエチレン	0.01	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	
	1,3-ジクロロプロペン	0.002	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	
	1,4-ジオキサン	0.05	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
	チウラム	0.006									
	シマジン	0.003	<0.0003								
	チオベンカルブ	0.02	<0.002								
	ベンゼン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
	セレン	0.01	<0.002								
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	2.3	2.2	2.4	2.6	8.7	13	12	10		
ふっ素	0.8	0.05	0.04	0.03	<0.02	0.03	0.03	0.02	<0.02		
ほう素	1	0.30									
生活環境項目	水素イオン濃度(pH)	6.5~8.5	8.0	7.9	8.0	8.1	7.8	7.6	7.7	7.9	
	生物化学的酸素要求量(BOD)	2	3.4	<0.5	<0.5	1.1	1.4	<0.5	0.6	1.3	
	浮遊物質(S S)	25	1	5	<1	2	2	1	<1	1	
	溶存酸素量(DO)	7.5	9.6	8.5	9.8	12.0	8.9	9.0	9.6	13.0	
	大腸菌数	300	490	140	60	10	30	180	2,000	70	
	全亜鉛	0.03	<0.001								
	全窒素		2.1	2.0	2.8	2.7	7.3	10	12	9.6	
	全りん		0.11	0.072	0.068	0.073	0.079	0.049	0.032	0.046	
	特殊項目	銅		<0.01							
		溶解性鉄		<0.1							
溶解性マンガン			<0.05								
全クロム			<0.02								
要監視項目	クロホルム	0.06	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	
	t-1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	
	1,2-ジクロロプロパン	0.06	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	
	p-ジクロロベンゼン	0.2	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	
	イソキサチオン	0.008	<0.0008								
	ダイアジノン	0.005	<0.0005								
	フェニトロチオン	0.003	<0.0003								
	イソプロチオラン	0.04	<0.004								
	オキシシン銅	0.04									
	クロロタロニル	0.05	<0.005								
	プロピザミド	0.008	<0.0008								
	E.P.N	0.006	<0.0006								
	ジクロロボス	0.008	<0.0008								
	フェノパルブ	0.03	<0.003								
	イプロベンボス	0.008	<0.0008								
	クロルニトロフェン		<0.0001								
	トルエン	0.6	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	
	キシレン	0.4	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	
	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06	<0.006								
	ニッケル		<0.005								
	モリブデン	0.07	<0.007								
	アンチモン	0.02	<0.002								
	塩化ビニルモノマー	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	
	エピクロロヒドリン	0.0004									
	全マンガン	0.2	<0.02								
	ウラン	0.002	<0.0002								
	ホルムアルデヒド		<0.06								
その他項目	電導度		330	330	330	330	220	270	240	230	
	全蒸発残留物										
	酸消費量PH4.8										
	酸消費量PH8.3										
	全硬度		120	110	110	110	86	99	95	92	
	Ca硬度		82	84	83	83	64	73	70	67	
	Mg硬度		33	33	33	34	22	25	25	24	
	アンモニア性窒素	0.05	0.05	0.01	0.07	0.03	0.03	0.03	0.01	0.08	
	亜硝酸性窒素	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	
	硝酸性窒素	2.3	2.2	2.4	2.6	8.7	13	12	10	10	
	塩素イオン	19	18	17	18	13	15	14	15	15	
	硫酸イオン	59	61	33	58	24	29	27	27	27	
	りん酸イオン	0.34	0.17	0.18	0.15	0.23	0.19	0.08	0.090	0.090	
	りん酸態りん(P0,-P)	0.11	0.055	0.059	0.048	0.077	0.064	0.026	0.028	0.028	
	化学的酸素要求量(COD)	3.2	1.8	0.9	1.0	2.8	2.0	1.9	1.6	1.6	
ナトリウム	21	20	20	21	9.0	9.6	9.2	9.1	9.1		
カリウム	3.0	3.4	3.0	2.6	3.0	3.7	3.3	2.3	2.3		
ブロマイオン	<0.01	0.04	0.04	0.04	<0.01	0.03	0.03	<0.01	<0.01		
塩素酸											

単位：mg/l ただしpH値、電気伝導率μS/cm、大腸菌群数CFU/100mlを除く <は定量下限値未満

採水時の項目	河川名	環境基準	大門川				鯉沢川			
			R4.5.25	R4.8.3	R4.10.12	R5.2.1	R4.5.25	R4.8.3	R4.10.12	R5.2.1
採水年月日										
採水時刻			9:50	11:40	10:15	10:20	9:40	11:50	9:59	10:08
気温(℃)			26.0	34.0	19.0	9.0	24.0	33.0	18.0	9.0
水温(℃)			24.5	24.5	17.0	4.0	19.5	24.0	15.0	6.0
色相			淡黄色	淡黄色	微々黄	黄濁	無色透明	無色透明	無色透明	無色透明
透視度(cm)			30<	30<	30<	8.5	30<	30<	30<	30<
健康項目	カドミウム	0.003		<0.0003				<0.0003		
	全シアン	不検出		不検出				不検出		
	鉛	0.01		<0.005				<0.005		
	六価クロム	0.05		<0.01				<0.01		
	ヒ素	0.01		<0.005				<0.005		
	総水銀	0.0005		<0.0005				<0.0005		
	ジクロロメタン	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
	四塩化炭素	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	1,2-ジクロロエタン	0.004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
	1,1-ジクロロエチレン	0.1	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
	1,1,1-トリクロロエタン	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
	トリクロロエチレン	0.01	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	テトラクロロエチレン	0.01	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	1,3-ジクロロプロペン	0.002	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	1,4-ジオキサン	0.05	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	チウラム	0.006								
	シマジン	0.003		<0.0003				<0.0003		
	チオベンカルブ	0.02		<0.002				<0.002		
	ベンゼン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	セレン	0.01		<0.002				<0.002		
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	7.4	12	12	6.1	3.0	6.0	6.1	3.5
	ふっ素	0.8	0.03	0.02	0.03	<0.02	0.04	0.03	0.02	<0.02
	ほう素	1		0.02				0.02		
	水素イオン濃度(pH)	6.5~8.5	8.2	8.1	7.8	7.8	7.6	7.7	7.6	7.6
	生物化学的酸素要求量(BOD)	2	2.5	<0.5	0.7	12.0	1.6	0.6	0.6	2.4
	浮遊物質(S S)	25	3	2	<1	12	<1	3	<1	2
	溶存酸素量(DO)	7.5	8.9	8.8	9.7	11.0	9.2	8.5	9.4	11.0
	大腸菌数	300	220	280	550	850	390	1,100	440	400
全亜鉛	0.03		0.001				0.007			
全窒素		8.1	11	12	16	2.7	5.9	5.5	3.9	
全りん		1.9	0.58	0.96	2.7	0.12	0.20	0.088	0.20	
銅			<0.01				<0.01			
溶解性鉄			<0.1				<0.1			
溶解性マンガン			<0.05				<0.05			
全クロム			<0.02				<0.02			
クロロホルム	0.06	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	
t-1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	
1,2-ジクロロプロパン	0.06	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	
p-ジクロロベンゼン	0.2	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	
イソキサチオン	0.008		<0.0008				<0.0008			
ダイアジノン	0.005		<0.0005				<0.0005			
フェニトロチオン	0.003		<0.0003				<0.0003			
イソプロチオラン	0.04		<0.004				<0.004			
オキシ銅	0.04									
クロロタロニル	0.05		<0.005				<0.005			
プロピザミド	0.008		<0.0008				<0.0008			
E.P.N	0.006		<0.0006				<0.0006			
ジクロロボス	0.008		<0.0008				<0.0008			
フェノバルブ	0.03		<0.003				<0.003			
イプロベンボス	0.008		<0.0008				<0.0008			
クロルニトロフェン			<0.0001				<0.0001			
トルエン	0.6	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	
キシレン	0.4	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06		<0.006				<0.006			
ニッケル			<0.005				<0.005			
モリブデン	0.07		<0.007				<0.007			
アンチモン	0.02		<0.002				<0.002			
塩化ビニルモノマー	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	
エピクロヒドリン	0.0004									
全マンガン	0.2		0.02				<0.02			
ウラン	0.002		<0.0002				<0.0002			
ホルムアルデヒド			<0.06				<0.06			
電導度		300	230	270	300	130	180	180	150	
全蒸発残留物										
酸消費量PH4.8										
酸消費量PH8.3										
全硬度		69	76	82	69	46	66	68	51	
Ca硬度		46	52	56	46	34	49	50	37	
Mg硬度		23	23	26	23	12	17	18	13	
アンモニア性窒素	0.07	0.25	0.01	4.2	0.04	0.05	0.02	0.29		
亜硝酸性窒素	0.03	0.06	<0.01	0.18	<0.01	<0.01	<0.01	0.01		
硝酸性窒素	7.4	12	12	5.9	3.0	6.0	6.1	3.5		
塩素イオン	22	13	16	20	6.8	10	9.3	10		
硫酸イオン	33	28	28	30	14	20	21	15		
りん酸イオン	5.6	1.5	2.2	4.0	0.28	0.47	0.18	0.40		
りん酸態りん(P0,-P)	1.8	0.50	0.74	1.3	0.091	0.15	0.059	0.13		
化学的酸素要求量(COD)	7.2	3.2	2.3	14	1.6	3.2	0.9	3.8		
ナトリウム	12	10	10	12	6.5	9.1	8.3	8.9		
カリウム	2.9	11	14	27	2.1	3.8	3.3	2.4		
ブロマイオン	0.10	0.03	0.03	0.07	<0.01	0.02	0.02	<0.01		
塩素酸										

単位：mg/l ただし pH値、電気伝導率µS/cm、大腸菌群数CFU/100mlを除く <は定量下限値未満

採水時の項目	河川名	環境基準	逆川				天神沢川			
			R4.5.25	R4.8.17	R4.10.12	R5.2.8	R4.5.25	R4.8.17	R4.10.12	R5.2.8
採水年月日	採水時刻		11:00	11:10	10:05	11:03	9:40	11:22	9:49	11:16
	気温 (°C)		26.0	24.0	20.0	12.0	26.5	27.0	19.0	15.0
	水温 (°C)		23.5	21.0	16.0	11.0	22.0	23.0	16.0	7.5
	色相		無色透明	無色透明	無色透明	無色透明	無色透明	微々淡黄	微々黄	微々黄
	透視度 (cm)		30<	30<	30<	30<	30<	30<	30<	30<
健康項目	カドミウム	0.003				<0.0003				<0.0003
	全シアン	不検出				不検出				不検出
	鉛	0.01				<0.005				<0.005
	六価クロム	0.05				<0.01				<0.01
	ヒ素	0.01				<0.005				<0.005
	総水銀	0.0005				<0.0005				<0.0005
	ジクロロメタン	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
	四塩化炭素	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	1,2-ジクロロエタン	0.004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
	1,1-ジクロロエチレン	0.1	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
	1,1,1-トリクロロエタン	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
	トリクロロエチレン	0.01	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	テトラクロロエチレン	0.01	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	1,3-ジクロロプロペン	0.002	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	1,4-ジオキサン	0.05	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	チウラム	0.006								
	シマジン	0.003				<0.0003				<0.0003
	チオベンカルブ	0.02				<0.002				<0.002
	ベンゼン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
セレン	0.01				<0.002				<0.002	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	2.4	2.2	5.0	2.8	1.1	1.9	2.8	1.9	
ふっ素	0.8	0.12	0.17	0.07	0.05	0.04	0.04	0.13	0.15	
ほう素	1				0.08				0.08	
生活環境項目	水素イオン濃度(pH)	6.5~8.5	7.7	7.7	7.7	7.9	9.3	8.9	8.6	8.0
	生物化学的酸素要求量(BOD)	2	3.5	1.0	1.2	3.6	4.0	1.7	1.7	4.3
	浮遊物質(S S)	25	7	5	2	5	2	<1	10	
	溶存酸素量(DO)	7.5	8.9	8.4	9.7	12.3	10.0	10.3	11.0	13.7
	大腸菌数	300	770	940	350	760	160	70	160	870
	全亜鉛	0.03				0.006				0.008
	全窒素		2.8	2.1	5.3	5.8	1.5	1.9	3.2	4.5
	全りん		0.31	0.16	0.28	3.6	0.12	0.10	0.15	2.2
特殊項目	銅					<0.01				<0.01
	溶解性鉄					<0.1				0.3
	溶解性マンガン					<0.05				<0.05
	全クロム					<0.02				<0.02
要監視項目	クロロホルム	0.06	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006
	t-1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
	1,2-ジクロロプロパン	0.06	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006
	p-ジクロロベンゼン	0.2	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
	イソキサチオン	0.008				<0.0008				<0.0008
	ダイアジノン	0.005				<0.0005				<0.0005
	フェニトロチオン	0.003				<0.0003				<0.0003
	イソプロチオラン	0.04				<0.004				<0.004
	オキシシン銅	0.04								
	クロロタロニル	0.05				<0.005				<0.005
	プロピザミド	0.008				<0.0008				<0.0008
	E P N	0.006				<0.0006				<0.0006
	ジクロロボス	0.008				<0.0008				<0.0008
	フェノフルアル	0.03				<0.003				<0.003
	イプロベンボス	0.008				<0.0008				<0.0008
	クロルニトロフェン					<0.0001				<0.0001
	トルエン	0.6	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06
	キシレン	0.4	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04
	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06				<0.006				<0.006
	ニッケル					<0.005				<0.005
	モリブデン	0.07				<0.007				<0.007
	アンチモン	0.02				<0.002				<0.002
	塩化ビニルモノマー	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	エピクロヒドリン	0.0004								
	全マンガン	0.2				0.02				0.02
ウラン	0.002				<0.0002				<0.0002	
ホルムアルデヒド					<0.06				<0.06	
その他項目	電導度		220	200	270	220	240	270	270	270
	全蒸発残留物									
	酸消費量PH4.8									
	酸消費量PH8.3									
	全硬度		72	73	89	69	91	99	100	90
	Ca硬度		53	54	67	50	67	74	75	66
	Mg硬度		18	18	22	18	23	25	25	24
	アンモニア性窒素	0.20	0.09	0.14	1.1	0.12	0.04	0.02	1.0	1.0
	亜硝酸性窒素	0.04	0.06	0.03	<0.01	<0.01	0.04	0.01	<0.01	<0.01
	硝酸性窒素	2.4	2.1	4.9	2.8	1.1	1.8	2.8	1.9	1.9
	塩素イオン	15	13	13	15	16	12	11	17	17
	硫酸イオン	45	45	43	33	41	42	45	50	50
	りん酸イオン	0.56	0.28	0.56	0.90	<0.005	0.18	0.31	0.47	0.47
	りん酸態りん(P0-P)	0.18	0.092	0.18	0.29	<0.003	0.060	0.10	0.15	0.15
	化学的酸素要求量(COD)	5.5	2.5	3.2	6.8	7.9	3.8	4.5	7.8	7.8
	ナトリウム	15	12	16	17	17	16	15	19	19
	カリウム	4.0	3.5	4.8	3.8	3.3	3.3	4.3	3.7	3.7
	ブロマイオン	0.06	0.03	0.05	<0.01	<0.01	0.04	0.04	<0.01	<0.01
	塩素酸									

単位：mg/l ただし pH値、電気伝導率 μ S/cm、大腸菌群数CFU/100mlを除く <は定量下限値未満

採水時の項目	河川名	環境基準	平沢川				金沢川			
			R4. 5. 18	R4. 8. 3	R4. 10. 26	R5. 2. 8	R4. 5. 18	R4. 8. 3	R4. 10. 26	R5. 2. 8
採水年月日										
採水時刻			9:30	9:30	9:25	11:00	12:00	11:35	11:30	11:30
気温 (°C)			21.5	35.0	14.0	14.0	22.0	28.0	17.0	13.0
水温 (°C)			16.0	26.0	11.0	7.0	18.0	24.0	16.0	11.5
色相			無色透明	無色透明	無色透明	無色透明	無色透明	無色透明	無色透明	無色透明
透視度 (cm)			30<	30<	30<	30<	30<	30<	30<	30<
健康項目	カドミウム	0.003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
	全シアン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
	鉛	0.01	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	六価クロム	0.05	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
	ヒ素	0.01	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	総水銀	0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	ジクロロメタン	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
	四塩化炭素	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.0004	0.0007	0.0015
	1,2-ジクロロエタン	0.004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
	1,1-ジクロロエチレン	0.1	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
	1,1,1-トリクロロエタン	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
	トリクロロエチレン	0.01	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	テトラクロロエチレン	0.01	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	1,3-ジクロロプロペン	0.002	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	1,4-ジオキサン	0.05	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	チウラム	0.006								
	シマジシ	0.003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
	チオベンカルブ	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
	ベンゼン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	セレン	0.01	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	1.6	1.6	2.2	1.9	1.2	2.3	2.1	1.7
	ふっ素	0.8	0.04	0.03	0.02	0.05	0.27	0.18	0.23	0.21
	ほう素	1	0.04	0.04	0.05	0.05	0.03	0.05	0.06	0.07
生活環境項目	水素イオン濃度(pH)	6.5~8.5	9.1	8.5	7.8	8.3	7.8	7.7	7.7	
	生物化学的酸素要求量(BOD)	2	3.6	0.9	0.7	2.7	2.9	<0.5	0.5	2.7
	浮遊物質濃度(SS)	25	3	1	<1	5	5	3	9	7
	溶存酸素量(DO)	7.5	12.0	8.1	11.0	13.0	9.0	8.1	9.6	10.0
	大腸菌数	300	40	200	460	100	260	1,000	50	2,400
	全亜鉛	0.03	<0.001	0.001	<0.001	0.003	0.025	0.003	0.010	0.023
	全窒素		1.5	1.7	3.5	2.9	1.3	2.4	3.6	3.0
	全りん		0.061	0.059	0.12	0.54	0.038	0.064	0.073	0.48
特殊項目	銅		<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.01
	溶解性鉄		<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.13
	溶解性マンガン		<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	0.060
	全クロム		<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.010
要目	クロロホルム	0.06	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006
	t-1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
	1,2-ジクロロプロパン	0.06	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006
	p-ジクロロベンゼン	0.2	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
	イソキサチオン	0.008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008
	ダイアジノン	0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	フェニトロチオン	0.003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
	イソプロチオラン	0.04	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
	オキシジ銅	0.04								
	クロロタロニル	0.05	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	プロピザミド	0.008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008
	E.P.N	0.006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
	ジクロロボス	0.008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008
	フェノバルブ	0.03	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003
	イプロベンホス	0.008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008
	クロルニトロフェン		<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
	トルエン	0.6	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06
	キシレン	0.4	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04
	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006
	ニッケル		<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	モリブデン	0.07	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	0.34	0.039	0.23	0.37
	アンチモン	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
	塩化ビニルモノマー	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	エピクロヒドリン	0.0004								
	全マンガン	0.2	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.06	<0.02	0.03	0.08
ウラン	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	
ホルムアルデヒド		<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	
その他項目	電導度		210	170	210	220	160	180	200	200
	全蒸発残留物									
	酸消費量PH4.8									
	酸消費量PH8.3									
	全硬度		85	70	83	87	51	72	71	63
	Ca硬度		61	51	60	62	38	52	53	47
	Mg硬度		23	18	22	24	13	20	17	16
	アンモニウム性窒素	0.01	0.04	0.04	0.02	0.03	0.02	0.05	0.03	0.17
	亜硝酸性窒素	0.02	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
	硝酸性窒素	1.6	1.6	2.2	1.9	1.2	2.3	2.1	1.7	
	塩素イオン	10	7.3	9.1	12	18	7.6	18	19	
	硫酸イオン	31	21	26	34	25	20	27	33	
	りん酸イオン	0.10	0.090	0.11	0.10	0.040	0.12	0.072	0.097	
	りん酸態りん(P0-P)	0.030	0.028	0.038	0.034	0.014	0.040	0.023	0.031	
	化学的酸素要求量(COD)	3.4	2.2	3.0	2.7	2.2	2.6	2.0	2.3	
ナトリウム	11	9.4	10	11	12	10	13	14		
カリウム	1.9	2.1	2.0	1.7	1.9	2.1	2.3	2.5		
ブロムイオン	0.05	<0.01	0.04	0.01	0.05	0.03	0.02	0.01		
塩素酸										

単位：mg/l ただし pH値、電気伝導率µS/cm、大腸菌群数CFU/100mlを除く <は定量下限値未満

採水時の項目	河川名	環境基準	東川				山田川				
			R4.5.11	R4.8.31	R4.10.19	R5.2.15	R4.5.11	R4.8.31	R4.10.19	R5.2.15	
採水時の項目	採水年月日										
	採水時刻		10:24	10:52	10:10	9:55	10:16	10:40	10:00	9:50	
	気温(℃)		19.0	27.0	18.0	6.0	21.0	28.0	17.0	6.0	
	水温(℃)		15.0	22.5	14.0	3.5	15.0	22.0	15.0	7.0	
	色相		無色透明	無色透明	無色透明	無色透明	無色透明	無色透明	無色透明	無色透明	
健康項目	透視度 (cm)		30<	30<	30<	30<	30<	30<	30<	30<	
	カドミウム	0.003									
	全シアン	不検出									
	鉛	0.01									
	六価クロム	0.05									
	ヒ素	0.01									
	総水銀	0.0005									
	ジクロロメタン	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
	四塩化炭素	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	
	1,2-ジクロロエタン	0.004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	
	1,1-ジクロロエチレン	0.1	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
	1,1,1-トリクロロエタン	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	
	トリクロロエチレン	0.01	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	
	テトラクロロエチレン	0.01	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	
	1,3-ジクロロプロペン	0.002	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	
	1,4-ジオキサン	0.05	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
	チウラム	0.006									
	シマジン	0.003									
	チオベンカルブ	0.02									
	ベンゼン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
	セレン	0.01									
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	6.8	5.2	9.4	9.8	5.3	4.5	5.7	9.1	
	ふっ素	0.8	0.04	0.04	0.02	<0.02	0.03	0.03	0.03	0.02	
	ほう素	1									
	生活環境項目	水素イオン濃度(pH)	6.5~8.5	7.5	7.6	7.8	7.6	7.8	7.8	7.8	7.8
		生物化学的酸素要求量(BOD)	2	1.2	1.9	0.7	2.0	0.9	1.6	2.0	2.0
		浮遊物質濃度(SS)	25	7	2	1	1	3	1	2	1
		溶存酸素量(DO)	7.5	9.7	8.7	10.1	12.0	9.9	8.9	9.7	11.0
大腸菌数		300	3,600	510	260	220	890	10	740	2,400	
全亜鉛		0.03									
全窒素			7.0	5.1	9.6	15	5.2	4.1	7.5	14	
全りん			0.098	0.15	0.16	0.19	0.38	0.31	0.23	0.63	
特殊項目		銅									
		溶解性鉄									
	溶解性マンガン										
	全クロム										
要監視項目	クロロホルム	0.06	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	
	t-1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	
	1,2-ジクロロプロパン	0.06	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	
	p-ジクロロベンゼン	0.2	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	
	イソキサチオン	0.008									
	ダイアジノン	0.005									
	フェニトロチオン	0.003									
	イソプロチオラン	0.04									
	オキシシン銅	0.04									
	クロロタロニル	0.05									
	プロピザミド	0.008									
	E.P.N	0.006									
	ジクロロボス	0.008									
	フェノバルブ	0.03									
	イプロベンホス	0.008									
	クロルニトロフェン										
	トルエン	0.6	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	
	キシレン	0.4	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	
	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06									
	ニッケル										
	モリブデン	0.07									
	アンチモン	0.02									
	塩化ビニルモノマー	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	
	エピクロヒドリン	0.0004									
	全マンガン	0.2									
	ウラン	0.002									
ホルムアルデヒド											
その他項目	電導度		190	190	260	250	180	170	190	260	
	全蒸発残留物										
	酸消費量PH4.8										
	酸消費量PH8.3										
	全硬度		78	75	100	100	67	60	73	98	
	Ca硬度		54	53	72	72	45	41	50	65	
	Mg硬度		23	22	30	31	22	19	23	33	
	アンモニウム性窒素	0.04	0.03	0.02	0.04	0.04	0.04	0.05	0.07	0.04	
	亜硝酸性窒素	0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.01	<0.01	
	硝酸性窒素	6.7	5.2	9.4	9.8	5.2	4.5	5.6	9.1		
	塩素イオン	11	10	13	15	11	9	10	15		
	硫酸イオン	18	18	24	22	17	17	19	25		
	りん酸イオン	0.25	0.25	0.27	0.21	1.0	0.73	0.59	1.0		
	りん酸態りん(P0-P)	0.083	0.084	0.088	0.071	0.33	0.24	0.19	0.34		
	化学的酸素要求量(COD)	4.5	3.6	2.8	1.7	3.4	2.8	2.8	2.6		
ナトリウム	8.4	8.6	10	10	9.9	8.3	10	13			
カリウム	2.3	2.4	2.9	2.3	2.8	2.6	2.8	3.5			
ブロマイオン	0.06	0.03	0.03	0.03	0.01	0.02	0.03	0.24			
塩素酸											

単位：mg/l ただし pH値、電気伝導率μS/cm、大腸菌群数CFU/100mlを除く <は定量下限値未満

採水時の項目	河川名	環境基準	漆原用水				後沢川				
			R4.5.25	R4.8.31	R4.10.12	R5.2.1	R4.5.11	R4.8.31	R4.10.19	R5.2.15	
	採水年月日										
	採水時刻		10:55	11:00	11:15	10:05	10:08	10:27	9:50	9:40	
	気温(℃)		27.0	28.0	20.0	6.0	19.5	27.5	17.0	5.0	
	水温(℃)		18.0	22.0	17.0	6.0	12.0	21.0	14.0	5.5	
	色相		無色透明	無色透明	無色透明	無色透明	無色透明	無色透明	無色透明	無色透明	
	透視度(cm)		30<	30<	30<	30<	30<	30<	30<	30<	
健康項目	カドミウム	0.003									
	全シアン	不検出									
	鉛	0.01									
	六価クロム	0.05									
	ヒ素	0.01									
	総水銀	0.0005									
	ジクロロメタン	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
	四塩化炭素	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	
	1,2-ジクロロエタン	0.004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	
	1,1-ジクロロエチレン	0.1	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
	1,1,1-トリクロロエタン	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	
	トリクロロエチレン	0.01	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	
	テトラクロロエチレン	0.01	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	
	1,3-ジクロロプロペン	0.002	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	
	1,4-ジオキサン	0.05	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
	チウラム	0.006									
	シマジン	0.003									
	チオベンカルブ	0.02									
	ベンゼン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
	セレン	0.01									
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	0.70	1.4	1.6	0.93	2.8	3.6	4.4	4.7	
ふっ素	0.8	0.05	0.06	0.08	0.04	0.04	0.03	0.03	<0.02		
ほう素	1										
生活環境項目	水素イオン濃度(pH)	6.5~8.5	7.8	7.5	8.0	7.4	7.6	7.7	7.8	7.7	
	生物化学的酸素要求量(BOD)	2	1.1	1.8	0.9	1.7	1.0	1.4	1.7	1.8	
	浮遊物質(S S)	25	1	1	2	2	4	<1	2	1	
	溶存酸素量(DO)	7.5	9.7	8.9	9.8	11.0	10.0	9.2	10.0	12.0	
	大腸菌数	300	330	100	30	450	150	130	110	120	
	全亜鉛	0.03									
	全窒素		0.80	1.9	1.7	1.2	2.8	3.5	4.6	7.5	
	全りん		0.098	0.12	0.044	0.099	0.015	0.043	0.10	0.12	
	特殊項目	銅									
		溶解性鉄									
溶解性マンガン											
全クロム											
要監視項目	クロロホルム	0.06	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	
	t-1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	
	1,2-ジクロロプロパン	0.06	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	
	p-ジクロロベンゼン	0.2	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	
	イソキサチオン	0.008									
	ダイアジノン	0.005									
	フェニトロチオン	0.003									
	イソプロチオラン	0.04									
	オキシシン銅	0.04									
	クロロタロニル	0.05									
	プロピザミド	0.008									
	E P N	0.006									
	ジクロロボス	0.008									
	フェノパルブ	0.03									
	イプロベンホス	0.008									
	クロルニトロフェン										
	トルエン	0.6	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	
	キシレン	0.4	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	
	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06									
	ニッケル										
	モリブデン	0.07									
	アンチモン	0.02									
	塩化ビニルモノマー	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	
エピクロヒドリン	0.0004										
全マンガン	0.2										
ウラン	0.002										
ホルムアルデヒド											
その他項目	電導度		110	150	170	130	130	160	180	190	
	全蒸発残留物										
	酸消費量PH4.8										
	酸消費量PH8.3										
	全硬度		31	48	54	37	50	68	77	76	
	Ca硬度		21	33	38	25	34	46	53	51	
	Mg硬度		10	14	16	12	16	21	24	24	
	アンモニア性窒素	0.10	0.07	0.04	0.24	0.03	0.03	0.03	0.02	0.01	
	亜硝酸性窒素	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0	<0.01	<0.01	<0.01	
	硝酸性窒素	0.70	1.4	1.6	0.93	2.7	3.6	4.4	4.7		
	塩素イオン	6.3	8.8	12	10	4.9	6.3	7.2	7.2		
	硫酸イオン	13	19	21	15	10	14	16	15		
	りん酸イオン	0.18	0.19	0.14	0.18	<0.005	0.040	0.099	<0.005		
	りん酸態りん(P0-P)	0.060	0.063	0.046	0.060	<0.003	0.013	0.032	<0.003		
	化学的酸素要求量(COD)	3.4	3.3	1.8	0.3	2.5	2.1	2.4	1.9		
	ナトリウム	9.0	11	14	10	5.5	7.5	8.3	7.9		
カリウム	1.5	2.1	2.2	1.5	1.2	1.6	1.8	1.3			
ブロマイオン	<0.01	0.01	0.02	<0.01	0.02	0.03	0.02	0.02			
塩素酸											

単位：mg/l ただし pH値、電気伝導率μS/cm、大腸菌群数CFU/100mlを除く <は定量下限値未満

採水時の項目	河川名	環境基準	木曾川				唐沢川(渋川)				
			R4.5.11	R4.8.31	R4.10.19	R5.2.15	R4.5.25	R4.8.31	R4.10.12	R5.2.1	
採水時の項目	採水年月日										
	採水時刻		9:59	10:08	9:40	9:25	10:10	10:15	10:35	11:00	
	気温(℃)		21.0	26.0	18.0	5.0	25.0	30.0	20.0	6.5	
	水温(℃)		14.0	21.5	15.0	5.0	25.0	26.5	17.0	5.0	
	色相		無色透明	無色透明	無色透明	無色透明	淡黄色	無色透明	無色透明	無色透明	
	透視度(cm)		30<	30<	30<	30<	30<	30<	30<	30<	
	健康項目	カドミウム	0.003								
		全シアン	不検出								
		鉛	0.01								
		六価クロム	0.05								
ヒ素		0.01									
総水銀		0.0005									
ジクロロメタン		0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
四塩化炭素		0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	
1,2-ジクロロエタン		0.004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	
1,1-ジクロロエチレン		0.1	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.04	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
1,1,1-トリクロロエタン		1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	
1,1,2-トリクロロエタン		0.006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	
トリクロロエチレン		0.01	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	
テトラクロロエチレン		0.01	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	
1,3-ジクロロプロペン		0.002	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	
1,4-ジオキサン		0.05	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
チウラム		0.006									
シマジン		0.003									
チオベンカルブ		0.02									
ベンゼン		0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
セレン		0.01									
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		10	7.0	6.9	9.4	8.6	1.0	0.08	2.4	1.0	
ふっ素		0.8	0.03	0.03	0.03	<0.02	0.17	0.10	0.06	0.07	
ほう素		1									
生活環境項目		水素イオン濃度(pH)	6.5~8.5	7.4	7.8	7.7	7.5	9.7	9.3	8.9	9.1
		生物化学的酸素要求量(BOD)	2	1.0	1.7	0.9	2.4	3.0	2.6	1.5	5.2
		浮遊物質(S S)	25	7	9	5	7	1	3	1	3
		溶存酸素量(DO)	7.5	10.2	8.9	10.0	12.0	10.0	12.0	12.0	15.7
		大腸菌数	300	180	140	110	620	0	100	500	10
	全亜鉛	0.03									
	全窒素		6.7	6.6	9.5	13	1.7	1.3	2.0	1.7	
	全りん		0.026	0.13	0.10	0.059	0.12	0.089	0.094	0.13	
	特殊項目	銅									
溶解性鉄											
溶解性マンガン											
全クロム											
重要監視項目		クロロホルム	0.06	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	
	t-1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004		
	1,2-ジクロロプロパン	0.06	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006		
	p-ジクロロベンゼン	0.2	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02		
	イソキサチオン	0.008									
	ダイアジノン	0.005									
	フェニトロチオン	0.003									
	イソプロチオラン	0.04									
	オキシシン銅	0.04									
	クロロタロニル	0.05									
	プロピザミド	0.008									
	E P N	0.006									
	ジクロロボス	0.008									
	フェノパルブ	0.03									
	イプロベンホス	0.008									
	クロルニトロフェン										
	トルエン	0.6	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06		
	キシレン	0.4	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04		
	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06									
	ニッケル										
	モリブデン	0.07									
	アンチモン	0.02									
	塩化ビニルモノマー	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002		
	エピクロヒドリン	0.0004									
	全マンガン	0.2									
	ウラン	0.002									
	ホルムアルデヒド										
	その他項目	電導度		150	180	200	190	270	180	190	230
全蒸発残留物											
酸消費量PH4.8											
酸消費量PH8.3											
全硬度			57	71	82	72	100	77	76	95	
Ca硬度			38	49	56	49	80	59	57	69	
Mg硬度			18	22	26	23	22	18	18	25	
アンモニア性窒素		0.03	0.03	0.03	0.02	0.02	0.03	0.03	0.05	0.04	
亜硝酸性窒素		<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.01	<0.01	
硝酸性窒素		6.9	6.9	9.4	8.6	1.0	0.80	2.4	1.0		
塩素イオン		8.6	8.9	10	9.7	13	6.2	8.1	11		
硫酸イオン		11	13	16	13	48	21	18	37		
りん酸イオン		<0.005	0.10	0.049	<0.005	0.11	<0.005	0.20	0.24		
りん酸態りん(PO ₄ -P)		<0.003	0.032	0.016	<0.003	0.037	<0.003	0.068	0.081		
化学的酸素要求量(COD)		1.7	3.9	3.0	1.8	11	4.7	3.1	5.8		
ナトリウム		6.9	8.0	8.9	8.0	16	9.9	11	11		
カリウム		1.3	2.0	2.1	1.4	3.6	3.4	2.1	2.3		
ブロムイオン	0.02	0.03	0.05	0.03	0.07	0.01	<0.01	<0.01			
塩素酸											

単位: mg/l ただし pH値、電気伝導率 μS/cm、大腸菌群数CFU/100mlを除く <は定量下限値未満

採水時の項目	河川名	環境基準	前金沢川				茂沢川				
	採水年月日		R4. 5. 18	R4. 8. 3	R4. 10. 26	R5. 2. 8	R4. 5. 25	R4. 8. 31	R4. 10. 12	R5. 2. 1	
	採水時刻		9:55	9:50	9:40	10:20	9:55	10:30	10:20	10:40	
	気温 (°C)		23.0	36.0	16.0	15.0	27.0	29.0	19.0	6.0	
	水温 (°C)		21.0	29.0	14.0	13.0	20.0	22.0	17.0	6.0	
	色相		無色透明	無色透明	無色透明	無色透明	無色透明	無色透明	無色透明	無色透明	
	透視度 (cm)		30<	30<	30<	30<	30<	30<	30<	30<	
健康項目	カドミウム	0.003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003					
	全シアン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出					
	鉛	0.01	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005					
	六価クロム	0.05	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01					
	ヒ素	0.01	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005					
	総水銀	0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005					
	ジクロロメタン	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
	四塩化炭素	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	
	1,2-ジクロロエタン	0.004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	
	1,1-ジクロロエチレン	0.1	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
	1,1,1-トリクロロエタン	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	
	トリクロロエチレン	0.01	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	
	テトラクロロエチレン	0.01	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	
	1,3-ジクロロプロパン	0.002	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	
	1,4-ジオキサン	0.05	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
	チウラム	0.006									
	シマジン	0.003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003					
	チオベンカルブ	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002					
	ベンゼン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
	セレン	0.01	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002					
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	0.93	2.7	2.0	1.1	3.7	2.0	3.9	5.4	
	ふっ素	0.8	0.23	0.53	0.22	0.21	0.03	0.04	0.03	<0.02	
	ほう素	1	0.05	0.11	0.06	0.07					
	生活環境項目	水素イオン濃度 (pH)	6.5~8.5	8.5	8.8	7.9	8.4	8.2	7.8	8.0	8.2
		生物化学的酸素要求量 (BOD)	2	3.6	1.5	1.7	4.1	2.3	2.4	1.0	2.9
		浮遊物質 (SS)	25	2	1	<1	7	4	2	1	5
溶存酸素量 (DO)		7.5	9.4	12.2	10.2	12.2	10.0	9.6	10.0	11.7	
大腸菌数		300	290	270	2,100	190	790	440	1,200	800	
全亜鉛		0.03	0.025	0.002	<0.001	0.014					
全窒素			0.97	3.0	3.7	2.6	3.3	2.4	4.3	5.8	
全りん			0.089	0.21	0.18	1.5	0.11	0.097	0.44	0.21	
銅			0.01	<0.01	<0.01	0.01					
溶解性鉄			<0.1	<0.1	<0.1	<0.1					
特殊項目	溶解性マンガン		<0.05	<0.05	<0.05	<0.05					
	全クロム		<0.02	<0.02	<0.02	<0.02					
	クロロホルム	0.06	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	
	t-1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	
要監視項目	1,2-ジクロロプロパン	0.06	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	
	p-ジクロロベンゼン	0.2	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	
	イソキサチオン	0.008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008					
	ダイアジノン	0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005					
	フェニトロチオン	0.003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003					
	イソプロチオラン	0.04	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004					
	オキシ銅	0.04									
	クロロタロニル	0.05	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005					
	プロピザミド	0.008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008					
	EPN	0.006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006					
	ジクロロボス	0.008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008					
	フェノプロカルブ	0.03	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003					
	イプロベンホス	0.008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008					
	クロルニトロフェン		<0.001	<0.001	<0.001	<0.001					
	トルエン	0.6	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	
	キシレン	0.4	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	
	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006					
	ニッケル		<0.005	<0.005	<0.005	<0.005					
	モリブデン	0.07	0.06	0.052	0.099	0.055					
	アンチモン	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002					
	塩化ビニルモノマー	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	
	エピクロロヒドリン	0.0004									
	全マンガン	0.2	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02					
	ウラン	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002					
	ホルムアルデヒド		<0.06	<0.06	<0.06	<0.06					
	その他の項目	電導度		140	280	190	170	220	150	290	260
		全蒸発残留物									
		酸消費量 PH4.8									
酸消費量 PH8.3											
全硬度			45	99	67	50	90	59	110	100	
Ca硬度			31	73	49	34	56	39	77	68	
Mg硬度			13	220	17	15	33	20	37	40	
アンモニア性窒素			0.07	0.22	0.13	0.53	0.17	0.06	0.18	0.59	
亜硝酸性窒素			0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.01	<0.01	0.04	0.05	
硝酸性窒素			0.91	2.7	2.0	1.1	3.7	2.0	3.8	5.4	
塩素イオン			9.4	11	10	11	12	6.8	14	13	
硫酸イオン			20	34	25	22	21	17	34	21	
りん酸イオン			0.20	0.40	0.26	0.31	0.20	0.13	0.35	0.39	
りん酸態りん (PO ₄ -P)			0.060	0.13	0.086	0.10	0.066	0.045	0.11	0.12	
化学的酸素要求量 (COD)			2.8	3.4	3.5	3.0	2.6	3.8	2.5	2.6	
ナトリウム			10	17	12	13	12	7.7	14	13	
カリウム			1.7	3.9	2.6	2.1	2.5	1.6	2.7	2.3	
ブロミイオン			0.03	0.03	0.03	<0.01	0.03	0.03	0.07	0.05	
塩素酸											

単位：mg/l ただし pH値、電気伝導率 μ S/cm、大腸菌群数 CFU/100ml を除く < は定量下限値未満

採水時の項目	河川名	環境基準	午王川上流				午王川			
			R4.5.25	R4.8.31	R4.10.12	R5.2.1	R4.5.18	R4.8.3	R4.10.26	R5.2.8
採水時の項目	採水年月日									
	採水時刻		10:30	9:50	10:50	10:25	10:15	10:15	10:25	10:00
	気温(℃)		26.0	28.0	22.0	8.0	24.0	33.0	14.0	13.0
	水温(℃)		21.0	22.0	17.0	2.0	20.0	27.0	15.0	9.0
	色相		無色透明	無色透明	無色透明	無色透明	無色透明	無色透明	無色透明	無色透明
健康項目	透視度(cm)		30<	30<	30<	30<	30<	30<	30<	30<
	カドミウム	0.003					<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
	全シアン	不検出					不検出	不検出	不検出	不検出
	鉛	0.01					<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	六価クロム	0.05					<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
健康項目	ヒ素	0.01					<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	総水銀	0.0005					<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	ジクロロメタン	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
	四塩化炭素	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	1,2-ジクロロエタン	0.004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
	1,1-ジクロロエチレン	0.1	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
	1,1,1-トリクロロエタン	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
	トリクロロエチレン	0.01	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	テトラクロロエチレン	0.01	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	1,3-ジクロロプロパン	0.002	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	1,4-ジオキサン	0.05	<0.005	<0.005	<0.005	0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	チウラム	0.006								
	シマジン	0.003					<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	0.02					<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
ベンゼン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
セレン	0.01					<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
生活環境項目	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	3.6	1.1	2.7	3.5	2.1	1.9	2.7	2.7
	ふっ素	0.8	0.05	0.10	0.08	0.03	0.13	0.14	0.10	0.12
	ほう素	1					0.96	0.20	0.39	0.27
	水素イオン濃度(pH)	6.5~8.5	8.1	7.3	8.0	7.9	8.9	8.0	8.3	7.9
	生物化学的酸素要求量(BOD)	2	2.6	1.7	3.2	3.2	5.7	<0.5	1.2	3.9
	浮遊物質(S S)	25	2	1	2	2	3	2	1	6
	溶存酸素量(DO)	7.5	9.8	8.6	10.0	13.3	11.7	8.1	11.0	11.6
	大腸菌数	300	100	430	230	560	220	360	450	2,000
	全亜鉛	0.03					<0.001	0.003	<0.001	0.020
	全窒素		3.2	1.7	3.1	4.5	2.3	2.2	4.8	4.6
特殊項目	全りん		0.21	0.20	0.26	0.44	0.25	0.20	0.26	1.9
	銅						<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
	溶解性鉄						<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
	溶解性マンガン						<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
監視項目	全クロム						<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
	クロホルム	0.06	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006
	1,1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
	1,2-ジクロロプロパン	0.06	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006
	p-ジクロロベンゼン	0.2	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
	イソキサチオン	0.008					<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008
	ダイアジノン	0.005					<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	フェニトロチオン	0.003					<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
	イソプロチオラン	0.04					<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
	オキシン銅	0.04								
	クロロタロニル	0.05					<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	プロピザミド	0.008					<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008
	E P N	0.006					<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
	ジクロロボス	0.008					<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008
	フェノパルブ	0.03					<0.003	<0.003	<0.003	<0.003
	イプロベンボス	0.008					<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008
	クロルニトロフェン						<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
	トルエン	0.6	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06
	キシレン	0.4	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04
	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06					<0.006	<0.006	<0.006	<0.006
	ニッケル						<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	モリブデン	0.07					0.010	<0.007	0.019	0.025
	アンチモン	0.02					<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
	塩化ビニルモノマー	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	エピクロヒドリン	0.0004								
全マンガン	0.2					<0.02	<0.02	<0.02	0.02	
ウラン	0.002					<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	
ホルムアルデヒド						<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	
その他項目	電導度		240	190	310	330	670	290	410	360
	全蒸発残留物									
	酸消費量PH4.8									
	酸消費量PH8.3									
	全硬度		98	74	99	100	130	88	110	100
	Ca硬度		63	51	71	72	98	64	79	67
	Mg硬度		34	22	28	34	34	24	33	33
	アンモニウム性窒素	0.27	0.08	0.05	1.3	0.54	0.19	0.04	0.57	0.57
	亜硝酸性窒素	0.03	<0.01	0.03	0.05	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
	硝酸性窒素	3.5	1.1	2.7	3.4	2.1	1.9	2.7	2.7	2.7
	塩素イオン	14	9.7	24	26	160	31	68	52	52
	硫酸イオン	27	23	28	31	31	27	35	31	31
	りん酸イオン	0.42	0.30	0.55	1.0	0.58	0.40	0.35	0.43	0.43
	りん酸態りん(P0,-P)	0.13	0.098	0.18	0.33	0.18	0.13	0.11	0.14	0.14
	化学的酸素要求量(COD)	3.1	3.5	5.3	5.2	4.8	2.0	3.3	4.2	4.2
ナトリウム	14	11	24	23	84	22	38	32	32	
カリウム	3.4	2.8	4.7	4.9	5.3	3.2	3.4	3.0	3.0	
ブロムイオン	0.11	0.03	0.06	0.05	0.35	0.09	0.15	0.13	0.13	
塩素酸										

単位: mg/l ただし pH値、電気伝導率 μ S/cm、大腸菌群数CFU/100mlを除く <は定量下限値未満

採水時の項目	河川名	環境基準	橘川				滝の沢川				
			R4. 5. 11	R4. 8. 31	R4. 10. 19	R5. 2. 15	R4. 5. 25	R4. 8. 31	R4. 10. 12	R5. 2. 1	
採水時の項目	採水年月日		R4. 5. 11	R4. 8. 31	R4. 10. 19	R5. 2. 15	R4. 5. 25	R4. 8. 31	R4. 10. 12	R5. 2. 1	
	採水時刻		9:50	9:55	9:30	9:20	10:40	10:00	11:00	10:20	
	気温(℃)		20.5	25.5	15.5	4.0	27.0	27.0	22.0	8.0	
	水温(℃)		17.0	22.5	14.0	5.0	25.0	23.0	17.0	2.0	
	色相		淡黄色	無色透明	無色透明	無色透明	無色透明	無色透明	無色透明	無色透明	
健康項目	透視度 (cm)		30<	30<	30<	30<	30<	30<	30<	30<	
	カドミウム	0.003									
	全シアン	不検出									
	鉛	0.01									
	六価クロム	0.05									
	ヒ素	0.01									
	総水銀	0.0005									
	ジクロロメタン	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
	四塩化炭素	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	
	1,2-ジクロロエタン	0.004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	
	1,1-ジクロロエチレン	0.1	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
	1,1,1-トリクロロエタン	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	
	トリクロロエチレン	0.01	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	
	テトラクロロエチレン	0.01	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	
	1,3-ジクロロプロペン	0.002	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	
	1,4-ジオキサン	0.05	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
	チウラム	0.006									
	シマジン	0.003									
	チオベンカルブ	0.02									
	ベンゼン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
	セレン	0.01									
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	15	7.3	13	13	0.50	1.6	2.8	1.2	
	ふっ素	0.8	0.05	0.04	0.03	0.02	0.05	0.09	0.05	0.02	
	ほう素	1									
	生活環境項目	水素イオン濃度(pH)	6.5~8.5	8.0	7.9	7.9	7.8	9.1	7.6	8.0	7.8
		生物化学的酸素要求量(BOD)	2	1.3	1.6	0.9	3.9	4.1	2.2	1.8	4.0
		浮遊物質質量(SS)	25	24	1	1	7	2	<1	<1	3
		溶存酸素量(DO)	7.5	9.9	8.8	10.3	12.0	11.0	8.4	10.0	13.2
		大腸菌数	300	90	500	330	670	170	600	590	400
		全亜鉛	0.03								
		全窒素		13	7.4	16	22	1.1	2.0	3.4	2.5
		全りん		0.052	0.36	0.32	0.66	0.35	0.23	0.42	0.37
		特殊項目	銅								
溶解性鉄											
溶解性マンガン											
全クロム											
クロロホルム	0.06		<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	
t-1,2-ジクロロエチレン	0.04		<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	
1,2-ジクロロプロパン	0.06		<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	
p-ジクロロベンゼン	0.2		<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	
イソキサチオン	0.008										
ダイアジノン	0.005										
フェニトロチオン	0.003										
イソプロチオラン	0.04										
オキシ銅	0.04										
クロロタロニル	0.05										
プロピザミド	0.008										
監視項目	E P N	0.006									
	ジクロロボス	0.008									
	フェノバルブ	0.03									
	イプロベンホス	0.008									
	クロロニトロフェン										
	トルエン	0.6	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	
	キシレン	0.4	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	
	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06									
	ニッケル										
	モリブデン	0.07									
	アンチモン	0.02									
	塩化ビニルモノマー	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	
	エピクロヒドリン	0.0004									
	全マンガン	0.2									
	ウラン	0.002									
ホルムアルデヒド											
その他の項目	電導度		500	310	470	560	170	190	220	240	
	全蒸発残留物										
	酸消費量PH4.8										
	酸消費量PH8.3										
	全硬度	120	90	120	130	53	74	77	83		
	Ca硬度	88	64	91	95	35	49	53	54		
	Mg硬度	34	26	36	35	18	21	23	29		
	アンモニア性窒素	0.09	0.08	0.09	0.28	0.25	0.19	0.55	1.5		
	亜硝酸性窒素	<0.01	0.01	0.02	<0.01	0.04	0.02	0.07	0.03		
	硝酸性窒素	14	7.2	13	13	0.40	1.6	2.5	1.2		
	塩素イオン	100	38	67	96	15	10	14	20		
	硫酸イオン	22	16	20	19	24	24	27	37		
	りん酸イオン	1.6	0.79	0.98	1.2	0.79	0.47	0.89	0.89		
	りん酸態りん(P0 ₄ -P)	0.53	0.26	0.31	0.41	0.25	0.15	0.29	0.29		
	化学的酸素要求量(COD)	5.6	4.1	4.0	6.0	4.9	3.7	3.8	3.0		
	ナトリウム	42	23	39	52	14	11	14	18		
	カリウム	12	6.5	10	12	2.1	2.8	3.2	2.7		
	ブロマイオン	0.40	0.14	0.29	0.39	0.07	0.02	0.02	0.03		
	塩素酸										

単位：mg/l ただしpH値、電気伝導率μS/cm、大腸菌群数CFU/100mlを除く <は定量下限値未満

3 騒音

新幹線鉄道測定結果

浜川市川島1394番地付近

測定年月日	列車速度範囲 (km/h)	測定 回数	測定結果 (デシベル)					備考
			12.5m	25m	50m	100m	200m	
昭和57. 7. 28	168～189	8	—	78	73	66	61	試験走行
8. 28	186～208	9	—	80	77	71	66	
9. 9	186～196	8	—	79	75	66	60	
9. 28	183～208	10	—	70	75	68	56	
11. 8	183～198	10	—	78	74	68	55	
11. 15	164～204	10	—	78	74	69	62	暫定開業
12. 9	174～204	10	—	78	74	67	64	
58. 2. 4	186～204	10	—	78	73	67	63	
2. 25	183～204	10	—	78	75	67	63	
8. 5	166～208	10	—	79	75	68	64	
12. 9	167～200	10	—	78	73	66	61	
60. 3. 25	174～208	10	—	79	75	71	64	60.3.14上野駅乗り入れ
61. 3. 14	196～208	10	—	79	76	69	63	
11. 25	183～208	10	—	78	77	69	64	
62. 11. 18	174～206	10	78	77	74	67	63	
63. 11. 22	186～228	10	78	78	75	67	60	
平成元. 11. 27	170～235	10	78	76	74	66	59	
2. 11. 26	196～235	10	78	78	75	66	60	
3. 11. 27	195～235	10	78	77	74	66	59	3.6.20東京駅乗り入れ
4. 11. 26	196～240	10	76	77	73	66	60	
5. 11. 30	191～233	10	76	77	73	66	60	
6. 11. 22	198～235	10	77	77	74	66	61	
7. 11. 22	196～240	10	79	77	74	66	59	
8. 11. 22	179～238	10	78	76	74	66	57	
9. 12. 4	188～235	10	75	74	71	66	—	
10. 11. 18	190～234	10	75	73	70	—	—	
11. 11. 24	195～236	10	75	73	71	—	—	
12. 11. 21	190～236	10	76	73	72	—	—	
13. 11. 15	181～233	10	75	74	71	—	—	
14. 11. 8	164～239	10	76	73	71	—	—	
15. 11. 18	205～241	10	76	75	71	—	—	
16. 11. 16	209～243	10	75	75	70	—	—	
17. 11. 14	201～247	10	75	73	70	—	—	
18. 11. 1	201～242	10	75	74	70	—	—	
19. 11. 1	222～247	10	79	77	71	—	—	
20. 11. 5	182～252	10	77	77	72	—	—	
21. 11. 2	186～252	10	78	76	72	—	—	
22. 11. 2	190～237	10	77	73	70	—	—	
23. 11. 1	190～238	10	76	75	70	—	—	
24. 10. 31	204～242	10	79	75	70	—	—	
25. 11. 6	216～244	10	76	74	71	—	—	
26. 11. 5	194～235	10	76	76	72	—	—	
27. 11. 4	213～246	10	77	75	71	—	—	
28. 11. 15	215～246	10	76	75	71	—	—	
29. 11. 2	201～238	10	78	77	72	—	—	
30. 11. 6	212～242	10	76	75	71	—	—	
令和元. 11. 5	209～241	10	75	74	70	—	—	
2. 11. 5	209～243	10	75	74	70	—	—	
3. 11. 4	194～237	10	73	72	68	—	—	R3.10.1 E4系運行終了
4. 11. 4	208～238	10	73	72	70	—	—	

※「—」は、測定なし

4 振動

新幹線鉄道測定結果

渋川市川島1394番地付近

測定年月日	列車速度範囲 (km/h)	測定 回数	測定結果 (デシベル)			備考
			12.5m	25m	50m	
昭和57. 7. 28	168~189	8	—	53	—	試験走行
8. 28	186~208	9	—	55	—	
9. 9	186~196	8	—	54	—	
9. 28	183~208	10	—	54	—	
11. 8	183~198	10	—	55	—	
11. 15	164~204	10	—	55	—	暫定開業
12. 9	174~204	10	—	54	—	
58. 2. 4	186~204	10	—	54	—	
2. 25	183~204	10	—	56	—	
8. 5	166~208	10	—	56	—	
12. 9	167~200	10	—	55	—	
60. 3. 25	174~208	10	—	56	—	60. 3. 14上野駅乗り入れ
61. 3. 14	196~208	10	—	55	—	
11. 25	183~208	10	—	56	—	
62. 11. 18	174~206	10	66	55	50	
63. 11. 22	186~228	10	—	55	49	
平成元. 11. 27	170~235	10	65	56	53	
2. 11. 26	196~235	10	64	59	56	
3. 11. 27	195~235	10	64	55	50	3. 6. 20東京駅乗り入れ
4. 11. 26	196~240	10	64	57	50	
5. 11. 30	191~233	10	71	56	49	
6. 11. 22	198~235	10	61	55	51	
7. 11. 22	196~240	10	58	56	52	
8. 11. 22	179~238	10	62	58	52	
9. 12. 4	188~235	10	63	57	50	
10. 11. 18	190~234	10	62	56	49	
11. 11. 24	195~236	10	61	57	50	
12. 11. 21	190~236	10	61	57	50	
13. 11. 15	181~233	10	61	57	50	
14. 11. 8	164~239	10	62	57	51	
15. 11. 18	205~241	10	65	57	50	
16. 11. 16	209~243	10	60	58	50	
17. 11. 14	201~247	10	59	57	50	
18. 11. 1	201~242	10	58	58	53	
19. 11. 1	222~247	10	59	56	51	
20. 11. 5	182~252	10	58	59	52	
21. 11. 2	186~252	10	61	57	51	
22. 11. 2	181~239	10	57	55	51	
23. 11. 1	191~228	10	欠測	59	51	
24. 10. 31	211~238	10	53	57	50	
25. 11. 65	229~244	10	55	59	50	
26. 11. 5	201~239	10	56	64	50	
27. 11. 4	185~243	10	59	61	50	
28. 11. 15	223~246	10	61	58	54	
29. 11. 2	211~240	10	58	57	52	
30. 11. 6	230~242	10	64	57	51	
令和元. 11. 5	216~241	10	56	58	50	
2. 11. 5	212~243	10	56	56	51	
3. 11. 5	194~239	10	59	55	49	R3. 10. 1 E4系運行終了
4. 11. 4	209~235	10	57	55	46	

※「—」は、測定なし

「欠測」は、測定したが適正な値が得られなかった

用語の
解説

◆ 用語の解説 ◆

【あ】

亜鉛 (Zn)

人体の生命維持に欠かせない必須ミネラル（微量必須元素）。胎児から老人まで、その成長・頭脳・健康維持に関して極めて重要な生理作用をする。一日の摂取の推奨量は、成人で10mgといわれている。多量に摂取すると、下痢、嘔吐などのおそれがある。水道水質基準では、1.0mg/ℓ以下と定められている。

アクリロニトリル ($CH_2 = CHCN$)

無色の変質しやすい液体で甘い臭気があり、アクリル型合成繊維、合成ゴムなどに用いられる。蒸気吸入及び皮膚吸収で、シアン化水素と同様の神経系、呼吸器系及び皮膚粘膜障害の中毒が現れる。高濃度の場合は、意識喪失・呼吸停止、死に至ることもある。アクリロニトリルは、有害大気汚染物質に該当する可能性のある物質（248物質）の中でも、健康リスクがある程度高い優先取組物質の一つに選定されている。

亜硝酸性窒素 (NO_2^-N)

亜硝酸塩として含まれている窒素のことで、水中では亜硝酸イオンとして存在している。主にアンモニウム性窒素の酸化によって生じるが、極めて不安定な物質で、好氣的環境では硝酸態に、嫌氣的環境ではアンモニウム態に速やかに変化する。亜硝酸性窒素は富栄養化の原因となるだけでなく、多量に人体に摂取された場合、血色素と反応して血液の酸素運搬能力を低下させるといわれている。水道水質基準では0.04mg/ℓ以下、水質汚濁に係る環境基準では亜硝酸性窒素と硝酸性窒素を合わせて10mg/ℓ以下と定められている。

アセトアルデヒド (CH_3CHO)

刺激臭（腐ったキャベツのような臭い）をもつ無色の液体で、水、アルコール、エーテルによく溶ける。合成樹脂などの原料に使用されている。アセトアルデヒドは、有害大気汚染物質に該当する可能性のある物質（248物質）の中でも、健康リスクがある程度高い優先取組物質の一つに選定されている。また、悪臭防止法に基づく、特定悪臭物質に指定されている。

アルキル水銀 (R - Hg)

水銀を含む有機化合物の総称を有機水銀化合物というが、そのうち、水銀がメチル基 (CH_3)、エチル基 (C_2H_5) 等のアルキル基と結びついた物質の総称をアルキル水銀という。

アルキル水銀は吸収されやすく、諸臓器、特に脳に蓄積して、知覚障害、運動失調、視野狭窄等の中枢神経障害、いわゆる水俣病を引き起こす要因とされている。アルキル水銀は無機水銀に比べて生物による濃縮率が高く、汚染地区では魚介類に高濃度に蓄積されているといわれている。水質汚濁に係る環境基準では、検出されないことと定められている。

アンモニア (NH_3)

刺激臭（し尿のような臭い）のある無色の気体で、圧縮することによって常温でも簡単に液化する。畜産、鶏糞乾燥、し尿処理場などが発生源で、粘膜刺激、呼吸器刺激などの作用がある。悪臭防止法に基づく、特定悪臭物質に指定されている。

【しゝ】

1,1-ジクロロエチレン ($CH_2 = CCl_2$)

有機塩素化合物の一種で、揮発性が高く、水に溶けにくい芳香臭のある無色透明な液体。その主な用途は、塩化ビニリデン樹脂の原料として用いられる。環境中への進入は、その製造過程及びポリマー製造の原料として使用される際に起こるものと考えられる。麻酔作用がある。水質汚濁に係る環境基準及び水道水質管理目標設定項目では、 $0.1mg/\ell$ 以下と定められている。

1,1,1-トリクロロエタン (CH_3CCl_3)

有機塩素化合物の一種。甘い臭いを持つ無色透明の液体で不燃性。揮発性が高く、水中へ放出されても表面から大気中へ揮散する。土壌へ放出された一部は、地下水に浸透し地下水汚染を引き起こす。大気中では比較的安定で、広域に拡散しやすく、オゾン層破壊の原因物質の一つとして、モントリオール議定書にリストアップされている。主な用途としては、金属洗浄剤、ドライクリーニング用溶剤等。人体への影響としては、中枢神経障害が知られている。水質汚濁に係る環境基準では $1mg/\ell$ 以下、水道水質基準では $0.3mg/\ell$ 以下と定められている。

1,1,2-トリクロロエタン ($CHCl_2 - CH_2Cl$)

有機塩素化合物の一種。甘い臭いを持つ無色透明の液体で、不燃性。使用の場から排水として環境へ放出される。揮発性が高く、水中から揮散して大気へ移行する。また、生物濃縮性、土壌吸着性、生分解性も低いため、一部は地下水に浸透し、地下水を汚染する。主な用途としては、油脂、ワックス、溶剤等。人体への影響としては、中枢神経障害と肝障害が知られており、1,1,1-トリクロロエタンより数倍作用が強いといわれている。水質汚濁に係る環境基準では、 $0.006mg/\ell$ 以下と定められている。

1,2-ジクロロエタン ($CH_2Cl - CH_2Cl$)

有機塩素化合物の一種で、揮発性及び引火性が高く、クロロホルムのような甘味臭のある無色透明の液体。その主な用途は、塩化ビニルモノマーの原料。環境への放出先は大部分が大気で、表層水及び地下水への直接的な流出は比較的少ない。粘膜の刺激や中枢神経抑制作用がある。水質汚濁に係る環境基準及び水道水質基準では、 $0.004mg/\ell$ 以下と定められている。また、有害大気汚染物質に該当する可能性のある物質（248物質）の中でも、健康リスクがある程度高い優先取組物質の一つに選定されている。

1,2-ジクロロエチレン ($C_2H_2Cl_2$)

有機塩素化合物で、引火性及刺激臭のある無色の液体。シス型とトランス型の幾何異性体がある。副成生物や分解物として生成され、この物質としての用途は無いと考えられる。水質汚濁に係る環境基準ではシス-1,2-ジクロロエチレンとして $0.04mg/\ell$ 以下、水道水質基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準ではシス及びトランス-1,2-ジクロロエチレンとして $0.04mg/\ell$ 以下と定められている。

1,3-ジクロロプロペン ($CHCl = CH - CH_2Cl$)

有機塩素系の農薬で、揮発性が高い。クロロホルムに似た臭いのある、無色から淡黄色の透明な液体。農薬としては土壌線虫殺虫剤として使用されるため、地下水への影響が懸念されている。高濃度蒸気吸入で、咳、呼吸困難等の障害が起こる。水質汚濁に係る環境基準及び水道水質管理目標設定項目の対象農薬リストの目標値では、基準値は $0.002mg/\ell$ 以下と定められている。

1,3-ブタジエン ($CH_2 = CHCH = CH_2$)

ジビニルあるいはビニルエチレンとも呼ばれる有機化合物の一種。引火性が非常に高く、特徴的な臭気のある空気より重い無色の気体。主な用途は、合成ゴム、ABS樹脂、ナイロン66の原料。

1,3-ブタジエンは、皮膚や目、喉の粘膜を刺激し、麻酔作用がある。有害大気汚染物質に該当する可能性のある物質（248物質）の中でも、健康リスクがある程度高い優先取組物質の一つに選定され

ている。

硫黄酸化物 (SO_x)

硫黄 (S) と酸素 (O) とが結合してできる。代表的なものとして、二酸化硫黄 (SO₂ / 亜硫酸ガス)、三酸化硫黄 (SO₃ / 無水硫酸) などがある。亜硫酸ガスは刺激性の強いガスで、1~10ppm 程度で呼吸機能に影響を及ぼす。主な発生源は、自然界では火山ガス、一般環境ではボイラー等の重油の燃焼による。

大気汚染に係る環境基準 (二酸化硫黄) では、日平均値が0.04ppm 以下で、かつ1時間値が0.1ppm 以下と定められている。

一酸化炭素 (CO)

空気より少し軽い無味、無臭、無色、無刺激のガスで、有機物の不完全燃焼により発生する。大気汚染として問題となる大部分は、自動車の排出ガスによるもの。このガスを体内に吸入すると、血液 (赤血球) 中のヘモグロビンと結合して酸素供給能力を妨げて中枢神経を麻痺させ、貧血症を起こすことがある。大気汚染に係る環境基準では、基準値は日平均値が10ppm 以下で、かつ8時間平均値が20ppm 以下と定められている。

一酸化窒素 (NO)

無色の気体で液化しにくく、空気よりやや重い。空気又は酸素に触れると、赤褐色の二酸化窒素 (NO₂) に変わる。一酸化窒素は血液中のヘモグロビンと結合し、中枢神経系障害の症状を引き起こす。

一酸化二窒素 (N₂O)

亜酸化窒素ともいう。二酸化炭素の310倍の地球温暖化係数 (二酸化炭素を基準とした時の各物質の温暖化をもたらす程度を示す数値) をもつため、京都議定書において、二酸化炭素、メタンなどととも、温室効果ガスの一つとして排出量抑制の対象となった。発生原因は、物の燃焼や窒素肥料の施肥などであるといわれている。

一般廃棄物

日常生活に伴って排出される、ごみやし尿。法律では、産業廃棄物以外の廃棄物と定義されている。一般廃棄物は、家庭から排出される家庭系廃棄物と、商店、事務所、工場などから排出される産業廃棄物に指定されている20種類を除いた事業系一般廃棄物に分けられる。

【う】

上乘せ基準

ばい煙又は排水の排出の規制に関して、国で定める全国一律の排出基準または排水基準にかえて適用するものとして、都道府県が条例で定めたより厳しい排出基準又は排水基準のこと。

【え】

塩化水素 (HCl)

常温、常圧において無色刺激性を有する気体で、湿った空気中で発煙する。冷却すると、無色の液体 (液化塩化水素) 及び固体となる。ソーダ工業、塩酸製造、塩化ビニル製造などに用いられる。人体に対しては、皮膚、粘膜及び呼吸器刺激などの作用がある。

塩化ビニルモノマー (C₂H₃Cl)

塩化ビニルモノマー (CH₂=CHCl) は、エチレン (CH₂=CH₂) を構成する水素原子 (H) のうちの1個を塩素原子 (Cl) で置換した有機塩素化合物の一種。空気より重く、特徴的な臭気のある無色の気体で、クロロエチレンとも呼ばれる。

塩化ビニルモノマーは、食品包装材、ビニールシート、建材など様々な分野で用いられているポリ塩化ビニル (PVC) を形成する基本単位 (繰り返し単位) であり、このモノマー (単量体) がいくつも連結して、ポリマー (重合体) であるポリ塩化ビニルとなる。塩化ビニルモノマーは、エチレンと塩素を反応させてできる1,2-ジクロロエタン (二塩化エチレン) を熱分解して生成され、人への発ガン性があるとされている。地下水の水質汚濁に係る環境基準では、0.002mg/ℓ以下と定められている。また、有害大気汚染物質に該当する可能性のある物質 (248物質) の中でも、健康リスクがある程度高い優先取組物質の一つに選定されている。

【お】

オキシダント (Ox)

工場や事業場あるいは自動車などから大気中に排出された一次汚染物質である窒素酸化物 (NO_x) と炭化水素 (HC) は、太陽光線に含まれる紫外線を受けて光化学反応を起こし、変質する。その結果、オゾン (O₃) を主成分とするアルデヒド (R-CHO) やパーオキシ・アセチル・ナイトレート (PAN=R-CO₃NO₂) などを含む酸化性物質が、二次的に生成される。これら大気中の酸化性物質のことを、総称してオキシダントと呼ぶ。

オゾン、オゾン層

オゾン (O₃) は、空気又は酸素中で放電するときを生じるほか、紫外線の照射、黄燐が空気中で酸化する場合にも生じる。酸化性が強く、臭気のある気体で、強い殺菌力を持つ。人体や植物に有害な、光化学オキシダントの主成分であるとされている。

また、地表から10~50kmの成層圏には大気の90%のオゾンが存在しており、このオゾン層では太陽から来る紫外線のうち特に生物に有害な波長 (UV-B) を吸収している。

汚泥 (スラッジ)

一般には、泥状のものをいう。工場排水、下水処理、浄水等の水処理施設の沈殿槽などで、水から分離された泥状物や、河川、湖沼の水底に沈殿している泥状のもの (底質) などがある。

温室効果ガス

日射によって加熱された地表面は赤外線放射をするが、その赤外線を吸収し、地表付近の大気を温める性質を有するガスを「温室効果ガス」という。温室効果ガスが適量で保たれている状態では、地表の平均気温は約15℃に保たれ、生物にとって棲みやすい環境である。近年では、拡大、高度化した経済活動による温室効果ガス濃度の高まりが地球全体の気温上昇を招き、90年代に入ってから生物生存基盤に深刻な問題をもたらすことが指摘され始めた。主な温室効果ガスに、二酸化炭素 (CO₂)、メタン (CH₄)、亜酸化窒素 (N₂O)、オゾン (O₃)、代替フロンであるハイドロフルオロカーボン (HFC) やパーフルオロカーボン (PFC)、三フッ化窒素 (NF₃) 等がある。

【か】

皆伐 (かいばつ)

森林を構成する樹木の一定のまとまりを一度に全部または大部分伐採すること。

化学的酸素要求量 (COD - Chemical Oxygen Demand)

水中の有機物などを酸化剤（過マンガン酸カリウム）で酸化するときに消費される酸化剤の量を、酸素量に換算したもの。CODは水質汚濁を示す代表的な指標で、BOD（生物化学的酸素要求量）とともに広く一般に用いられている。CODは有機物量のおおよその目安として使われ、水の有機物汚染が進むほどその値は大きくなる。対象は、湖沼や海域。環境基準値は類型により異なり、湖沼では1～8mg/ℓ以下、海域では2～8mg/ℓ以下と定められている。

カドミウム（Cd）

自然界において、亜鉛や鉛に伴って産出される。銀白色の柔らかい重金属で、合金の成分として電池やメッキの材料、染料となるなど、用途が広い。カドミウム汚染と関係する健康被害としては、富山県神通川流域のイタイイタイ病（慢性中毒による腎臓障害に起因する骨軟化症）が知られている。水質汚濁に係る環境基準及び水道水質基準では、0.003mg/ℓ以下と定められている。

環境基準

人の健康を保護し、生活環境を保全するのに維持されることが望ましい目標値として、環境基本法等で定められた基準をいう。現在、大気汚染、水質汚濁、騒音（一般、航空機、新幹線）、土壌汚染、地下水、ダイオキシン類に係る環境基準が定められている。また、環境基準を達成するために、事業所などから出る排水や排ガスには、排出基準が設けられている。

環境負荷

人の活動により環境に加えられる影響のことで、環境保全上、支障の原因となるおそれのあるものこと。

間伐

森林内の育てようとする樹木同士の競争を軽減するため、一部の樹木を伐採し、密度を調整すること。

【き】

気候変動に関する国際連合枠組条約（United Nations Framework Convention on Climate Change）

地球の気候系に対し危険な人為的干渉を及ぼすことにならない水準において、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極的な目標とした条約で、単に気候変動枠組条約ともいう。1991年2月から政府間交渉会議が開かれ、1992年5月9日に採択された。日本は1992年6月13日に署名、1993年5月28日に受諾書を国連事務総長に寄託した。全体が26か条で構成される。

規制基準

工場等から排出される汚水、ばい煙及び発生する騒音等についての限界を定めた基準。人体に影響を及ぼす限界あるいは農作物などに影響を及ぼす限界などを考慮して定められ、具体的数値は各法令等により定められている。

京都議定書

1997年12月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）において採択されたもので、先進各国の温室効果ガスの排出量について法的拘束力のある数値目標が決定されるとともに、排出量取引、共同実施、クリーン開発メカニズムなど新たな仕組みが合意された。日本では、2002年5月31日に国会において京都議定書の締結が承認されるとともに、地球温暖化対策推進法改正が成立した。これらを受け、6月4日に気候変動枠組条約の条約事務局に寄託し受理された。

近隣騒音

飲食店営業などの営業騒音、商業宣伝放送の拡声器騒音、または家庭のピアノ、エアコンからの音やペットの鳴き声などの生活騒音のことをいう。最近では、生活水準の向上及び生活様式の変化に伴

うエアコン機器等の普及やレジャー、サービス施設の増加など、近隣騒音の原因も様々となっている。近隣騒音のうち、飲食店営業等に係る深夜の騒音等については、騒音規制法に基づき、地方公共団体において条例による規制が行われている。こうした近隣騒音は、騒音の発生量としては概して小さく、限られた近隣の生活者にだけ影響を生ずる場合が多いこと、被害感が近隣とのつきあいの程度にも左右されるとともに、一人ひとりが加害者にも被害者にもなりうるといった特徴を持っている。

【 < 】

グリーン購入

資材調達、製造、流通、消費、廃棄等、すべての段階にわたり、環境への負荷が少ない製品やサービスを積極的に購入しようという行動。

クロム (Cr)

クロム化合物として環境中にある主な形態は、酸化数が3及び6のものである。このクロムの酸化数にしたがって、それぞれ三価クロム化合物、六価クロム化合物と呼ばれている。生物に対する毒性は六価クロムの方がはるかに高く、また土壌中での移動性も六価クロム化合物の方が大きいといわれている。慢性中毒、急性中毒ともに知られている。発生源は、メッキ、皮なめし、精錬工場や鉱さい捨て場など。水質汚濁に係る環境基準では0.02mg/ℓ以下（六価クロム）、水道水質基準では0.02mg/ℓ以下（六価クロム）と定められているが、検出されないことが望ましい。また、有害大気汚染物質に該当する可能性のある物質（248物質）の中でも、健康リスクがある程度高い優先取組物質の一つとして、クロム及び三価クロム化合物、六価クロム化合物が選定されている。

クロロフルオロカーボン (CFC) →フロン

【 (ナ) 】

健康項目

公共用水域の水質の環境基準は、「健康項目」と「生活環境項目」との二つに分類される。健康項目とは、人の健康に被害を生じる恐れのある重金属（カドミウム、水銀等）や有機塩素系化合物（PCB、トリクロロエチレン等）などを対象にして水質の環境基準が設定されている27項目の汚染物質。健康項目の名称は、環境基本法第16条の「・・・人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で・・・」に由来している。健康項目の環境基準は、健康被害を生じる恐れのある物質であるという点から生活環境項目とは異なり、全国全ての公共用水域について一律に適用される。

【 (ニ) 】

公益的機能

森林の有する機能のうち、木材等生産機能を除いた、水源かん養機能、山地災害防止機能、生活環境保全機能、保健文化機能をいう。

公害

環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずること。

公害防止協定（環境保全協定）

地方公共団体、住民団体等が、公害を発生させるおそれのある事業活動を行う事業者との間で、その事業活動に伴う公害を防止するため、事業者がとるべき措置を相互の合意形成により取り決めたものをいう。

公害防止協定が締結される理由としては、1)法令に基づく対策に加え、当該地域社会の地理的、社会的状況に応じたきめ細かい公害防止対策を適切に行うことができること、2)企業側からみても、立地に際して地域住民の同意を得ることが、企業活動の円滑な実施を図っていく上で不可欠なものと意識していること等の事情が挙げられる。

光化学オキシダント

自動車や工場などから大気中へ排出された炭化水素と窒素酸化物に太陽の紫外線が作用して発生するオゾン、アルデヒド、パーオキシ・アセチル・ナイトレートなど大気中の酸化性物質（全オキシダント）のうち、二酸化窒素を除いたものを光化学オキシダントという。目やのどを刺激してくしゃみや涙を誘発したり、呼吸困難を引き起こすことがある。4月から9月にかけて風が弱く、蒸し暑い、もやがかかったように視界のかすむ日に、多く発生するといわれている。大気汚染に係る環境基準では、基準値は1時間値が0.06ppm以下と定められている。

公共用水域

河川、湖沼、港湾、海岸、海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路（終末処理場を設置する公共水道及び流域下水道（その流域下水道に接続する公共下水道を含む）を除く）をいう。水質汚濁に係る環境基準は公共用水域を対象とするものであり、工場及び事業場から公共用水域に排出される水については、水質汚濁防止法（昭45法138）に基づく排水基準が適用される。

コプラナーPCB（ポリ塩化ビフェニル）

209種類からなるPCBの異性体のうち、化学構造がポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDD））、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）と似ている12種類の異性体の総称をコプラナーPCBという。

「コプラナー」とは、PCBの構造の骨格を成すベンゼン環が同一平面上にあって扁平な構造であることを意味し、その形からコプラナーPCBと呼んでいる。コプラナーPCBは、その類似した構造から、ダイオキシンと同様の毒性を持っている。

PCBは多くの異性体を含んだ混合物であり、PCBに含まれるコプラナーPCBの割合は1%程度と考えられているが、最近の調査・研究では、PCBが使用されていた製品によっては約1%～約9%含まれているとの報告もある。ダイオキシン類対策特別措置法では、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）及びコプラナーPCBをあわせて、「ダイオキシン類」と定義している。発生源としては、ごみの焼却、自動車からの排ガス、PCB製品、農薬中の不純物等が指摘されている。

コミュニティプラント

環境省所管の地域し尿処理施設設備事業により設置され、雑排水とし尿を合わせて処理する施設。

【さ】

最終処分場

焼却処理された焼却灰や、焼却不適な一般廃棄物及び産業廃棄物を埋立処分するために必要な場所・設備の総称。産業廃棄物最終処分場には、安定型（廃プラスチックなど）、管理型（汚泥など）、遮断型（有害物質が流出するおそれのある廃棄物）がある。都市部における廃棄物の増加に伴い、最終処分場の容量不足が深刻化している。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じる廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類等、法令で定めた20種類のことをいう。一般廃棄物（家庭等から排出されるごみ、し尿）とは区別され、事業者には自らの責任でこれによる環境汚染が生じないように適正に処理する責務がある。

酸性雨（acid rain）

通常、水には、大気中の二酸化炭素がとけ込んでいて、弱酸性（ $pH5.6$ 程度）を示す。これより酸性度の強い雨が、酸性雨とよばれる。工場や自動車から出された硫黄酸化物（主に SO_2 ）や窒素酸化物（主に NO や NO_2 ）が、大気中を長時間、数百～数千 km の長距離を漂う間に、太陽光線等の影響を受けて酸化が進み、雨等に含まれて降るもの。酸性雨の被害には、森林や農作物の枯死、湖沼の酸性化と魚類の死滅、石造建築物の溶解、地下水の酸性化等がある。対策には、酸性化した湖や土の中和もあるが、抜本策としては工場での排煙脱硫、脱硝装置の設置や自動車のエンジン改善、触媒装置の搭載による煙の浄化、自動車排ガス規制等の強化などである。

【し】

シアン化合物

青酸（シアン化水素）及びその塩類の総称。急速に中毒症状を出す猛毒物質で、メッキ・金属の焼き入れ・写真用薬・アクリル樹脂や蛍光染料の原料・柑橘類の駆虫剤・還元剤・分析用試薬等に使用されている。大量に飲み込んだ場合には、1～15分で死亡する。水質汚濁に係る環境基準では、検出されないこと（全シアン）と定められている。また、水道水質基準では $0.01mg/l$ 以下（シアン化合物及び塩化シアン）と定められている。

四塩化炭素（テトラクロロメタン／ CCl_4 ）

有機塩素化合物の一種で、揮発性が高い。水に溶けにくい無色透明の液体で、不燃性。主な用途は、溶剤、機械洗浄剤、殺虫剤等。土壌吸着性は低く、地下に浸透しやすい。多く摂取してしまうと、肝臓、腎臓、神経系統に障害を起こすといわれている。オゾン層破壊物質で、平成7年度末で生産全廃となっている。水質汚濁に係る環境基準及び水道水質基準では、 $0.002mg/l$ 以下と定められている。

ジクロロメタン（塩化メチレン／ CH_2Cl_2 ）

有機塩素化合物の一種で、揮発性が高く、芳香のある無色透明の液体。不燃性、非引火性で、湿気により加水分解する。主な用途は、塗料の剥離剤、プリント基板洗浄剤、ウレタン発泡剤等である。高濃度で麻酔作用がある。廃液等による地下水汚染が懸念されている。水質汚濁に係る環境基準及び水道水質基準では、 $0.02mg/l$ 以下と定められている。また、有害大気汚染物質に係る環境基準では、年平均値 $0.15mg/m^3$ 以下と定められている。ジクロロメタンは、有害大気汚染物質に該当する可能性のある物質（248物質）の中でも、健康リスクがある程度高い優先取組物質の一つに選定されている。

シス-1,2-ジクロロエチレン（ $C_2H_2Cl_2$ ）

有機塩素化合物の一種で、刺激性、揮発性がある。水に溶けにくく、芳香臭のある無色透明の液体。蒸気は、空気より重い。主に、溶剤、染料抽出剤、ラッカー、有機合成原料等に用いられる。生産や仕様の過程で大気中に揮散し、また、排水とともに環境中に排出される。水質汚濁に係る環境基準では、 $0.04mg/l$ 以下と定められている。

自動車排出ガス

自動車の運行に伴い発生する、一酸化炭素、炭化水素、鉛その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生じるおそれがある物質のこと。大気汚染防止法施行令第4条で、一酸化炭素、炭化水素、鉛化合物、窒素酸化物、粒子状物質の5物質が自動車排出ガスとして指定されている。

地盤沈下

地下水や天然ガスの多量な汲み上げ等により、大地の一部が収縮沈下する現象をいう。一度沈んだ地表は再び隆起することはない、しかも沈下が広範囲に渡るなどの特徴がある。地盤沈下は、それだけでは人の生命に直接被害を与えることはないが、建物や地下埋設物に影響を及ぼす。

渋川市エコ・リーダー

市民環境大学において学んだ知識や経験を活かし、身近な暮らしの中で率先して環境に配慮した活動を行い、環境市民として地域の環境保全の先導役となる人。

シマジン (C₇H₁₂ClN₅)

内分泌かく乱作用を有すると疑われる科学物質。略称 CAT。水及び有機溶剤に溶けにくい白色結晶。トリアジン系除草剤の一種で、野菜、果樹、芝生等に使用される。イネ科雑草に有効で、効力は持続するが、土壌移動性は小さい。水質汚濁に係る環境基準及び水道水質管理目標設定項目の対象農薬リストの目標値では、0.003mg/ℓ以下と定められている。

主伐

森林の利用期に達した樹木を伐採し収穫すること、伐採後は次の世代の樹木の育成を伴う。

狩猟

鳥獣保護管理法において「法定猟法により狩猟鳥獣の捕獲等を行うこと」と定義されており、狩猟を行うには狩猟免許を取得する必要がある。群馬県で狩猟が出来る期間は1月15日から2月15日までとなっており、イノシシ及びニホンジカに限り2月末日までが狩猟期間となっています。

狩猟鳥獣

希少鳥獣以外の鳥獣で、肉又は毛皮を利用する目的、管理をする目的、その他の目的で捕獲等の対象となる鳥獣であり、捕獲等を行うことで生息の状況に著しく影響を及ぼすおそれのないものとして環境省令で定められている鳥獣。

狩猟免許

狩猟をしようとする者が受けなければならない免許であり、網猟免許、わな猟免許、第一銃猟免許、第二種銃猟免許の4種類がある。

- ・網猟免許：法定猟具として定められた網を使用し狩猟を行うための免許
- ・わな猟免許：くくりわなや箱わな等を使用し狩猟を行うための免許
- ・第一種銃猟免許：装薬獣（散弾銃やライフル銃）、空気銃を使用し狩猟を行うための免許
- ・第二種銃猟免許：空気銃を使用し狩猟を行うための免許

循環型社会

廃棄物等の発生抑制、資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、限られた地球資源の消費を抑制・有効利用し、環境への負荷をできるだけ少なくする新しい経済社会システムを基盤とする社会。すなわち、将来世代のため、資源や地球環境を大切にする社会のこと。現代の大量生産・大量消費・大量廃棄を前提とする経済社会システムの反省にあたり、環境基本法に基づく環境基本計画の中で、21世紀の社会の在り方として提示された。

硝酸性窒素 (NO₃⁻N)

硝酸塩として含まれている窒素のことで、水中では硝酸イオンとして存在している。種々の窒素化合物が酸化されて生じた最終生成物で、富栄養化の原因となる。また、多量に人体に摂取された場合、体内で亜硝酸態に還元されてメトヘモグロビン血症などの障害を起こすことも知られている。水質汚濁に係る環境基準及び水道水質基準では、亜硝酸性窒素と硝酸性窒素を合わせて10mg/ℓ以下と定められている。

浄化槽

水洗し尿を沈殿分離あるいは微生物の作用による腐敗又は酸化分解等の方法によって処理し、それを消毒し、放流する施設をいう。浄化槽には、大きく分けて単独処理浄化槽と合併処理浄化槽がある。単独処理浄化槽とは、し尿のみを処理をし、その他の排水（生活雑排水）は未処理のまま側溝等に排水する施設。合併処理浄化槽とは、し尿のほか台所排水や風呂の排水なども含めて（生活排水）処理する方法で、家庭内のほとんどの汚水を処理して排水する方法。

人工林

人為を加えて人工的な造林や天然更新で成立した森林。天然林に対する語。一般的には人工造林による森林を指すことが多く、日本では植栽による造林が普通なので、植栽林と同じように使われる。

振動

公害として問題にされる振動とは、工場等の事業活動、建設作業、交通機関の運行などにより、人為的に地盤振動が発生することにより、建物を振動させて物的被害を与えたり、あるいは、人の日常生活に影響を与えることをいう。

【す】

水銀 (Hg)

常温、常圧で、唯一、液体である金属。常温でも揮発性が高い。銀のような光沢を放つことから、この名がある。無機水銀と有機水銀化合物があるが、種類によって生態に与える影響が異なる。国内で有名な環境汚染である水俣病の原因物質は、メチル水銀であった。中枢性運動障害や知覚障害、聴覚障害などの症状がでる。水質汚濁に係る環境基準（総水銀）及び水道水質基準（水銀）では0.0005mg/l以下と定められているが、検出されないことが望ましい。水銀及びその化合物は、有害大気汚染物質に該当する可能性のある物質（248物質）の中でも、健康リスクがある程度高い優先取組物質の一つに選定されている。

水源かん養

森林に降った雨などの降水が、地中に浸透し地下水となり蓄えられ、洪水や渇水を緩和するとともに、河川流量を一定以上に維持し、良質な水を供給する働きのこと。

水素イオン濃度 (pH - potential of hydrogen)

水溶液中の水素イオン濃度 (H^+) の逆数の対数をとったものをいう。水の水素イオン濃度は、水中で生ずるあらゆる化学及び生化学的変化の制約因子となっており、また、分析におけるいろいろな化学反応の重要な制約因子でもある。7.0を中性とし、これより小さい数値が酸性、大きい数値がアルカリ性。水質汚濁に係る環境基準は、類型により6.0以上8.5以下、または6.5以上8.5以下と定められている。また、水道水質基準では、5.8以上8.6以下と定められている。

スラグ碎石

道路用鉄鋼スラグのことをいい、道路の路盤及び加熱アスファルト混合物に使用する鉄鋼スラグについて、JIS A5015に規定されているものを指す。

道路に用いる鉄鋼スラグには、高炉スラグと製鋼スラグを単独又は組み合わせて路盤材として製造したもの、鉄鋼スラグを加熱アスファルト混合物及びれき青安定処理（加熱混合）に用いる骨材として製造したものがある。

【せ】

生活環境項目

公共用水域の水質の環境基準は、「生活環境項目」と「健康項目」との二つに分類される。生活環境項目は、川や海などの水の汚れを物理的（*pH*、*SS*等）な面、あるいは生物の生育環境（*BOD*、*D**O*等）の面から見た12項目が設定されている。

生活環境項目の名称は、環境基本法第16条の「・・・人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」に由来している。生活環境項目の環境基準は、河川、湖沼、海域の三つに分類されており、各水域の利水目的に応じて、環境大臣または都道府県知事が水域類型の指定を行い、各水域ごとにその類型に対応した基準値が設定されている。

生活排水

私たちが日常生活を営む上で出す排水のことで、炊事・洗濯・入浴などによる排水（生活雑排水）と水洗トイレから出る排水（し尿）を合わせたもの。1人1日当たりの生活排水は、約250～300ℓといわれている。生活排水は、河川等の公共用水域の大きな汚濁原因になっている。

生態系

ある地域に生息する生物群集と、それらの生活に関与する環境要因（気象・土壌・地形・光・温度・大気等）を合わせた、ひとつのまとまり。エコシステム。海洋生態系・砂漠生態系・森林生態系・都市生態系等の区分もあり、地球全体を一つの生態系とみなすこともある。

生物化学的酸素要求量（*BOD* - *Biochemical Oxygen Demand*）

河川の水質の汚染度合いを表す指標で、好気性バクテリアが水中の有機物を酸化分解するのに要する酸素量（通常、20℃、5日間で消費された溶存酸素量（*DO*））を表したもの。*mg* / ℓで表し、一般にこの値が大きいと、その水は有機物による汚濁が進んでいることを示す。自然現象を利用した測定であり、自然浄化能力の推定や生物処理の可能性等に役立つ。魚類に対しては、溪流等の清水域に生息するイワナやヤマメなどは2*mg* / ℓ以下、サケやアユなどは3*mg* / ℓ以下、比較的汚濁に強いコイやフナなどでは5*mg* / ℓ以下が必要とされている。対象は、河川。水質汚濁に係る環境基準（生活環境項目）は類型により異なり、1～10*mg* / ℓ以下と定められている。

生物の多様性

地球上の生物の多様さと自然の営みの豊かさを指し、遺伝子、種、生態系など全てを包括する言葉。生態系は、多様な生物が生息するほど健全であり、安定しているといえる。生物種、生態系及び遺伝子の多様性を保護するため、生物の多様性に関する条約が採択され、我が国では1993（平成5）年5月に批准した。

セレン（*Se*）

金属セレンは灰色の光沢のある固体で、自然界に多く存在する。セラミックス、半導体、光電池、整流器等として、広く使用されている。また、セレンは微量必須元素であるが、過剰摂取により中毒症状を示す。水質汚濁に係る環境基準及び水道水質基準では、0.01*mg* / ℓ以下と定められている。

ゼロエミッション

産業界における生産活動により排出される廃棄物（エミッション）を、ゼロにする社会システムのこと。循環型産業システムを目指し、製造過程を再編成することにより、新しい産業集団を構築しようとする考え方。国連大学が提唱した概念。

【そ】

騒音

望ましくない音をいう。人間の主観的判断によるものであって、聞かされる側にとっては、時間帯

と音量によっては音楽も騒音となる。一般的に、生理的影響（聴覚障害、睡眠妨害等）、心理的影響（うるささ、会話障害等）、社会的影響（地価の低下、家畜への影響等）を与える音とされる。

主な発生源は、自動車、工場、建設作業音であるが、近年では、カラオケ、家庭用エアコン等による近隣騒音が問題となってきている。一般環境や道路騒音について環境基準があるほか、工場や建設現場、自動車の騒音は騒音規制法により規制されている。

総水銀（*T-Hg*）

無機水銀、有機水銀、金属水銀をあわせた、水銀及びその化合物の総称。水質汚濁に係る環境基準（総水銀）及び水道水質基準（水銀）では、 $0.0005\text{mg}/\ell$ 以下と定められているが、検出されないことが望ましい。

【た】

ダイオキシン類

ダイオキシン類は、塩化フェノール類を原料とする農薬やPCB製品に含まれるほか、塩素を含む有機物の不完全燃焼等や、ごみ焼却炉の灰、自動車排ガス、漂白用に塩素を使用する製紙工場の排ガス等に含まれるといわれている。ポリクロロジベンゾーパラジオキシン（PCDD：75種）、ポリクロロジベンゾフラン（PCDF：135種）、コプラナーPCB（Co-PCB：13種）が含まれる。これらの物質は構造や毒性が類似していることから、一括して生体影響評価が行われる傾向にあり、平成11年7月に制定されたダイオキシン類対策特別措置法でも、PCDD、PCDFとCo-PCBをまとめてダイオキシン類と定義している。

これらの毒性、塩素の数と位置によって異なる。最強とされているのは2,3,7,8-四塩化ジベンゾジオキシン（TCDD）で、これをダイオキシンと呼ぶこともある。2,3,7,8-TCDDは、ベトナム戦争で枯葉作戦に使用された除草剤（2,4-D等）に不純物として含まれていたため、人や生態系に深刻な被害を及ぼしたことが知られている。また、残留性、蓄積性が高く、肝臓や皮膚に障害を引き起こし、強い催奇形性や発ガン性をもつことが確認されている。ダイオキシン類の毒性を評価する際には、最も強い毒性を示す2,3,7,8-TCDDの毒性に換算することとされており、毒性換算後の値を毒性等量（TEQ）として表す。環境基準は、大気 $0.6\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ 以下、水質 $1.0\text{pg-TEQ}/\ell$ 以下、土壌 $1,000\text{pg-TEQ}/\text{g}$ 以下と定められている。

大腸菌群数

大腸菌群とは、大腸菌及び大腸菌と性質が似ている細菌の数のことをいう。細菌分類学上の大腸菌よりも広義の意味で、グラム染色陰性、無芽胞性の桿菌で乳糖を分解して酸とガスを形成する好気性または通性嫌気性菌をいう。また、大腸菌群数とは大腸菌群を定量的に表したもので、検水1ℓ中の大腸菌群の集落数又は検水100ml中の大腸菌群の最確数（MPN - most probability number）で表される。大腸菌群数は、し尿汚染の指標として用いられている。大腸菌自体は無害であるが、消化器系感染症は常に大腸菌と一緒に存在するため、大腸菌の検出は消化器系感染症の存在を疑うことができる。河川での大腸菌群数の環境基準値は類型別に定められており、 $50\text{MPN}/100\text{ml}$ 以下～ $5000\text{MPN}/100\text{ml}$ 以下となっている。

大腸菌数

し尿汚染の指標として大腸菌群数が採用されてきたが、令和4年4月に大腸菌数に見直された。大腸菌数は大腸菌を定量的に表したもので、検水100ml中の大腸菌を培養し、発育したコロニー形成数（CFU - Colony Forming Unit）で表される。河川での大腸菌群数の環境基準値は類型別に定められており、 $20\text{CFU}/100\text{ml}$ 以下～ $1000\text{CFU}/100\text{ml}$ 以下となっている。

択伐

主伐の方法の一つ。木材として利用できる大きさになった樹木を、概ね30%以内の伐採率で部分的

に伐採する方法。

炭化水素（HC）

水素原子と炭素原子とからなる、有機化合物の総称。完全に酸化すると、水と二酸化炭素になる。

炭化水素は全ての有機化合物の基本となるものであり、天然には石油や天然ガス、ゴムやテルペンなどの中に存在している。石油系燃料や有機溶剤の主成分。光化学的活性の低いメタン（ CH_4 ）を除いた非メタン炭化水素は大気中で窒素酸化物と反応し、オゾンをはじめとする光化学オキシダントを生成する。生成物質は大気汚染源となるため、光化学オキシダント生成防止のための濃度の指針が定められている。

【ち】

地域森林計画

都道府県知事が、全国森林計画に即し、民有林について森林計画区別に5年ごとに10年を一期として立てる計画。地域的な特性に応じた森林整備及び保全の目標等を明らかにするとともに、市町村森林整備計画の策定に当たっての指針となる。渋川市は「利根下流森林計画区」にあたる。

チウラム（ $C_6H_{12}N_2S_4$ ）

農薬。白色の固体。チオカーバメイト系の殺菌剤として、種子消毒、茎葉散布剤として単独で、あるいは他剤と混合して使用される。この物質は分解が早いいため、環境中での寿命は短いと考えられる。水質汚濁に係る環境基準では $0.006mg/l$ 以下、水道水質管理目標設定項目の対象農薬リストの目標値では $0.02mg/l$ 以下と定められている。

チオベンカルブ（ $C_{12}H_{16}ClNOS$ ）

農薬。無色の液体。ベンチオカーブとも呼ぶ。水田除草剤として用いられ、雑草の発芽期ないし生育初期に散布する。水質汚濁に係る環境基準及び水道水質管理目標設定項目の対象農薬リストの目標値では、 $0.02mg/l$ 以下と定められている。

地下水

地殻内部に存在する水を指す。雨水が地下に浸透して地下水となり、砂礫層を中心とする帯水層で飽和している。帯水層は不圧帯水層と被圧帯水層とに区別され、前者は、透水性の地質と不透水性の地質（不透水層）に挟まれている帯水層をいい、地表からの降雨や河川等からの浸水によって水が補給されている。後者は、不透水性の地質（不透水層）に上下を挟まれている帯水層をいい、不圧帯水層に比べて水の出入りが少なく、水圧が高くなる。また、浅い地下水を掘った井戸を浅井戸、深い地下水を掘った井戸を深井戸という。

地下水は、生活用水（飲料用、調理用、浴用等）、工業用水（飲食品製造業、原料用、洗浄用、冷却用等）、農業用水等、各種の用途に利用されている。近年では、市街化の進行に伴って、涵養能の高い農地、空地、林などが宅地や舗装道路に変わり、雨水などによる地下水涵養が阻害されつつある。地下水は地盤を構成する要素の一つであり、これが少なくなると地盤沈下が起こる。また、トンネルや大きなビルなどの地下構築物が地下水の流れを遮断することによる、井戸の枯渇も多くなってきている。

地球温暖化

人間活動の拡大により、二酸化炭素等温室効果ガスの大気中濃度が増加し、地球上の平均気温が上昇することをいう。地球温暖化によって、海面上昇や気候の変化など、自然の生態系や人間活動への大きな影響が懸念されている。

地球環境問題

オゾン層の破壊、地球温暖化、酸性雨、有害廃棄物の越境移動、海洋汚染、野生生物の種の減少、熱帯林の減少、砂漠化、発展途上国の公害の9項目が、地球環境問題として分類されている。地球環境問題は、被害・影響が一国内でとどまらず、国境を越え、地球全体に影響を及ぼす問題である。

窒素化合物

物が燃える際に、空気中の窒素が酸素と結合して窒素酸化物 (NO_x) が必ず発生する。発電所や工場のボイラー、自動車エンジンなどの高温燃焼の際に一酸化窒素 (NO) が発生し、その後さらに酸化されて、安定した二酸化窒素 (NO_2) となる。通常、この一酸化窒素 (NO) と二酸化窒素 (NO_2) とを合わせて、窒素酸化物 (NO_x) と呼ぶ。窒素酸化物は、それ自体が人の健康に影響を与えるほか、紫外線により光化学反応を起こし、オゾンなどの光化学オキシダントを生成する。二酸化窒素に係る環境基準では、1時間値の1日平均値が0.04ppm から0.06ppm までのゾーン内またはそれ以下であることと定められている。

【て】

テトラクロロエチレン (C_2Cl_4)

有機塩素系化合物の一種。合成物質で、天然には存在しない。エーテルに似た臭気がある、無色透明の液体。揮発性が高いため、環境中では主に大気に移行し、一部は地下浸透して地下水に達する。地表水に放出されたテトラクロロエチレンは、主に揮発によって水中から除かれる。主にドライクリーニング剤として用いられるほか、医薬品、香料、溶剤に使用される。肝臓、腎臓障害や中枢神経障害を起こす。水質汚濁に係る環境基準及び水道水質基準では、0.01mg/ℓ以下と定められている。また、有害大気汚染物質に係る環境基準では、年平均値0.2mg/m³以下と定められている。テトラクロロエチレンは、有害大気汚染物質に該当する可能性のある物質(248物質)の中でも、健康リスクがある程度高い優先取組物質の一つに選定されている。

テレメーターシステム

テレメーターとは、遠隔測定のこと。遠隔地点(子局)の観測データを自動的に観測または検知して電気信号に変換したのち、中央監視局(中央のデータ収集地点)へ(無線等)送信する。中央監視局ではその信号を受信し、これを記録又は表示する。これら一連の機器類(測定器、無線等の送受信設備、計算機等)を含めた通信設備を、テレメータシステムという。

天然更新

植林等が人為によらずに天然の力によって森林の造成を行うこと。自然に落ちた種子の発芽や樹木の根株からの萌芽等による。

天然林

主として天然の力によって造成された森林。天然林には稚樹(幼樹)が不足する部分へ苗木を植栽するなど一部に人為を加えたものも含まれる。

【と】

銅 (Cu)

赤色の光沢のある金属で、結晶は立方晶系。展性・延性・加工性に富む。乾燥した空気中では安定しているが、湿った空気中に長時間おくと、炭酸水素化塩を生じて緑色の緑青が金属の表面を覆う。

銅は、ヘモグロビン合成、正常な造骨作用など、人体を正常に機能させる上で必要不可欠な微量必須元素の一つ。吸収されると、たんぱく質と結合される。銅が欠乏すると、ヘモグロビンの成分が減少し、貧血になったり、骨折・変形が起こりやすくなる。銅が過剰に体内に取り込まれると、毒性を発する。水道水質基準では、1.0mg/ℓ以下と定められている。

特定建設作業

建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音又は振動を発生させる作業であって、騒音規制法、振動規制法、都道府県条例で定められるもの。特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとするときは、事前に市町村長への届出を必要とする。

特定施設

大気汚染、水質汚濁、騒音、振動などの公害を防止するために、公害規制関係法令の規制の対象となっている施設。工場・事業場が特定施設を設置しようとするときは、事前に都道府県知事への届出を必要とする。

特別管理産業廃棄物

産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性、その他の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのある性状を有するものを、特別管理産業廃棄物として区別している。このうち、特にポリ塩化ビフェニル（PCB）を含む産業廃棄物等は、特定有害産業廃棄物としてより厳しい基準が設けられている。

都市生活型公害

自動車による大気汚染、生活排水による水質汚濁、近隣騒音など、都市活動あるいは市民一人ひとりの生活様式に起因する公害のこと。

土壌汚染

人体に有害な物質（重金属、油類、揮発性有機化合物等）が、地表以下の地層や地下水に浸透することをいう。有害物質が土壌の持つ浄化能力を超えて過剰に入ると、土壌が持つ諸機能が損なわれ、地下水汚染を始めとした環境汚染が引き起こされる。一度汚染された土壌環境を再び回復することは、非常に困難である。

トリクロロエチレン（ C_2HCl_3 ）

有機塩素化合物の一種。合成物質で、天然には存在しない。無色透明の液体で、不燃性。揮発性が高いため、主に揮散して大気へ移行する。一方、比重が重く、土壌吸着能が低いため、地下水汚染を引き起こす。主に、金属機械部品等の脱油洗浄に用いられるほか、ドライクリーニング、香料等の抽出、染料の溶剤等に使用される。人体への影響としては、肝臓、腎臓障害、中枢神経障害が知られている。水質汚濁に係る環境基準では $0.01\text{mg}/\ell$ 以下、水道水質基準では、 $0.01\text{mg}/\ell$ 以下と定められている。また、有害大気汚染物質に係る環境基準では、年平均値 $0.13\text{mg}/\text{m}^3$ 以下と定められている。有害大気汚染物質に該当する可能性のある物質（248物質）の中でも、健康リスクがある程度高い優先取組物質の一つに選定されている。

【な】

ナノグラム（ng）

1ngは、10億分の1gのこと。

鉛（Pb）

蒼白色の金属。やわらかく重い。古くから人類に利用されてきた金属の一つで、現在でもその錆びにくさや加工しやすさを利用して、鉛管、板、蓄電池等、金属のまま使用されるほか、その化合物も広く利用されている。人体への影響としては、貧血や中枢神経等への影響がある。水質汚濁に係る環境基準及び水道水質基準では、 $0.01\text{mg}/\ell$ 以下と定められている。

【に】

二酸化炭素 (CO₂)

動物の呼吸や石油、石炭などの化石燃料の燃焼によって発生する気体。炭酸ガスともいう。大気の一成分であり、一般的には400ppm程度の濃度といわれている。それ自体は有害ではないが、地上から放出される熱を吸収する温室効果があり、その濃度が高まると地球温暖化を招く。

二酸化炭素の排出量は、化石燃料の大量消費が始まった18世紀半ばの産業革命以降、急激に上昇した。二酸化炭素の排出抑制は地球規模の課題で、近年、気候変動に関する国際連合枠組条約など、国際的な取り組みが進められている。

【の】

ノニルフェノール (C₁₅H₂₄O)

世界で初めて外因性内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）に特定された、無色ないしは淡黄色の粘性の液体（室温）。淡いフェノール臭を有する化学物質。界面活性剤、エチルセルロースの安定剤、油性フェノール樹脂、エステル類などの窒素を含む中間物の合成原料、殺虫剤、殺菌剤、防かび剤、洗剤、油性ワニス、ゴム助剤、加硫促進剤、石油系製品の酸化防止剤および腐食防止剤などに広く用いられている。環境省は2001年8月、このノニルフェノールについて、一般環境中の濃度でも、メダカのオスの精巣に卵子のもとになる卵母細胞ができるとする報告書をまとめている。

【は】

パーフルオロカーボン類 (PFCs)

1980年代から半導体のエッチングガスとして使用されている化学物質で、人工的温室効果ガス。ハイドロフルオロカーボン類ほどの使用量には達しないものの、最近、使用量が急増している。二酸化炭素の6,500～9,200倍の温室効果を持つ。1997年に採択された京都議定書で、削減対象の温室効果ガスの一つとされた。

排出基準

大気汚染防止法において工場などに設置されるばい煙発生施設で発生し、排出口から大気中に排出されるばい煙の量の許容限度をいう。

排水基準

水質汚濁防止法に基づき、工場などが公共用水域へ排出する排水中の濃度規制値のこと。

ばい煙

大気汚染防止法において、①燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物、②燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん、③物の燃焼、合成、分解等の処理（機械的処理を除く）に伴い発生するカドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、フッ素・フッ化水素及びフッ化珪素、鉛及びその化合物、窒素酸化物を、ばい煙という。

ばい煙のうち、硫黄酸化物は四日市喘息の原因物質とされ、窒素酸化物も呼吸器系に対する有害性が知られている。また、硫黄酸化物や窒素酸化物は、酸性雨の原因でもある。

ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)

塩素を含まず、オゾン層を破壊しないことから、代替フロンとしての使用が急増しているフロンガスの一種。冷媒のほか、スプレー、クッション芯材などにも使われている。自然界には存在しない温室効果ガスで、二酸化炭素の140～11,700倍と強力な温室効果をもつ。1997年に採択された京都議定

書で、削減対象の温室効果ガスの一つとされた。

【ひ】

ピコグラム (pg)

1pg は、1兆分の1g のこと。

微小粒子状物質 (PM2.5)

微小粒子状物質は、大気中に浮遊する粒子状物質のうちでも特に小さいものをいう。呼吸器の奥深くまで入り込みやすいことなどから人への健康影響が懸念されており、欧米諸国では独立の項目として環境基準値が設定されている。日本においてもこのような状況を踏まえ、中央環境審議会における審議を経て、微小粒子状物質に係る環境基準を平成21年9月9日に告示。生成過程によって分類すると、ディーゼルエンジン、工場・事業場での燃料の燃焼などの発生源から直接排出される一次粒子と、大気中での光化学反応等によりガス成分（窒素酸化物 (NOx)、硫黄酸化物 (SOx) 等) から生成される二次粒子に分けられる。微小粒子状物質に係る環境基準では、基準値は1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であることと定められている。

砒素 (As)

金属状砒素は、金属と非金属の中間的性質をもち、灰白色の金属光沢のもろい結晶。砒素の地殻中の存在量は $1.8\text{mg}/\text{kg}$ で、多くは硫化物として産出する。海中には $2\mu\text{g}/\ell$ 程度含まれているが、一般河川にはあまり含まれていない。しかし、温泉水など火山地帯の地下水には、数十 mg/ℓ の高濃度で含まれていることがある。砒素は昔から毒薬として知られてきたが、現在では半導体の原料、医薬品、農薬、防腐剤など広く利用されている。

急性中毒の症状としては、腹痛、嘔吐、下痢、筋肉痛、筋肉の痙攣等が2週間後にあらわれる。さらに、四肢の感覚異常、角化症、運動と感覚の不調等が1か月後にあらわれる。砒素中毒による事故としては、乳分の安定剤への砒素混入が原因とされる森永砒素ミルク事件（昭和30年）がある。また、鉱山操業時の環境汚染が原因とされる慢性砒素中毒が、宮崎県土呂久鉱山及び島根県笹ヶ谷鉱山の周辺地区で発生している。

水質汚濁に係る環境基準及び水道水質基準では、 $0.01\text{mg}/\ell$ 以下と定められている。また、有害大気汚染物質に該当する可能性のある物質（248物質）の中でも、健康リスクがある程度高い優先取組物質の一つに選定されている。

【ふ】

フェノール (C₆H₅OH)

白色又は淡紅色の結晶塊状で、大気から水分を吸収して液状になる。特有な臭気をもつ。フェノールは、主に、消毒剤、防腐剤として、また、合成樹脂、合成繊維、爆薬、農薬、染料などの原料としても利用される。フェノール自身は $0.1\text{mg}/\ell$ 程度では異臭を感じないが、フェノールを含む原水を塩素処理すると、反応してクロロフェノールを形成し、水道水に異臭味を与える。

フェノール類は自然水に含まれることはなく、フェノールやクレゾールを原料とする化学工場や石炭ガスプラント等の排水に含まれている。また、アスファルト舗装の道路に流れた雨水等から検出されることがある。フェノール類は、人の組織に著しい腐食作用をもつ。皮膚その他の粘膜から吸収されて中枢神経系に毒作用を及ぼすほか、多量の内服は、消化器系粘膜の炎症や腹痛、嘔吐、血圧降下、過呼吸、痙攣等の急性中毒症状をもたらす。水道水質基準では、 $0.005\text{mg}/\ell$ 以下（フェノール類）と定められている。

フェノール類とは、フェノール（石炭酸）やその誘導体であるクレゾール等を総称したもの。

フッ素 (F)

常温では、二原子分子 F_2 からなる黄緑色、特異臭のある気体。液体は淡黄色で、低温になると無色に近づく。天然には単体として存在せず、螢石 (CaF_2)、氷晶石 (Na_3AlF_6) などとして産出する。ハロゲン元素の1つ。主な用途としては、ふっ素系樹脂等の製造原料、侵食作用を利用したガラスのつや消し等。人体への影響としては、中枢神経障害が知られている。水質汚濁に係る環境基準及び水道水質基準では、 $0.8mg/\ell$ 以下と定められている。

浮遊物質 (SS - Suspended Solids)

水中に浮遊又は懸濁している直径 $2mm$ 以下の粒子状物質のことで、粘土鉱物による微粒子、動物プランクトンやその死骸、下水、工場排水などに由来する有機物や金属の沈殿物が含まれる。浮遊物質が多いと透明度などの外観が悪くなるほか、魚類のえらがつまって死んだり、光の透過が妨げられて水中の植物の光合成に影響することがある。

河川での基準値（水質汚濁に係る環境基準）は類型により異なり、 $25mg/\ell$ 以下～ $100mg/\ell$ 以下となっている。

浮遊粒子状物質 (SPM - Suspended Particulate Matter)

大気中に存在する粒子状物質のうち、粒子の直径（粒径）が $10\mu m$ ($0.01mm$) 以下の非常に細かい粒子と定義される。その小ささのため、軽く、すぐには落下せずに大気中に浮かんで（浮遊）いる。

浮遊粒子状物質の発生源は多種多様で、自然界に由来するものとしては、風により地表から舞い上がった細かな土壌粒子（代表的なものとしては、春先に中国大陸から風で運ばれてくる黄砂）、火山の噴火により上空に吹き上げられた火山灰、海水が蒸発したあとに残る海塩粒子などがある。人工的なものとしては、工場や事業場、自動車、船舶などで使われる燃料などが燃焼する過程で発生する「すす」など。

浮遊粒子状物質は気管に入りやすく、また、特に粒径が $1\mu m$ 以下の粒子は気道や肺胞に沈着しやすいため、呼吸器疾患の原因になる。このため、浮遊粒子状物質は代表的な大気汚染物質の一つとして、大気汚染防止法で規制・監視の対象となっている。大気汚染に係る環境基準では、1時間値 ($0.20mg/m^3$ 以下) 及び1日平均値 ($0.10mg/m^3$ 以下) が定められている。

フロン (CFC)

正式にはクロロフルオロカーボンといい、炭化水素に塩素やフッ素が結びついた化合物の総称。オゾン層を破壊する原因物質の一つであるといわれており、特にオゾン層を破壊する程度の強い特定フロンは、モントリオール議定書に基づいて1995（平成7）年末で生産が全廃された。大型冷房用冷媒、エアゾール製品の噴射剤、電気冷蔵庫、エアコン、カーエアコンなどの冷凍・冷房用冷媒などがある。

粉じん

物の破碎、選別その他の機械的処理又はたい積に伴って発生し、又は飛散する物質のことをいい、法律では特定粉じんと一般粉じんに分類される。特定粉じんとは、粉じんのうち、石綿その他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質で政令で定めるものとされており、現在、石綿が特定粉じんに指定されている。一般粉じんとは、粉じんのうち特定粉じん以外のものをいい、大気汚染防止法では一定規模以上の一般粉じんを発生する施設を「一般粉じん発生施設」として規制している。



ベリリウム (Be)

常温、常圧で、安定な結晶構造は六方最密充填構造。硬くて脆い銀白色の金属で、空気中では表面に酸化被膜ができて内部を保護するため安定に存在できる。酸にもアルカリにも溶ける。ベリリウムにアルファ線を照射すると、中性子を放出する。原子炉での中性子反射減速材、ベリリウム-銅合金（抗張力で弾性が大きい性質を持つ）として利用される。ベリリウムは、極めて毒性の高い元素で、

人体に入ると特に深刻な慢性肺疾患を引き起こす。ベリリウムの主要鉱石は緑柱石やベルトラン石といったものがあり、緑柱石のうち、特に色の優れたものはエメラルドとして珍重されている。ベリリウムとその化合物は、有害大気汚染物質に該当する可能性のある物質（248物質）の中でも、健康リスクがある程度高い優先取組物質の一つに指定されている。

ベンゼン（ C_6H_6 ）

揮発性有機化合物の一種。無色透明の液体で、特有の臭いがある。水中でのベンゼンは、主として大気への蒸発によって除かれる。大気中では、太陽光下で光化学反応を受けて消失する。染料・医薬品・農薬等の様々な化学品の合成原料、溶剤、抽出剤等に広く用いられている。人体への影響としては、発ガン性が懸念されるほか、白血病や再生不良性貧血の要因となる。

ベンゼンによる事故では、昭和32年から35年にかけて、大阪でビニール履物製造作業従事者に発生した中毒事件がよく知られている。水質汚濁に係る環境基準及び水道水質基準では、 $0.01mg/\ell$ 以下と定められている。また、有害大気汚染物質に係る環境基準では、年平均値 $0.003mg/m^3$ 以下と定められている。ベンゼンは、有害大気汚染物質に該当する可能性のある物質（248物質）の中でも、健康リスクがある程度高い優先取組物質の一つに指定されている。

ベンゾ(a)ピレン（ $C_{20}H_{12}$ ）

3,4-ベンゾピレンあるいは3,4-ベンツピレンとも呼ばれ、ベンゼン環を5つもつ縮合多環式芳香族炭化水素で、淡黄色の結晶又は粉末。石炭からコークスを製造する際の副産物であるコールタール中に存在するほか、自動車の排気ガスやタバコの煙などにも含まれており、燃料などの燃焼によっても非意図的に生成される物質の一つ。ベンゾ(a)ピレンは、発ガン性の疑いがある物質とされており、有害大気汚染物質に該当する可能性のある物質（248物質）の中でも、健康リスクがある程度高い優先取組物質の一つに指定されている。

【ほ】

ホウ素（B）

黒色のかたい固体で、通常、ホウ砂やホウ酸の形で使用されている。植物にとっての必須元素。主な用途は、金属精錬時の脱酸剤、原子炉の中性子吸収剤、防腐消毒剤、ガラス、陶磁器皮なめし等で、広く使用されている。ホウ素による中毒症状は、胃腸障害、皮膚紅疹、抑うつ病を伴う中枢神経症等がみられる。水質汚濁に係る環境基準値及び水道水質基準では、 $1mg/\ell$ 以下と定められている。

ポリ塩化ビフェニル類（PCBs - Polychlorinated biphenyls）

粘性のある油状物質で、天然には存在しない合成有機塩素系化合物。化学的に不活性なために分解が困難だが、耐熱、耐酸、耐アルカリ性で電気絶縁性が高いなど、工業的には理想的なものとして、電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体、ノーカーボン紙など様々な用途に使用された。1970年代には、アザラシや他の野生動物の繁殖に害を与えることが発見された。また、日本では、昭和43年にカネミ油症事件が発生するなど、生体・環境への影響が明かになり、昭和47年に製造が中止された。PCBは、ポリ塩化ビフェニル化合物の総称であり、その分子に保有する塩素の数やその位置の違いにより、理論的には209種類の異性体が存在する。なかでも、コプラナーPCBの毒性は極めて強く、ダイオキシン類として総称されるものの一つとされている。化学物質審査規制法に基づく第一種特定化学物質及び「POPsに関するストックホルム条約」の対象物質に指定されており、水質汚濁に係る環境基準は、検出されないことと定められている。

ホルムアルデヒド（ $HCHO$ ）

強い刺激臭のある無色・引火性の気体で、揮発性有機化合物の一種。各種樹脂の原料として、住宅用建材や家具の接着剤などに広く用いられている。温度や湿度が高いと、揮発しやすくなる。機密性の高い新築家屋などでは強い刺激臭を発生して人の皮膚や眼を刺激するほか、化学物質過敏症（シック

ハウス)の原因物質と指摘されている。水溶液のホルマリンは、消毒剤や防腐剤に使われる。ホルムアルデヒドは、有害大気汚染物質に該当する可能性のある物質(248物質)の中でも、健康リスクがある程度高い優先取組物質の一つに指定されている。

【ま】

マイクログラム (μg)

重量の単位で、百万分の1グラム。

松くい虫

マツノマダラカミキリ(カミキリ虫)を媒介とした約1ミリメートルのマツノザイセンチュウ(線虫)が、松の樹体内で活動することにより、通水阻害を起こして松が衰弱、枯死することから名付けられた通称。線虫自体は移動できないが、樹内でカミキリ虫の体内に侵入し、カミキリ虫の羽化、移動することにより被害が拡がり、日本各地で松枯れ問題となっている。

マンガン (Mn)

銀白色の金属。常温、常圧で、安定な構造は立方晶(硬いが非常にもろい)。空気中では酸化皮膜ができ、赤みがかった灰白色になる。マンガン鋼の原料や、鋼材の脱酸素剤などに使用される。また、マンガン電池の正極に使われる(二酸化マンガン)。人体にとっては微量必須元素で、代謝に関係し、消化などを助ける働きもある。毒性としては、神経症状、全身倦怠感、頭痛、関節痛などがあげられる。水道水質基準では、 $0.05\text{mg}/\ell$ 以下と定められている。また、マンガンとその化合物は、有害大気汚染物質に該当する可能性のある物質(248物質)の中でも、健康リスクがある程度高い優先取組物質の一つに指定されている。

【め】

メタン (CH_4)

無色無臭の、空気より軽い可燃性の気体。炭素と水素からなる各種炭化水素(C_nH_m)のうちで、最も分子量の小さいもの。自然界では、湿原や湖沼などにたまった有機物が、水中で腐敗、発酵して発生する。また、人工的な発生源としては、天然ガスの採掘、家畜や水田など農業に起因するもの、あるいは埋立地における腐敗、発酵などがある。

都市ガスに用いられている液化天然ガス(LNG)の主成分であるほか、水素やメタノールなどの製造原料となっている。メタン自体は、通常、人体に有害ではないため、環境基準はない。しかし、二酸化炭素の21倍の地球温暖化係数(二酸化炭素を基準とした時の各物質の温暖化をもたらす程度を示す数値)をもつため、京都議定書において、6種類の温室効果ガスの一つとして排出量抑制の対象となった。

【も】

モニタリング

監視、観察、探知、記録すること。環境モニタリングは、環境への影響を常に測定・監視することにより、環境に配慮した活動等につなげていくためのもの。

【ゆ】

有害大気汚染物質 (HAPs - Hazardous Air Pollutants)

継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で、大気汚染の原因となるもの。大気汚染防止法で規制対象となっている硫黄酸化物や塩素などのばい煙と、石綿などの特定粉じんは、除外される。有害大気汚染物質は、大気汚染防止法で「継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれのある物質で大気汚染の原因となるもの」と定義されているが、具体的な物質名は明示されていない。

2010年10月の中央環境審議会の答申（今後の有害大気汚染物質対策のあり方について-第九次答申）では「有害大気汚染物質に該当する可能性のある物質」として248物質が示され、そのうち健康リスクがある程度高いと考えられる23物質が「優先取組物質」として選定された。

有害鳥獣

農林業や人身等に被害を及ぼす野生鳥獣のことで、渋川市ではイノシシ、ニホンジカ、アライグマ、ハクビシン、タヌキ、キツネ、カラス、キジバト、ドバトを対象としています。被害の状況によってはツキノワグマなども追加されます。

【よ】

要請限度

自動車騒音又は道路交通振動により、道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると市町村長が認めるとき、道路管理者に対し自動車騒音・道路交通振動の防止のため舗装、維持又は修繕の措置をとるべきことを要請し、または都道府県公安委員会に対し道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請する際の基準をいう。

溶存酸素量 (DO - Dissolved Oxygen)

水中に溶け込んでいる酸素の量で、河川や海域での自浄作用や魚類等の水棲生物には不可欠なもの。水中の酸素の溶解度は水温、塩分、気圧等に影響され、水が清澄であればあるほどその温度における飽和量に近い量が含まれる。逆に、汚水や塩化物イオンを含む水や水温の高い水ほど、DOの値は小さい。一般に、魚介類が生存するためには3mg/ℓ以上、好気性微生物が活発に活動するためには2mg/ℓ以上が必要といわれている。河川での環境基準値は類型別に定められており、2mg/ℓ以上～7.5mg/ℓ以上となっている。

【り】

リサイクル (Recycle)

日常生活や経済活動から毎日大量に排出される廃棄物を、単に燃やしたり埋め立ててしまうだけでなく、もう一度資源として有効に利用することをリサイクルと呼ぶ。一般的には「資源や廃棄物の再利用・再資源化」という意味で使われている。

新聞紙や牛乳パックなどの古紙から再生紙をつくったり、生ごみから堆肥をつくったりして、資源や廃棄物を再利用・再資源化することにより、省資源・省エネルギー、環境保全、廃棄物の減量化といった効果が期待できる。

リデュース (Reduce)

廃棄物をリユース、リサイクルする前に、発生自体を抑制する手法。事業上では、原材料の効率的利用や使い捨て製品の製造・販売等の自粛、製品の長寿命化など、製品の設計・製造から流通段階までの配慮が必要とされる。また、市民生活上では、使い捨て製品や不要な物を購入しないこと、廃棄物を分別・減量して、家庭からの発生量削減に努めることなどがある。

リユース (Reuse)

再使用、再利用すること。リサイクル（再資源化）と近い概念だが、リサイクルは、使用済みのものを使用前の状態に戻して使用したり、別のものに變化させてもう一度利用すること。それに対し、リユースは、あるものをその状態や役割のまま長く使用し続けること。

猟友会

猟友会は狩猟のための公益団体で、大日本猟友会と各都道府県猟友会があり、野生鳥獣の保護、有害鳥獣の駆除、狩猟の適正化を事業の基本施策としており、会員の狩猟中の事故に対する共済事業も行っている。群馬県猟友会には各ブロックごとに支部があり、渋川地区には渋川猟友会（渋川、伊香保、小野上、北橋地区）と渋川北部猟友会（子持、赤城地区）の2つがある。

市が捕獲業務を委託している捕獲隊は、渋川猟友会、渋川北部猟友会の両会長及び各捕獲隊の隊長から推薦された猟友会員で構成されている。全ての猟友会員が捕獲隊員として推薦されているわけではなく、見回り等の市が委託している業務に従事できる会員が推薦されている。

林業作業道

森林整備の促進を図る目的で、林業機械の走行を想定した道

林業専用道

幹線となる林道と林業作業道をつなぎ、木材の搬出機能の向上を図る目的で、大型トラックによる木材の搬出を想定した必要最小限の規格構造の道

林道

効率的な森林の整備、地域産業の振興等を図る目的で、地域の基盤となる一般の車両の走行を想定した道

【ろ】

六ふっ化硫黄（SF₆）

無色、無臭、不燃性の安定な気体。もともと自然界には存在しなかった気体で、人間が化学的に作り出したもの。遮断機や乾式変圧器の絶縁媒体などとして用いられている。二酸化炭素の23,900倍の地球温暖化係数（二酸化炭素を基準とした時の各物質の温暖化をもたらす程度を示す数値）をもつため、京都議定書において、6種類の温室効果ガスの一つとして排出量抑制の対象となった。

【B】

BOD（*Biochemical Oxygen Demand*） →生物化学的酸素要求量

【C】

COD（*Chemical Oxygen Demand*） →化学的酸素要求量

【D】

DDT（*Dichloro Diphenyl Trichloroethane*） →ジクロロジフェニルトリクロロエタン

DO（*Dissolved Oxygen*） →溶存酸素量

【 P 】

p H (*potential of hydrogen*) →水素イオン濃度

p p m (*parts per million*)
濃度の単位。質量百万分率（100万分の1）。

p p m C (*parts per million Carbon*)

大気中の炭化水素類を表す単位で、1ppmCとは、空気1m³中にメタンに換算された物質が1cm³含まれる場合をいう。

【 S 】

S S (*Suspended Solids*) →浮遊物質

令和5年度版 渋川の環境 — 令和4年度施策及び調査結果の年次報告 —

令和6年3月発行

編集 市民環境部環境森林課

発行 渋川市

〒377-8501

群馬県渋川市石原80番地

TEL 0279-22-2111

FAX 0279-24-6541

URL <http://www.city.shibukawa.gunma.jp>
